板随大學論系

政治・経済・法律研究

第 18 巻 第 2 号

2016年3月

論文	
初期ウィリアム・ペティの社会・経済構想 (3)大倉 正規	雄 (1)
アメリカ合衆国憲法と同性婚 — Obergefell 判決をめぐって —	聡 (55)
土地工作物をめぐる帰責理論の再検討 「事実上の管理」と「瑕疵」を中心として奥田 進-	→ (87)
日本におけるメインバンクシステムの変化と 企業のリストラクチャリングとの関係性について石崎 篤!	史 (111)
資 料	
資料 イタリアの新親子法 — 2012年・2013年の民法典改正 —椎名 規	子 (135)
拓殖大学 研究所紀要 投稿規則	(173)
「政治・経済・法律研究」執筆要領	(176)

初期ウィリアム・ペティの社会・経済構想 (3)

大 倉 正 雄

要 旨

W・ペティは経済学の最初の著書『租税貢納論』を刊行した 1662 年よりもずっと以前から,経済科学の創造に取り組んでいた。処女作『ハートリブへの助言』においてすでに,ベーコン主義者として実験哲学を駆使しながら,交易を帰納的に分析把握しようと努めている。彼はこの処女作を刊行した頃に,論説「交易の解明」を執筆した。この論説では処女作におけるよりももっと積極的に,交易の科学的探究を試みている。ここではベーコン主義者として実験哲学を用いるのではなく,ホッブズが『物体論』で体系化したような幾何学的演繹法にもとづいて,経済科学の創造に力を注いでいる。この論説には,当の新興科学の輪郭が処女作におけるよりもいっそう鮮明に描き出されている。その後ペティは,王政復古期を迎えて創設された王立協会のメンバーに選ばれたが,その頃からきわめて精力的に経済学の著作を相次いで執筆することになる。彼はこれらの著作を,ベーコンの帰納的方法か,ホッブズの演繹的方法かのどちらかに依拠しながら書いている。これら二つの根本的に対立する方法の双方を受容しながら,経済科学の創造に力を注いでいる。新しい学問分野の開拓に取り組んでいた彼にとっては,二つの互いに相容れないように思える方法論的立場のあいだを,思考錯誤しながら絶えず往反する必要があったのである。

キーワード:交易の解明,幾何学,ホッブズ,『物体論』,王立協会

目 次

はじめに

- 第1章 青年ペティの知的遍歴
- 第2章 ハートリブ・サークルのキリスト教的教育論
- 第3章 ジョン・ミルトンのエリート教育論 (以上、第15巻第2号/2013・3、掲載)
- 第4章 実験哲学の教育機関 ——『ハートリブへの助言』の構想(i) ——
- 第5章 実験哲学の研究機関 『ハートリブへの助言』の構想(ii) —
- 第6章 実験哲学の企図 —-『ハートリブへの助言』の構想師 (以上, 第17巻第1号/2014・9, 掲載)
- 第7章 ホッブズ主義の経済科学 ―― 草稿「交易の解明」の幾何学的分析 ―― (以下,本号)
- 第8章 ペティと王立協会

むすび

第7章 ホッブズ主義の経済科学 — 草稿「交易の解明」の幾何学的分析 —

周知のように、ペティの最初の経済学の著書は『租税貢納論』(1662年)である。彼はこの書物を書いて「経済学の父」になったといえる。しかし彼は、この書物の執筆において初めて、経済科学の創造を目指したわけではなった。この書物を書いて即座にこの新しい科学を生みだしたわけではなかった。彼はハートリブ・サークルに加わって、学問的営為を本格的に開始した1646年からすでに、この新しい学問分野の開拓に意欲を燃やしていた。彼の処女作『ハートリブへの助言』には、新興科学の開拓に強い関心を抱いて、交易の探究に取り組んでいるのが見られる。確かに、この処女作に経済科学の誕生を見ることはできない。しかしその萌芽ならば、そこに窺うことができる。

それだけではない。彼は処女作を刊行したのと同じ頃に、交易に関する3編の草稿を書いている。「交易誌」、「イングランドの観察」("Observation of England")、「交易とその拡大とについての解明」――以下、「交易の解明」と略称――が、それである。これら3編のうち、「交易誌」がベーコンから影響をうけた、「交易の自然誌」作成のプランを記述した草稿であることは、すでに見た。「イングランドの観察」は、当時のこの国における経済状態を全般的に概観することを意図して綴られた短い草稿である。これら3編の論説のうちで最も重要で興味深いのは、「交易の解明」である。これは他の2編と同様に、極めて短い草稿にすぎない。ところが、それは大きな精力を傾注して執筆された、他の2編とは比較にならないほどに重厚な論説である。ここには、処女作におけるよりももっと明瞭に、交易の本性を究明してその一般法則を把握しようとする明確な意図が見られる。経済科学が誕生する兆しが鮮明に読みとれる。こうしてペティは、23歳の頃からすでに経済科学の創造に精力的な意欲を燃やしていたといえるのである。いずれにせよ、彼の初期草稿「交易の解明」が、足を踏み込んで検討するに値する論説であることは、いうまでもない(**)。

「交易の解明」は、二つの部分によって構成されている。その前半部においては、「定義」 (Definitions) という表題のもとに、交易に関する簡潔な叙述が幾つか列記されている。後半部においては、交易の拡大に関する比較的長い叙述が重ねられている。この論説は草稿として綴られた断片的なものにすぎないけれども、そこで意図されている立論の組み立て方は決して単純ではない。この論説の前半部と後半部とは、序論と本論というような単純な関係ではなく、方法論的に有機的な繋がりをもって構成された複雑で密接な関係にある。双方のうち、前半部は記述がさほど長くはないから、煩を厭わないでその全文を以下に引用しておきたい。

定義 (Definitions)

商品(Commodities)は、人々が必要・装飾・娯楽・防護などのために使用する事物である。

たとえば、食肉・飲料・衣服・家屋・武器など、その大部分が税関の関税率表 (Booke of Rates) に列挙されているような事物である。

交易(Trade)は、商品を作り、集め、分配し、交換することである。

貨幣(Mony)は、商品の共通の尺度である。あらゆる人々を互いに結びつける絆である。商品の等価物である。

必需品(Necessaries)は、人がそれを欠いたばあいには、生まれながらにして可能な健康と体力とを保ちながら、人間の寿命の通常の期間を生きぬくことができなくなるような商品である。 富裕な(Rich)は、自分自身が使用できるよりも多くの商品をもっている[状態の]ことである。

力(Power)は、他人から商品を取り去ることができることである。

¢大な人々(*Great Men*)は、多くの人々に対して力をもっている [人々の] ことである。

比較的富裕な、力がある、偉大な(Rich, Powerful, Great in comparison)は、全世界、或る主権者の臣民、或る地域の住民、その他或る種族・階級・宗派の人々のうちの半分が、他の半分のいかなるものよりも、いっそう多くの富や力や偉大さをもっている[状態の]ことである。

労働(Labor)は,人々がそれに無理なく耐えることができる時間だけ,商品のためにおこなう単純な運動(simple motions)である。

熟練(Skill)は、かなり準備を重ねた修練なしにはおこなえないことを、おこなうことができることである。

技法 (Art) [は], 商品を生産している多くの人々がもつ、労働および熟練と同じようなものである。

貨幣利子(Interest of Mony)は、貸し手が自分の貨幣 [の使用] を一定期間我慢することに対して、借り手が貸し手に与える、元金を超過するところのもの [=貨幣] である。

為替料(Exchange of Mony)は、一方が或る別の場所で同じ金額を得るために、他方に対して与えるもの「=貨幣」である。

共通価格 (Common price) は、1人の成人男子の日々の労働である。

ここには全部で 15 の叙述が列記されている。それぞれの叙述の主語には、「商品」・「交易」・「貨幣」などの語句が置かれている。これらの語句は、草稿「交易誌」において列挙されている、収集されるベきデータの項目と同様に、交易に関する用語である。しかし、ここでの「商品」・「交易」・「貨幣」などの語句は、そのようなデータとして収集される対象となる事物の名称ではない。そもそも、この前半部の記述は「自然誌」とも、それにもとづいて推理が展開される帰納法とも関係がない。ここで列記された叙述は、「定義」という表題が示しているように、主語に

置かれた「商品」・「交易」・「貨幣」などの語句を定義したものである。これらの語句は、交易誌が包含する項目のような、交易に関する単なる用語ではない。それらは相互に緊密に絡み合った関係をもつ、交易に関する基本的な概念である。

結論から言えば、ペティは「交易の解明」を執筆するにさいして、実験哲学から影響を受けて いない。彼はベーコンの帰納法ではなく、ホッブズの幾何学的演繹法を受け継ぎながら、この論 説を書いている。ホッブズが『リヴァイアサン』(Leviathan, 1651) を執筆するにさいして,幾 何学から強い影響をうけていることは, 周知に属する。その第1部第4章には, 幾何学は「神が これまで人類に与えて下さった唯一の科学である」2 という叙述が見られる。彼は 1629 年に,ク リフトン卿の息子(Gervaise Clifton)の家庭教師としてヨーロッパに旅行した。そのときにジェ ノヴァの聖職者プレヴォー(Pierre Prévost, 1549-1639)の図書室でユークリッドの『原論』 (命題 47) に出会って、「幾何学との恋」に陥った(3)。彼は、この学問の根底に貫かれている「人 間精神の光は明確な言葉(Words)である」という,確たる信念に魅了された。正しい推理は 言葉の正確な定義によってもたらされる,という信念である。彼はこの学問を賞讃しながら,次 のように述べている。「幾何学…においては、人々は彼らの語(words)の意味を決定すること から始める。この意味の決定を、彼らは定義(Definitions)と呼び、それを彼らの計算(reckoning)の初めに置くのである」⁽⁴⁾、と。ペティが「交易の解明」において影響をうけているのは、 この幾何学的演繹法である。この方法においては、データ分析にもとづく帰納的推理ではなく、 名辞の定義にもとづく演繹的推理を通じて、科学的探究が進められる。彼はこの論説では、帰納 法ではなくこの演繹法を駆使しながら、交易の本性を究明しようと試みている。その前半部では 交易に関する名辞を定義し、その後半部ではそれが定義された命題を踏まえて、交易の運動法則 についての「計算」(=思考)を試みている。

ペティは『ハートリブへの助言』においては、論究にさいしてベーコン哲学から影響を受けていることを明らかにしている。ところが草稿「交易の解明」には、ホッブズの名も、その著作名も窺うことはできない。したがって、彼がこの論説で演繹的推理を展開するにさいして、ホッブズの幾何学的方法から直接に影響を受けていることを示す、決定的な証拠はない。けれども、それを示す状況証拠ならば、幾つか挙げることができる。

「交易の解明」は、『リヴァイアサン』(英語版)の刊行(1651 年)に先立つ 1647 年頃に執筆された。このことは、「交易の解明」がホッブズのこの主著から影響を受けて綴られた論説であるという推測を、全面的に退けているように思える。ところが事情はもっと複雑で、さほど簡単に答は出せない。ペティが『リヴァイアサン』の刊行に先立って、この書物の内容 — その少なくとも一部 — を知っていたという可能性は、十分にあるからである。フィッツモーリスはこのような可能性を擁護しながら、次のように述べている。ペティがパリでホッブズに出会った1645 年頃には、ホッブブはすでに『市民論』(De Cive、1642)の出版を終えていて、主著『リヴァイアサン』の刊行に向けて準備を進めていた。したがってその頃、「ホッブズがこれらの著作の

ペティは「交易の解明」を執筆するにさいして、直接には『リヴァイアサン』よりもむしろ 『物体論』から影響をうけているように思える。「交易の解明」は演繹法を踏まえて書かれた論説 であるが,『物体論』はその第1部「論理学」(Logica/Logic)において,幾何学的演繹法につ いて体系的に論じているからである。その演繹法とは、『リヴァイアサン』が方法的基礎として 踏まえている幾何学的手法であり、「分析的方法」(methodus analytica/analytical method) と「総合的方法」(methodus synthetica/synthetical method)とから成る,知識を獲得する ための哲学の方法である。この方法はJ・ワトキンスによれば、ユークリッドの幾何学だけでは なく,さらにパドヴァ学派の分解と構成の方法からも影響をうけて編み出されたものである®。 そのパドヴァ学派とは、16世紀にヤコポ・ツェバッラ(Jacopo Zeballa, 1532-89)が中心となっ て形成された学派であり、その分解と構成の方法とは、ガリレオが天体の観測にさいして、また ホッブズの親友であったウィリアム・ハーヴェイが肉体の解剖にさいして用いた演繹的手法であ る⁽⁹⁾。そうであれば、ペティがこのハーヴェイの手法を受け継いだ『物体論』第1部の草稿に関 心を向けた可能性は、なおいっそう高い。解剖学者であったペティにとって、ハーヴェイは自分 の専門分野の開拓者だったからである。また、彼がホッブズとの会話を通じて、分解と構成の方 法を知った可能性はきわめて高い。双方がパリで一緒に読んだ『人体の解剖』の著者ヴェサリウ スは、ハーヴェイが学んだパドヴァ大学の創設者だったからである。なおペティが、1655年に 刊行された著書『物体論』を読んだ証拠はある。彼が晩年に、息子に読むように勧めた幾つかの 書物のタイトルを書き記した草稿が残されているが,そのなかにホッブズの「市民論」とともに 「論理学」(Hobs Logick & De Cive)が含まれている。この「論理学」は『物体論』第1部を 指すものである、と思える(10)。

いずれにせよ、ペティの論説「交易の解明」を、ホッブズが『物体論』で論じている幾何学的

演繹法に照らし合わせて検討してみることは、十分な意義があると思える。確かに、この論説が直接に『物体論』に依拠して書かれていることを示す、決定的な証拠はない。しかしながら、ホッブズが論じているこの幾何学的手法は、17世紀の精密科学が採用していた主要な思考様式の一つであった。そうであるとすれば、― たとえ「交易の解明」が『物体論』とは直接に触れ合わなかったとしても ― 当時広まりつつあった幾何学的演繹法に依拠して綴られたペティのこの論説を、ホッブズの方法論を分析的枠組みとして用いながら検討してみることは、有益であると思えるのである。そこでまず、「交易の解明」を検討する前に、『物体論』第1部「論理学」で展開されている方法論を見ておきたい。

ホッブズは第1部「論理学」での論述を第1章「哲学について」(De Philosophia/Of Philosophy)から始めている。その議論の内容は、哲学の定義・目的・対象・諸部門について述べたものである。ペティが『物体論』のこの箇所の初期草稿を眼にする機会があったかどうかは、もとより定かではない。しかしながらこの箇所には、経済科学の開拓に強い意欲を燃やしていた彼の関心を引いたと思える事柄が幾つか記されている。

まず、ホッブズは哲学を次のように定義している。「哲学は、結果あるいは現象について、それらの抱かれた原因あるいは生成から、また逆に、ありうる現象の原因ないし生成について、[それらの]知られた結果から、正しい推理を通じて獲得される認識である」⁽¹¹⁾ と。すなわち、哲学は推理にもとづいて獲得する、事物の結果(effectus/effects)と原因(causa/causes)とについての知識である、というのである。そして、このうち結果(=現象)についての知識は、原因(=生成)についての最初の知識から、原因についての知識は、結果についての最初のそれから獲得される、というのである。さらに彼によれば、知識はここでは理性推理によって獲得されるのであり、感覚や記憶や深慮によっては獲得されない。理性の働きによらないで、感覚や記憶や深慮だけによって獲得された知識は、哲学の知識ではない。「感覚と記憶は、すべての動物とともに人間にとって共通のものである。それらは…自然によって即座に与えられるのであり…哲学が存するところのものではない」「122。また、深慮はすでに経験した事柄にもとづく期待以外のものではなく、哲学の知識と見なされるべきではない。

こうしてホッブズによれば、哲学においては推理が決定的に重要である。彼はその推理について、次のように述べている「私は推理(ratiocinatio)によって、計算(computatio)を意味する」 $^{(13)}$ 、と。すなわち、推理とは計算であるというのである。「推理すること(ratiocinari)は加えることと分割することと同じである」 $^{(14)}$ 。したがって、彼によれば、「すべての推理は $\hat{\mathbf{L}}$ $\hat{\mathbf{L}}$

は運動に、時間は時間に、質の程度はその程度に、活動は活動に、理解することは理解することに、割合は割合に、言葉は言葉に、名辞は名辞に(これらから哲学のすべての種類は成る)付け加えることと、取り去ることができるからである」(**)、と。つまり、ここでいう「計算」は数字を用いておこなわれるいわゆる計算ではなく、哲学が関わるあらゆる事柄を足したり引いたり(掛けたり割ったり)する思考である、というのである。「われわれが加えたり差し引いたりするどのようなものも、すなわち理性へもたらすどのようなものも、熟考すること (considerare)と称せられる」(**)。それだけではない。推理は計算であると彼は述べながら、その推理という用語をさらに合成(構成)・分解という意味で用いている、といえる。その理由はこうである。彼は「推理することは加えることと分割することと同じである」と述べている。ところが、この叙述における「加えること」(addere)は合成するという、「分割すること」(dividere)は分解するという意味を含んでいるからである。そうであるとすれば、彼が哲学における知識は推理(計算)によって獲得されるというとき、思考のなかで事物を分解したり(差し引いたり)合成したり(加えたり)することが、哲学であると理解されていることになる。

次にホッブズは、哲学の自的について述べている。「哲学の目的ないし目標は、われわれの利益のために、予見する結果を利用できたら良いということである」 (19)、と。すなわち、「人間の生活にとって利益」 (20) となる成果を生みだすことが、その目的であるというのである。人間の実益をもたらすことが、哲学の効用であるというのである。彼は哲学の目的という点に関してさらに、「科学は力のためにある」 (21) — 「知識の目的は力である」 (22) — と述べている。これは、ベーコンの「知は力なり」という考えに共感して発せられた言葉である。哲学(科学)が獲得する知識は、人間が自然(事物)を、人間の利益となるように操作することを可能にさせる力を秘めているということを、この言葉は含意している。

続いて彼は、哲学の対象について述べている。「哲学の対象、あるいは哲学が関わる題材は、どうにかしてその生成が理解される、すべての物体である。そして、何らかの熟考に従って比較が企てられうる、すべての物体である」(23)、と。生成するすべての物体(corpus/body)が、したがって原因と結果(現象)をもつすべての事物が、哲学の対象であるというのである。換言すれば、それは思考のなかで構成したり分解したりする(加えたり差し引いたりする)ことが可能な物体(事物)である。「そのなかに構成(compositio)と分解(resolutio)が座を占めている物体である。すなわち、生みだされるすべての物体、あるいは、或る属性(proprietas)をもつことが可能であると見なされるすべての物体である」(24)。ところで、このように哲学の対象を生成する物体に限定する彼にとって、神学は哲学の領域には含まれない。神学は生成する物体ではなく、永遠の神を探究の対象とするからである。理性によってではなく霊感や啓示によって、原因・結果をもたない神についての知識を獲得しようとするからである。ところが、哲学は理性にもとづいて、原因・結果をもつ、構成・分解が可能な、事物についての知識を獲得することを眼目とするからである。いずれにせよ、哲学の対象は生成する物体に絞られるべきであるというホッ

ブズの見解には、自然界の諸現象を、作用因によってのみ作動する機械的な運動(因果関係)として解釈する機械論(mechanism)の思想が、その根底にあるといえる。この哲学の対象についての、機械論的な見解は、やがてペティの政治算術に少なからぬ影響を与えることになる。

ホッブズは第1章で最後に、哲学の諸部門について述べている。彼によれば、「哲学の主要な部門は二つである」である。その一つは、「自然体」(naturale/natural body)と呼ばれる自然の製作物(構成物)を対象とする自然哲学(philosophia naturalis/natural philosophy)である。もう一つは、人々の意思と合意によって創設される「国家社会」(civitas/commonwealth)を対象とする政治哲学(philosophia civitas/civil philosophy)である。この政治哲学はさらに、倫理学と(狭義の)政治哲学ないし政治学とに区分けされる。彼はここで、哲学の対象を、生成と属性の知識が獲得できる物体に定めながら、神学を哲学の領域から排除する一方で、政治哲学を自然哲学とともにこの領域に含めているのである。政治哲学を新たに哲学の領域に加えることによって、政治・社会的諸現象を探究する新しい科学を確立しようと意図しているのである。

ところでホッブズによれば、政治哲学と自然哲学との大きな相違は、ただ考察の対象が異なる という点だけにあるのではない。哲学の効用という点でも、もう一つの領域とは性質が幾分か異 なる。彼によれば、哲学の目的は、人類の利益となる知識を獲得することだけにとどまらない。 その獲得した知識にもとづいて、人類の利益となるように事物を改善することが、その究極の目 的である。「すべての探究は、何か或る活動や作業の利益となるがためにおこなわれる」260。そし て、その獲得した知識が実践されることによって、哲学の効用が果たされる。実際のところ、自 然哲学の発達によってさまざまな技法が編み出されている。「物体とその運動とを測定する技法、 最も重いものを動かす技法、建築術、航海術、すべてのことに役立つ道具を製作する技法、天体 の運行・星の様子・時間の動きを計算する技法、全世界の外観を描写する技法」(27) が、それであ る。これらの技法は、人類の生活様式や諸制度を改善して、人類が享受できる主要な利益の増大 に貢献している。「したがって、これらすべての有用性の原因は、哲学 [があること] である」(28) といえる。ところが彼によれば、政治哲学の効用は、自然哲学におけるようにこの哲学を振興す ることによって得られる利益よりもむしろ、それを疎かにすることによって被る災いによって示 される。「道徳・政治哲学(moralis et civilis philosophia)の有用性は,それらが知られてい ることによってわれわれが得る利益よりもむしろ、それを知らないことによって被る災難によっ て、評価されるべきである」(29)。すなわち、政治哲学の真の効用は、それが未発達であることに よって生じる損失によって明らかになる、というのである。より具体的には、それが未発達であ ることが原因で人々が陥る、無秩序や混乱の状態によって知られるというのである。「義務の科 学すなわち道徳科学(moralis scientia)を知らないことから,内乱とそれによる最大の災難が 結果として生じるのであるから、そのような科学を知っていることに、それとは反対のこと [= 平和]による利益の原因があると、われわれは当然考えるであろう」(30)。要するに、ホッブズの 回りくどい議論を整理すれば、政治哲学(道徳科学)の効用は、戦争状態に代えて平和状態をも

たらすという利益にある、というのである。彼はここで、政治哲学の効用を明確にしながら、 国家社会の生成と属性についての知識を獲得する、この新興科学の意義を力説しているといえる。 また哲学の効用は、その知識の実践によって果たされることを強調しながら、平和状態をもたら す国家社会の構築を構想しているといえる。そうであるとすれば、平和状態とともに富裕状態を もたらす国家社会の構築を目指して、その社会における交易の生成と属性についての知識を獲得 する科学が、政治哲学のもう一つの分野として誕生する地平が開けてくるであろう。

ホップズによれば、哲学においては推理が決定的に重要である。科学的知識は感覚や想像ではなく、理性の働きである推理によって得られる。とはいえ彼によれば、科学的知識は理性の働きだけによっては獲得されない。「感覚による知識」 である心像(phantasma/phantasms)を踏まえることなしには獲得されない。したがって哲学は推理からではなく、知覚と想像によって心像(=表象)を抱くことから始まる。「すべてのものの知識の最初の起こりは、感覚と想像とによる心像である」 この心像は、対象となる事物の全体についての知識である。それは、五感を通じて観察された事物全体の外観(\rightarrow 結果)についての知識である。哲学の最初のステップは、知覚により事物全体の知識を獲得することであり、この「全体の観念から、探求することが始まるのである」 ところで彼によれば、心像は、対象全体の現象(\rightarrow 結果)についての知識であるが、科学的知識ではない。対象が心に写しだされたこの映像によって、その対象の原因と結果とについての根源的な理解を得ることはできない。「結果の諸原因はあるということ、その諸原因はどのような対象のなかにあるのかということ,どのような対象において結果をもたらすのかということ,どのような対象において結果をもたらすのかということ」 じゅような事柄を、「感覚による知識」によって知ることはできない。こうして科学的知識を獲得するために、哲学の第2

のステップとして推理が始まることになる。

推理は分析的方法と総合的方法にもとづいて展開される。原因についての知識を、すでに獲得している結果についての知識から得る分解的方法と、その方法によって獲得した原因についての知識から、結果についての知識を得る構成的方法である。したがってホッブズによれば、「推理は構成(compositio/composition)と分割(divisio/division)ないし分解(resolutio/resolution)に存するのである」(36)。表象として把握された事物全体が、まず、その全体を構成する諸部分に分解され、次に、その諸部分が合成されて事物全体が再構成されるのである。このような分解と構成が、思考のなかで推理を働かせながらおこなわれるのである。

そこで推理は、まず分析的方法にもとづいて展開される。その最初のプロセスでは、感覚によってすでに獲得されている、結果についての知識(\rightarrow 心像)から、原因についての知識が獲得される。それはすでに獲得している事物の全体についての知識から、「事物の諸部分の諸原因についての知識」 ($\stackrel{\circ}{}$) を演繹的に導きだす作業である。換言すれば、事物それ自体を直接に分解するのではなく、事物を心像を介して間接的に、思考のなかで分解するのである。そのような事物(\rightarrow 結果)の分解によって、その事物を構成している諸部分(\rightarrow 諸原因)を探求するのである。つまり、結果についての知識にもとづいて、その結果の原因を発見するのである。それでは、このような分解による発見は、具体的にどのような手順でおこなわれるのであろうか。その詳細を理解するには、第2・第3章に遡って、そこで展開されている議論を踏まえて検討することが必要である、と思える。

ホッブズが幾何学から大きな影響をうけていることは、今日では広く認められている。比較的 最近刊行された研究文献においても、このことを強調したものが見られる。S・J・フィンは、 「ホッブズは自分の政治哲学が科学的地位を獲得したのは、それが幾何学を模範にしているから であると確信していた」⁽⁸⁸⁾、と指摘している。また、S・A・ロイドが編集したホッブズ事典 (The Bloomsbury Companion to Hobbes, 2013) には、「幾何学はホッブズの哲学体系において 最も重要な位置を占めていた」(39)という記述が見られる。彼が幾何学から影響をうけていること は、40歳のときにユークリッドの虜となったというJ・オーブリーの証言と、『リヴァイアサン』 における幾何学への賞讃の言葉が、象徴的に示している。ところが、彼がこの学問から強烈な影 響をうけていることは、『リヴァイアサン』におけるよりもむしろ、『物体論』においていっそう 顕著に見られる、といえる。その第1部・第1章・第1項には、「大きさと形との計算がおこな われる,かの哲学部門は際立って洗練されている」(40)という,幾何学を暗に賞讃した叙述が見ら れる。また、本書の論述が「哲学の定義」から始められていることにも、幾何学からの影響が窺 える。それだけではない。第2・第3章は直接的に幾何学から推理の手順を学びながら論述が進 められている。そして第6章には、「自然哲学を探求する者は、幾何学から探求することの基礎 を会得するのでなければ、探求してもむなしい」(41)というようなこの学問を率直に讃美した叙述 が見られる。いずれにせよ、A・P・マーティニッチが指摘しているように、「ホッブズは『物体

論』において、幾何学を最も体系的に論じている」(42)のである。

第2章のテーマは「名辞について」(De Vocabulis/Of Names) である。この箇所には唯名 論(nominalism)を表明した,「普遍性は事物にではなく,語にあるべきであるといえる」(48)と いう叙述が見られる。ホッブズはここでこのような見解を表明することにより、混乱した状態に 陥っているといわねばならない。E・カッシーラーが指摘しているように、彼が唯名論の立場か ら方法論を展開するならば、「彼自身が提案していた論理学的な理想は無に帰してしまう」(44)か らである。こうして本章には、その論述を理解することが困難な事柄が、幾つか横たわっている。 この章の導入部の論旨は明快である。哲学においては名辞が重要であることを力説することか ら,議論が始められている。ホッブズによれば,名辞は符号(nota/marks)と合図(signum/ signs)という二つの役割を果たす。哲学を獲得するには、この二つの機能を担う名辞が不可欠 であるという。まず、名辞は符号として、理性推理を手助けする。理性推理にとって、名辞が符 号として不可欠であることを強調しながら、彼は次のように述べている。「何らかのそのような [名辞による]手助けがなければ、人が推理することによって精神のなかに累積するものは何で あろうとも、直ちに滑り落ちる」(45)、と。すなわち、思考はあやふやで速やかに消え去っていく ものであるから、過去の思考を記録して、のちに思い出させる役割を果たす名辞が必要である、 というのである。次に、名辞は合図として、自分が抱いた思考や発見した事柄を、他の人々に知 らしめる役割を果たす。つまり名辞は、「自分自身にとって役立つ符号」としてばかりではなく、 「他の人々にとって役立つ合図」としての機能をも担う(46)。そして、名辞が合図としての機能を 担うものとして配列されたものが、言葉 (oratio/speech) である。

続いてホッブズは、事物と名辞との関係について論じている。彼によれば、「現実の自然のなかに存在するものは、必ずしも常に名付けられたものと関連しているわけではない」「「いっしたがって、符号としての名辞は、事物それ自体の符号ではない。また、「名辞は、事物それ自体の合図ではない」「「いっしない」である」「「いっしての名辞は、事物それ自体を他人に知らしめようとするものではない。彼によれば、「言葉において整然と配列された名辞は、「心に」受け取ったこと(conceptus)の合図(signa)である」「いっして、「多くの事物に反応して精神のなかで受け取ったことは、個々の生きている事物やその他の事物についての画像(imagines/images)ないし心像(phantasmata/phantasms)である」「いっしまり、ここでの「受けとめたこと」は心像の意である。したがって、合図としての名辞は、知覚にもとづいて抱いた、事物についての心像を、他の人々に知らしめる機能を担うものである。また、そうであるとすれば、符号としての名辞は、知覚によって捉えられた事物の心像の符号であるといえる。もっとも、この点についてのホッブズの記述は明瞭ではない。彼は、自分の思考を他人に表明する機能を担う名辞が、概念の符号であるという明快な記述を見いだすことはできない。しかしながらホッブズによれば、いずれにせよすべての名辞は、或る名付けられたもの「→事物」と関係をもっている」「いっ、名辞は符号として

も合図としても、心像を媒介にしてではあるが、事物に対して付されるものだからである。しかもその名辞が付される事物は、知覚にもとづいて観察することが可能な、原因と結果とをもった物体である。というのも、哲学が対象として見据えているのは、そのような物体であり、神学が対象とするような霊魂や魂ではないからである。こうして彼は、「精神のなかでの、受け取った事柄の構成は…名辞の構成と対応している」「522」、と述べている。すなわち、名辞は精神のなかで概念に即して定められるというのである。この叙述は敷衍して、次のように言い換えることができるであろう。名辞は、心に映しだされた事物の画像(=心像)である概念に即して定められる。したがって名辞は、知覚にもとづいて抱かれる(事物の)心像を媒介にして、事物そのものと対応している。

ところが、ホッブズにおける事物(名付けられるもの)と名辞(名付けるもの)との関係につ いての叙述は、概して断片的で不明瞭で、理解しがたい点が多く含まれている。彼は名辞の役割 について説明したのちに,「あらゆる名辞が,或る事物の名辞であるべき必要はまったくない」, と述べている。たとえば「何もない」という名辞は、或るものの名辞ではない。「無(nihil)の ような語は名辞であるが、それでも事物の名辞であることはできない」(54)。つまり名辞のなかに は、事物についての概念の符号や合図ではないものが、心像を媒介にしてさえ事物と対応してい ないものがある、というのである。続いて彼は、名辞には一つの事物に固有の名辞があるのに対 し、多くの事物に共通の普遍的な名辞があることを指摘したのちに、次のように述べている。 「普遍的(universale) のような名辞(nomen) は、現実の自然のなかに存在している或る事物 の名辞でも、精神のなかで形成された或る観念や心像の名辞でもない。そうではなく常に、或る 語ないし名辞の名辞である」「55、と。すなわち、あらゆる名辞が、名付けられるものと何らかの 関係をもっているのではなく、名付けるもの(=名辞)としか関係をもっていない名辞があると いうのである。このように彼は、本章での趣旨とは相容れないような見解を幾つか断片的に示し たのちに、後段に至って、「陳述(dictum)が普遍性に由来するように、普遍性は事物ではなく 語(voces)の賜物であると考えられるべきである」(56) という, 唯名論を表明している。しかし ながら、このような言説にもかかわらず、ホッブズは唯名論を基軸にして論究を進めてはいない。 外界から遮断された精神のなかで名辞を配列することを通じて、事物とは繋がりをもたない概念 における普遍性という問題を深く考察してはいない。彼はあくまで経験的事象を踏まえて思考を 巡らせるという基本的な姿勢を貫きながら、事物における生成の普遍的・一般的法則を発見しよ うとしている。彼が提案している哲学の方法は,そのような姿勢にもとづいて事物の法則を発見 することを意図するものである、といえる。

第3章のテーマは、「命題について」(De Propositione/Of Proposition)である。「命題は、哲学が前進する第一歩である」⁽⁵⁷⁾。この叙述が示しているように、ホッブズによれば、哲学は本格的には命題から始まる。名辞は理性推理にとって不可欠であるが、名辞を定めても推理は始まらない。理性推理は名辞を結合しながら、命題を提起することから始まるのである。彼は、哲学

ホッブズはこのように命題を定義したうえで、その詳細について次のように論じている。命題は二つの名辞によって構成されているが、その二つは同じ事物の名辞であり、一方の名辞は他方の名辞によって包含されている。命題はそのような要件を満たしていなければならない。たとえば「人間は動物である」という言葉は、このような要件を満たした真の命題(true proposition)である。ここでは「人間」と「動物」という二つの名辞が、Be 動詞(est/is)によって結合されているが、「人間」と「動物」は共に同じ事物の名辞であり、前者の名辞は後者のそれによって包含されている。人間と呼ばれるものは、動物と呼ばれるあらゆるものによって包み込まれている。そして前者は一般に主語、後者は述語と呼ばれる。ところが、「人間でないものは、犬である」というのは真の命題ではなく、虚偽の命題である。ここでは主語「人間でないもの」は、述語「犬」によって包含されていないからである。人間ではないと呼ばれるもの(たとえば猫)は、犬と呼ばれるあらゆるものによって包み込まれていないからである。

なおホッブズは、「いつも真実である命題」(®1) を必然的命題(necessary proposition)と呼んで、偶然的命題(contingent proposition)から区別している。この必然的命題は真の命題と同義であるように思えるが、そうではない。たとえば「あらゆる人間はうそつきである」という命題は、あらゆる人間がうそつきであるばあいには、確かに真の命題である。このばあいには、主語「あらゆる人間」は、述語「うそつき」と呼ばれるすべてのものによって包み込まれているからである。ところが、この命題はそのようなばあいでも、必然的命題ではない。「うそつき」という名辞は、「人間」という名辞と等値であるような複合名辞(たとえば「生きている、理性のある肉体」)の一部分をなすものではないからである。つまり、この命題は永遠に真実ではないからである(®2)。このような命題の区分は、真の命題の意味を把握するうえでは有益であるかもしれない。しかし、この種の区別が、彼の哲学と直接にどのような関係にあるのかは、よく分からない。

ホッブズは真の・虚偽の命題、必然的・偶然的命題という区分以外にも、幾つかの観点から命題を二つの種類に区分している。そのなかでとくに留意すべきは、第一命題(primary proposition)とそうでない命題(nonprimary proposition)との区分である。彼によれば、この二つの命題のうち科学的論究において用いられるのは、第一命題だけである。これは、述語の位置にある名辞による、主語の位置にある名辞の定義がおこなわれている命題である。たとえば「人間

は、生きている、理性のある肉体である」は、第一命題である。これは「人間」と「生きている、理性のある肉体」という二つの名辞(ホッブズの哲学においては、「生きている、理性のある肉体」という複合名辞は、一つの名辞と見なされる) (63) が結合されて生まれた命題である。この命題においては、主語に置かれた名辞「人間」は、述語に置かれた名辞「生きている、理性のある肉体」によって包含されている。そして名辞「人間」が、諸名辞「肉体」・「生きている」・「理性のある」によって構成されていることが示されている。さらにそうすることにより、主語に置かれた名辞「人間」の内容が、述語に置かれた複合名辞「生きている、理性のある肉体」によって明確に限定され、解明されている。名辞「人間」が、諸名辞「肉体」・「生きている」・「理性のある」によって構成されていることが、理性推理によって証明されている。つまり、「人間」は「生きている、理性のある肉体」であると定義されている。このような命題が、第一命題である。こうして彼は、「第一命題は、定義ないし定義の部分以外のものではない。そしてこのような命題だけが、証明の原理である」(64) と述べている。

ところが、ホッブズによる第一命題についての説明は、決して十分ではない。そもそも彼は、 第一命題ではない命題については、何も説明していない。そのことは、第一命題についての理解 を困難にしている。彼によれば,「人間は動物である」はおそらく第一命題ではないであろう。 述語に単一の名辞が置かれているこの命題においては、主語に置かれている名辞「人間」の内容 は、十分に定義されていないからである。実際のところ彼は第6章において、「どのような名辞 [→人間] も何か或る一つの語 [→動物] によっては、定義されない」(65) と述べている。またマー ティニッチの解釈によれば、数学や哲学において自明の真理と見なされる公理や公準は、ホッブ ズのいう第一命題ではない。たとえば幾何学における,「直線は二つの点のあいだに引くことが できる」という公準が、それである(66)。この公準は真の命題である。しかもこの命題においては、 述語に複合名辞「二つの点のあいだに引くことができる」(ホッブズの理解によれば、第1文型 の命題においては、動詞である語は名辞である)が置かれている。しかしここにおいても、主語 に置かれた名辞「直線」の内容は,述語に置かれた名辞によって明確に限定されていない。「二 つの点のあいだに引くことができる」が、直線の定義であるとはいえない。こうして、ホッブズ による命題についての議論には理解が困難な点が幾つか含まれている。とはいえ彼の哲学がいず れにせよ、第一命題 — むろん真の命題 — を提起することから本格的に始められることは、明 らかである。

ホッブズにおいて、推理は分析的方法を展開することから始められる。このことは第2・第3章の議論を踏まえて、推理は第一命題を提起することから始められると言い換えることができる。 彼の哲学においては、推理することは定義することであり、定義することは分解することだからである。これは彼の方法の根幹をなす事柄であるから、少し丁寧に見ておきたい。

分析的方法は、知られた結果によって、その結果の原因を発見する方法である。すでに獲得している、或る事物の全体(→結果)についての知識にもとづいて、その事物の全体を構成してい

る諸部分(→原因)についての知識を獲得する方法である。ここにおける,すでに獲得している知識とは,個別的事物についての「感覚による知識」である。知覚を通じて把握された,事物の概念(心像)である。また,事物の全体を構成している諸部分とは,その事物の普遍的で純粋な諸原因である。ここでは,後者の諸原因についての知識が,前者の概念を分解することによって獲得されるのである。たとえば,知覚を通じて把握された正方形の概念が,推理を働かせながら精神のなかで分解されることにより,この概念を形作っている諸部分(諸原因)についての知識が獲得されるのである。すなわち,正方形の概念のそのような分解により,「正方形は,一定数[=四つ] の [長さが] 等しい直線と [四つの] 直角とによって境界を区切られた平面」(67) であるという知識が,獲得されるのである。正方形を構成している諸部分(諸原因)は,「線,区切られた(表面を囲む)平面,角,まっすぐであること,正確,等しいこと」(68) などであるということが,発見されるのである。換言すれば,事物の原因についての知識は,その事物についての第一命題を提起することによって獲得されるのである。第一命題「正方形は…平面である」を掲げることを通じて,その事物の名辞「正方形」を定義することにより,獲得されるのである。というのも,「定義された名辞は,合成された全体であり,定義はその合成された全体を諸部分に分解すること」(68) だからである。つまり名辞の定義は,概念の分解だからである。

なお、分析的方法によって発見されるのは、事物の普遍的で純粋な諸原因である。事物それ自体の諸原因ではなく、事物の概念を構成する諸原因である。たとえば、頭・肩・腕のような人間それ自体の諸部分ではなく、人間の本性を構成する形・量・運動・理性のような偶有性(accidents)である。この方法によって分解されるのは、確かに個別的な事物の概念である。しかしながらそのような概念の分解によって、個別的な事物の本性のなかに含まれている、普遍的な諸原因(諸部分)についての知識が獲得されるのである。こうしてホッブズは、「普遍的なものは、個別的なものの本性のなかに含まれるのであるから、理性によって、すなわち分解によって、引き出されねばならない」「「「なべている」をのようにして発見される、普遍的で純粋な諸原因とは、同じ名辞がつけられた事物のすべてに共通であるような諸原因である。或る名辞の事物(→人間)を別の名辞の事物(→犬)から区別するような普遍的な諸原因(偶有性)である。いずれにせよホッブズによれば、「事物の普遍的な観念を探究する方法は、純粋に分析的である」「こ」。

さてここで、ホッブズの分析的方法を念頭に置いて、ペティの論説「交易の解明」それ自体の検討に入ることにしょう。ペティが『物体論』の草稿を直接に眼にしているのか否か、その幾何学的な科学の方法を直接に受け継いでいるのか否かは、もとより定かではない。しかしながら、彼がホッブズと同様に、幾何学に対して重きを置いていたことは、確かである。彼は晩年においてではあるが、サウスウェルに宛てた書簡(1685年9月21日付)で、「最も優れた幾何学者は最も賢明な人で、最も賢明な人はこれまでに最も優れた幾何学者を生んだと私は思う」(72)、と記している。そうであるとすれば、幾何学から着想をえて考案されたホッブズの分析的・総合的方法に、彼が少なからぬ関心を寄せたであろう可能性は十分にあると思える。少なくとも、幾何学

からの影響が窺える「交易の解明」をホッブズの方法に照らして検討してみることには、十分に 意義があると思える。

論説「交易の解明」の前半部には、「定義」という表題が付されている。その表題のもとに、「商品」・「交易」・「貨幣」・「労働」など、交易(経済活動)に関する名辞を主語に置いた、15の言葉が配列されている。ホッブズの名辞と命題についての議論を踏まえて、これらの言葉を検討するならば、「交易の解明」が同じ頃に執筆された草稿「交易誌」とは、性質がまったく異なる論説であることが分かる。「交易の解明」は実験哲学ではなく、幾何学的演繹法の影響を受けて書かれた論説である。

前半部において列記された 15 の言葉は、そのほとんどが二つの名辞を結合することによって 構成された命題である。たとえば、「貨幣は、商品の共通の尺度である」という言葉は、「貨幣」 という名辞と「商品の共通の尺度」という複合名辞との結合によってなる命題である。しかもこ こでは,主語に置かれた名辞「貨幣」が,述語に置かれた複合名辞「商品の共通の尺度」によっ て包含されている。すなわち、「貨幣」と呼ばれるものは、「商品の共通の尺度」と呼ばれるあら ゆるものによって包み込まれている。したがってこの命題は、真の命題である。それだけではな い。この命題においては、主語である名辞「貨幣」の内容が、述語である複合名辞「商品の共通 の尺度」によって解明されている。理性を働かせながら、貨幣は商品の共通の尺度である、と定 義されている。また、「貨幣」はそのように定義されることにより、「商品の共通の」と「尺度」 とに分解されている。したがって、この命題は第一命題である。これと同じことが、「交易は、 商品を作り、集め、分配し、交換することである」や、「富裕は、自分自身が使用できるよりも 多くの商品をもっている「状態の」ことである」など、他の言葉についてもいえる。これらの言 葉は、すべてが第一命題として綴られたものである。またここには、「比較的富裕な、力がある、 偉大なは、全世界、或る主権者の臣民、或る地域の住民、その他或る種族・階級・宗派の人々の うちの半分が、他の半分のいかなるものよりも、いっそう多くの富や力や偉大さをもっている 「状態の」ことである」というような、かなり多くの名辞の結合からなる命題が見られる。さら に「商品は、人々が必要・装飾・娯楽・防護などのために使用する事物である。たとえば、食肉・ 飲料・衣服・家屋・武器など、その大部分が税関の関税率表に列挙されているような事物である」 というような、名辞「商品」が定義されたのちに、その定義を補足する別の言葉が加えられてい る命題もある。つまり、ここに列記された15の言葉は、そのすべてが第一命題としての基本型 を厳格に整えて書かれているわけではない。とはいえ、これらはすべてが第一命題を提起するこ とを意図して記されたものである。

なお、このようなペティの命題のなかには、主語に置かれた名辞が、ホッブズが『リヴァイアサン』で定義している名辞と同じものがある。「貨幣」・「力」・「主権者」がそれである。ホッブズはこれらの名辞を主語にして、それぞれ次のような命題を掲げている。「貨幣は国家社会の血液である」(『33)、「力は…善だと思われる将来のなにものかを獲得するために…現在もっている道具

である」⁽⁷⁴⁾,「主権者は,彼の臣民たちの平和と防衛に必要な事柄に関する,判定者である」⁽⁷⁵⁾。これらをペティの三つの命題と比較するとき,共に同一の名辞が主語に置かれているにもかかわらず,その定義の内容が異なっていることが分かる。このようなことは道理に反する矛盾したことではない。ホッブズも述べているように,「哲学の或る一部門において定義されている,合成された諸名辞 [→主語に置かれた名辞] が,哲学の別の部門において,違ったふうに定義されることはありうる」⁽⁷⁶⁾ からである。ペティの命題におけるホッブズのそれとの決定的な相違は,「貨幣」という経済的名辞だけではなく,「力」・「主権者」という政治的名辞においても,それらを定義するにさいして「商品」という経済的名辞が用いられている,という点である。このことは,彼の論説のタイトルから推して当然といえるかもしれないけれども,彼の関心が国家社会の交易に向けられていることを明確に示している。いずれにせよ,ペティは「交易の解明」の前半部で,交易に関する第一命題を提起することにより,交易に関する推理を開始していることが,明らかである。

ところでホッブズによれば、哲学においては理性推理が決定的に重要であるけれども、科学的 知識は理性の働きだけによっては獲得されない。科学的知識に到達するには、その前提として、 感覚による知識を獲得しておく必要がある。したがって哲学は実際には、理性を働かせながら第 一命題を掲げることからではなく、感覚と想像を働かせながら、外界の事物を経験的に観察する ことから始まる。そうであるとすれば、ペティの交易に関する命題も、感覚による知識を踏まえ て掲げられたものでなければならない。彼の命題がそのようにして掲げられたものであることを 立証する証拠資料は、もとよりない。けれども、彼の命題をホッブズの言説に依拠して吟味する とき、次のように解釈することは可能である。ペティは「交易の解明」の執筆に先立って、イン グランド・オランダ・フランスの各地を訪れていた。それらの文明国における交易の状態を観察 していた。このような経験的観察を通じて、国家社会における交易の概念(心像)を把握してい た。交易全体(→結果)についての知識を獲得していた。要するに彼の命題は、このような感覚 による知識を踏まえて提起されたものである、と解釈することは可能である。ともあれ、このよ うな経験的観察を踏まえて掲げられらた 15 の命題の主語には、「商品」・「交易」・「貨幣」・「労働」 など交易に関する名辞がそれぞれ置かれている。これら15の名辞は、諸国での観察によって把 握された、交易の概念にもとづいて、国家社会の交易を構成する基本的要因であると理解された ものである。これらの諸名辞のうち,交易の概念の中軸を担っている名辞は,むろん「交易」で ある。また、「交易」と共に重要なもう一つの名辞は、「労働」である。なぜなら、ペティはおそ らくホッブズの見解に依拠して、労働を交易の究極的原因と捉えている、と理解することが可能 だからである。彼の定義によれば、「労働は、人々が…商品のためにおこなう単純な運動である」。 つまり労働は運動である。ホッブズの理解によれば、「運動が運動以外に、他の「運動以外の」 原因をもつということは、考えられない」(***) と述べているように、運動は事物の究極的原因であ る。しかも、そのことは自明の真理である。こうして彼は続いて、「普遍的なものの原因は…自

ずからもしくは自然の表示により明白である。したがって、方法をまったく必要としない。というのは、すべての普遍的なものの、一つの普遍的な原因は、運動(motus)であるから」「「8」、と述べている。いずれにせよペティが、運動が事物の究極的・普遍的原因であるというホッブズの見解に従って、労働=運動という定義を下しているとすれば、彼において、労働は交易の究極的な原因として理解されている、といえる。

検討を急ごう。ペティの第一命題は、ホッブズの分析的方法を念頭において次のように理解することができるであろう。その15の命題において、主語に置かれているのは、交易に関する事物の名辞である。述語に置かれている複合名辞は、主語に置かれた交易の名辞を定義し分解することによって発見された、交易の諸部分(諸原因)の名辞である。つまりここでは、交易の概念が定義され分解されて、その原因が発見されている。たとえば、「貨幣は、商品の共通の尺度である。あらゆる人々を互いに結びつける絆である。商品の等価物である。」という命題が意味するところは、次のように理解できるであろう。ここでは名辞「貨幣」が定義されて、その「貨幣」の諸部分(諸原因)は、諸名辞「商品の共通の」、「尺度」、「あらゆる人々を互いに結びつける」、「絆」、「商品の」、「等価物」などであることが、発見されている。

ところでホッブズによれば、第一命題の提起による事物の概念の分解は、ただ一度だけではな く、繰り返して何度もおこなわれる。彼はこの点について、「彼「=或る人」が金の概念 (conceptum)を自分自身に提示するならば、われわれは [その概念を] 分解することにより、 強固なもの、可視的なもの、重いものについての観念(idea)に到達するであろう。…そして、 最も普遍的なものに到達するまでさらに分解されうる、金それ自体よりも普遍的なその他の多く のものが、現れるであろう」(79)、と述べている。すなわち分解は、事物の概念が最も普遍的な原 因(→運動)に分解されるまで続けられるというのである。そうであるとすれば、ペティにおい ても分解は何度もおこなわれている、と理解できる。15の命題の主語に置かれている、「商品」・ 「交易」・「貨幣」・「労働」などの名辞は、国家社会の交易(経済活動)を構成する基本的要因を なす事物に対して付けられた名辞である。これらの名辞は、文明国の交易状態を観察して把握さ れ、その状態の概念を分解することによって発見された、その諸部分(諸原因)の名辞である、 と理解できる。したがって、15の命題の提起による交易の分解は、二度目の分解であるといえ る。それらの命題においては、交易全般の概念を分解することによって発見された、交易全般を 構成する,15の諸部分(諸原因)の概念が,再分解されていると理解できる。それだけではな い。もっと細微に吟味するならば、15の命題のなかにおいても、分解の論理的順序に段階的な 差異があることが分かる。交易全般の概念を最初に定義して分解している命題は、いうまでもな く名辞「交易」が主語に置かれた命題である。これに対し、最終段階において提起されている命 題は、名辞「労働」が主語に置かれた、「労働は…単純な運動である」という命題である。その 理由はこうである。ホッブズの分析的方法による事物の分解は、運動が究極の普遍的原因である という自明の真理が確認されるまで、何度もおこなわれる。したがって、ペティはその方法に従っ

て,交易を何度か分解したのちの最終段階において,交易の最も普遍的な原因が労働=運動であることを確認した命題を,掲げていると理解できるからである。

なお、分析的方法によって発見される原因は、事物の普遍的で純粋なそれである。確かにこの方法によって分解されるのは、一般的ではなく個別的な事物の概念である。しかしながら分解されるのは、個別的な事物それ自体ではなく、その本性である。したがってこの方法によって発見されるのは、同じ名辞の事物に共通する普遍的な性質の諸原因(諸部分)である。そうであるとすれば、ペティの命題において見られる交易の諸原因(諸部分)は、普遍的で純粋な性質のものである。確かに彼の命題において分解されているのは、イギリス・オランダ・フランスのような特定の国における交易の概念である。しかしながら分解されているのは、これらの文明国における交易それ自体ではなく、その本性である。したがってその分解によって発見されるのは、国家社会の交易の本性を構成する偶有性である。個別的な交易の本性のなかに含まれている普遍的な諸原因(諸部分)である。つまり、15の命題の主語に置かれている名辞(「商品」・「交易」・「貨幣」・「労働」など)と、それらの命題の述語に置かれている多数の諸名辞(「作る」・「集める」・「分配する」・「交換する」・「商品に共通の」・「尺度」など)は、あらゆる文明国における交易に共通する性質の諸原因(諸部分)である。

こうして、草稿「交易の解明」の前半部を検討しただけでも、これが草稿「交易誌」だけではなく、やはり同じ頃に同じテーマを掲げて執筆された草稿「イングランドの観察」とも、性質が異なる論説であることが明らかである。「イングランドの観察」はこの国における土地面積・人口・諸産業の状態について、ただ現状を事実として記述したにすぎない論説だからである⁽⁸⁰⁾。したがってこの論説では、方法論のうえでの実験的な試みはおこなわれておらず、そこに「交易の解明」におけるような才知の閃きを窺うことはできない。いずれにせよペティは、事実を経験的に観察し、それを記述しただけでは、科学的知識を獲得することはできないことを、十分に認識していたのである。

さてホッブズの哲学においては、その後半は総合的方法にもとづいて展開される。分析的方法によって獲得された原因についての知識にもとづいて、結果についての知識が獲得される。すでに発見された原因が、どのようにしてどのような結果をもたらすのかということが、推理によって究明される。ペティの論説(本論)の検討に入る前に、この総合的方法の詳細について見ておきたい。

彼によれば、最も普遍的な究極の原因は運動である。しかもこのことは、自明の真理である。したがってその探究の後半においては、その究極の原因である運動によって、どのように事物が生成されるのかということが解明される、といえる。それだけではない。彼によれば、運動にはさまざまな種類がある。そこで、「どのような運動が、しかじかの結果を生むのかということを探究する」⁽⁸¹⁾ 必要がある。後半においては、そのような探究が総合的方法にもとづいておこなわれるのである。たとえば、幾何学はこの方法により、「どのような運動が直線を、どのような運

動が円を生むのか、ということを探究する」⁽⁸²⁾。また政治哲学は、人々の情念(欲求)という「心の運動の諸原因」が権力によって抑制されなければ、人々が互いに戦争することになる、という道筋を解明する⁽⁸³⁾。いずれにせよ、後半においては総合的方法にもとづいて、結果についての知識が求められる。より具体的には、第一命題の提起によって発見された諸原因を合成することによって、その知識が得られる。定義(分解)によって発見された、事物の諸原因(諸部分)を構成することにより、その事物の結果(全体)についての知識が獲得される。たとえば幾何学においては、正方形の概念(心像)を定義(分解)することによって発見された、正方形の「線」・「区切られた平面」・「角」・「まっすぐであること」・「正確」・「等しいこと」などの諸原因(諸部分)を精神のなかで合成することにより、その諸原因(諸部分)の結果(全体)についての知識が獲得される。このようにして、正方形の原因とその結果との関係についての知識が獲得されて、正方形の全体像(外観)が明確に知られる。要するに総合的方法により、「眼前に提示された個々の諸原因は、或る一定の結果をもたらすために、どのように結合されていなければならないのか」「⁽⁸⁴⁾ということが、究明されるのである。

ところでこのばあい、哲学を始めるにさいして知識の対象となる、事物の概念と、その概念の分析・構成によって発見される知識とは、根本的に性質が異なる。前者は、知覚を通じて把握された、或る個別的な事物それ自体の心像である。それは対象となる事物の全体についての画像であるが、「感覚による知識」にすぎない。これに対し、後者は理性推理を通じて獲得された、事物の全体についての科学的知識である。分析的方法によって分解されるのは、事物それ自体ではなく、その本性である。したがって、この分解によって発見されるのは、事物それ自体ではなく、その本性の諸原因(諸部分)である。すなわち、或る個別的な事物のすべてに共通する偶有性である。また、総合的方法によって構成されるのは、事物それ自体の諸原因(諸部分)ではなく、分解によって発見された、事物の本性の諸原因(諸部分)である。或る個別的な事物の普遍的な諸原因(諸部分)である。したがって、この構成によって精神のなかで再生されるのは、そのような普遍的な諸原因(諸部分)からなる、普遍的な性質の個別的な事物である。しかも、このような分解と構成は、理性推理を働かせながらおこなわれる。いずれにせよ、事物それ自体の概念を分解し構成することによって、事物の全体についての科学的知識が獲得されるのである。

総合的方法がこのようなものであるとすれば、ペティが掲げている第一命題について、次のように理解することができる。たとえば、「貨幣は、商品の共通の尺度である」という命題において、貨幣の概念は「商品の共通の」・「尺度」などの普遍的な諸原因(諸部分)に分解されている。ところがここではさらに、そのような諸原因(諸部分)が構成されて、貨幣の全体についての科学的知識が獲得されている。すなわち、貨幣は「商品の共通の」・「尺度」などの普遍的な諸原因(諸部分)によってもたらされた、その諸原因の結果としての事物であることが完明されている。換言すれば、貨幣のすべてに共通する偶有性は「商品の共通の」・「尺度」などであり、貨幣はそのような偶有性によって構成された個別的な事物であることが示されている。

総合的方法による理性推理の展開は,この限りではない。「感覚から原理の発見「→命題の提 起]にむけて進むのは分析的(analyticus)で,それ以外のものは総合的(syntheticus)であ る」(85)。このホッブズの叙述が示唆しているように,第一命題の提起による諸原因の発見までは, 分析的方法にもとづいて、それよりのちは総合的方法にもとづいて推理が展開される。ところが 彼によれば、総合的方法は、定義によって発見された諸原因を構成するにさいして用いられるだ けではない。この方法は第一命題の枠内にとどまることなく,さらに諸命題(定義)を合成して 三段論法を展開することを通じて,いっそう大々的に駆使される。この方法により,結果につい ての知識を獲得するには,定義によって発見された諸原因を合成するだけではなく,さらに定義 をおこなった諸命題をも合成する必要がある、というのである。もっともそのばあい、彼によれ ば、三段論法に構成される命題は、どのようなものでも良いというわけではない。それは、事物 の原因と生成とを解明するような内容の定義を下している、第一命題でなければならない。そう でなければ、この方法をこのように大々的に展開しても、事物の生成の道筋は究明されない。彼 はこの点について「証明することの目的は、事物の諸原因と生成との知識(scientia)「を獲得 すること〕である。この知識は、諸定義において得られなければ、諸定義からなる最初の三段論 法の結論において得ることができない。そして、もし最初の結論において発見されなければ、もっ と先のいかなる結論においても発見されないであろう。したがって〔事物の諸原因と生成とにつ いての〕知識は決して生まれないであろう」(%)、と述べている。

ホッブズによれば、総合的方法には二つの目的がある。一つは、諸原因もしくは最も普遍的な 原因(→運動)が、どのような結果をもたらすのかということを発見すること。もう一つは、発 見した事柄が真理であることを証明することである。これらの二つの目的を果たすためには、諸 名辞を合成するだけではなく、さらに諸命題を合成して三段論法を展開する必要がある。こうし て彼は、総合的方法が「発見の方法」(method of invention) であると同時に、それが証明の 方法でもあることを強調しながら、次のように述べている。「三段論法に合成されうる二つの定 義は、どのようなものでも結論を生みだす。その結論は、原理すなわち定義から導きだされるの で、証明されているといわれる。そして〔二つの定義から結論を〕導きだすこと、あるいは〔二 つの定義の〕合成それ自体は、証明といわれる」(87)、と。それだけではない。このような諸命題 の合成による三段論法の展開は、発見と証明という目的を成し遂げるために、最終的な結論が得 られるまで、繰り返し続けられる。「ひと続きの言葉からなる総合的方法は、証明することがす べてである。その証明は、第一の、最も普遍的な、自ずから理解される命題から始まり、命題を 連続的に結合して三段論法となすことを通じて、求められた結論が真理であることが、学徒によっ て理解されるまでおこなわれる」(88)。こうして彼は,三段論法は繰り返し展開されるものである ことを示唆しながら、「証明」という名辞を次のように定義している。「証明は三段論法であるか、 もしくは名辞の定義から最終的結論にまでずっと導かれる三段論法の系列である」(89)、と。

ペティの論説「交易の解明」の後半部は、このような総合的方法にもとづいて展開されている、

と理解できる。そこではこの方法にもとづいて、労働という単純な運動が交易の究極の原因となって、交易の拡大という結果をもたらすまでの道筋が究明されている、といえる。この論説のフル・タイトルは「交易とその拡大との解明」であるが、15の命題が列記された冒頭で「交易の解明」がおこなわれ、交易の生成の過程が考察された後半部で、「交易の拡大の解明」がおこなわれている、と解釈できる。とはいえこの論説では、総合的方法を厳格に駆使しながら、推理が緻密に展開されているわけではない。冒頭で掲げられた諸命題そのものを合成しながら、小命題→大命題→結論という規則正しい順序に従って、三段論法が整然と展開されているわけではない。ここでは諸命題そのものではなく、それぞれの命題が含意する事柄を任意に合成しながら、大まかに推理が展開されているにすぎない。しかしながら、後半部での考察が冒頭の諸命題を踏まえ、その諸命題を、推理を働かせるにさいして役立つ道で運動のきのとして用いながら、論究が進められていることは確かである。そういう意味で、きわめて緩やかにながらも、三段論法の規則に従って理性を継続的に働かせるという知的な精神の作業が、ここでおこなわれているといえるのである。の。ともあれ、ここではとりわけ方法論的意義という点に留意しながら、論説「交易の解明」の後半部を検討したい。

ペティはまず、二つの対極的な経済状態を描いている。交易がまったく発達していない状態と、 それが最大限に発達した状態である。交易が未発達な状態とは,人々が天然の産物を,しかも一 つの物品(commodity)だけを未加工のままで消費している状態である。ここでは、人々の労 働による財の生産も,人々のあいだでの商品(commodity)の交換も見られない。つまり,「商 品を作り、集め、分配し、交換する」交易(trade)が、まったくおこなわれていない。これに 対し、交易が最も発達した状態とは、こうである。人々はそれぞれの興味・労働・熟練・能力に もとづいて、多種多様の財を多量に生産している。その生産された財(労働生産物)を商品とし て互いに交換している。こうして人々は,多くの種類の「必要・装飾・娯楽・防護などのために 使用する事物」、すなわち必需品や便益品や奢侈品を多量に消費しながら、豊かな生活を送って いる。ところがペティは、このような二つの対極的な経済状態を描きながらも、ここで交易が一 方の極から他方の極にむかって生成する道筋を考察しているわけではない。交易が最大限に発達 した状態(結果)の諸原因は何であり、その諸原因がどのようなやり方でそのような発達した状 態をもたらすのか,ということについて究明していない。というのも彼によれば,このような対 極的な状態は,「現在この世界において実際におこなわれている交易を把握するのに役立つもの として」(ツロ) 描かれたにすぎないからである。つまり,このような「二つの極端な交易の状態は, ただ推測においてのみ存在するにすぎない」(%2) 架空の世界のものだからである。

続いてペティは、理性推理 — 彼はこれを「内部的対話」と解している⁽⁹³⁾ — を働かせながら、交易の拡大についての考察をおこなっている。ただしそのばあい、交易一般を考察の対象とするのではなく、文明国における交易に対象を限定して推理を展開している。そのような考察にもとづいて、交易が「キリスト教世界の幾つかの地域」⁽⁹⁴⁾ において、四つの段階を辿りながら発達す

る様相を描いている。その四段階とは、次のようなものである。第1。今日キリスト教世界の或る地域において見られるような、交易の発達が最も低い状態。そこには、衣・食・住という三部門の基本的な職業(Trade)しかない。第2。同じ世界の幾つかの地域において見られる、もう少し交易が進展した状態。そこには、食料関係の職業として穀物の耕作と家畜の放牧、また織物関係の職業として織布工・鋳掛屋・仕立屋・製靴工・皮鞣し工、さらに家屋関係の職業として鍛冶屋・石工・大工がある。第3。前の段階よりももっと多くの種類の職業が見られ、もっと多くの人々がそのようなさまざまな職業に従事している段階。たとえば食料の部門には、草刈り人・脱穀者・製粉者・パン類製造人・屠殺業者・調理師が見られ、織物の部門には、毛工・紡績工・縮絨工・染色工・艶だし工・ボタン製造人など、前段階までには見られなかった新しい種類の職業人(Tradesmen)が数多く見られる。第4。交易がかなり拡大した段階。そこでは衣・食・住という既存のどのような諸部門にも属さない、新奇な種類の職業が発生している。神学者・医者・法律家・兵士、および海外の諸地域から原料を持って帰る船員など、海と船舶に関係するすべての職業がそれである。また、音楽家・喜劇役者・園丁(庭師)のような娯楽や享楽に関係する職業、および香料・宝石のような奢侈品や装飾品に関係する職業がそれである。

ここではヨーロッパ諸国において、交易がさほど発達していない状態から、それがかなり発達している状態にむけて生成する道筋が、四段階に区分けされることを通じて、明瞭に描かれている。しかしここでは、どのような原因が、どのようなやり方でそのような生成をもたらすのかは、明らかではない。それを究明するには、交易の対象が少し広すぎると捉えられたのかもしれない。こうしてペティは今度は、対象をもっと絞ってイングランドに限定しながら、交易の原因と生成についての究明をもっと精細におこなっている。

ペティによれば、イングランドの土地面積は2,500 エイカーで、人口は600 万人である。彼はこのような国の交易が第2段階の状態にあるばあいを仮定して、推理を始めている。

この国の交易が第 2 段階の状態にとどまっていると仮定すれば、その総人口 600 万人のうち交易(経済活動)に従事している職業人(Tradesmen)はわずかに約 24 万人にすぎない。交易が十分に発達していないために、10 種類の職業とわずかの雇用量しかないからである。この国には 16 歳以上の成人男子が 100 万人いると推定される。したがって第 2 段階においては、潜在的な労働力人口(100 万人)のうち実際に労働力を働かせているものは、わずかに 4 分の 1(約 24 万人)にすぎないことになる。このように交易が未発達な状態においては、「土地は或る意味では国民の唯一の富」⁽⁵⁵⁾ である。「土地が、土地に捧げられた労働に対してもつ割合」⁽⁵⁶⁾ が圧倒的に大きく、「土地がもたらす、最初の、もっとも単純な産物のうえに、作業と労働と技法とを蓄積すること」⁽⁵⁷⁾ がきわめて少ないからである。またここでは、「地主(Landlord)は職業人に対して多大な支配力をもっている」⁽⁵⁸⁾。富んでいる地主は、「多くの人々に対して「他人から商品を取り去ることができる」力をもっている」⁽⁵⁹⁾ からである。地主と職業人以外の残余の人々は、地主か職業人に依存する奉公人か召使にすぎない。こうして人々は全般的に貧しい。次にペティは、

この国の交易が第3段階にまで発達したばあいを仮定し、その段階では経済状態はかなり改善されていると推理する。そこでは衣・食・住に関する職業がいっそう細分化されて、さまざまな種類の職業が新たに発生している。したがって、成人男子100万人のほとんどすべてが、そのいずれかの職業に従事している。かつての4倍にも相当する数の人々の労働が、土地とともに600万人の国民を扶養している。人々の労働はここでは、土地がもたらす価値と等しい大きさの富を生みだしている。したがって「地主の支配力と職業人のそれとは均衡している」「1000)。また、「雇用から除外された人々がいることを知らないくらいにまで、雇用が増大している」「1000)ので、人々は全般的に富裕な状態にある。彼らは、「自分自身が使用するよりも多くの商品をもっている」「富んでいる」「1020)状態にある。最後に彼は、第4段階にまで到達したばあいを仮定しながら推理している。ここでは、職業人と新たに発生した「技能職の専門家」(professors of these faculties)との経済力は、地主のそれをかなり凌駕している。人々は天然の産物を労働によって可能なかぎり加工することにより、土地が労働に対してもつ相対的価値の大きさを著しく減少させているからである。この段階では、人々は必需品や便益品だけではなく、さまざまな種類の娯楽品や装飾品をも十分に消費して、きわめて豊かな暮らしを享受している。

ペティはここで、のちに『租税貢納論』で明示することになる労働・土地価値説を基礎に据えて推理を展開している、と理解できる。労働・土地価値説とは「労働価値説」の素朴な形態であり、すべての財は労働と土地とによる創造物(生産物)である、という命題である。彼はこの命題を踏まえて推理を働かせながら、イングランドにおける交易の生成の過程を三つの段階に区分けしている、と解釈できる。その詳細は、こうである。財(生産物)の形成が労働よりも土地に多く依存しておこなわれているのが、第2段階である。ここでは土地を所有する地主の力は、労働力を発揮する職業人のそれよりも大きい。また職業分化(社会的分業)は進展しておらず、労働に従事している人々の数は少ない。したがって、人々は全般的に貧しい状態にある。次に、財の形成にさいして土地と労働とがそれぞれ等しい割合で寄与しているのが、第3段階である。ここでは地主と職業人との力は均衡している。職業分化はかなり進展し、潜在的な労働力人口はほぼ完全に雇用されているので、人々は全般的に富裕である。最後に、職業分化がなおいっそう進展して、技能職の専門家という新たな階層が出現しているのが、第4段階である。労働が財(富)の大部分を創造しており、職業人と専門家とが大きな経済的支配力を握っている。それに対し、土地が財の形成に寄与する比率は低く、地主の力は弱い。人々はさまざまな職業に就いて労働力を十分に発揮し、多種多様の商品を豊富に消費して、きわめて富裕な状態にある。

それだけではない。ペティはここで素朴にながらも、交易の生成における因果法則を発見している、といえる。交易がどのような原因により、どのような道筋を辿りながら生成するのかということを解明している。すなわち具体的には、交易が労働というその究極の原因により、社会的分業の進展とともに拡大しながら、ほぼ完全な雇用状態とほぼすべての人々を包み込む普遍的富裕の状態とを実現する段階に成熟するまでの過程を、明らかにしている。ひいては、そのように

交易拡大の因果関係を解明することを通じて,文明国において国土と人口の大きさが不変であっても,交易がなおいっそう拡大して,成熟の域に達すれば,きわめてな良好な経済状態がそこにもたらされるであろうという展望を,提示している。

ところで、ペティのこのような論説「交易の解明」における論究は、『国富論』第1編の導入 部における論述を彷彿とさせる。スミスはその第1~第3章の分業論において、労働価値説を基 礎に据えながら、分業システムにもとづく労働が、豊富な財(労働生産物)を効率的に生みだし て、すべての人々が豊かな生活を享受できる、普遍的富裕の状態をもたらすまでの道筋を明らか にしているからである(103)。このような双方が描くヴィジョンには重なり合うところが多いこと は、確かである。しかしながらペティの論述は、少なくとも二つの点においてスミスのそれとは 決定的に異なる。その一つは、ペティが分業を論じるばあいに ―― ただし彼の論説に「分業」 (division of labour) という用語は見られない — , 念頭に置いているのは社会的分業 (職業 分化)だけである、という点。したがって彼は ── スミスとは異なり ── 、分業が富の増進を促 すと推理するばあいに、その増進の原因として着目しているのは、社会的分業の進展による就業 労働力人口の増加であり、経営内分業の生産過程への導入による労働の生産性の向上ではない。 もう一つは、もっと重要な相違である。ペティはこの論説の冒頭で「富裕」を定義して、「自分 自身が使用できるよりも多くの商品をもっている[状態の]こと」,と記している⑴ೈ。そして彼 は、この論説の末尾において、この富裕の状態を、「余剰利得」(superlucration) がある状態と 表現している。したがって、交易が最高度の第4段階にまで成熟して、人々の手元に余剰利得が 十分に発生する状態がもたらされたときに、彼らは確かに富裕の状態にある、と理解される。人々 はそこでは、実際に消費するのに必要な量を超える余分な財(商品)を、多く蓄えているであろ う。ところがペティは、そのばあいに人々がその余分な財を、「消滅する商品、および本質的に 取るに足りないか、一般的にすぎないもの」(105)で持っているならば、彼らはまだ「富裕の最善の 状態」(106) には置かれていない,と述べている。彼によれば,人々は「消滅しない,時間と場所に よってその価値が変化したり、揺れ動いたりする」ことのない、「金・銀・宝石」のような「永 久的で普遍的な富」(⁽¹⁰⁷⁾ を手元に蓄えるようになったときに、最善の状態に到達しているのである。 要するに,ペティはここで,永久不変の価値をもつ財は,必需品や便益品のような一般的な労働 生産物ではなく、金銀・宝石のような、耐久性と稀少性が際立って顕著な天然の生産物である、 と述べているのである。またそのような見解を踏まえて、人々は交易が十分に拡大して余剰利得 が発生するようになったときには、貴金属や宝石を手元に蓄えることが望ましい、と主張してい るのである。これが、のちにスミスよって全面的に退けられる、富についての重金主義的な観念 と結びついた見解であることは、いうまでもない。

それはともかく、ペティは論説「交易の解明」において、経済科学という新しい学問分野に ――『ハートリブへの助言』におけるよりも ―― いっそう深く足を踏み入れ、この新興科学の開拓と形成を目差しながら、この科学の姿や 形 をできる限り明瞭に描きだそうと努めている、と

いえる。ホッブズは『物体論』第6章で哲学(科学)の方法について論じたのちに、その方法が幾何学だけではなく、政治哲学(doctria civilis/civil philosophy)を含むすべての分野において積極的に用いられるべきであること提案をしている。ペティが「交易の解明」でこのホッブズの分析的・総合的方法を直接的かつ自覚的に受け継ぎながら、経済科学の創造に努めているのかどうかは、定かではない。また、この論説には労働・土地価値説の命題も、分業の定義や名辞も見られない。しかしながらこの論説で、きわめて断片的で粗雑ではあるけれども、分析的・総合的方法を推理の手立てとして用いながら、交易の生成についての解明が試みられていることは、確かである。また、そのような論究を通じて、一世紀以上ものちに『国富論』において骨格がしっかりと体系的に揃えられるような経済分析の枠組みが、原初的に整えられつつあることは、確かである。いずれにせよ、これまでほとんど注目されることも検討されることもなかった(109)、このペティの小論説「交易の解明」において、経済科学の資 貌の輪郭が学史のうえで初めて描きだされている、といって過言ではないのである。

- (1) Cf. William Petty, "Observations of England", in Lansdowne ed., *Petty Papers*, op. cit., Vol. I, No. 61; do., "An Explication of Trade and its Increase", in *ibid.*, No. 62.
- (2) Thomas Hobbes, Leviathan, or the Matter, Forme, & Power of a Common-Wealth Ecclesiasticall and Civill, London, 1651, ed. by R. Tuck, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1991, p. 28. ホッブズ(水田洋訳)『リヴァイアサン』(1) 岩波書店, 1954/1992 年, 75 頁。
- (3) Cf. Aubrey, op. cit., p. 150; Arnord A. Rogow, Thomas Hobbes; Radical in the Service of Reaction, New York/London: W. W. Norton & Company, 1986, p. 100.
- (4) Hobbes, Leviathan, op. cit., p. 28. 邦訳(1), 75頁。この点に関し、岸畑豊は次のように指摘している。「ホップズの幾何学のモデルがユークリッドの幾何学であったことは確かである。しかし彼の独自性をあげるとすれば、静的直観的なギリシャ的幾何学に対して、作図を重視するホップズの幾何学は動的、構成的であるということができる」(岸畑豊『ホップズ哲学の諸問題』創文社、1974年、69頁)、と。ただし最近の研究によれば、ホップズは直接にはユークリッドの『原論』ではなく、むしろ3世紀後半から4世紀前半頃に活躍したギリシアの幾何学者パップス(Pappus of Alexandria)の書物から、幾何学を学んだとされている。Cf. Juhana Lemetti, Historical Dictionary of Hobbes's Philosophy, Lanham, Tronto and Plymouth: The Scarecrow Press, 2012, p. 139.
- (5) Fitzmaurice, *Life of Sir William Petty*, op. cit., p. 16. Q・スキナーによれば、『リヴァイアサン』 の刊行時にその主権論を賞讃し、ホッブズと最後まで知的交流を重ねたイギリス人は、ペティだけであった。Cf. Quentin Skinner, *Visions of Politics*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2002, Vol. III, Ch. 11, p. 311, 318.
- (6) Cf. F. S. McNeilly, The Anatomy of Leviathan, London: Macmillam, 1968, p. 43.
- (7) Cf. Richard Peters, Hobbes, Harmondsworth: Middlesex: Penguin Books, 1956, p. 29.
- (8) Cf. John Watkins, Hobbes's System of Ideas, 1965, rpt. Hants: Gower, 1989, Chap. 3 [ワトキンス (田中浩・高野清弘訳)『ホッブズ その思想体系』未來社, 1988 年, 第 3 章]. この点については, Vgl. Ernst Cassirer, Das Erkenntnisproblem in der Philosophie und Wissenscahft der neueren Zeit, 3rd. ed., Berlin 1922, rpt. 1994, Viertes Buch, Drittes Kapitel [エルンスト・カッシーラー (須田朗・宮武昭・村岡晋一訳)『認識問題』 (2-1), みすず書房, 2000 年, 第 4 部・第 3 章]; Thomas Hobbes, Leviathan, Harmondsworth, Middlesex: Penguin Books, 1951, rpt. 1984, Intro-

- duction by C. B. Macpherson, pp. 25–6; Stephen J. Finn, *Thomas Hobbes and the Politics of Natural Philosophy*, London and New York: Continuum, 2006, p. 11.
- (9) ホッブズは『物体論』の冒頭に措いた「デヴォンシャー伯爵に/著者からの献呈の書簡」において, ガリレオとハーヴェイの名を記して、その功績を称えている。Cf. Thomae Hobbes, Elementorum Philosophiae sectio prima De Corpore, in Gulielmi Molesworth, studio et labore, Thomae Hobbes Malmesburienis Opera Philosophica, Quae Latine Scripsit, Omnia, Londini: Apud Joannem Bohn, 1839, rpt. London: Thoemmes Press, 1999, Vol. I; Thomas Hobbes, Elements of Philosophy. The first section, Concerning Body, written in Latin by Thomas Hobbes of Malmesbury, and translated into English, London, 1655, in Sir William Molesworth ed., The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury, London: John Bohn, 1839, rpt. London: Routledge/Thoemmes Press, 1992, Vol. I. カッシーラーは、「ホッブズの哲学の全内容に形を与えようとするさいの模範を提供したのは、 ガリレイの諸原理であった」(Cassirer, a. a. O., S. 46/邦訳, 43 頁), と指摘している。また, C・レー イエンホルストは「ホッブズは[ガリレオやハーヴェイのような] 著作家を見習うことを欲しながら, 『物体論』(1655年) を哲学の根本的な基礎の概要として上梓した」(Cees Leijenhorst, The Mechanisation of Aristotelianism: The Late Aristotelian Setting of Thomas Hobbes' Natural Philosophy, Leiden, Boston & Köln: Brill, 2002, p. 2), と指摘している。ちなみに、レーイエンホルス トはこの書物でホッブズの方法論・認識論を体系的かつ細密に検討しているが、その焦点は『物体論』 ではなく, 彼の初期草稿「第一原理についての小論」("A Short Tract on First Principles", 1630-36?) に当てられている。なお最近の研究においては、ホッブズは分解と構成の方法を直接にガリレ オやハーヴェイから学んで受け継いだという従来の理解とは異なり、多くの科学者が幅広くこの方法 を用いていた当時の流行を通じて、間接的にパドヴァ学派から影響を受けた、という解釈も見られる。 Cf. S. A. Lloyd ed., The Bloomesbury Companion to Hobbes, London, New Delhi, New York and Sydney: Bloomesbury, 2013, p. 78.
- (10) Cf. William Petty, "Bookes for Charles & Henry, from 14 to 18 Years of Age", in Lansdowne ed., Petty Papers, op. cit., Vol. II, No. 82. なお、ホッブズの論理学(哲学の方法)については、次の文献をも参照した。John Laird, Hobbes, New York: Russell & Russell, 1934, rpt. 1968, Chap. III, IV; Peters, op. cit., Chap. 2; McNeilly, op. cit., Part I; Douglas Josseph, "Hobbes and the Method of Natural Science", in Tom Sorell, ed., The Cambridge Companion to Hobbes, Cambridge, 1996, p. 93; A. P. Martinichi, Hobbes, New York & London: Routledge, 2005, Ch, 5. 佐々木力『近代学問理念の誕生』岩波書店、1992 年、第 2 章。なお、ペティが1674 年に伝記作家 J・オーブリーに宛てて書いた書簡によれば、彼は12 歳頃に郷里ラムジーでキング氏(Mr. King)から、ラテン語・ギリシア語とともに「ユークリッドの命題を学んで「数学に恋した」(Cf. Thomas E. Jordan ed., Sir William Petty, 1674: Letters to John Aubrey, Lampeter, Ceredigion, Wales: Edwin Mellen Press, 2010, p. 8, 11)。
- (11) Hobbes, *De Corpore*, op. cit., p. 2 (*Concerning Body*, p. 3). 岸田によれば、ホッブズはここで、「哲学は簡潔に『原因の学』とよばれ、感覚や経験の蓄積である『事実の学』から区別されるところにその特徴がある」(岸畑、前掲書、15頁) と理解している。
- (12) Ibid. (Concerning Body, p. 3).
- (13) Ibid., p. 3 (Concerning Body, p. 3).
- (14) *Ibid.* この箇所の英訳は、「推理は、足じ算(addition)および引き算(substraction)と同じものである」(Concerning Body, p. 3) と邦訳できる。ここではラテン語版での「分割すること」(dividere)が「引き算」と英訳されているが、この英訳は適切ではない。その訳語は、ラテン語の'dividere'が「分解すること」という意味を含んでいることが考慮に入れられていないからである。
- (15) *Ibid.* (Concerning Body, p. 3).
- (16) Ibid., p. 4 (Concerning Body, p. 5).

- (17) *Ibid.*, pp. 4–5 (*Concerning Body*, p. 5).
- (18) Ibid., p. 5 (Concerning Body, p. 5).
- (19) *Ibid.*, p. 6 (Concerning Body, p. 7).
- (20) Ibid. (Concerning Body, p. 7).
- (21) Ibid.
- (22) Hobbes, Concerning Body, op. cit., p. 7.
- (23) Do., De Corpore, op. cit., p. 9 (Concerning Body, p. 10).
- (24) Ibid. (Concerning Body, p. 10).
- (25) *Ibid.*, p. 10 (Concerning Body, p. 11).
- (26) *Ibid.*, p. 6. この同じ箇所の英語版における叙述を邦訳すれば,「すべての思索の意図は,或る行為ないし為されるべき事柄を遂行することである」(*Concerning Body*, p. 7) となる。以下,英語版からの邦訳は,ラテン語版における叙述と内容が異なるばあいにのみ,おこなう。なお英語版にはトマス・ホッブズ(伊藤宏之・渡部秀和訳)『哲学原論/自然法および国家法の原理』(柏書房,2012年)があるが,参照しなかった。
- (27) *Ibid.*, pp. 6-7. 「物質と運動を測定する技法, 重い物体を動かす技法, 建築術, 航海術, すべての用途のための道具を製造する技法, 天体・星位・時刻を計算する技法, 地理学お技法など」(*Concerning Body*, p. 7)。
- (28) *Ibid.*, p. 7. 「したがって哲学は、このようなすべての利益の原因(benefits)である」(*Concerning Body*, p. 8)。
- (29) *Ibid.*「道徳・政治哲学(moral and civil philosophy)の効用(utility)は、われわれがこれらの諸科学を知らないことによって被る災いによってほどには、これらの諸科学を知っていることによって得る利益によって、評価されるべきではない」(Concerning Body, p. 8)。なおここでは、哲学が自然・人間・政治(国家社会)という三つの物体(corpus/body)をそれぞれ対象とする、自然哲学・道徳哲学・政治哲学という三部門に区別されながら、議論が展開されている。しかしながら、人間は自然体(肉体)であると同時に政治体の構成メンバーでもあるという理由により、人間だけを対象とする道徳哲学は究極的には他の二つの部門に包含される。Cf. Finn, op. cit., pp. 10-11.
- (30) *Ibid.*, p. 8.「市民的義務を知らないこと, すなわち道徳科学 (moral science) の欠如から, 内乱および人類の最大の不幸が生じるということを考えるならば, われわれはそのような科学を, それとは逆の利益 [→平和] をもたらす原因と考えて良いであろう」(*Concerning Body*, pp. 9-10)。
- (31) Cf. McNeilly, *op. cit.*, p. 49. また S・J・フィンは,「ホッブズの自然哲学についての最も広範囲に及ぶテクスト」であると述べている。Cf. Finn, *op. cit.*, p. 36.
- (32) Hobbes, De Corpore, op. cit., p. 59 (Concerning Body, p. 67).
- (33) Ibid., p. 59.「知識の始まりは、感覚と想像による心像である」(Concerning Body, p. 66)。
- (34) Ibid., p. 59. 「全体の観念から、われわれの探求は始まるのである」(Concerning Body, p. 67)。
- (35) *Ibid.*, p. 59 (Concerning Body, p. 66).
- (36) Ibid. (Concerning Body, p. 66).
- (37) Ibid. (Concerning Body, p. 67).
- (38) Finn, op. cit., p. 1.
- (39) Lloyd ed., op. cit., p. 50.
- (40) Hobbes, *De Corpore*, op. cit., p. 2. 「大きさと形とによって計算をおこなう哲学部門は,大いに改善されている」(*Concerning Body*, p. 2)。
- (41) *Ibid.*, p. 65. 「自然哲学の研究者は幾何学から始めなければ、研究してもむなしい」(*Concerning Body*, p. 73)。
- (42) A. P. Martinich, *A Hobbes Dictionary*, Cambridge, Massachusetts and Oxford: Blackwell Publishers, 1995, p. 120.

- (43) Hobbes, *De Corpore*, op. cit., p. 20. 「普遍性は語と名辞だけがもっており、事物はもっていないと考えるべきである」(*Concerning Body*, p. 23)。
- (44) Cassirer, a. a. O., Viertes Buch, Drittes Kapitel, S. 58. 邦訳, 2-1, 52 頁。
- (45) Hobbes, De Corpore, op. cit., p. 12. 「そのような [名辞の] 手助けがなければ、人が理性推理によって精神になかで組み立てたものはどのようなものでも、すぐにその人から滑り落ちるであろう」 (Concerning Body, p. 13)。
- (46) Cf. ibid., p. 13 (Concerning Body, p. 15).
- (47) *Ibid.*, p. 16. 「われわれが名付けるものは必ずしも, 自然のなかに存在している事物ではない」 (*Concerning Body*, p. 18).
- (48) *Ibid.*, p. 15 (Concerning Body, p. 17).
- (49) *Ibid.*, p. 15. 「言葉において配列された名辞は、われわれの概念 (conceptions) の合図 (signs) である」(*Concerning Body*, p. 17)。
- (50) *Ibid.*, p. 18 (Concerning Body, p. 20).
- (51) *Ibid.*, p. 16 (Concerning Body, p. 18).
- (52) *Ibid.*, p. 22 (*Concerning Body*, p. 18).
- (53) *Ibid.*, p. 15 (*Concerning Body*, p. 17).
- (54) *Ibid.*, p. 15. 「何もない (nothing) という語は,まだどのような事物の名辞でもありえない名辞である」(Concerning Body, p. 17)。
- (55) *Ibid.*, pp. 17-8. 「普遍的という語(word)は決して、自然のなかに存在する何らかの事物の名辞でも、精神のなかで形成された何らかの観念(idea)や心像の名辞でもない。それは常に或る語ないし名辞の名辞である」(*Concerning Body*, p. 20)。
- (56) *Ibid.*, p. 20 (Concerning Body, p. 23).
- (57) *Ibid.*, p. 39 (*Concerning Body*, p. 44).
- (58) *Ibid.*, p. 27. 「哲学においては、ただ一種類の有用な言葉があるだけである。…ほとんどの人々はそれを命題と呼んでいる」(*Concerning Body*, p. 30)。
- (59) Ibid. (Concerning Body, p. 30).
- (60) Cf. Martinich, Hobbes Dictionary, op. cit., p. 243.
- (61) Hobbes, De Corpore, op. cit., p. 34 (Concerning Body, p. 38).
- (62) Cf. Martinich, Hobbes Dictionary, op. cit., p. 243.
- (63) Cf. Hobbes, De Corpore, op. cit., p. 21 (Concerning Body, p. 23).
- (64) *Ibid.*, p. 33 (*Concerning Body*, p. 37).
- (65) *Ibid.*, p. 75 (Concerning Body, p. 85).
- (66) Cf. Martinich, Hobbes Dictionary, op. cit., p. 242.
- (67) Hobbes, De Corpore, op. cit., p. 61 (Concerning Body, p. 69).
- (68) Ibid. (Concerning Body, p. 69).
- (69) Ibid., p. 76 (Concerning Body, p. 86).
- (70) *Ibid.*, p. 61. 「普遍的な事物は、個別的な事物の本性のなかに含まれていることを考えれば、普遍的な事物についての知識は理性によって、すなわち [個別的な事物の] 分解によって獲得されねばならない」(*Concerning Body*, pp. 68-9)。
- (71) *Ibid.*, pp. 61-2. 「事物の普遍的な知識に到達するための方法は、純粋に分析的である」(*Concerning Body*, p. 69)。
- (72) Marquis of Lansdowne ed., *The Petty-Southwell Correspondence 1676–1687*, London: Constable and Company, 1928, rpt. London: Routledge/Thoemmes Press, 1997, p. 158.
- (73) Thomas Hobbes, Leviathan, or the Matter, Forme, & Power of a Common-Wealth Ecclesiasticall and Civill, London, 1651, ed. by Richard Tuck, Cambridge, New York, Port Chester, Melbourne

and Sydney: Cambridge Univ. Press, 1991, p. 174. 邦訳 (2), 143 頁。

- (74) Ibid., p. 62. 邦訳(1), 150 頁。
- (75) Ibid., p. 124. 邦訳(2), 41 頁。
- (76) Hobbes, De Corpore, op. cit., p.75 (Concerning Body, p. 85).
- (77) *Ibid.*, p. 62. 「運動が、運動以外のなんらかの原因をもっているとは理解できない」(*Concerning Body*, p. 70)。
- (78) *Ibid.*, p. 62. 「普遍的な諸事物の諸原因は…自ずから明らかである,あるいは…自然に知られる。そのために、その諸原因を究明する方法をまったく必要としない。というのは、普遍的な諸事物は、運動という一つの普遍的原因をもつだけだからである」(*Concerning Body*, p. 69)。
- (79) *Ibid.*, p. 61. 「誰か或る者が自分自身に金(gold)の概念(conception)を提示するならば、彼は [その概念を] 分解することによって、強固な、可視的な、重いについての観念(idea)…および金 それ自体よりも普遍的なそれ以外の多くのものについての観念に到達できる。また彼は、これらの観念を最も普遍的なものに到達するまで、さらに分解できる」(*Concerning Body*, p. 69)。
- (80) Cf. Petty, "Observations of England", op. cit.
- (81) Hobbes, De Corpore, op. cit., p. 63 (Concerning Body, p. 71).
- (82) *Ibid.* (Concerning Body, p. 71). またフィンによれば、ホッブズにおいては、「すべての自然現象は 究極的には、幾何学的図形とまったく同様に、動いている (in motion) 物体という観点から説明される」(Finn, op. cit., p. 44)。
- (83) Cf. *ibid.*, pp. 65–6 (*Concerning Body*, pp. 73–4).
- (84) *Ibid.*, p. 60.「個々の諸原因はどのようにして合成されて,或る一定の結果をもたらすことになるのか」(*Concerning Body*, p.68)。
- (85) *Ibid.*, p. 66 (Concerning Body, p. 75).
- (86) *Ibid.*, p. 73. 「もし定義のなかに、事物の諸原因と生成とがないならば、そのような定義 [の合成] によって生みだされる最初の三段論法の結論において、諸原因と生成 [の道筋] は発見されない。そして、もし最初の [三段論法の] 結論において、諸原因と生成 [の道筋] が発見されないならば、それらは最初の結論から演繹される、それよりも後のどのような結論においても、発見されないであろう。したがって、われわれはこのようなやり方を続けることにより、決して科学 (scientia/science) に到達することはできないであろう」(*Concerning Body*, pp. 82-3)。ラテン版におけるこの箇所の叙述は、(少なくとも引用者には)かなり難解である。英語版の叙述は、誤訳といっても過言ではないほどの意訳である。
- (87) *Ibid.*, p. 76. 「三段論法に合成される,何らかの二つの定義は,結論を生みだす。ここでは結論が原理 [=命題] から,すなわち定義から導きだされるので,証明がおこなわれているといえる。また,このように [二つの定義から結論] を導きだすこと,ないし [定義もしくは命題を] 合成することそれ自体は,証明と呼ばれる」(*Concerning Body*, p. 86)。
- (88) *Ibid.*, p. 71. 「証明の方法はすべてが総合的である。この方法は言葉の配列からなる。その配列は… 第一命題から始まる。またその配列は、諸命題を繰り返し合成して三段論法となしながら、求められた結論が真理であることを、学徒が理解するまで続くのである」(*Concerning Body*, p. 81)。
- (89) *Ibid.*, p. 76. 「証明は最終の結論へむけて,名辞の定義から導きだされて継続されている,一つの,もしくは一連の三段論法である」(*Concerning Body*, p. 86)。
- (90) この点に関し、ホッブズは次のように述べている。「すべての理性の系列が適切である、すなわち 三段論法の規則に従っているということ」(*De Corpore*, op. cit., p. 77)。「三段論法で推理する規則に従って、一つの理性を別の理性へと真に継続する」(*Concerning Body*, p. 87)。
- (91) Petty, "Explication of Trade", op. cit., p. 212.
- (92) Ibid.
- (93) Jordan ed., op. cit., p. 5.

- (94) Petty, "Explication of Trade", op. cit., p. 212.
- (95) Ibid.
- (96) Ibid., p. 214.
- (97) Ibid.
- (98) Ibid., p. 212.
- (99) Ibid., p. 211.
- (100) Ibid., p. 213.
- (101) Ibid.
- (102) Ibid., p. 210.
- (103) Adam Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, London, 1776, in R. H. Campbell and A. S. Skinner ed., The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, Vol. I, Oxford: Oxford Univ. Press, 1976, Bk. I, Ch. I-III. アダム・スミス(水田洋監訳・杉山忠平訳)『国富論』(1),岩波書店,2000年,第 I 編・第 1~第 4 章。
- (104) Petty, "Explication of Trade", op. cit., p. 210.
- (105) Ibid., p. 214.
- (106) Ibid.
- (107) Ibid.
- (108) Cf. Hobbes, De Corpore, op. cit., p. 77 (Concerning Body, p. 87).
- (109) これまでに論説「交易の解明」を正面から検討した研究文献は、松川、前掲書(第2章・第5節) だけである。

第8章 ペティと王立協会

ペティが処女作『ハートリブへの助言』を刊行した1647年頃、ロンドンにはハートリブ・サークルの他に、ベーコン主義の影響を受けた知識人のサークルがもう一つあった。ウォリスが所属していた学究的な科学者のサークルである。ところがその後、これら二つのサークルは互いに異なる運命を辿った。ハートリブ・サークルは除々に力を弱め、1662年にハートリブが亡くなったのを区切りに歴史の前景から退いた。ウォリスのグループがその後歩んだ道は、これとは対照的であった。それはその後、大いに躍進して「学問の大革新」を成し遂げた。国王チャールズ二世の後援により、王政復古を迎えたのちの1662年に — 奇しくもハートリブが亡くなったその年に — このグループを母体にして王立協会(The Royal Society of London for the Advancement of Natural Philosophy)が創設された。ペティはハートリブの周辺にいたけれども、処女作を刊行したのちに、このウォリスのグループに加わった。そして彼は、この「見えざる学院」の躍進に歩調を合わせながら研究者として順調に成長することになった。そこで王立協会の誕生に至るまでに、このグループとペティとが辿った道筋を跡付けておきたい。

ウォリスの「見えざる学院」は 1640 年代末から、会合をオックスフォードで開くようになった。その発端は、このサークルの中心メンバーであったウィルキンズが 1648 年にウォダム・カレッジの学寮長に就任したことにあった。ウィルキンズを追うようにゴダードとウォリスが、そ

の翌年にこの大学町に引っ越した。それだけではない。ロンドンでのサークルのメンバーではなかった科学者もこの町に集まって,その会合に参加した。ボイルは ハートリブ・サークルの中心メンバーであったけれども,1654 年 6 月にオックスフォードに居を移した。どのグループにも属していなかった,それ以外の研究者も続々と集まってきた。セス・ウォード(Seth Ward,1617-89),トマス・ウィリス(Thomas Willis,1621-75),それにロバート・フック(Robert Hooke,1635-1703)やリチャード・ロワー(Richard Lower,1631-91)のようなひじょうに若い研究者がそれである。そしてペティは,ボイルとともにハートリブ・サークルに属していたけれども,1649 年頃に郷里ラムジーを離れてこの大学町に移った。ともあれこのようにして,このサークルの活動の中心はロンドンからオックスフォードに移ったのである。もっとも,そのメンバーのすべてがオックスフォードに引っ越したわけではなかったので,その後もグレシャム・カレッジでの会合は幾人かの科学愛好家により続けられた。

ところで、このような学究的なサークルが移転した背景には、すぐれて政治的な情勢の変化があった。オックスフォード市と大学とは第一次内乱時には、国王チャールズの砦であった。ところがその内乱の終結とともに、状況は一変した。元来ピューリタンと議会派の味方であったこの都市は、議会軍によって解放された。また国王と国教会に忠誠を誓っていた大学は、議会によって改組された。カレッジの学寮長をはじめとする多くの大学関係者が罷免され、議会派に好意的な長老派やカルバン派の科学者がその後任として任命された。ウィルキンズがウォダム・カレッジの学寮長に任命されたのは、そのような時代の趨勢に後押しされてであった。同じ事情により、クロムウェルの侍医であったゴダードがマートン・カレッジの学寮長に、ウィリスとウォードがその教授に任命された。ペティのような若い研究者は、大学の改組を機に、そこで然るべき地位を獲得したいという願望を抱いていた。彼らがオックスフォードにやって来た大きな動機の一つに、そのような願いがあったことは確かである。このような大学の改組は1651年頃までおこなわれ、若い研究者の願いもかなり叶えられた(1)。ともあれ、内乱期における政治的・社会的情勢の変化を背景にして、このサークルの中心的舞台はオックスフォードに移ったのである。

オックスフォードでのペティの成長と活躍は目覚ましい。サークルはウィルキンズのイニシアティブによって運営された。彼はさほど精彩のある科学者ではなかったけれども,人望の厚い人格的に優れた聖職者であったからである②。会合は,最初はペティの下宿(実験用器具が揃った薬種屋)で,続いてウォダム・カレッジ内のウィルキンズの部屋で,最後はボイルの私宅で開かれた③。ジョン・オーブリー(John Aubrey, 1626–97)の伝記によれば,ペティは彼の下宿に集まったウィルキンズ,ウォリス,ウォードのような「すべての天才から愛された」④。彼がオックスフォードで摑んだ幸運はそれだけではない。1649年には,オックスフォード大学で医学博士の学位を取得した。また1650年には,絞首刑で死体となった,アン・グリーンという若い女性を蘇生させて功名を挙げた。さらにその翌年には,27歳でブレイズノーズ・カレッジの解剖学教授に,また友人ジョン・グラント(John Graunt, 1620–74)の紹介により,グレシャム・

カレッジの音楽教授に就任した。こうしてペティはオックスフォードに居を構えて以来,瞬く間に研究者として安定した地位を獲得した。しかるに彼は,そのような地位に安住しようとはしなかった。解剖学教授に就任して間もないその年の春に,その職を2年間欠勤することをカレッジに願い出て,その許可を得た。そしてその年の暮に,やがて(1653年に)護国卿に就任することになるクロムウェルにより,アイルランド派遣軍の軍医監(Physician-General)に任命された。そこで,1652年に29歳でアイルランドに向かって旅立ち,9月10日にその南部の港町ウォーターフォーに上陸した。ところが彼はこの島国では,軍医ではなく土地測量家として活躍することになった。クロムウェルが1694年に大反乱を鎮圧してアイルランド人から没収した土地を測量して,この島国の精密な地図を作製する事業を推進した。こうしてペティは1658年まで約7年間,アイルランドに滞在した。

その後,オックスフォードのサークルは勢いを弱めていったようである。そのメンバーが徐々 にオックスフォードを離れていったからである。ペティが副官へンリー・クロムウエル(オリヴァー の次男, リチャードの弟) の命により, アイルランドからイングランドに戻った 1658 年の翌年 までには、そのメンバーはほとんどがロンドンに移っていた。したがって、ロンドンのサークル はオックスフォードとは逆比例的に勢いを強めていった。しかもこのサークルには新たにウィリ アム・ブランカー (William Brouncker, 1620-84) やジョン・イーブリン (John Evelyn, 1620-1706) のような王党派の知識人も加わって、メンバーの数はかなり膨らんでいた。その頃、その メンバーはたいていグレシャム・カレッジに集まって活動していた。彼らはそこで、水曜日には クリストファー・レン (Sir Christopher Wren, 1632-1723) 教授の天文学講義を, 木曜日には ローレンス・ルック (Lawrence Rooke, 1622-62) 教授の幾何学講義を聴いていた。これ以外 に、会合が学期中に週1回もたれていた。しかし、このロンドンでのサークルの活動も長く続く ことはなく、1659年の共和政の崩壊による政治的混乱にさいして分裂した。ペティはその1659 年に,護国卿 R・クロムウエルの議会に召喚され,アイルランドでの測量事業にさいして不正を 働いたという廉で有罪判決を受けた。そのような彼がその頃、このサークルの主要なメンバーで あったのかどうかは、定かではない。しかし、彼がロンドンに戻ってすぐにハートリブに会い、 さらにフック,ヘンリー・オルデンバーグ(Henry Oldenburg, 1615?-77)などの自然哲学者と 交わったことは、確かである(5)。

こうして、この科学愛好家のサークルはしばらく活動を停止したけれども、この国が王政復古を迎えた 1660 年に活動を再開した。そのサークルが復活したときの様子は、次のとおりである。 11 月 28 日にグレシャム・カレッジで 11 名の科学愛好家がレンの天文学講義を聴いた。その講義が終了したのち、彼らはみんなルック教授の部屋に集まった。それはレンとルックを含む 12 名で、それ以外は、ブランカー、ボイル、アレクサンダー・ブルース(Alexander Bruce, 2nd Earl of, c. 1629–1680)、ロバート・マリー(Sir Robert Moray, c. 1608–73)、ポール・ニール(Sir Paul Neile, c. 1613–1686)、ウィルキンズ、ゴダード、ウィリアム・ボール(William Ball、

c.1627-1690), アブラハム・ヒル (Abraham Hill, 1635-1721), そしてペティである。彼らはルックの部屋で、「自然科学的・数学的な実験にもとづく学問」を促進するためのカレッジを創設する企画について協議した。また、或る方針を定め、整然と討議する会合をもち、「実験哲学」の促進のために何ができるかについて考えてみるべきである、という提案をおこなった。さらにこの提案に従って、毎週水曜日にグレシャム・カレッジのルックの部屋で、このカレッジが休校の期間には神殿法学院(the Temple)のボールの部屋で、会合を開くことを決めた。また、ウィルキンズがこの会の議長に、ボールが財務担当者に任命された。こうして王政が復活したその年にロンドンの一角において、ほんの少数の科学愛好者により、ベーコン主義の実験哲学を促進することを目的とするサークルがふたたび結成されたのであるが、この再結成こそは事実上の王立協会の創設に他ならない。12月5日に次の会合が開かれ、その席で廷臣であったマリーにより、国王チャールズ二世がこの会の目的と構想に賛同し、それを奨励したい意向を示している、という宮廷からの報告が述べられた。そして1662年7月15日に特許状が交付され、ブランカーを会長とする、「王立協会」という名称をもつサークルが正式に創設された®。

ペティはその後、協会の主要なメンバーとしてその運営に影響力をもち、その発展に貢献した。そのことは、彼の名が協会の議事録に数多く記されていることからも容易に窺える。彼は仲間のなかでは、12 歳年下のフックを科学者として最も高く評価し、友人として尊敬していたようである。彼は、フックが 1665 年に上梓した『ミクログラフィア』(Micrographia) を、「われわれの周りにいる小さな生物が初めて見られる、新しい世界を切り開いた」^(®) 書物である、と賞讃している。彼がオランダで学んでいたレンズを磨く技法は、フックをはじめとする仲間たちが顕微鏡と望遠鏡を用いておこなう観察や観測を手助けした^(®)。ペティにはフック以外に、「友人」と呼べる仲間が多くいた。イーヴリン(創立時の会員)、グラント(1662 年に入会)、オーブリー

(1663 年に入会), サミュエル・ピープス (Samuel Pepys, 1633-1703/1665 年に入会) などが, それである。こうしてこの協会は、科学を愛好し、その探究に励んでいたペティにとって、少な からず居心地の良いところであったように思える。ところが彼は、この協会の活動や運営につい ては、必ずしも十分には満足していなかったようである。とくに、この協会を構成するメンバー に関しては、不満を抱いていた。彼はオーブリー宛の書簡でこの点に触れて、次のように記して いる。「われわれは卓越した、人々の集まりである。世界は、われわれの協会から何かしらを期 待するように、呼び起こされている」⁽¹⁰⁾。この協会は、その期待に応えてきたけれども、この協 会が万全であるとはいえない。その理由について、彼は次のように記している。第1に、協会に は80人そこらの会員がいるけれども、そのうち実際に「積極的に実験をおこなって、協会の中 心部をささえている者」(11)は、僅かである。実際のところ、この協会の多くのメンバーは、ただ 「新哲学」に興味があるというだけの、アマチュアの科学愛好家であった(12)。第2に、この協会 の会員のうち、幾人かは聖職者 (Divines) である。その詳細は、こうである。「私は英国国教会 の内にあって,心地よく感じている」(⁽³⁾。この教会が支配するこの国において,何不自由なく科学 的探究に携わっている。けれどもわれわれのような科学者が、聖職者として「思索の領域(realm of speculation) に留まるならば、われわれの自然哲学が果たしてどれほど、われわれを霊的な もの(the spiritual)から遠ざけて,世俗的なもの(the secular)に導いていくであろうか, この点は疑わしいと思う」40。ペティはここできわめて婉曲に、敬虔なキリスト教徒であったボ イルやウィルキンズのようなメンバーの科学的態度を批判している。すなわち、彼らは科学者で あるとともに熱烈な信者でもあり、霊的な力を信じているから、その限りにおいて物象的な事象 を十分に解明することはできないであろう、というのである。そして、そのようなキリスト教徒 がこの科学者の協会に含まれていることを、この協会の欠点として難じているのである。ここに は、この協会の有力なメンバーであったボイルやウィルキンズとペティとのあいだに、科学的態 度において越えがたい溝があったことを、窺うことができる。このようにペティは、協会のメン バー構成における難点を指摘したのちに、次のように記している。この協会はこのような不十分 な点を含んでいるけれども、その活動により「世界は少しばかり回転したと確信している」(15)。 「フック氏とニュートン氏 [1672 年に入会] は、天体を観察することに集中している」。また、 「ジョン・グラント氏と私は、社会に関する数量的情報の領域において、懸命に考えて手探りで 進むという、骨の折れる仕事を企てた」(16)。これらは、この協会のメンバーによる際立った成果 である。こうしてペティは要するに、協会の難点が克服されるならば、実験哲学による探究はもっ と進展し、世界はもっと改善されていっそう大きく回転するであろう、と主張しているのである。 ペティは王立協会の主要なメンバーとして、ウィルキンズ、ウォリス、ボイル、フックらとと もに、その活動を主導する役割を果たした。1660年に協会が暫定的に設立されて以降、会報と 会合で何度も報告をおこなった。とはいえ彼は、研究者として最も大きな関心を向けていたテー マを,この協会での活動を通じて追求したわけではなかった。政治・経済・社会問題についての

科学的探究を、ここでの活動を足場にして押し進めたのではなかった。この協会は、政治哲学ではなく自然哲学の進歩を促すことを目的とするサークルで、政治・宗教・経済・社会のような統治に関する問題を、ここで検討や議論の対象として採り上げることは、意識的に退けられたからである⁽¹⁷⁾。この点についてフックは明確に、次のような趣旨のことを述べている。実験にもとづく自然知識(natural knowledge)の拡大をめざす当の協会においては、神学・形而上学・道徳学(Morals)・政治学・文法・修辞学・論理学のような、その目的に合致しない分野は、研究対象から外されるべきである、と⁽¹⁸⁾。この協会において統治に関する問題に触れることが、意識的かつ敏感に拒否されたことの理由は、定かではない。けれどもこの協会は、さまざまな身分・地位・職業の人々からだけではなく、国教会派・長老派・独立派・ローマカトリックなどさまざまな宗教的立場の人々からなるサークルであったことを考慮すれば、直接・間接的に統治に関わる問題が退けられたことは、幾分か頷ける。いずれにせよこの協会では、自然哲学だけが探究され、自然的事物や実用的な技法に関する事柄(手工業・機械工学・道具・発明)だけを巡って議論が交わされた⁽¹⁹⁾。

ペティは、王立協会の創設時にあたる 1662 年に、経済学上の処女作『租税貢納論』を刊行した。したがって、協会が暫定的に設立された 1660 年頃には、この書物の執筆か、それを刊行する準備に精力を注いでおり、彼の学究的関心はほぼ全面的にそのテーマである国家財政の問題に向けられていたはずである。彼はその頃、協会の会報と会合で幾つかの報告をおこなっている。ところがその報告のテーマは、「航海術」・「造船と織物業の自然誌」・「アイルランドにおける材木の石化」・「振り子の振動の測定」・「アイルランドにおける土地価値の評価」など協会の活動方針に従ったもので、彼が刊行を企てていた経済学的著書とは内容がまったく重ならない(20)。この協会の活動の趣旨に鑑みれば、そのようなことはむしろ当然というべきであろう。このようにして、いずれにせよ彼がこの協会とは直接の繋がりをもたない知的空間において、『租税貢納論』の構想を練り執筆をおこなったことは、確かである。実際のところ、彼はオーブリーに宛てた書簡において、「私自身のなかで発酵する分泌物」と「毎日の会話によって「知識や情報」を吹き込まれた私の頭」(21)が、この著作を生みだす力の源泉であった、と記している。そうであるとすれば、彼の経済科学は、王立協会から直接的な知的刺激や積極的な精神的・物質的支援を受けることなく、そこでの活動から遊離したところで誕生したといえる。

ところで、伝記作家オーブリーはその『名士小伝』(Brief Lives) において、王立協会の創設にさいし、ペティにとって陰鬱とでもいうべき意想外の出来事が生じたことを伝えている。ペティの敬愛する先学ホッブズが、協会の会員として選出されなかったというものである。オーブリーの記述の趣旨は、こうである。ホッブズは「自然哲学は[二つの]大学から、グレシャム・カレッジ [→見えざる学院の会合場所] に移ってしまった」と述べて、かねてから「王立協会に高い敬意を払っていた」。また他方で、「王立協会は(全般的に)彼に好感を抱いていた」($^{(22)}$)。したがって、この協会の $^{(66)}$ 2 年の創設時ないしその前後に、ホッブズが会員として選出されることは、

当然といって然るべきであった。しかも彼は、協会への入会を希望していた。しかるに彼は選出されなかった。その理由は、ほんの少数の会員の意向により、彼の入会が退けられたからである。「それゆえ、もし彼が自分の敵であると見なしていた、1 人ないし2 人の人物との不和がなかったならば、彼はずっと以前に会員として登録されていたであろう」。その入会を拒否した人物は、「ウォリス博士とボイル氏である。さらにあらゆる人の意に逆らうサー・ポール・ニールを加えることができるかも知れない」[23]。

それではオーブリーの伝えるように、ホッブズが少数の会員により入会を拒まれたとすれば、それはいかなる理由によってであったのだろうか。その理由として、これまで幾つかの事柄が挙げられてきた。ホッブズはこの協会のサロン風の談論には似つかわしくない、頑固で傲慢で独断的な性格の持ち主であった。ベーコンの実験哲学を蔑視していた。無神論と密接な関係にある機械論哲学を説いていた、等々である $^{(24)}$ 。しかしながら、その真相に直接に触れる資料は残されていない。王立協会の歴史を詳細に綴った T・スプラット、T・バーチ、C・H・ウェルドによる古典的文献は、この問題にまったく触れていない $^{(25)}$ 。そこでここでは、これまでの研究成果に依存しながら、この問題を少し振り返って見ておきたい。

N・マルコムによれば、ホッブズは最初の著書『市民論』を刊行した 1642 年頃には、旧世代の科学者・数学者として幅広く尊敬されていた。とりわけウォード、ラルフ・バサースト (Ralph Bathurst, 1620–1704) それにペティにより、新しい哲学の唱道者として高く評価されていた。ウォードは、ホッブズの哲学が論証された原理にもとづいて築かれていることに注目した。バサーストは彼のそのような哲学を、高雅な誇張法を用いて書いた詩を通じて讃美した。ペティがパリでホッブズに出会って大きな影響をうけ、どれほど彼を敬愛していたかはすでに見た。こうしてホッブズは 1640 年代には、王立協会の母胎となった「見えざる学院」の中心メンバーであった若い科学者により、心から深く尊敬されていた (25)。

ところが、彼は 1651 年に『リヴァイアサン』を刊行したが、そのことが切っ掛けで、のちに王立協会の有力なメンバーとなる科学愛好家と対立するようになった。彼がこの書物の第 2 部・第 30 章で大学を批判したことが原因で、当時オックスフォード大学の教授であったウォードとのそれまでの友好的な関係は崩れた。ウォードは 1654 年に、ウィルキンズと執筆した共著でホッブズの見解に反論し、さらに 1656 年には『リヴァイアサン』の神学に関する見解を批判した。それだけではない。ホッブズはオックスフォードの数学者の怒りを誘うような幾何学論文を書いたが、そのなかでウォリスの聖職者としての身分を傷つけるような言葉を吐いた。そのために彼はウォリスとも激しく対立するようになった。こうして 1650 年代には、やがて王立協会の主軸を担うようになるウォード、ウィルキンズ、ウォリスと敵対関係になった。

ホッブズは『リヴァイアサン』を刊行した年の秋に、パリを発ってロンドンに戻った。その頃 彼は、ウォリスやウィルキンズと対立するようになったけれども、のちに王立協会のメンバーと なる、他の多くの科学愛好家とは親しい間柄にあった。ペティとそのような間柄にあったことは、 いうまでもない。ペティの他には、ウィリアム・ブリトン(William Brereton)、ジョン・ヴォーン(John Vaughan)、オーブリー、エドマンド・ウィラー(Edmund Waller、1607-87)、イーヴリン、オルデンバーグ、チャールズ・スカーバラ(Charles Scarborough、1615-94)などが、ホッブズを師友として仰いでいた。これらの科学愛好家のあいだで、ホッブズはベーコンと直接に接触した、おそらくは唯一人の現役の哲学者として、心より尊敬されていた(28)。しかも彼らの眼に、ホッブズは優れた学者であるばかりか、温和で外向的で誠実な性格の持ち主として映じていたようである。オーブリーはホッブズの人柄に関して、「彼はみんなの気に入られ、その快活な人好きのする性質や悪意のなさゆえに、人々は彼と一座するのを喜んだ」(29)、と記している。

T・ソーレルは,「ホッブズは生涯において有名であると同時に悪名高かった」と指摘してい る。すなわち、彼は大陸では高く評価されたけれども、イギリスでは評判が悪くて王立協会から 排除された、というのである(30)。しかしながらホッブズは、より正確には王立協会の内部におい ても、二つの対蹠的な評価を受けていたといえる。協会が暫定的に設立された翌年にあたる 1661 年に、会員総数は 97 名であった⁽³¹⁾。N・マルコムによれば、そのうち少なくとも 15 名は、 ペティを筆頭にホッブズの友人と見なすことができる人々であった。そのような友人としてペティ 以外には,次のような人々が挙げられる。ペル,マシュー・レン(Matthew Wren, 1629-72), ケネルム・ディグビー (Sir Kenelm Digby, 1603-65), ジョン・オーステン (John Austen), ウィリアム・キャヴェディシュ(William Cavendish, 3rd Earl of Devonshire, 1617-84), ジョー ジ・エント (Sir George Ent, 1604-89), ブリトン, オウルデンバーグ, キャヴェディシュ卿 (William Cavendish, Lord Cavendish, 4th Earl of Devonshire), イーヴリン, スカーバラ, ウィラー, ヘンリー・ピアポント(Henry Pierrepont, 1st Marquis of Dorchester and 2nd Earl of Kingston, 1606-80), ロバート・ブルース (Robert Bruce, Lord Bruce, 1st Earl of Elgin) が、それである(32)。ところが留意すべきは、これら15名のうち積極的に活動して役職(評議委 員,事務局長)に就いた有力な人物は、ペティを含めて5名だけである(33)。しかも協会には、ホッ ブズに積極的ないし消極的に敵対的な態度をとっていたメンバーも、少なからずいた。とりわけ 協会の主軸を担っていた有力な科学愛好家のあいだでは、彼はきわめて評判が悪かった。。ウォ リスやボイルやフックはホッブズの言説に反感を覚えるだけではなく,さらに彼の人柄に対して 疑問を抱いていたようである(55)。フックはホッブズに初めて会ったときの印象を,「彼は何も言 わずに私を睨みつけた、気味の悪い老人であった」と記している。また、ホッブズに好意的であっ た、王政復古後の国王チャールズでさえ、彼があまりに独断的な性格であることを嘆いている③60。 こうしてソーレルなどが伝えているように、ホッブズがオーブリーの評価とは裏腹の、忌むべき 性格の持ち主でもあったことは、事実であったと思える。

ホッブズが最終的にいかなる理由によって入会を拒まれたのかは、定かではない。しかしながら、協会が創設された頃に彼が置かれていた、そのメンバーとの複雑な関係を見るならば、彼が 選任されなかったことが頷ける。オーブリーは、ほんの少数のメンバーとの対立が災いしたと記 している。ところが留意すべきは、その少数の人物は協会の最も有力なメンバーであったということである。いずれにせよホッブズが、ボイルのような若い世代の有能な科学者によって入会を拒否されたことにより、自尊心を傷つけられたことは、確かである。彼は最晩年に至るまで心の傷が癒えることなく、彼に敵対した中心メンバーを恨んでいたようである。亡くなる 4 年ほど前にオーブリーに宛てて書いた書簡(1675 年 2 月 24 日付)で、次のように記している。「ウォリス博士が私に与えた邪悪な言葉と恥辱は、[王立協会により]依然として黙認されている。この協会は、私を公正に評価したどのような議事録をも公にしていない」(37)、と。このような出来事の渦中にいて、「ホッブズ氏の心を自分の心」にしていたペティが、胸中に複雑な思いを抱いていたであろうことは、十分に推測できる。

さて、ベーコンの実験哲学とそれにもとづく近代科学はその後、著しい発達を遂げた。しかしながらその発達は、後世のすべての人々によって褒め称えられ祝福されたわけではなった。ベーコンの実験哲学の進展を、これまでの検討よりももっと広い思想史的視野に立っていっそう多面的に把握するために、その点について少し見ておきたい。

ベーコン哲学は、とりわけフランクフルト学派の M・ホルクハイマーと T・W・アドルノに より、「進歩思想という、最も広い意味での啓蒙(Aufklärung)」 の思想的源流をなすもので あるとして、厳しく批判された。すなわちこの哲学は、彼らが 1947 年に刊行した『啓蒙の弁証 法』(Dialektik der Aufklärung)において、次のように論難された。「ベーコンが志した人間悟 性と諸事物の本性との幸福な結婚は、家父長的である。つまり[そこでは]迷信に打ち克つ悟性 が、呪術から解放された自然を支配しなければならないのである」 (39)、と。また、その哲学が煽り立てた「力である知」は、本質的に技術の知識であり、そのようなものとして世の支配者たち に仕え、彼らが被造物を自分たちの奴隷にすることを手助けしている、と (40)。

ベーコンを18世紀に開花した啓蒙主義(Enlightenment)の始祖として思想史的に位置づけることに、異論はない。実際のところ、ヴォルテールやダランベールのようなフランス啓蒙主義を代表する人物は、イギリス17世紀の思想家を哲学的探究の先達として高く評価している。しかも、ひときわ大きな敬意をベーコンに対して払いながら、「最も深い夜の只中に生まれて」理性の光をいち早く灯した勇者であると、彼を称えているからである⁽⁴¹⁾。また、ホルクハイマーとアドルノの攻撃の矢が、ペティにも向けられていると解したとしても、そのことに異論はない。その理由は、ペティがベーコン主義者であったからだけではない。彼と啓蒙主義とのあいだに直接的な繋がりを見いだすことができるからでもある。その詳細はこうである。P・ゲイは、啓蒙主義の時代における社会学や経済学のような社会の諸科学において、「数量の征服」⁽⁴²⁾を探究の目標とする傾向が見られた、ということを指摘している。そして、そのような傾向を顕著に示す具体的な例として、コンドルセの「社会数学」(mathmatique sociale)を挙げている。ところが、ゲイがさらに指摘するところによれば、そのような社会の諸科学における数量的探究の起源は、「輝かしくて多彩な統計学者サー・ウィリアム・ペティ」(⁽⁴³⁾ が試みた算術的分析に見いだす

ことができる。こうしてゲイは、「政治算術」が 18 世紀のフランスにおける社会の諸科学の淵源 をなしていることを明らかにしながら、ペティと啓蒙主義とのあいだに接点を見いだしているのである。

ところがホルクハイマーとアドルノのように、ベーコン主義を狭義の啓蒙主義だけではなく、 さらに 19・20 世紀の「進歩的思想」(広義の啓蒙) の源流であると理解して、その科学的探究の 意義を全面的に否定してしまうことには、疑問が湧く。ホルクハイマーとアドルノによれば、ベー コンと啓蒙が求めた知識は、技術を最も重視する知識であった。彼らが非難するところによれば、 そのような知識は,「工場のなかで,戦場にあって,ブルジョア経済のどのような目的にも仕え るように…企業家の意のままになっている」(44)。「この知識が目指すのは…他人の労働の利用であ り、資本である」(45)。また彼らによれば、ベーコンの実験哲学が「自然から学ぼうとするのは、 ただ自然と人間とを完全に支配するために自然を利用することだけであり、それ以外のことは何 も問題にならない」(46)。彼らはこのような理由により、ベーコン主義とそれに鼓舞された啓蒙と の興隆は、「野蛮・統制・操作・支配への序曲」であった、と論難するのである(47)。しかしなが ら、ベーコン哲学に対するこのような解釈が、正鵠を射たものであるとは思えない。P・ザゴー リンが指摘しているように、この解釈の奥には、「甚だしい時代錯誤」と「科学に対する非理性 的な反感と恐怖」(48) が潜んでいる,といっても過言ではない。ザゴーリンによれば,フランクフ ルト学派の思想家は、ベーコンをあたかも「人類を『物質主義の荒野』に導く偽りの予言者」⁽⁴⁹⁾ であるかのように捉えている。しかしながらザゴーリンに拠らずとも,このようなフランクフル ト学派の解釈があまりに一方的で粗雑であることは、明らかである。ホルクハイマーとアドルノ の解釈を拒んだ見解は、ごく最近でも見られる。」・モキアは、彼らの啓蒙主義に対する攻撃を 「旋毛曲がりの態度」から加えられたものである、と批判している(50)。要するに彼らの解釈にお いては、ベーコン哲学が探究の対象としたのは、神の御業が記された書物としての自然であり、 この哲学が究明しようとした根源的原因は、神の摂理であったということが、看過されているの である⁽⁵¹⁾。

ところがベーコン哲学に対する批判は、もっと早くからおこなわれていた。ジョナサン・スウィフト(Jonathan Swift, 1667–1745)は 18 世紀に入ってからではあるが、その諷刺小説『ガリヴァー旅行記』(Gulliver's Travels, 1726)の第 3 篇「ラピュータおよびバルニバービ渡航記」において、ベーコン主義者の科学的探究を痛烈な皮肉を込めて批判している。この小説は 1726 年 10 月に匿名で出版され、友人ジョン・アーバスノット(John Arbuthnot, 1667–1735)が予期していたとおり、忽ち爆発的な売れ行きを示して版を重ねた。また、速やかにフランス語とオランダ語に翻訳された。そしてその間に、著者が誰であるかは広く知れ渡った (52)。この書物はスウィフト自身によれば、「法律・政治・学問・道徳・宗教における数えきれないほどの愚行と腐敗とに対する、明快で率直で痛烈な諷刺」を意図したものである (53)。また彼によれば、第 3 篇は、「科学者・数学者・企画者、および空虚な研究に時間を浪費している、それ以外の思索的な連中に見ら

れる,自惚れを嘲笑する」という意図をもって書かれた⁽⁵⁴⁾。したがって,ベーコン主義の実験哲学を批判した第3篇は、学問における愚行と腐敗を諷刺したものである,といえる。

この小説は周知のように、主人公レミュエル・ガリヴァーが記述した旅行記という形式を採って、書かれている。その第3篇のストーリーの大筋は、次のとおりである。ガリヴァーは1706年8月5日に乗船してイングランドを出航した。ところが彼が乗った帆船は海賊に襲われ、彼は丸木船に乗せられて海上に放り出された。その後幸運にも無人島に漂着し、そこで空から舞い降りてきたラピュータに救出された。ラピュータとは、空を飛ぶ円形の島である。国王・貴族・廷臣・役人・召使いが住んでいる王国である。ガリヴァーは救出されたのち、宮殿に招かれて国王に謁見した。国王は王座に腰を掛けていた。その王座の前には大きな机があり、その上には「地球儀や天球儀、またあらゆる種類の数学用の器具が所狭しと並べられていた」(65)。この島には、その「運命を握っている一個の巨大な天然磁石」(56)があった。この島は、この磁石の吸引力と反発力とを用いて、上昇したり下降したり自由に移動したりすることができた。数人の天文学者がこの磁石を操作していた。彼らは国王の指令に従って、この王国を上下左右に移動させていた。王国ラピュータは地上にバルニバービと呼ばれる領土をもっていた。ラピュータの国土が国王の直轄地であるのに対し、バルニバービは大臣たちにより分割されて支配されている領土であった。ラピュータはこの領土の上空だけを自由に飛行することができた。

ガリヴァーはラピュータに到着後、数多の奇妙で不可解な出来事に遭遇した。たとえば、次のような事態がそれである。この国では国王を始めとして、ほとんどすべての人々が思索癖に取り憑かれていた。いつも瞑想に耽っているようで、何を質問してもまともな返事は返ってこなかった。/ガリヴァーは国王に謁見するとき、仕立屋にスーツを1着作ってもらった。仕立屋はそれを作るのに、ガリヴァーの「身長を象限儀で測定し…全身の容積と輪郭を物差しとコンパスで計り、その結果を帳面に書きつけて帰っていった」 $^{(67)}$ 。数日後にスーツが仕上がったが、それは不格好で酷いものであった。仕立屋が数の桁を一つ間違えて計算していたからであった。/家の建て方は酷い。壁は傾いているし、部屋の隅は直角になっていなかった。人々が「実用幾何学を下賤で低俗のものとして馬鹿にしている」 $^{(69)}$ 。ことが、その原因であった。/「人々の表現法は、もっぱら数学と音楽に依存していた」 $^{(69)}$ 。/人々は考えていることを、いつもきまって線と形で言い表わそうとした。たとえば女性や動物の美しさを褒めるとき、彼らは「菱形・円形・平行四辺形・楕円形などといった幾何学的用語で表現した」 $^{(60)}$ 。/「彼らの考えは、数学と音楽を除く他のすべての問題について、時代遅れで混乱していた」 $^{(61)}$ 。

空を飛ぶラピュータ国は、むろん虚構である。しかしながら、ここには実際に存在したものとどことなく類似している人物や事柄や事象が窺える。科学愛好家の国王は、チャールズ二世を彷彿とさせる。ラピュータの天然磁石は、ニュートンの万有引力の法則を連想させる。この小説が書かれていたとき、ニュートンは王立協会の会長であった。また J・M・マリーと西山徹は、ラピュータとバルニバービとの支配・被支配の関係が、イングランド本国とアイルランド植民地と

の関係と幾分か類似している,と指摘している(%2)。ラピュータが現実の戯画として描かれている 世界であるとすれば、虚構と現実とのあいだに深い溝はない。この小説での筆鋒は虚構の世界を 越えて,実在の人々による事柄や事象に向けられている,といえる。アレクサンダー・ポープ (Alexander Pope, 1688-1744) によれば,この小説が人気をえた一つの理由は,現代的感覚の ある教養人ならばすぐに呑み込める、実在の人物への当て擦りが、そこに数多く鏤められていた からであった⁽⁶³⁾。いずれにせよ,「ラピュータ渡航記」は、抽象的推理が陥りやすい誤りや愚か さを諷刺している、といえる。ラピュータ王国では科学と芸術が尊重され、人々は思索的であり、 豊かで洗練された生活を送っている。スウィフトがガリヴァーに語らせているように,「この島 は世界で最も楽しい所」(64)であるはずである。ところが、ここでガリヴァーが体験したことは、 驚いて呆れることばかりであった。ここではスーツ1着でさえ,家1建でさえ,まともには作ら れていない。日常の些事に関してさえ、コミニュケーションが円滑に図られてはいない。人々は みんな抽象的な世界に心を奪われていて,身の回りの事柄が眼に入らないようである。ここでは, 理性を働かせないのではなく、理性を誤って過度に働かせているのである。J・A・ダウニーに よれば、スウィフトはここで、理性を完全に欠如した野獣ヤフー(第4篇で登場)とは対極にあ る、理性を極度に尊重する人間が、ヤフーと同じような不合理な状態に陥っている有様を描いて いる㎝。また J・G・ギルバートによれば,「抽象的思考の知識人が,必要で常識的な生活形態を 無視する」態度、「理論を信奉して実践を害する」(66)傾向を嘲笑している。

さて、ガリヴァーはラピュータに2カ月滞在したのちに、陸地のバルニバービへ降りた。バル ニバービはラピュータの属国であり、ここの住民はラピュータの国王の臣民である。首都はラガー ドという都市に置かれている。ガリヴァーは国王の近親者の紹介状をもって、ラガードに住んで いるムノーディ卿を訪ねた。ムノーディは由緒正しい家柄の貴族で、バルニバービにおける第一 級の人物であった。彼は進取の気性が弱く、新奇なものを嫌って旧態依然の生き方に満足してい た。したがってラピュータの国王からは、善良な紳士として丁重に遇されていた。ところが、人々 からは善良ではあるが、頭が悪くて無能であると見られていた。ガリヴァーはこの貴族に歓待さ れた。ラガードはロンドンの半分くらいの大きさであったが、その都市の様相はロンドンとはか なり異なっていた。家屋の大半はあばら家であった。住民はほとんどが襤褸をまとって、忙しそ うに早足で歩いていた。みんな恐ろしい形相をして,必死で働いていた。土地は無茶苦茶に耕さ れて、荒廃していた。ところがこの疲弊した都市には、国王の勅許をえて設立された、企画者 (pojectors)のための研究所というのがあった。この研究所は 40 年ほど前に,ラピュータに昇っ て5カ月ほど滞在した人々の提案によって設立された。その経緯はこうである。彼らはバルニバー ビに帰国するやいなや、この国の一切合切に難癖をつけ始めた。そればかりか、「あらゆる技芸・ 科学・言語・機械製造技術を再建する計画を練り始めた」(67)。この彼らの計画を実現させる目的 で、当の研究所がラガードに設立されたのである。その後、これと同じような研究所が、すべて の主要な都市に相次いで設立された。

ガリヴァーはムノーディ卿の勧めにより、「ラガード大研究所」(Grand Academy of Lagado)を訪問した。研究所長に快く迎えてもらい、教授たちが活動している研究室や実験室を見学した。彼が最初に案内されたのは、実験的な学問がおこなわれている研究棟であった。そこでは、次のようなさまざまな新奇で野心的な企画が進められているのを眼にした。胡瓜から太陽光線を抽出する。/人糞を元の食料に還元する。/熱に氷を加えて石灰石にしながら火薬を造る。/家を土台からではなく屋根から造る。/大きな、鞴の細長い象牙製の口を肛門のなかに挿入し、内部の空気を吸い取ることによって腹痛を治す。

続いてガリヴァーは、思索的な学問がおこなわれている研究棟に案内された。そこでは、仲間から「万能の学者」と呼ばれ、人間の生活の改善のために30年間も思索しているという、傑出した教授に紹介された。彼は籾殻のなかにこそ種子としての生命力が宿されているという信念にもとづき、籾殻を種子として畑に播くという企画に没頭していた。また別の教授は、才能のない無知な人間でも、哲学・詩・政治・法律・数学に関する立派な書物を書くことができる装置を考案しようと励んでいた。それは豊富な資料の収集と整理にもとづいて形成される、すべての技芸と科学との完全な知識の統一体であった。この教授は大変に広い研究室で、40人もの弟子に囲まれて作業に励んでいた。さらにガリヴァーは、政治に関する企画を練っている教授たちに会った。その企画は、「かつて誰も思い付かなかったような狂気じみた妄想」(68)という他はないものであった。

このようにガリヴァーが研究所で会った教授たちは、彼から見れば科学者というよりもむしろ「夢想家」(visionary)というのが相応しい人々であった。また、彼らが取り組んでいる研究や企画は、この国の住民の生活を改善するようには思えない、荒唐無稽なものばかりであった。実際のところムノーディ卿によれば、これまでこの研究所で企てられた計画で実現されたものは、一つとしてなかった。ところがガリヴァーはここで、「きわめて独創的な医者」⁽⁶⁹⁾ にも会った。彼は医学者であるけれども、統治の性質と制度に精通していた。医学研究を応用して、「いろいろな種類の行政(public administration)が被りやすい、すべての病と腐敗とに対する効果的な処方箋を発見しようとしていた」⁽⁷⁰⁾。「自然体と政治体とのあいだに完全で全般的な類似点があることを考えれば、同じ処方箋によって、双方の健康が維持され、病気が治されるのは、まったく明白なことではないか」⁽⁷¹⁾。このように彼は力説していた。

バルニバービは架空の国である。しかしそれは、たんに想像力だけによって編み出された空想の世界ではない。虚構ではあるけれども、現実を直視し、そこでの事象を諷刺しながら描き出された世界である。したがってバルニバービの物語には、実在した人物や事柄を冷然と観察することを通じて描かれたカリカチュアが、随所に窺える。たとえば、ムノーディ卿のモデルがボリングブルック卿(Henry St John, 1st Viscount Bolingbroke, 1678–1751)で、ラガード研究所の「万能の学者」のそれがロバート・ボイルであることは、すでに広く指摘されている「空」。また、荒廃した首都ラガードはダブリンを連想させ、「きわめて独創的な医者」はペティを彷彿とさせ

るであろう。さらに誤解を恐れずにいえば、ラピュータとバルニバービとの対比は、「宮廷」の 陣営と「在野」のそれという、二つの異なる政治的・経済的・社会的・文化的世界の対極的な構 図を象徴的に表示したものである、といえなくもない⁽⁷³⁾。しかし、これらの解釈はすべて推測の 域を出ない。ところが、「ラガード大研究所」が王立協会を諷刺的に描いたものであるという解 釈には、疑問の余地がないであろう。「バルニバービ渡航記」が書かれた意図が、王立協会をパ ロディー化して、ベーコン主義の実験哲学に痛烈な皮肉を浴びせるという点にあったことは、確 かである。

バルニバービはベーコンが『ニュー・アトランティス』で夢想したのと同じような、研究機関を設立して実験哲学を奨励している国家である。ラガード研究所はサロモン学院と同じような、多くの科学者が集団で協力して科学的探究をおこなっている研究機関である。しかしながらバルニバービの様相は、ベーコンが夢想した太平洋に浮かぶ王国におけるそれとは甚だしく異なる。バルニバービの経済は未発達で、生産活動は沈滞している。人々は懸命に働いているにもかかわらず、貧しくて不幸で野蛮な状態に置かれている。その研究所はこの国の灯台として、その全域を見渡し、人々を光で照らしながら繁栄に導くという、サロモン学院のような役割を担っていない。そこでは科学的探究というよりは、詐欺まがいの研究や実験がおこなわれており、教授たちはまるでペテン師のような連中である。J・G・ギルバートが指摘しているように、バルニバービの物語には、ホッブズが『リヴァイアサン』第4部・第46章に付した、「空虚な哲学と虚構の伝統から生じた暗黒について」というタイトルが似つかわしいでは、要するに、スウィフトは「バルニバービ渡航記」で、ベーコン主義の実験哲学が勃興することによって生み出されたディストピアを描いているのである。

ところが、事柄はさほど単純ではない。J・A・ダウニーが明らかにしているように、スウィフトは実験哲学のような新しい科学に反感や嫌悪を抱いてはおらず、そのような科学の意義を否定してはいなかった。それどころか、彼はベーコンの『学問の進歩』を読んで、その見解を賞讃していた。彼の書棚には、これ以外のベーコンの著作が積まれていた。しかも彼は実験哲学に強い関心を抱いていたようで、『王立協会会報』(Philosophical Transactions) に掲載された論文に眼を通していた。また、1710年には王立協会の拠点であったグレシャム・カレッジを訪れている(55)。「ラピュータおよびバルニバービ渡航記」が、このような知識や見聞を踏まえて書かれていることは、いうまでもない。当時の会長はニュートンであったが、ボイル、ウィルキンズ、フック、ペティのような創立期のメンバーはすでにみんな亡くなっていた。そうであるとすれば、「ラガード大研究所」の直接のモデルがスウィフトの時代の王立協会であり、その研究所の教授のそれが当時のベーコン主義者である、と理解することができるであろう。また、当の「渡航記」におけるスウィフトの批判の矢は、ベーコンの実験哲学それ自体にではなく、当時のベーコン主義者がおこなっていた研究や実験に対して向けられたものである、といえるであろう。

そもそもベーコンと17世紀のベーコン主義者とが力説した、科学者が探究において採るべき

姿勢と見据えるべき目標とは、スウィフトによって批判的に描かれた科学者のそれらとは正反対のものであった。この点に関し、ベーコンの実験哲学において力説されたことは、こうであった。科学者は思索に耽って内向的世界に閉じ籠もるのではなく、眼を外界に向けて、事物を五感を通じて観察するという姿勢を貫くべきである。また、探究は人々の生活の改善に資するような、実利主義的な目標を見据えておこなわれるべきである、ということであった。このようなベーコン哲学における科学的探究の指針は、ペティの『ハートリブへの助言』においても明瞭に打ち出されているのが、見られる。もっとも、18世紀の初めの頃の王立協会のメンバーが実際のところ、スウィフトによって描かれているような腐敗堕落きわまる科学者であったのかどうかという点については、むろん検討の余地がある。しかしながら、いずれにせよこの頃、スウィフトだけではなくアーバスノット、トマス・パーネル(Thomas Parnell、1679–1718)、ポープ、ジョン・ゲイ(John Gay、1685–1732)のようなスクリブレルス・クラブ(Scribulerus Club)のメンバーが総じて、当時のベーコン主義者に対してきわめて冷ややかな印象を抱いていたことは、確かである(56)。

- (1) ペティの経歴については主に, cf. Fitzmaurice, op. cit., Ch. II. 松川, 前掲書, 第2章・第4節, 参照。
- (2) Cf. Hall, op. cit., p. 218.
- (3) Cf. Thomas Birch, *The History of the Royal Society of London for Improving of Natural Knowledge*, Vol. I, London, 1756, rpt. Darmstadt: Georg Olms Verlagsbuchhandlung, 1968, p. 2; Fitzmaurice, *op. cit.*, p. 20.
- (4) Cf. Aubrey, op. cit., pp. 237–38; Fitzmaurice, op. cit., p. 20.
- (5) Cf. Jordan ed., op. cit., p. 32.
- (6) Cf. Birch, *History*, op. cit., pp. 3ff.
- (7) Jordan ed., op. cit., p. 6.
- (8) *Ibid.*, p. 21.
- (9) Cf, *ibid.*, pp. 20–21.
- (10) *Ibid.*, p. 36.
- (11) *Ibid*.
- (12) Cf. Michael Hunter, *The Royal Society and its Fellows* 1660–1700: *The Morphology of an Early Scientific Institution*, Loughborough/Bucks: The British Society for the History of Science, 1985, pp. 5–6.
- (13) Jordan ed., op. cit., p. 36.
- (14) *Ibid*.
- (15) Ibid.
- (16) Ibid.
- (17) Cf. Michael Hunter, Science and Society in Restoration England, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1981, rpt. Aldershot, Hampshire: Gregg, 1992, pp. 134-35 [マイケル・ハンター (大野誠訳) 『イギリス科学革命 王政復古期の科学と社会 』南窓社, 1999 年, 149-50 頁]. 伊藤誠一郎「政治算術の継承に関する一考察」『三田学会雑誌』90 巻 1 号, 1997 年, 掲載, 参照。
- (18) Cf. A. P. Martinich, Hobbes: A Biography, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1999, p. 297.
- (19) Cf. ibid.

- (20) Cf. Charles Richard Weld, *A History of the Royal Society*, London, 1848, rpt. Bristol: Thoemmes Press, 2000, Vol. I, Ch. V, VI.
- (21) Jordan ed., op. cit., p. 31.
- (22) Aubrey, op. cit., p. 158. 邦訳, 130 頁。
- (23) Ibid. 邦訳, 同上。
- (24) Cf. Skinner, op. cit., Vol. III, Ch. 12.
- (25) Cf. Thomas Sprat, *History of the Royal Society*, ed. by J. I. Cope and H. W. Jones, St. Louis: Washington Univ. Press, 1959, rpt. London: Routledge & Kegan Paul, 1966; Birch, *op. cit.*; Weld, *op. cit.*
- (26) Cf. Noel Malcolm, Aspects of Hobbes, Oxford: Oxford Univ. Press, 2002, Ch. 10, pp. 324-25.
- (27) *Ibid.*, p. 326. ホッブズは協会が暫定的に設立された後の 1661 年には,『自然学の対話』(*Dialogus Physicus*) を著して,ボイルの真空の理論と実験哲学とを批判した。Cf. Martinich, *Hobbes: A Biography*, op. cit., p. 302; Skinner, *op. cit.*, Vol. III, p. 307.
- (28) Cf. Malcolm, op. cit., p. 323, 328.
- (29) Aubrey, op. cit., p. 154. 邦訳, 114 頁。
- (30) Tom Sorell, "Hobbes' Reputation in Anglo-American Philosophy", in G. A. J. Rogers, T. Sorell and J. Kraye ed., *Insiders and Outsiders in Seventeenth-Century Philosophy*, New York & London: Routlegde, 2010, Ch. 9, p. 192.
- (31) Cf. Hunter, Royal Society, op. cit., pp. 160-78.
- (32) Cf. Malcolm, op. cit., p. 323; Martinich, Hobbes: A Biography, op. cit., p. 297.
- (33) ペティ以外には、ペル、エント、オルデンバーグ、イーヴリンである。
- (34) ウィルキンズ, ウォリス, ゴダード, ボイルそれにペティの 5 人が, 協会の中軸グループを形成した。 Cf. Skinner, *op. cit.*, p. 333.
- (35) Cf. ibid., p. 329.
- (36) Cf. *ibid.*, p. 318, pp. 321-22. フックの反ホッブズ的な態度については, cf. Martinich, *Hobbes: A Biography*, op. cit., p. 297.
- (37) Noel Malcolm ed., *The Correspondence of Thomas Hobbes*, Oxford & New York: Oxford Univ. Press, 1994, Vol. II, p. 752; cf. Malcolm, *op. cit.*, pp. 318–19.
- (38) Max Horkheimer und Theodor W. Adorno, *Dialekik der Aufklärung*, 1947, in *Max Horkheimer Gesammelte Schriften*, Band 5, Frankfurt am Main: Fischer Taschenbuch Verlag, 1997, S. 25; do., *Dialectic of Enlightenment*, trans. by John Cumming, New Yok: Continuum, 1982, p. 3. ホルクハイマー, アドルノ (徳永恂訳)『啓蒙の弁証法 哲学的断章』岩波書店, 2007 年, 23 頁。
- (39) Ebenda, S. 26; ibid., p. 4. 邦訳, 24 頁。
- (40) Vgl. ebenda; ibid., p. 4. 邦訳, 24-5 頁。
- (41) Jean Le Rond D'Alembert, *Preliminary Discourse to the Encyclopedia of Diderot* [1751], trans. by Richard N. Schwab, Chicago and London: Univ. of Chicago Press, 1963, rpt. 1995, p. 74. ディドロ, ダランベール編(桑原武夫訳編『百科全書 序論および代表項目 』岩波書店, 1971年, 100頁。
- (42) Peter Gay, The Enlightenment: An Interpretation, The Science of Freedom, 1969, rpt. New York & London: W. W. Norton, 1977, p. 344. ピーター・ゲイ(中川久定他訳)『自由の科学』(1), ミネルヴァ書房, 1982 年, 293 頁。
- (43) Ibid., 邦訳, 同上。
- (44) Horkheimer und Adorno, a. a. O., S. 26; do., op. cit., p. 4. 邦訳, 24-5 頁。
- (45) Ebenda; ibid. 邦訳, 25 頁。
- (46) Ebenda; ibid. 邦訳, 同上。

- (47) Cf. Joel Mokyr, *The Enlightened Economy: An Economic History of Britain 1700–1850*, New Haven and London: Yale Univ. Press, 2009, p. 33.
- (48) Perez Zagorin, Francis Bacon, Princeton, New Jersey: Princeton Univ. Press, 1998, p. 122.
- (49) Ibid., p. 121.
- (50) Cf. Mokyr, op. cit., p. 33.
- (51) 山根正弘「ジョージ・ハーバードとフランシス・ベイコン ─ アタランタの玉をめぐる寓意的解釈 ─ 」,『英語英文学研究』(創価大学英文学会),第 76 号(第 39 巻第 2 号),2015 年,掲載,参照。
- (52) Cf. Ricardo Quintana, *Swift: An Introduction*, 1955, rpt. London, New York & Tronto: Oxford Univ. Press, 1962, p. 145; J. A. Downie, *Jonathan Swift: Political Writer*, London, Boston, Melbourne and Henley: Routledge & Kegan Paul, 1984, p. 262.
- (53) Cf. ibid., p. 266.
- (54) Cf. ibid., p. 281.
- (55) [Jonathan Swift], Travels into Several Remote Nations of the World, by Lemuel Gulliver, 1726, in Sir Walter Scott ed., The Works of Jonathan Swift, D. D., 2nd. ed., Vol. XI, Edinburgh, 1824, p. 203. スウィフト(平井正穂訳)『ガリヴァー旅行記』岩波書店, 1980 年, 221 頁。
- (56) Ibid., p. 213. 邦訳, 232 頁。
- (57) Ibid., p. 206. 邦訳, 224 頁。
- (58) Ibid., p. 207. 邦訳, 226 頁。
- (59) Ibid. 邦訳, 225 頁。
- (60) Ibid. 邦訳, 同上。
- (61) Ibid., p. 208. 邦訳, 226 頁。
- (62) Cf. John Middleton Murry, *Jonathan Swift: A Critical Biography*, London: Jonathan Cape, 1954, pp. 331-32. 西山徹『ジョナサン・スウィフトと重商主義』岡山商科大学, 2004年, 212-13頁, 参照。
- (63) Cf. Stephen Gwynn, *The Life and Friendships of Dean Swift*, London: Thornton Butterworth, 1933, p. 261; Michael F. Suarez, "Swift's Satire and Parody", in Christopher Fox ed., *The Cambridge Companion to Jonathan Swift*, Cambridge, New York and Melbourne: Cambridge Univ. Press, 2003.
- (64) Swift, op. cit., p. 210. 邦訳, 229 頁。
- (65) Cf. Downie, op. cit., p. 282.
- (66) Cf. Jack G. Gilbert, *Jonathan Swift: Romantic and Cynic Moralist*, Austin & London: Univ. of Texas Press, 1966, p. 122.
- (67) Swift, op. cit., p. 223. 邦訳, 245 頁。
- (68) Ibid., p. 237. 邦訳, 259 頁。
- (69) Ibid. 邦訳, 260 頁。
- (70) Ibid. 邦訳, 同上。
- (71) Ibid., p. 238. 邦訳, 同上。
- (72) スウィフト (平井訳), 前掲書, 訳注 (444 頁), 参照。西山は的確にも, ムノーディ卿を「シヴィック・ヒューマニズム的理想を体現するような人物 [=シヴィック・ヒューマニスト]」である, と指摘している (西山, 前掲書, 217 頁, 参照)。
- (73) Cf. W. A. Speck, Stability and Strife: England 1714–1760, Bungay, Suffolk: Edward Arnord, 1977, p. 225.
- (74) Cf. Gilbert, op. cit., p. 121.
- (75) Cf. Downie, *op. cit.*, p. 281, p. 374; Quintana, *op. cit.*, p. 150. スウィフト (平井訳), 前掲書, 訳注 (444 頁), 参照。
- (76) 「スクリブレルス・クラブ」については、cf. Murry, op. cit., p. 329; Quintana, op. cit., Ch. VII.

むすび ― ベーコン主義とホッブズ主義との交錯 ―

ペティは青年期の1647年には、ハートリブ・サークルに加わって実験哲学に傾倒し、王立協会が創設されて以降は、この協会の中心メンバーとして活躍したベーコン主義者であった。ところが他方で、彼は1645年にホッブズに出会って以来、この社会哲学者を生涯の師として敬い、その学識から深い影響を受けたホッブズ主義者でもあった。つまり彼は、根本的に色合いが異なり、互いに相容れないように思える、二人の先鋭的な哲学を並行して受け継いだ科学者であった。しかし、このようにペティが科学者として、一見したところ曖昧で中途半端に思える思想的立場に立っていたということそれ自体は、今ここで殊更に強調すべきほどの問題ではない。このようなことは、草創期の幾人かの研究者がすでに指摘しているからである。彼がベーコン主義者であると同時にホッブズ主義者でもあったということは、古典的解釈といって然るべき事柄だからである。

ペティの業績を正面から検討した最初の学史家は、おそらく W・L・ベヴァンである。彼は 1893 年に発表したその論説において、「ペティはベーコンを賞讃しているにもかかわらず、ホッブズが断然より深い影響を彼に与えたようであることは、認めなければならない」($^{\circ}$)、と記している。また、ペティの最初の伝記を書いた E・フィッツモーリスは、「ペティは [ベーコン主義として]、ホッブズが理論において構築したものを実践において応用しようと努めた」($^{\circ}$) と指摘して、ペティにおいて二つの思想的立場が交錯していたことを明らかにしている。また G・F・R・バーカーは『国民人名事典』において、ペティが科学愛好家として王立協会のベーコン主義の理念を実践しながらも、他方でホッブズの学説から少なからぬ影響を受けていたという点を強調しながら、次のように記している。「ペティはそこ [パリ] でホッブズの友人となったが、そのホッブズがペティのその後の哲学的・政治的見解に与えた影響は、彼の諸著作において明瞭に見いだすことができるであろう」($^{\circ}$)、と。

ところが比較的最近のペティ研究においては、このような古典的解釈とは見解を異にする傾向が見られる。ペティが立っていたのは、ベーコン主義とホッブズ主義との双方というアンビバレントな立場ではなく、どちらか一方の立場だけであったという解釈である。

T・マコーミックによれば、ペティは「政治算術の野望」を遂げたベーコン主義者であった。その解釈は、こうである。彼の政治算術は政治・人文哲学ではなく自然哲学に起源をもつ科学であった。また、経済現象を分析するのではなく、国家を科学的に統治することを目的とする手段であった。このような算術は、ベーコン主義の自然哲学を学んだことに端を発して考案された。ハートリブ・サークルと王立協会とにおけるベーコン主義者との交流から知的な刺激を受けることを通じて、またアイルランドでの「ダウン・サーヴェイ」(没収地の測量と地図作製)における実験哲学の実践を通じて、徐々に創生された。そして最終的には、「社会工学、すなわち土地

と労働力との改良を目標とする自然政策の科学(science of natural policy)」 として発達を遂げた。マコーミックによれば、このような政治算術は全面的にベーコン主義の影響を受けて形成されたものである。また、この政治算術と呼ばれる政策科学の考案が、ペティの主要な業績のすべてである。したがって彼によれば、ペティは科学者としてホッブズからいかなる影響をも受けていない。ペティの知的営為の起点としてオランダ留学は重視されるべきであるけれども、パリでのホッブズとの出会いは軽視されてよい。ペティが政治哲学に関心を向ける切っ掛けを与えたのは、ホッブズではなく、ロータ・クラブに参加して出会った J・ハリントンである。『租税貢納論』は統治の全般的改革をテーマとしているが、ホッブズの思想的枠組みからは影響を受けていない。それは、実験・観察に基礎を据える政治算術の科学を標榜して公にされた書物である。要するにマコーミックにおいては、ペティは全面的にベーコン主義者であったと理解されるのである。

ところが、T・アスプロモスはこのような解釈とは対極的に、ペティは全面的にホッブズ主義 者であったと理解している。アスプロモスによれば、彼は17世紀の他の科学者とは異なり、そ の精力のほとんどすべてを経済学研究に傾注した。そのようなペティが「知的気質を形づくるに さいして、決定的な役割を担ったのは、トマス・ホッブズ」(5)であった。ホッブズは「ペティの 知性に決定的な影響を与えた、卓越した哲学者」60であった。ペティは多くの経済論説を書いて いるけれども、理論的観点からみて最も重要な著作は『租税貢納論』である。この書物にはホッ ブズの政治理論からの影響が見られる。その政治理論が追求したテーマは「平和と豊富」である。 社会の平和と物質的富とを実現するのに必要な合理的要件を確定することである。ホッブズはこ れら二つの対になった課題のうち、主に平和の条件を確定することに力を注いだ。ペティはホッ ブズのこの課題を引き継ぎながら,経済的繁栄に必要な要件を明確にすることに心を打ち込んだ。 それだけではない。ペティは方法論のうえでもホッブズから大きな影響を受けている。「ペティ は科学的方法についての見解と政治学の基本的概念との双方を、ホッブズに負っている」。『租 税貢納論』には、このような継承関係が見られる。この著書の「演繹的システムは実のところ、 ホッブズが科学にとって範型的であると見なしていたような、前件的・後件的ないし仮説演繹的 な一般原理を生みだしている」®。アスプロモスは『租税貢納論』以外の著作も,ホッブズから 影響を受けていると理解する。彼によれば、政治算術はペティの独創的な思考が生みだした、 『租税貢納論』とはまったく別の優れた成果がある。これは「政府の政策を確実で客観的な基礎 のうえに据えるために、政治的・経済的に関連がある諸現象を数量的尺度で測定する」 という, 「経験的数量化の企画」(III) (project of empirical quantification) である。ペティはこの企画を、 『政治算術』と『アイルランドの政治的解剖』(The Political Anatomy of Ireland, [1672] 1691) という「彼の最も包括的な応用研究」(11) の著作を公にすることを通じて実現した。この経済学の 方法論のうえでの開拓的な成果も、ホッブズと接触することにより生みだされたものである。もっ ともアスプロモスは、ペティがベーコンから受けた影響を全面的に否定しているわけではない。

ところが彼によれば、その影響は「ほんの僅か」(12)である。

ベーコンは「知は力なり」と、またホッブズは「科学は力のためにある」と述べた。彼らはこ のような言葉を発することを通じて、科学の目的は、人類の利益に資するような有益な知識を獲 得することにある、ということを力説した。ペティがこれら二人の先達から継承したのは、何よ りもこのような初期啓蒙の科学的精神であった。ホッブズは、人々の生命と財産との安全が保証 される平和状態を生みだすことを目的として、国家社会を人為的に再構築することを可能にする 知識を獲得しようとした。彼はそのような有益な知識を獲得するために、幾何学的演繹法にもと づいて政治体を分解し構成した。また、そのようにして獲得した確実な知識にもとづいて、人類 の利益と幸福に資する国家社会を構築する道筋を描いた。ペティが初期啓蒙の理念を担いながら 追求した科学的知識は、自然体よりもむしろ政治体における因果関係や法則を究明する知識であっ た。つまり、彼はホッブズと同様に政治哲学者として、国家社会の諸制度を改革することを可能 にする有益な知識を獲得しようとした。彼はオーブリーに宛てた書簡で、「私は、人々を結び付 けるというホッブズ氏の社会契約の見解に傾いている」(13) と記している。彼はパリでホッブズに 出会ったときからすでに、『リヴァイアサン』において結実することになる、契約説にもとづく 国家社会の構築という、師友の構想に関心を寄せていたと思える。彼が解剖学者であるにもかか わらず、留学を終えて最初に取り組んだ大きな仕事は、経済社会の改革をテーマとする政治哲学 の分野の書物を刊行することであった。いずれにせよ、ペティはホッブズの政治哲学に触発され て,政治体の経済法則を分析把握することに精魂を傾けた。交易拡大の因果関係を解明して,普 遍的富裕の状態が実現されるに至る図式を描いた。このような交易の科学的探究をおこなうこと を通じて,経済科学という新しい学問分野を開拓しようとした。ところが留意すべきは,彼はそ のさい、ただホッブズの政治哲学とその幾何学的演繹法にのみ依拠して、この未踏の領域の開拓 に足を踏み入れたのではなかった。彼はこの新興科学の形成にさいし、さらにベーコンの実験哲 学にも依拠し,その帰納法からも大きな助力を得た。彼が方法のうえでベーコンから受けた影響 はきわめて大きい。彼は 1662 年に経済学の処女作『租税貢納論』を刊行したが、それよりのち の 1690 年代には、ベーコンの帰納法を精力的に受容し、その科学的手法を軸に据えて「政治算 術」という経済分析方法を考案した。

ところで P・R・アンスティーによれば、イギリス 17 世紀の科学者のあいだで、自然哲学は実験的なスタイルと思弁的なそれとの二つの類型に明確に区分けされていた(14)。前者は実験と観察を通じて作成される自然誌に依拠して、後者は純粋な推理を通じて立てられる仮説に依拠して、それぞれ自然現象を説明しようとした。これら二つの類型のうち、当時のほとんどの科学者は、実験的なスタイルを好んだ。そればかりか彼らは、思弁的な自然哲学を嘲笑する傾向にあった。彼らが「思弁的」(speculative)というとき、その言葉は軽蔑的な意味を込めて発せられた。これに対し、著しい例外としてホッブズは思弁的な自然哲学を重視した。王立協会は実験哲学の実践を標榜したが、そのベーコン主義の哲学はむろん実験と観察に重きを置いていた。オルデンバー

グは、この協会が思弁的な哲学とは無縁であることを殊更に強調しながら、次のように記している。この協会の目的は、「純粋な思弁によってではなく、厳密で正確な観察と実験によって、すべての有益な科学と技芸を改善すること」にある、と⁽¹⁵⁾。要するにアンスティーによれば、「自然哲学の方法論における根深い二項対立」⁽¹⁶⁾という状態が、17世紀の科学者のあいだで見られたのである。

ペティが王立協会のメンバーとして、アンスティーが浮彫りにしているような、科学における方法論的対立という状態を目の当たりにしていたことは、いうまでもない。ところが彼は他の多くのメンバーのように、ベーコン主義者として実験的方法にのみ傾斜するという姿勢を、示さなかった。ベーコンからは実験的なスタイルを、ホッブズからは思弁的なそれを同時に並行して吸収しようとした。新しい学問分野を開拓しようと努めていた彼にとっては、二つの先鋭的な哲学を双方とも受け入れ、そこから養分を積極的に摂取する必要があったからである。未踏の領域の諸現象を認識するために、双方の方法を試行錯誤しがら駆使してみることが、何よりも重要であったからである。アンスティーはさらに、「この時代には認識論が絶えず変化していた」(ロア)と指摘している。すなわち、多くの科学者が事物を認識する方法に関して固定観念に縛られていたのに対し、他方では、従来よりももっと新しくて確実な知識を獲得するために、実験哲学に思弁的な方法を組み入れようとする試みが、幾人かの科学者によりなされた、というのである。そうであったとすれば、二つの方法論的立場を受け継いだペティは、このような新しい動きの一翼を担う科学者であった、といえる。

ペティは王立協会の会員に選ばれた1660年代より、経済学の著作を精力的に相次いで執筆し た。1662年に刊行した斯学の処女作『租税貢納論』、対オランダ戦争に触発されて執筆した『賢 者には一言をもって足る』(Verbum Sapienti, [1665] 1691) と『政治算術』,後者に引き続いて 執筆した『アイルランドの政治的解剖』などが、それである。これらの諸著作を分析方法の観点 から検討してみると、ベーコンの方法とホッブズのそれのどちらかが、それぞれの著作において 用いられているのが窺える。彼は内乱の時代に、一方でベーコン主義者として実験哲学に依拠し て処女作『ハートリブへの助言』を刊行し、他方でホッブズ主義者として幾何学的演繹法を駆使 しながら経済論説「交易の解明」を執筆した。そのような初期ペティの論説に見られる方法的態 度は、その後の著作においても変わることなく貫かれている。1665年に執筆された『賢者には 一言をもって足る』は、政治算術的分析を駆使して書かれた最初の論説である。『政治算術』が、 晩年に刊行された数冊の政治算術的著作とともに、ベーコン主義者として実験哲学に依拠し、帰 納的推理を展開しながら執筆された書物であることは,いうまでもない。ところが彼は,王政復 古期に入って書いた著作のすべてを、ベーコン哲学に依拠して執筆しているわけではない。『租 税貢納論』が晩年の秀作『貨幣小論』(Quantulumcunque concerning Money, [1682] 1695) と ともに、演繹的推理を働かせながら綴られた書物であることは、確かである。この経済学上の処 女作に数量的経済分析の重要性を力説した叙述は見られる。けれども、そこでの論究それ自体は、

政治算術的分析を通じて進められてはいない。ペティはこの点に触れて、『租税貢納論』が書かれたときの様相を、次のように記している。この書物は、「毎日の会話によって私自身の頭の中に吹き込まれて、発酵している有り余る分泌物を吐き出すために」 (18) 執筆された、と。この書物は租税などに関する蓄積されたデータ(=「自然誌」)を踏まえるのではなく、「自分自身との会話」を通じて演繹的な理性推理を働かせながら、書かれたというのである。そればかりか、この書物の第4章には、ホッブズの幾何学的演繹法を駆使しながら、労働(土地)価値説の命題を基礎に据えて、商品価値を演繹的に分析しているのが見られる。

ペティはマルクスにより「経済学の父」と呼ばれた。彼がこのように高く評価されたのは、労働価値説を分析的枠組みにしながら商品価値論を展開したからである。また政治算術を考案して、経済現象を帰納的・数量的に分析把握することを試みたからである(19)。これら二つの功績のうち、一方はホッブズの幾何学的演繹法から、他方はベーコンの実験哲学から影響を受けたものである。そうであるとすれば、ペティによる経済学史のうえでの大きな貢献は、二つの異なる方法論的立場のあいだを試行錯誤しながら往受することを通じてなされた、といえる。ペティの経済学的探究において、ベーコン主義とホッブズ主義という二つの思想的立場は、分かち難く交錯しているのである。

完(脱稿 2015・10・20)

- (1) Wilson L. Bevan, *Sir William Petty*: A Dissertation presented to the Faculty of Political Science of the University of Munich, Ganterburg, 1893, p. 30.
- (2) Fitzmaurice, op. cit., p. 188.
- (3) Sir Leslie Stephen and Sir Sidney Lee ed., *The Dictionary of National Biography*, founded in 1882, Oxford: Oxford Univ. Press, since 1917, Vol. XV, Sir Willam Petty (G. F. R. Barker), p. 999.
- (4) McCormic, op. cit., p.163.
- (5) Tony Aspromourgos, On the Origins of Classical Economics: Distribution and Value from William Petty to Adam Smith, London & New York: Loutledge, 1996, p. 17.
- (6) *Ibid.*
- (7) Ibid., p. 65.
- (8) *Ibid.*, p. 67.
- (9) Ibid., p. 42.
- (10) Ibid., p. 43.
- (11) *Ibid*.
- (12) Ibid., p. 57.
- (13) Jordan ed., op. cit., p. 49.
- (14) Cf. Peter R. Anstey, "Experimental versus Speculative Natural Philosophy", in P. R. Anstey and J. A. Schuster ed., *The Science of Nature in the Seventeenth Century: Patterns of Change in Early Modern Natural Philosophy*, Dordrecht: Springer, 2010.
- (15) Cf. Ibid., p. 220.
- (16) Ibid., p. 216.
- (17) Ibid., p. 220.

- (18) Jordan ed., op. cit., p. 31.
- (19) 本稿「はじめに」注(1)を顧みよ。
- *本稿・第8章は、拙論「ウィリアム・ペティの政治算術 ― 経済科学の曙 ― 」(『拓殖大学論集:政治・経済・法律研究』249、2002 年/253、2004 年、掲載)・第3章を全面的に修正して、拡充したものである。拙論に執筆にさいして、伊藤誠一郎氏(大月短期大学教授)と山根正弘氏(創価大学講師)より有益な助言・示唆と貴重な文献とをいただいた。ここに謝意を表しておきたい。なお、第8章の脱稿直後に、ホッブズ(本田裕志訳)『物体論』(京都大学学術出版会、2015 年)が刊行された。残念ながら、本稿で参照することはできなかった。

(原稿受付 2015年11月9日)

アメリカ合衆国憲法と同性婚

─ Obergefell 判決をめぐって ─

小 竹 聡

はじめに

2015年6月26日, 合衆国最高裁判所は, 同性婚を合衆国憲法上の権利として認める画期的な 判決を5対4の多数で下した $^{\odot}$ 。これによりアメリカ合衆国は,同性婚を認める世界で20番目 の国となった②。もっとも、本判決の結論は、同性婚をめぐる合衆国最高裁の動向に注意を払っ てきた者にとっては、想定の範囲内にあったものと言えよう③。むしろ、合衆国最高裁の観察者 にとっては、問題の焦点は、判決がどのような論理により同性婚の合法化を図るのかということ にあったのであり、また、これまで、Romer⁽⁴⁾、Lawrence⁽⁵⁾、Windsor⁽⁶⁾ の各判決において、 性的少数者の主張を認める法廷意見を執筆してきたケネディ裁判官が、今回の判決でも予想通り に法廷意見を執筆するのか、ほんの3開廷期前に、国論を二分する社会的争点であり、現在もそ うあり続けているいわゆるオバマケアをめぐって、患者の保護と支払い可能な医療法(the Patient Protection and Affordable Care Act of 2010) (「医療保険改革法」) を最終的に支持する 投票を行った ロバーツ長官は、同じく国論の分裂を招いているこの問題については、どのよう な立場を取るのかといった点について、大きな関心が向けられていた。本稿は、法廷意見の内容 をほぼ全体にわたって紹介し、その後に、これらの点について、簡単なコメントを加えることと したい。なお、アメリカ合衆国における同性婚をめぐる裁判闘争の歴史®、さらに言えば、 LGBT と称される性的少数者に対する法的、社会的差別の現実とその是正に向けた運動の過程 については、その歴史的意義や課題についての検討を含めて、詳細な研究が待たれるところであ る[®]。しかし、本稿は、さしあたり、今回の判決にのみ焦点を絞り、なおかつ、その意義をミニ マルに考察することにとどまる。本稿の目的は、判決内容の正確な理解を得ることにあり、同性 婚の合法化問題を含む性的少数者の平等をめぐる法的、政治的課題についての本格的な検討は、 他日を期すこととしたい。

ー 事実の概要

1 本判決に関する事件の内容

本件は、結婚を一人の男と一人の女との結合と定義する、ミシガン州、ケンタッキー州、オハイオ州およびテネシー州の各規定に関わる(10)。上訴人は、14名の同性のカップルと、同性のパートナーが最近亡くなった2名の男性であり、被上訴人は、問題となっている法律を執行する責任を負っている各州の公務員である。上訴人は、結婚する権利または他州で合法的に行われた自分たちの結婚に十分な承認を与えさせる権利を上訴人に否定することによって、被上訴人が修正14条に違反すると主張する。上訴人は、これらの訴訟をそれぞれの州の合衆国地方裁判所に提起した。各地方裁判所は、上訴人を支持する判決を下した(11)ため、被上訴人は、それぞれ、それらの判決を合衆国第6巡回区控訴裁判所に上訴した。同裁判所は事件を併合し、2014年11月6日に、合衆国地裁の判決を覆した(12)。控訴裁判所は、同性婚を許可しまたは州外で行われた同性婚を承認する憲法上の責務を州は何ら負っていないと判示した。

2 争 点

2015年1月16日, 合衆国最高裁判所は, 事件を併合した上で, 第一に, 修正14条は, 同性の2名の者の間の結婚に許可証を与えることを州に要求するか(「結婚」問題), 第二に, 修正14条は, 同性の2名の者の間の結婚が州外で合法的に許可証を発給され行われたときに, その結婚を承認することを州に要求するか(「承認」問題), という2つの争点に絞って, 裁量上訴を認めた(13)。4月3日, 口頭弁論について, 「結婚」問題に90分(上訴人の弁護人一人に30分, 合衆国訟務長官に15分, 被上訴人の弁護人一人に45分),「承認」問題に1時間(上訴人, 被上訴人の各弁護人一人に各々30分)の配分がなされ(14), 4月28日, 口頭弁論が開かれた(15)。

二 合衆国最高裁判所判決

1 判決の構成

2015年6月26日,合衆国最高裁判所は、5対4で、原判決を破棄した。ケネディ裁判官が法廷意見を執筆し、ギンズバーグ、ブライア、ソトマヨール、ケイガンの各裁判官が同調した。他方、原判決を維持するスカリーア、トーマス両裁判官が同調したロバーツ長官の反対意見、トーマス裁判官が同調したスカリーア裁判官の反対意見、スカリーア裁判官が同調したトーマス裁判官の反対意見、スカリーア、トーマス両裁判官が同調したアリート裁判官の反対意見がある(16)。

2 法廷意見

以下においては、 I および II の一部を除き、法廷意見をすべて訳出する。なお、「同性婚に取り組む州および連邦司法部の判決」と題する補遺 A および「同性婚を合法化する州の立法および司法部の判決」と題する補遺 B は、訳出を省略する。

ケネディ裁判官が法廷意見を述べた。

合衆国憲法はその達するところのすべての者に自由を約束するが、自由とは、自己のアイデンティティを定義し、表明することを合法的な範囲内で個人に認める一定の特定の権利を含んでいる。これらの事件の上訴人たちは、同性の誰かと結婚すること、および、その結婚を異性者間の結婚と同じ条件で合法とみなしてもらうことによって、その自由を見出そうとする。

I 「省略]

 Π

これらの事件を左右する原則と先例に目を向ける前に、現在、合衆国最高裁の目の前にある問題の歴史を記すことが適切である。

Α

人類史の年代記は、その始まりから最新の頁に至るまで、結婚の並外れた重要性を明らかにする。一人の男と一人の女の生涯にわたる結合は、その人生における地位にかかわらず、すべての者に対して、気高さと尊厳を常に約束している。結婚は、宗教に従って生きる者にとって神聖であり、世俗の領域に意味を見出す者にとって独特の達成感を提供する。結婚の動態は、2名の者に、一人では見つけることができない人生を見出すことを可能にするが、それは、結婚がまさに2名の者にすぎないものよりも大きいものとなるからである。最も基本的な人間の必要性から生じ、結婚は、我々の最も深遠な希望と熱望に不可欠である。

.

…… [上訴人たち] の物語は、彼らが結婚を貶めようとするのではなく、むしろ自分たちの人生を生き、または、その絆によって結びつけられた配偶者の記憶を大いに尊敬しようとしていることを示している。

В

結婚が古代に起源を持つことは、結婚の中心性を裏書きするが、結婚は、法と社会における発

展から切り離されて存在しているのではない。結婚の歴史は、継続性と変化の双方の歴史である。 その制度は、異性関係に限定されるとしても、時間を超えて進展している。

.....

\mathbf{III}

修正 14 条のデュー・プロセス条項の下では、いかなる州も、「法のデュー・プロセスによらずに、生命、自由または財産をいかなる者からも奪っ」てはならない。この条項によって保護される基本的自由は、権利章典に列挙されているほとんどの権利を含んでいる。See Duncan v. Louisiana、391 U.S. 145、147-49(1968). 加えて、これらの自由は、個人の尊厳と自律にとって中心的な一定の個人の選択に及び、そこには、個人のアイデンティティと信念を定義する親密な選択が含まれている。See, e.g., Eisenstadt v. Baird、405 U.S. 438、453(1972);Griswold v. Connecticut、381 U.S. 479、484-86(1965).

基本的権利を確認し、保護することは、合衆国憲法を解釈する司法部の義務の永続的な一部である。しかしながら、その責任は、「いかなる定式にも還元されない」。Poe v. Ullman, 367 U.S. 497, 542 (1961) (Harlan, J., dissenting). むしろ、その責任は、州がその尊重を与えなければならないほど基本的な個人の利益を認める上で、筋の通った判断(reasoned judgment)を行使することを裁判所に求める。See ibid. その過程は、特定の要件というよりは広い原則を述べる他の憲法規定についての分析に関連する多くの同様の考慮によって導かれる。歴史と伝統は、この調査を導き、規律するが、その外縁は定めない。See Lawrence, supra, at 572. 歴史と伝統という方法は、我々の歴史を尊重するが、過去だけが現在を支配することを許すことなく、我々の歴史から学ぶ。

不正義の本質とは、我々は、自分たち自身の時代には、必ずしも不正義をわかりえないということである。権利章典および修正 14 条を起草し、承認した世代は、自由の範囲をそのすべての広がりにおいて知ることを前提とはしなかったし、それ故、彼らは、自由を享受するすべての者の権利を保護する憲章を将来の世代に委ねたが、それは、我々がその意味を学ぶときである。新しい洞察によって、合衆国憲法の中心的な保護と一般に受け入れられた法的制限との間の不一致が明らかにされるとき、自由に対する主張が検討されなければならない。

これらの確立された教義を適用して、合衆国最高裁は、長い間、結婚の権利が合衆国憲法によって保護されると判示してきた。異人種間の結合に関する禁止を無効にした Loving v. Virginia、388 U.S. 1, 12 (1967) において、全員一致の合衆国最高裁は、結婚は、「自由人による幸福の通常の追求にとって不可欠の重大な個人の権利の一つ」であると判示した。合衆国最高裁は、その判示を Zablocki v. Redhail、434 U.S. 374、384 (1978) において再確認し、子の扶養が遅れた父親に結婚することを禁止する法律によって、結婚の権利が負担をかけられたと判示した。合衆国最高裁は、再び、この原則を Turner v. Safley、482 U.S. 78、95 (1987) において適用し、監獄の

被収容者の結婚するという特権を制限する規則によって、結婚の権利が削減されたと判示した。 時の経過とともに、そして、別の文脈で、合衆国最高裁は、結婚の権利がデュー・プロセス条項 の下で基本的であると繰り返し述べている。*See, e.g.*, M. L. B. v. S. L. J., 519 U.S. 102, 116 (1996); Cleveland Bd. of Ed. V. LaFleur, 414 U.S. 632, 639–40 (1974); Griswold, *supra*, at 486; Skinner v. Oklahoma ex rel. Williamson, 316 U.S. 535, 541 (1942); Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390, 399 (1923).

結婚の権利を描写する当法廷の判例が、異性の当事者に関わる関係を前提としていたことは否定することができない。合衆国最高裁は、多くの機関と同様に、自らが一部であるところの世界と時代によって定義される推定を行っている。このことは、Baker v. Nelson, 409 U.S. 810 (1972) において明らかであったのであり、1972 年に出された 1 行の略式判決では、同性カップルを結婚から排除することは実質的な連邦問題を提起しないと判示された。

けれども、他の、より啓発的な先例が存在する。当法廷の事件は、より射程の広い憲法原則を表明している。結婚の権利を定義する上で、これらの事件は、歴史、伝統およびこの親密な絆に内在する他の憲法上の自由に根拠づけられる、その権利の本質的な属性を認めている。See, e.g., Lawrence, 539 U.S. at 574; Turner, supra, at 95; Zablocki, supra, at 384; Loving, supra, at 12; Griswold, supra, at 486. そして、合衆国最高裁の判例の効力と理由づけが同性のカップルに適用されるかどうかを評価する上で、合衆国最高裁は、なぜ結婚の権利が長い間保護されてきたのかという基本的な理由を尊重しなければならない。See, e.g., Eisenstadt, supra, at 453-54; Poe, supra, at 542-53 (Harlan, J., dissenting).

この分析によって、同性のカップルは結婚の権利を行使しうるとの結論が強いられる。議論されるべき4つの原則と伝統が、結婚が合衆国憲法の下で基本的であるとの理由は同性のカップルに適用しても等しく効力を持つということを証明する。

合衆国最高裁の関連する先例の第1の前提は、結婚に関する個人の選択の権利は個人の自律の概念に内在するということである。結婚と自由との不変の関係が、なぜ Loving が異人種間の結婚の禁止をデュー・プロセス条項の下で無効にしたのかの理由である。See Loving、388 U.S. at 12; see also Zablocki, supra, at 384(「結婚の権利がすべての個人にとって基本的重要性を持つ」と Loving が判示したと述べている). 避妊、家族関係、生殖および子育てに関する選択と同様に、これらはすべて合衆国憲法によって保護されているのであるが、結婚に関する決定は、個人がなすことができる最も親密なものの中にある。See Lawrence, supra, at 574. さらに言えば、合衆国最高裁は、「家族生活の他の事項に関してはプライバシーの権利を承認し、我々の社会における家族の基礎であるところの関係に入る決定に関してはプライバシーの権利を認めないこと」は、矛盾するであろうと記している。Zablocki, supra, at 386.

結婚についての選択は、個人の運命を形作る。マサチューセッツ州最上級裁判所が説明しているように、「民事婚は、安心、安全な避難場所および我々の共通の人間性を表明する結びつきへ

の切望を満足させる」ので、「民事婚は尊敬された制度であり、結婚するかどうかや誰と結婚するかの決定は、自己規定という人生の重大な行為の中にある」。Goodridge, 440 Mass., at 322, 798 N.E. 2d, at 955.

結婚の本質とは、その永続する絆を通じて、2人の者が互いに、表現、親密さおよび精神性といったような他の自由を見つけることができるということである。このことは、その者の性的指向が何であれ、すべての者に当てはまる。See Windsor, 570 U.S. at $_-$ -__ (slip op., at 22-23). 結婚を求める 2名の男または 2名の女の間の絆の中には、また、そのような深遠な選択をなすそれぞれの者の自律の中には尊厳が存在する。Cf. Loving, supra, at 12 (「他の人種の者と結婚する、または、結婚しない自由は、個人にあり、当該州によって侵害されることはありえない」。).

当法廷の判例の第2の原則は、結婚の権利が基本的であるのは、献身的な個人にとっての重要性において他のものとは異なる2者の結合を結婚の権利が支えるからだということである。この点は、Griswold v. Connecticut にとって中心的であったのであり、同判決は、既婚のカップルが避妊具を使用する権利を合衆国憲法は保護すると判示した。381 U.S. at 485. 結婚は、「権利章典よりも古い」権利であると示唆して、Griswold は、結婚を次のように描写した。即ち、「結婚とは、どのような運命になろうとも協力してやっていくことであり、希望を持って継続することであり、そして、神聖な程度にまで親密なものである。大義ではなく生き方を、政治的信念ではなく生きていく上での調和を、商業的または社会的事業ではなく一方的な忠誠を促進する結合である。しかしながら、結婚は、我々の以前の判決に関わるどんなものとも同じくらい高貴な目的のための結合である。」Id. at 486.

そして、Turnerにおいて、合衆国最高裁は、この権利によって保護される親密な結合を再び承認し、囚人は、なぜ結婚が基本的権利であるのかの基本的な理由をその献身的な関係が満たすので、結婚の権利を否定されることはありえないと判示した。See 482 U.S. at 95-96. こうして、結婚の権利は、「互いの献身によって自らを定義しようと欲する」カップルに尊厳を与える。Windsor、Supra、at __ (slip op., at 14). 結婚は、孤独な者が大声で叫んでも誰もそこには見つけられないかもしれない普遍的な恐れに対応する。結婚は、交わることの希望と、2人が依然として生きている一方で、もう一方を思いやる誰かがいるであろうという理解と確信を提供する。

Lawrence において当法廷が判示したように、同性カップルは、親密な結合を享受する異性カップルと同等の権利を有する。Lawrence は、同性間の親密さを犯罪行為とした法律を無効とした。そして、Lawrence は、「セクシュアリティが他者との親密な行為の中に明らかな表現を見出すときには、その行為は、より永続的な個人の絆の中にあるたった一つの要素にすぎないものでありうる」ことを認めた。539 U.S. at 567. しかし、Lawrence は、刑事責任なしに親密な結合に携わることを個人に認める自由の一面を確認した一方で、自由がそこで止まるということは、そのことからは生じない。無法者から除け者へは一歩前進かもしれないが、そのことは、自由の完全な約束を達成しない。

結婚の権利を保護する第3の基礎は、結婚の権利が子と家族を守り、それ故、子育て、生殖および教育という関連する権利から意味を引き出すということである。See Pierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510 (1925); Meyer, 262 U.S. at 399. 合衆国最高裁は、その多様な権利を統合された全体として描写することによって、これらの関連を認めている。即ち、「『結婚、家庭を持つこと、そして、子どもを育てること』は、デュー・プロセス条項によって保護された自由の中心的な部分である」。Zablocki、434 U.S. at 384 (quoting Meyer, supra, at 399). いくつかの州の法律の下では、結婚による子どもと家族の保護のいくつかは、物質的である。しかし、結婚は、また、より深遠な利益を与える。両親の関係に承認と法的構造を与えることによって、結婚は、「自分たちの家族が持つ完全さと親しさ、そして、コミュニティおよび毎日の生活の中で他の家族と一致していることを理解すること」を子どもに許す。Windsor, supra、 at __ (slip op., at 23). 結婚は、また、子どもの最善の利益にとって重要な、永続性と安定性を与える。See Brief for Scholars of the Constitutional Rights of Children as Amici Curiae 22-27.

すべての当事者が同意するように、多くの同性カップルは、生物学的な子であれ、養子であれ、その子どもに愛情ある、養育の家庭を提供する。そして、何十万もの子が現在そのようなカップルに育てられている。See Brief for Gary J. Gates as Amici Curiae 4. ほとんどの州は、ゲイとレズビアンに個人としてであれ、カップルとしてであれ、養子をもらうことを認め、また、多くの養子にされ、養育されている子が同性カップルの親を持つ。See id. at 5. このことは、ゲイとレズビアンが愛情ある、扶養する家族を作り出すことができることの強力な確認を法律それ自体から提供する。

こうして、同性のカップルを結婚から排除することは、結婚の権利の中心にある前提と衝突する。結婚が提供する承認、安定性および予測可能性がなければ、その子どもたちは、自分の家族がどうも、より劣ったものであることを知るという劣等の烙印を被る。彼らは、また、未婚の親によって育てられるというかなりの物質的なコストを被り、自分たち自身の過失によらずに、より困難で、不確定な家族生活に委ねられる。こうして、本件で問題となっている結婚の法律は、同性カップルの子どもに危害を加え、恥辱を与える。See Windsor, supra, at __(slip op., at 23).

そのことは、結婚の権利が子どもを持たないまたは持つことができない者にとって、より意義が小さいと述べることではない。生殖する能力、欲求または約束は、どの州においても有効な結婚の前提条件ではないし、これまでもそうではなかった。生殖をしないという既婚者の権利を保護している先例に照らすと、合衆国最高裁または州が、生殖できる能力または誓約に結婚の権利を条件づけていると述べることはできない。憲法上の結婚の権利は、多くの側面を持ち、子育ては、そのうちの一つにすぎない。

第4に、そして、最後に、当法廷の先例およびこの国の伝統は、結婚が我々の社会秩序の要諦であるということを明らかにする。アレクシス・ド・トクヴィルは、約2世紀前の合衆国中の旅行の際に、この真実を認めた。即ち、「アメリカにおけるほど結婚の束縛が尊重されている国は、

おそらく世界中のどこにもない。……アメリカ人が公的生活の騒動から家族の内部に引きこもるとき、アメリカ人は、家族の中に、秩序と平和の像を見出す。……アメリカ人は、その後、[その像を]自らとともに公共の事柄の中に投影する。」1 Democracy in America 309 (H. Reeve transl., rev. ed. 1990).

Maynard v. Hill, 125 U.S. 190, 211 (1888) において、合衆国最高裁は、ド・トクヴィルをおうむ返しに繰り返し、結婚は、「家族と社会の基礎」であり、「それがなければ、文明も進歩もありえないであろう」と説明した。結婚は、長い間、「『我々の市民政体全体に特徴を与える、偉大な公的制度』」であったと Maynard の合衆国最高裁は述べた。 Id. at 213. この考えは、その制度が時が経つにつれてかなりの方法で進化し、かつて多くの者によって不可欠と考えられていた親の同意、ジェンダーおよび人種に関連した準則の地位を奪ったときでさえも、繰り返されている。 See generally N. Cott, Public Vows. 結婚は、我が国のコミュニティの基礎的構成要素である。

その理由から、カップルが互いに支えあうことを誓うように、社会はカップルを支えると誓うのであり、その結合を保護し育む象徴的承認と物質的利益を提供する。さらに言えば、州は、すべての既婚カップルに与える利益を一般に自由に変更するが、州は、我々の歴史を通じて、結婚を政府の権利、利益および責任の拡張するリストの基礎にしてきた。結婚の地位のこれらの側面は、課税、相続と財産権、無遺言相続の準則、証拠法における配偶者の特権、病院へのアクセス、医療の意思決定の権限、養子縁組の権利、生残者の権利と利益、出生および死亡証明書、職業倫理準則、選挙運動資金の制限、労災補償給付金、医療保険、そして、子の監護、扶養、訪問の準則を含んでいる。See Brief for United States as Amici Curiae 6-9; Brief for American Bar Association as Amici Curiae 8-29. 州法の下での有効な結婚は、また、連邦法の千以上の規定にとって重要な地位である。See Windsor、supra、 at _-_ (slip op., at 15-16). 州は、結婚制度を法的、社会的秩序の非常に多くの側面の中心に置くことによって、結婚の権利の基本的性格に貢献している。

この原則に関して、同性のカップルと異性のカップルとの間には何の違いもない。しかし、結婚制度から排除されることにより、同性のカップルは、州が結婚に結びつけている利益の配置を否定される。この害悪は単に物質的負担以上の結果となる。同性のカップルは、多くの異性カップルが自分たち自身の生活では耐えられないと考えるであろうような不安定さに委ねられる。州自体が結婚にもたせる重要性によって結婚をそれだけいっそう貴重であるとするときに、その地位から排除されることは、ゲイとレズビアンが重要な点において不平等であると教える効果を持つ。州がゲイとレズビアンをこの国の社会の中心的な制度から締め出すことは、ゲイとレズビアンを貶める。同性のカップルもまた、結婚の超越した目的を切望し、結婚の最高の意味における達成を求めうる。

結婚を異性カップルに制限することは、長い間、自然で正当と思われてきたが、そのことと結婚の基本的権利の中心的意味との矛盾は、今や明白である。その知識を持つことで、同性のカッ

プルを結婚の権利から排除する法律は我々の基本憲章によって禁止された類の劣等の烙印と損害 を課すとの認識が現れなければならない。

このことは争点の適切な枠組を反映しないと異議を唱えて、被上訴人は、Washington v. Glucksberg, 521 U.S. 702, 721 (1997) を参照したが、その判決は、基本的権利の「注意深い描写」を要求した。被上訴人は、上訴人が結婚の権利を行使することを求めているのではなく、むしろ、今までになく、かつ、実在しない「同性婚の権利」を求めていると主張する。Brief for Respondent in No. 14-556, p. 8. Glucksberg は、確かに、デュー・プロセス条項の下での自由は、特定の歴史的行為を中心として参照し、最も制限されたやり方で定義されなければならないと主張した。しかし、そのアプローチは、その事件で問題となった主張された権利(医師による自殺関与)にとっては適切であったかもしれないが、結婚と親密さを含む、他の基本的権利を議論する上で当法廷が用いてきたアプローチとは矛盾している。Loving は「異人種間の結婚の権利」について問うていなかったし、Turner は「被収容者の結婚する権利」を問わず、そして、Zablocki は「未払いの、子の扶養義務を負った父親の結婚する権利」を問うものではなかった。むしろ、それぞれの事件は、その包括的な意味における結婚の権利を尋ね、その権利から関連した階層を排除することには十分な正当化事由があったかを問うている。See also Glucksberg, 521 U.S. at 752-73 (Souter, J., concurring in judgment); id. at 789-92 (Breyer, J., concurring in judgment).

その原則は本件でも当てはまる。もし権利というものが、誰が過去にその権利を行使したかによって定義されるのであれば、一般に受け入れられた慣行は、それ自体が継続的な正当化事由として仕えることができ、新しい集団は、かつて否定された権利を援用することができないであろう。当法廷は、そのアプローチを拒絶しており、それは、結婚の権利およびゲイとレズビアンの権利の双方に関してそうである。See Loving、388 U.S. at 12; Lawrence, 539 U.S. at 566-67.

結婚の権利は歴史と伝統の問題として基本的であるが、権利は、古代の源のみから生じるのではない。権利は、我々自身の時代に依然として差し迫ったままである自由を憲法の命令がどのように定義するかについての、より良く情報を与えられた理解からも発生する。同性婚を誤りだとみなす多くの者は、上品で、尊敬すべき宗教的または哲学的前提に基づいてその結論に達するが、彼らも、また、彼らの信念も、本件で蔑まされることはない。しかし、その誠実で、個人的な反対が制定された法律と公共の政策になるときには、その必然的な結果は、自分自身の自由がそのときに否定される者をすぐに貶めるか、劣等の烙印を押すことになる排除に、州自体のお墨付きを出すことである。合衆国憲法の下で、同性カップルは、結婚の中に、異性カップルと同様の法的取扱いを求めるのであり、この権利を同性のカップルに否定することは、同性カップルの選択を蔑み、同性カップルの人間性を傷つけるであろう。

修正 14 条によって約束された自由の一部である同性カップルの結婚する権利は、その修正の 法の平等保護の保障からも引き出される。デュー・プロセス条項と平等保護条項は、独立した原 則を述べるとはいえ、深遠なやり方で結びつけられている。自由に内在する権利と平等保護によって確保される権利は、異なった教えに依拠しうるし、同一の広がりを常に持つわけではないが、いくつかの事例では、各々は、他方の意味と射程について啓発的でありうる。その2つの条文がその権利の確認と定義において収斂しうるときでさえも、ある特定の事件において、1つの条文は、その権利の本質をより正確で、包括的な方法で捉えるものと考えられうる。See~M.~L.~B., 519~U.S.~at~120-21;~id.~at~128-29~(Kennedy, J., concurring in judgment); Bearden v. Georgia, 461~U.S.~660, 665~(1983). その2つの原則のこうした相互作用は、何が自由であるのか、また、自由でならなければならないのかについての我々の理解を促進する。

結婚の権利に言及する合衆国最高裁の判例は、この動態を反映する。Loving において、合衆国最高裁は、平等保護条項およびデュー・プロセス条項の双方の下で、異人種間の結婚の禁止を無効とした。合衆国最高裁は、最初に、その禁止を異人種のカップルの不平等な取扱いの故に無効と宣言した。合衆国最高裁は、次のように述べた。即ち、「結婚の自由を単に人種分類の故にのみ制限することが平等保護条項の中心的教えに違反することは、疑いがありえない」。388 U.S. at 12. 平等保護条項とのこの結びつきとともに、合衆国最高裁は、その禁止が自由の中心的教えを害すると判示することに進んだ。即ち、「この基本的自由を、これらの制定法に具体化される人種分類、修正14条の核心にある平等の原則を非常に直接的に破壊する分類のような、それほど支持し得ない根拠に基づいて否定することは、当該州のすべての市民から、法のデュー・プロセスによらずに自由を確かに奪うことである」。Ibid. なぜ結婚が基本的権利であるかという理由は、異人種間の結合を禁じる法律から生じた害悪について十分に認識し、理解することから、より明らかに、かつ、より納得できるものとなった。

2つの保護の相乗効果(The synergy between the two protections)は、Zablocki において、さらに例証される。その事件では、合衆国最高裁は、争われた法律を無効にする根拠として平等保護条項を援用したが、その法律は、既に記したように、子の扶養の支払いに遅れた父親に裁判所の是認なく結婚することを禁ずるものであった。平等保護の分析が、当該法律は「基本的重要性を持つ」権利に負担を課すとの最高裁の判示に中心部分で依拠していた。434 U.S. at 383. 当該法律が平等の要件と両立しないことを明らかにしたのは、Zablocki において詳細に論じられた、結婚の権利の本質的性格であった、see id. at 383-87. 自由と平等保護の各々の概念は、他方についてのより強力な理解をもたらす。

さらに言えば、平等保護条項を解釈する上で、新しい洞察と社会全体の理解が、かつて気づかれず、争われなかった我々の最も基本的な制度の中にある不当な不平等を明らかにすることができると合衆国最高裁は認めている。たった 1 つの時期を取り上げれば、このことは、1970 年代および 1980 年代の結婚に関して生じた。妻の身分の法理の漸進的な浸食にもかかわらず、seesupra、at 6、結婚における不快な性に基づく分類は、20 世紀中葉まで一般的に残っていた。SeeApp. to Brief for Appellant in Reed v. Reed, O.T. 1971, No. 70–4, pp. 69–88(<math>1971 年現在で存

在する、結婚において女を男と不平等に扱う法律への広範な言及). これらの分類は、男女の平等な尊厳を否定した。例えば、ある州法は、1971年に、「夫が家族の長であり、妻は夫に従属する。妻の法的な市民としての存在は、当該法律が妻を別個に承認する場合を除き、妻自身の保護、または、妻の利益のために、夫に併合される」。Ga. Code Ann. § § 53–501 (1935). 新しい意識に対応して、合衆国最高裁は、性に基づく不平等を結婚に課す法律を無効とするために、平等保護の原則を援用した。See, e.g., Kirchberg v. Feenstra, 450 U.S. 455 (1981); Wengler v. Druggists Mut. Ins. Co., 446 U.S. 142 (1980); Califano v. Westcott, 443 U.S. 76 (1979); Orr v. Orr, 440 U.S. 268 (1979); Califano v. Goldfarb, 430 U.S. 199 (1977) (plurality opinion); Weinberger v. Wiesenfeld, 420 U.S. 636 (1975); Frontiero v. Richardson, 411 U.S. 677 (1973). Loving や Zabrocki と同様に、これらの先例は、平等保護条項が、結婚制度における不平等を確認し、矯正することに資することができ、合衆国憲法の下での自由と平等の教えが正しいことを立証するということを示している。

他の先例は、自由と平等とのこの関係を確認する。M. L. B. v. S. L. J. において、合衆国最高裁は、デュー・プロセスおよび平等保護の原則の下で、親権の終了を上訴するために貧困な母親に手数料を支払うことを要求する制定法を無効とした。See 519 U.S. at 119-24. Eisenstadt v. Baird において、合衆国最高裁は、既婚者には禁止しないが、未婚者に対しては避妊具の配布を禁止することを無効にするために、両方の原則を援用した。See 405 U.S. at 446-54. そして、Skinner v. Oklahoma ex rel. Williamson において、合衆国最高裁は、両方の原則の下で、常習犯の断種を認める法律を無効にした。See 316 U.S. at 538-43.

Lawrence において、合衆国最高裁は、ゲイとレズビアンの法的取扱いの文脈で、これらの憲法上の保護手段の重なり合う性格を認めた。See 539 U.S. at 575. Lawrence は、その判示をデュー・プロセス条項の下で精緻化したが、ゲイとレズビアンの生活における親密さを州に対する犯罪としている法律から生じる継続する不平等を Lawrence は承認し、救済しようとした。See ibid. それ故、Lawrence は、ゲイとレズビアンの権利を定義し、保護するために自由と平等の原則に依拠し、当該州は、「私的な性行為を犯罪とすることによってゲイとレズビアンの存在を貶め、または、ゲイとレズビアンの運命をコントロールすることはできない」と判示した。Id. at 578. この動態は、同性婚にも当てはまる。争われている法律が同性カップルの自由に負担を課すことは今や明らかであり、さらにまた、それらの法律が平等の中心的な教えを削減することは認められなければならない。本件で、被上訴人によって執行される結婚法は、本質的に不平等である。即ち、同性のカップルは、異性のカップルに与えられる利益のすべてを否定され、基本的権利を行使することを禁じられる。とりわけ、同性カップルの関係を否認する長い歴史に照らすと、同

性カップルに対する結婚の権利のこうした否定は、重大かつ継続的な害悪を働かせる。この無能力をゲイとレズビアンに課すことは、彼らを尊敬せず、従属させることに仕える。そして、平等保護条項は、デュー・プロセス条項と同様に、結婚する基本的権利のこの不当な侵害を禁止する。

See, e.g., Zablocki, supra, at 383-88; Skinner, 316 U.S. at 541.

これらの考察は、結婚の権利が個人の自由に内在する基本的権利であり、修正 14条のデュー・プロセスおよび平等保護条項の下で、同性のカップルがその権利と自由を奪われることはありえないという結論をもたらす。合衆国最高裁は、今や、同性カップルは結婚の基本的権利を行使しうると判示する。もはやこの自由が同性カップルに否定されることはありえない。Baker v. Nelson は、覆されなければならず、今やそうされ、これらの事件において上訴人によって争われた当該州法は、異性カップルと同様の条件での民事婚を同性カップルから排除する限りにおいて、今や、無効と判示される。

IV

これらの事件において、慎重に進む、つまり、さらなる立法、訴訟および討論を待ちたいとの最初からの意向が存在しうる。被上訴人は、結婚の定義のような基本的な争点に判断を下す前に、不十分な民主的対話しかないと警告する。現在、当法廷の前にある事件に関して判決する上で、合衆国控訴裁判所の多数意見は、被上訴人の州が同性婚を許可する前に、さらなる公的議論と政治的方策を待つことが適切であろうとの的を射た主張を行った。See DeBoer, 772 F. 3d at 409.

しかしながら、この主張が認める以上に、はるかに多くの熟議が存在している。住民投票、州議会での討論、そして、草の根の政治運動が、無数の研究、文書、書籍その他の一般および学者による著作とともに存在している。州および連邦裁判所における広範な訴訟がある。See Appendix A, infra. その争点を扱う司法部の意見は、当事者および弁護人の主張によって情報を与えられ、それらの主張は、今度は、過去数十年間にわたって生じてきた同性婚とその意味についてのより一般的な、社会全体に関する議論を反映する。100以上の裁判所の友がその申立ての中で明らかにするように、州および地方政府、軍隊、大小の会社、労働組合、宗教団体、法執行、市民グループ、専門職組織、大学といった、アメリカ人の生活の中心的な制度の多くがその問題に実質的な注意を向けている。このことは、その争点の高められた理解、憲法問題としての解決のために現在提起されている主張に反映されている理解をもたらす。

もちろん、合衆国憲法は、民主主義が変化のための適切な過程であり、それは、その過程が基本的権利を削減しない限りで、そうであるということを企図する。昨開廷期に、当法廷の相対多数意見は、Schuette v. BAMN、572 U.S. __ (2014) において、民主主義原則の重要性を再確認し、「市民の討論する権利、それ故、市民は、学び、決定を下し、次いで、政治過程を通じて、自分たち自身の時代の道筋を形作ろうと共同して行動することができる」と記した。Id. at __-_ (slip op., at 15–16). さらに言えば、自由が我々の生活において保持され保護されるのは、最もしばしば民主主義を通じてである。しかし、Schuette も述べたように、「合衆国憲法によって確保される自由は、その不可欠な重要性の一つにおいて、政府の権限の不当な行使によって害されない個人の権利からなる」。Id. at __ (slip op., at 15). こうして、個人の権利が侵害されるとき、

民主的意思決定というより一般的価値にもかかわらず、「合衆国憲法が裁判所による救済を要求する」。*Id.* at __ (slip op., at 17). このことは、個人の権利を保護することが最大限の重要性と感受性を持つ争点に影響を及ぼすときでさえも当てはまる。

我々の憲法体制の動態は、個人が基本的権利を主張する前に、立法部による行動を待つ必要がないということである。この国の裁判所は、我々の基本憲章への自分自身の直接の、個人的利害を主張するために裁判所にやってくる、損害を受けた個人に開かれている。個人は、より広い社会が意見の一致しないときでさえも、そして、立法部が行動することを拒否するときでさえも、危害を加えられるときには、憲法上の保護に対する権利を援用することができる。合衆国憲法の考え「は、一定の主題を政治的論争の浮き沈みから引き上げ、それらを多数派と公務員の手の届かない所に置き、そして、裁判所によって適用される法原則としてそれらを確立することであった」。West Virginia Bd. of Ed. v. Barnette, 319 U.S. 624, 638 (1943). このことが、「基本的権利が投票に委ねられえない、そして、いかなる選挙の結果にも依拠しない」ことの理由である。Ibid. 同性婚の擁護者が民主主義過程において、現在、はずみを享受または欠いているかどうかは、何の重要性もない。本件で合衆国最高裁の前にある争点は、合衆国憲法が同性婚カップルの結婚する権利を保護するかどうかという法的問題である。

本件は、合衆国最高裁が基本的権利を承認し、保護する慎重なアプローチを採用するよう求められている初めてではない。Bowers において、かろうじて多数派が同性の親密さを犯罪化する法律を支持した。See 478 at 186, 190-95. そのアプローチは、ゲイとレズビアンの権利をその時に考察し始めていたばかりの民主主義過程の慎重な是認と見られたものであったのかもしれない。しかし、実際には、Bowers は、ゲイとレズビアンに基本的権利を否定し、ゲイとレズビアンに苦痛と屈辱をもたらす州の行為を支持した。その事件の反対意見によって明示されたように、正しい判示に必要な事実と原則は、Bowers の合衆国最高裁に知られていた。See id. at 199 (Blackmun, J., joined by Brennan, Marshall, and Stevens, JJ., dissenting); id. at 214 (Stevens, J., joined by Brennan, Marshall, JJ., dissenting). そのことが、Bowers は、「判決を下されたときに正しくなかった」と Lawrence が判示した理由である。539 U.S. at 578. Bowers は、最終的に Lawrence において否認されたが、その間に男女が危害を加えられ、これらの損害の実質的効果は、Bowers が覆された後も、長い間、疑いなく、なかなか消えなかった。尊厳の痛手は、必ずしもペンの一走りで癒すことはできない。

同性カップルに不利となる判決は、同様の効果を持つであろうし、Bowers と同じく、修正 14 条の下で不当であろう。上訴人たちの物語は、彼らが合衆国最高裁に提起する争点の切迫さを明らかにする。ジェイムズ・オバーゲフェル(James Obergefell)は、オハイオ州が彼とジョン・オーサー(James Arthur)との結婚を永遠に消し去ることができるかどうかを現在問う。エイプリル・デボア(April DeBoer)とジェイン・ロウズ(Jayne Rowse)は、ミシガン州が子どもを保護するためにすべての母親が欲する確実性と安定性を 2 人に否定し続けることができるか

どうかを現在問うが、2人とその子どもたちとっては、子ども時代はあっけなく過ぎるであろう。 イジップ・デコウ(Ijipe DeKoe)とトーマス・コスツラ(Thomas Kostura)は、テネシー州 がこの国のために尽くしている者に対して、その者のニュー・ヨーク州での結婚を承認するとい う基本的尊厳を否定することができるかどうかを現在問う。上訴人の事件が適切に提起されてい るので、合衆国最高裁は、これらの主張に取り組み、これらの問題に答える義務を負う。

さらに言えば、合衆国控訴裁判所間での意見の不一致、連邦法の意味において許容できない地理的差異を引き起こした意見の不一致に直面して、合衆国最高裁は、同性カップルが結婚の権利を行使しうるかどうかを決定するために、審査することを認めた。万一、合衆国最高裁がその争われている法律を合憲として支持することになれば、これらの法律は我々の社会の最も基本的な契約に合致していると合衆国最高裁がこの国に教えることになろう。万一、合衆国最高裁が同性カップルへの特定の公的利益の要求された利用可能性についての、よりゆっくりとした、事案ごとの決定を認めるために手を止めるのであれば、合衆国最高裁は、結婚と絡み合った多くの権利と責任をゲイとレズビアンに依然として否定することになろう。

被上訴人は、また、同性カップルに結婚することを認めることは、異性婚の数の減少につながることによって、制度としての結婚を害するであろうと主張する。同性婚を許可することは、自然生殖と結婚との間の結びつきを切断するのであるから、このことは起こりうるかもしれないと被上訴人は主張する。しかしながら、その主張は、結婚と親となることに関する異性カップルの意思決定過程についての反直観的な見解に依拠する。結婚し、子どもを育てるかどうかの決定は、多くの個人的、熱情的、そして、現実的考慮に依拠し、同性カップルが結婚しうるという単にそれだけの理由から、異性カップルが結婚することを選択しないであろうと結論づけることは、非現実的である。See Kitchen v. Herbert、755 F.3d 1193、1223(10th Cir. 2014)(「同性カップル間の愛情と献身を州が承認することが、異性カップルの最も親密で、個人的な決定を変更するであろうと信じることは、完全に非論理的である。」)、被上訴人は、同性婚を認めることが、被上訴人が描写する害悪のある結果をもたらすであろうという結論の基礎を証明していない。さらに言えば、同性カップルを結婚の権利から排除することのこの主張された根拠に関して、これらの事件は、2 名の同意した成人の権利のみに関わり、その結婚は、当事者たちまたは第三者にいかなる害悪の危険も提起しないであろうと述べることが適切である。

最後に、宗教および宗教上の教義を信奉する者たちが、神の教えにより、同性婚は黙認されるべきではないと、最大限の、誠実な確信を持って、主張し続けうることは強調されなければならない。修正1条は、宗教上の組織と個人が、自己の生活と信念にとって、そして、自分自身の深い切望にとって、非常に達成感を与え、また、非常に中心的である原則を、自分たちが長い間尊重してきた家族構造を継続するために教えようとするときに、適切な保護を与えられるということを確保する。同じことは、同性婚に他の理由から反対する者にも当てはまる。今度は、宗教的確信の問題としてであれ、世俗的信念の問題としてであれ、同性婚を認めることが適切であり、

あるいは、もっと言ってしまえば、不可欠であると信じる者は、そうした見解と意見が一致しない者との公開の、徹底的な討論に従事しうる。しかしながら、合衆国憲法は、当該州が、異性のカップルに与えられるのと同様の条件で結婚することを同性カップルに禁じることを許容しない。

V

これらの事件は、また、合衆国憲法が、州外で有効に行われた同性婚を承認することを州に対して要求するかどうかという問題を提起する。オバーゲフェルとオーサーの事件、デコウとコスツラの事件によって明らかなように、承認の禁止は、実質的かつ継続的な害悪を同性カップルに課す。

ある州で結婚しているが、別の州でその有効な結婚を否定させることは、家族法における「最も当惑させ、悩ましい厄介な問題」の一つである。Williams v. North Carolina, 317 U.S. 287, 299 (1942) (internal quotation marks omitted). 現在の状況をそのままにしておくことは、不安定さと不確実性を維持し、促進するであろう。何人かのカップルにとっては、家族や友人を訪ねるための隣の州へのありふれた車の運転でさえも、州境を越えた配偶者の入院の場合には、過酷な困難を引き起こす危険がある。多くの州が既に同性婚を認め、そして、何十万ものこれらの結婚がすでに生じているという事実に照らすと、承認の禁止が引き起こす混乱は重大で、絶えず増大してゆく。

被上訴人の弁護人は、口頭弁論で、同性カップルに結婚許可証を発給することを合衆国憲法によって州が要求されるならば、別の場所で行われたこれらの結婚の承認を拒否することの正当化事由が掘り崩されることを認めた。See Tr. of Oral Arg. on Question 2, p. 44. 本判決において、合衆国最高裁は、同性カップルがすべての州で結婚する基本的権利を行使しうると判示する。そのことから生じることは、ある州が別の州で行われた合法的な同性婚を、その同性という性格に基づいて承認することを拒否することにはいかなる合法的な根拠も存在しないと合衆国最高裁は、同様に、判示しなければならず、そして、今や、確かにそう判示するということである。

いかなる結合も結婚より深遠ではないが、それは、結婚が愛情、貞節、献身、犠牲そして家族という最高位の理念を具体化するからである。結婚の結合を形成する上で、2名の者は、かつて彼らがそうだった以上に大きな何かになる。これらの事件の上訴人の何人かが立証するように、結婚は、死を超えてすら継続しうる愛情を具体化する。これらの男たちと女たちが結婚の概念に敬意を表さないと述べることは、これらの男女を誤解することであろう。彼らの訴えは、彼らは結婚を確かに尊重する、自分たち自身のためにその実現を見出そうとするほどに深く結婚を尊重する、ということである。彼らの希望は、文明の最も古い制度の一つから排除され、孤独の中で生きるよう運命づけられることではない。彼らは、法的見地からする平等な尊厳を求める。合衆国憲法は、彼らにその権利を与える。

第6巡回区控訴裁判所の判決は破棄される。 そのように命じられる。

3 反対意見

(1) ロバーツ反対意見 (スカリーア, トーマス同調)

上訴人は、社会政策と公正さの考慮に深く根付いている説得力のある議論を行う。彼らは、同性カップルが、異性カップルと全く同様に、結婚を通じて彼らの愛情と献身を是認することを許されるべきだと主張する。その立場は、否定しがたい魅力を持つ。そして、過去6年にわたって、11の州とコロンビア特別区の投票者と州議会は、同性の2名の者の間の結婚を認めるために、それぞれの法律を改正してきた。

しかし、当法廷は、州議会ではない。同性婚がよい考えかどうかは、我々には関係がない。合衆国憲法の下で、裁判官は、何が法であるかを述べる権限を持つのであって、何が法であるべきかを述べる権限を持つことはない。合衆国憲法を承認した人民は、「力や意思ではなく、単に判断」を行うことを裁判所に認めた。 The Federalist No. 78, p. 465 (C. Rossiter ed. 1961) (A. Hamilton) (capitalization altered).

結婚を同性カップルに拡張することに賛成する政策の議論は説得力があるのかもしれないが、そのような拡張を要求する法的議論はそうではない。結婚の基本的権利は、州に結婚の定義を変更させる権利を含まない。そして、人類の歴史を通じてすべての文化において存続してきた結婚の意味を維持するという州の決定は、不合理と呼ばれることはほとんどありえない。要するに、我々の合衆国憲法は、結婚についてのいかなる一つの理論も立法化しない。州民は、同性カップルを含むよう結婚を拡張することも、または、その歴史的定義を維持することも自由にすることができる。

しかしながら、本日、法廷意見は、同性婚を許可し、承認するようあらゆる州に命じるという 尋常ならざる手段を取る。多くの人々は、この判決を喜ぶだろうし、私も、彼らの称讃を少しも 惜しむものではない。しかし、人の政府ではなく、法の政府の存在を信じる者にとっては、多数 意見のアプローチは、深く気落ちさせる。同性婚の支持者は、自らの見解を採用するために、民 主主義過程を通じて、同僚市民を説得するというかなりの成功を達成している。そのことが、本 日、終わる。5名の法律家は、その議論を打ち切り、憲法の問題として、自分たち自身の結婚の 見方を立法化した。この争点を人民から奪うことは、多くの者にとって同性婚に暗い影を投げか け、劇的な社会的変化をそれだけより一層受け入れ困難にするであろう。

.

(2) スカリーア反対意見(トーマス同調)

私は、長官の意見に完全に同意する。私が別個に意見を書くのは、アメリカの民主主義に対す

る当法廷の脅威に注意を促すためである。

本日の命令の内容は、私にとっては、計り知れないほどの個人的な重要性はない。……しかしながら、圧倒的に重要なのは、私を支配するのは誰なのかということである。本日の命令は、私の支配者、そして、東海岸から西海岸に至る3億2千万人のアメリカ人の支配者が、合衆国最高裁判所の9名の法律家のうちの多数派であると述べる。これらの事件の法廷意見は、合衆国憲法およびその修正条項が言及することをしない「自由」を作り出す合衆国最高裁の主張された権限を、実際上、最大限に拡張するものであり、そして、想像することすらできる最大限に拡張するものである。選挙で選ばれていない9名の委員会による憲法の改定というこうした実践は、自由の過度の賞賛を(本日そうであるように)常に伴うのであるが、人民が独立宣言の中で主張し、1776年の革命で勝ち取った最も重要な自由を人民から奪うものである。即ち、自己統治の自由を。

•••••

(3) トーマス反対意見 (スカリーア同調)

合衆国最高裁判所の本日の判決は、合衆国憲法と相容れないだけでなく、我が国が建国された原則にも合致しない。1787年よりもずっと前から、自由は、政府の利益を受ける資格ではなく、政府の行為からの自由として理解されてきた。起草者たちは、自由についてのその理解を保持するために、我々の合衆国憲法を作り出した。しかしながら、多数意見は、起草者たちが承認しなかったであろうような「自由」の名において、我々の合衆国憲法を援用し、彼らが保護しようとした自由を損ねた。その途中で、多数意見は、人間の尊厳は生来的だとの我々の独立宣言の中で捉えられた考え方を拒絶し、その代わりに、人間の尊厳が合衆国政府から生じると示唆する。我々の合衆国憲法をこのように歪めることは、そのテクストを無視するだけでなく、我が共和国における個人と州との関係を逆さまにする。私はそのことに同意することができない。

• • • • • •

(4) アリート反対意見(スカリーア、トーマス同調)

連邦裁判所が介入するまで、アメリカの人民は、自分たちの州が同性婚を承認すべきかどうかについての議論に携わっていた [脚注は省略]。しかしながら、これらの事件における問題は、同性婚について州が何をすべきかではなく、合衆国憲法がその問題を州のために答えるかどうかである。合衆国憲法はそうしない。合衆国憲法は、その問題を各州の人民によって決定されることに任せている。

.

三 検 討

1 本判決に至るまでの合衆国最高裁判所の行動

本判決は、2013 年 6 月 26 日の Hollingsworth v. Perry 判決(17) で先送りされていた同性婚禁 止規定の合憲性をめぐる争点にはっきりと決着をつけ、合衆国のすべての法域において同性婚を 合法化するとともに、同性婚を既に合法化していた州における同性カップルの結婚の権利に、最 終的に合衆国憲法上の保護を与えることによって、その地位を真に強固なものにするという意義 を持つ。もっとも、本判決に至るまでの合衆国最高裁判所の行動を見れば、本判決は、その結論 がある程度予想されていたものと言えよう。即ち、本件の裁量上訴を合衆国最高裁が認めたのは、 2015年1月16日のことであったが、これに先立ち、合衆国最高裁は、2014年9月29日の裁判 官会議を経て、同年10月6日に、同性婚禁止規定の合憲性をめぐって、ユタ州およびオクラホ マ州の規定にそれぞれ関わる 2014 年 6 月 25 日および 7 月 18 日の第 10 巡回区の 2 つの違憲判 決⁽¹⁸⁾, ヴァージニア州の規定に関わる 7 月 28 日の第 4 巡回区の違憲判決⁽¹⁹⁾, インディアナ州お よびウィスコンシン州の規定に関わる9月4日の第7巡回区の違憲判決Ѿ に対する計7件の裁 量上訴を、これら7つの事件の当事者すべてが異例にも合衆国最高裁での審理を求めていたにも かかわらず(21), すべて斥ける決定を下した(22)。その結果, これらの事件の直接の当事者であるユ **夕,オクラホマ,ヴァージニア,インディアナ,ウィスコンシンの 5 州が新たに同性婚の合法化** 州に数えられることになったほか、第4、第10、第7巡回区の管轄権に服する州のうち、これま で同性婚を合法化していなかった第4巡回区内のノース・キャロライナ,サウス・キャロライナ, ウェスト・ヴァージニア,第 10 巡回区内のコロラド,カンザス,ワイオミングの各州でも,事 実上,同性婚を禁止する州の規定が死文化することとなった(23)。そこで,2014年10月の段階で, 合衆国最高裁がこれらの事件の裁量上訴を斥け、結果として、より多くの州における同性婚の早 期の実現に手を貸すことになった理由は何か、また、それにもかかわらず、2015年1月16日に、 本件の裁量上訴を合衆国最高裁判所が受け入れたのは何故か、そこにはいかなる含意を読み取る ことができるかといった疑問が生じることとなった。

この点、ギンズバーグ裁判官は、2014年9月16日に行われたミネソタ大学ロー・スクールでの講演で、同年8月6日に口頭弁論が行われた、来たるべき第6巡回区控訴裁判所の判決が同性婚の禁止規定を支持した場合には、合衆国最高裁が事件を取り上げる「何らかの緊急性が存在するであろう」が、同裁判所がこれまでの判決と同様に違憲判決を下すのであれば、「我々は急ぐ必要はない」と述べて⁽²⁴⁾、リベラル派の裁判官として、巡回区間での意見の不一致がない限り、不介入の姿勢を取り続けることを示唆していたが、結果的に、10月6日の合衆国最高裁の行動は、この発言を裏書きするものとなっている。しかしながら、少なくとも6名の裁判官が取り上げる投票をしなかった10月6日の合衆国最高裁の決定は、とりわけ、Windsorで反対意見を述

べた4名の保守派の裁判官にとっては、合理的な説明をすることがほとんど困難なものとなって いる。というのも、巡回区間の意見の不一致がなくても合衆国最高裁が裁量上訴を認めた事例は、 例えば、結婚防衛法の事案の場合に限らず(25)、過去にいくらでも存在するし、今回の文脈におい ては、リベラル派の裁判官にとっては、現状を追認することには大きな意味があるが、保守派の 裁判官にとっては、裁量上訴を斥け、審理を行わないことは、議論を戦わせることのないままに 控訴裁判所の違憲判決を確定させてしまうという手痛い打撃となること,将来,裁量上訴を受理 することがあるとしても、今回、同性婚カップルの誕生を容認したのに、後に事件を取り上げて 州の禁止規定を合憲とし、それまでの流れをひっくり返そうとすることは、いったん州法の違憲 性が確定した州を動揺させ、当該州における同性婚カップルの法的地位を不安定にして、多大な 法的混乱をもたらす要因となりうることが指摘できるからである280。結局、保守派の4名の裁判 官の中から、少なくとも1名の事件を受理する投票をしなかった者が出たのは、おそらくはケネ ディを説得して5票目を獲得する自信がなかったことがその大きな理由として考えられるが、そ の行動は、同性婚の合法化の進展を認めたくない保守派にとっては、下級審における熟議の積み 重ねを待つという表向きの説明だけでは納得することのできない結果の重大性を伴っている。もっ とも、合衆国最高裁内部における個々の裁判官の行動を推し量ることは、いずれにしても推測の 域を出るものではない。なお、2014年10月7日には、第10、第4、第7巡回区に続いて、合衆 国第9巡回区控訴裁判所においても、アイダホ州およびネヴァダ州の同性婚禁止規定を違憲とす る判決が下され⁽²⁷⁾, その結果,同性婚合法化州として,この2州に加えて,第9巡回区内のアラ スカ、アリゾナ、モンタナの3州が加わることが確実となった。

合衆国最高裁は、2015年1月16日に、控訴裁判所段階での初めての合憲判決である 2014年 11月6日の第6巡回区の判決について、裁量上訴を受理した(28)が、この段階で合衆国最高裁が裁量上訴を受け入れたのは、ギンズバーグが示唆したように、合衆国控訴裁判所間の不一致が生じたことが理由であろう。本判決においても、法廷意見は、「合衆国控訴裁判所間での意見の不一致、連邦法の意味において許容できない地理的差異を引き起こした意見の不一致に直面して、合衆国最高裁は、同性カップルが結婚の権利を行使しうるかどうかを決定するために、審査することを認めた」(29)と述べて、自らの行動を説明している。しかしながら、2014年の秋以降、下級審の判決ないし決定に対する州側の停止申請を合衆国最高裁が何度も斥けているという事実は別にして(30)、違憲判決についてはこれを確定させる一方で、合憲判決が出たのだから審理を行うとすることは、先の推論とも相まって、来たるべき合衆国最高裁判決における投票の行方を強く予測させることにもなる。また、この点に関連して、2対1に分かれた第6巡回区の判決において、マーサ・クレイグ・ダートリィー(Martha Craig Daughtrey)裁判官の反対意見は、「正しい結果は非常に明らかなのだから、多数意見は、最高裁による裁量上訴の受理を誘発し、州法上の現在の食い違いが脅かす地位の不確実さと各州間の混乱に終焉をもたらすことができる、同性婚の合法性に関する巡回区間の分裂を作り出すために(to create the circuit split)、意図的に反

対の立場を取ったのだとどうしても推測したくなる」 $^{(31)}$ と述べて、サットン裁判官の多数意見を痛烈に皮肉っているが、確かにサットンのような保守派の裁判官にとって、この段階で合憲判決を書くということが法の論理を超えた戦略的思考を伴うぎりぎりの決断を要するものであったことは、想像に難くない。なお、本判決の下された 2015 年 6 月 26 日より前の時点での、合衆国における同性婚合法化の進展状況は、36 州とワシントン特別区で既に同性婚が合法化されており、禁止州は、合衆国地裁で違憲判決が出たものの州最高裁により結婚許可証の発給が停止されていたアラバマ州を含む、14 州と報じられている $^{(32)}$ 。

2 法廷意見の論理

本判決は、合衆国最高裁判所が合衆国憲法に基づく同性カップルの結婚の権利を初めて承認した画期的な判決である。しかしながら、ケネディ法廷意見の論理は、必ずしも明快なものではない。ここでは、結婚の権利と実体的デュー・プロセス、実体的デュー・プロセスの方法論、平等保護条項との関係の3点に着目して、法廷意見をまとめてみよう。

まず、ケネディは、修正14条のデュー・プロセス条項から、「自己のアイデンティティを定義し、表明する」権利ないし「個人のアイデンティティと信念を定義する親密な選択」の自由を引き出した上で⁽³³⁾、合衆国最高裁は、「自らが一部であるところの世界と時代によって定義される推定」を行うから、これまで、同性カップルは結婚から排除されてきた⁽³⁴⁾が、先例は、歴史、伝統および結婚に内在する他の憲法上の自由に根拠づけられる、結婚の権利の「本質的な属性」を認めているとし、結婚の権利が先例によって保護されてきた「基本的な理由」を尊重すれば、「同性のカップルは結婚の権利を行使しうる」として⁽³⁵⁾、第1に、結婚に関する個人の選択の権利は、「個人の自律の概念に内在する」こと、第2に、結婚の権利は、「献身的な個人にとっての重要性において他のものとは異なる2者の結合を支える」が故に基本的であること、第3に、結婚の権利は、「子と家族を守り、それ故、子育て、生殖および教育という関連する権利から意味を引き出す」こと、第4に、結婚は、「我々の社会秩序の要諦である」ことという「4つの原則と伝統」を挙げて、「結婚が合衆国憲法の下で基本的であるとの理由は、同性のカップルに適用しても等しく効力を持つ」と結論づける⁽³⁶⁾。そして、同性のカップルを結婚の権利から排除する法律は、結婚の権利の「中心的意味」と矛盾し、合衆国憲法によって禁止された類の劣等の烙印と損害を課すとする⁽³⁷⁾。

次いで、ケネディは、実体的デュー・プロセスの方法論として、裁判所は、州がその尊重を与えなければならないほど基本的な個人の利益を認める上で、「筋の通った判断」を行使しなければならず、「歴史と伝統は、この調査を導き、規律するが、その外縁は定めない」として、「新しい洞察」に従って自由の主張を検討しなければならないとする⁽³⁸⁾ とともに、被上訴人が、基本的権利の「注意深い描写」を要求する Washington v. Glucksberg 判決を参照して、上訴人が求めているのは結婚の権利ではなく「同性婚の権利」であると主張し、この同性婚の権利は、今

までになく、かつ、実在しないとしてこれを否定することに対しては、確かに Glucksberg によれば、デュー・プロセス条項の下での自由は、特定の歴史的行為を中心として参照し、最も制限されたやり方で定義されなければならないとされるが、そのアプローチは、Glucksberg で問題となった医師による自殺関与の権利の主張にとっては適切であったのかもしれないが、「結婚の権利」を議論する際に当法廷が用いてきたアプローチとは矛盾しているし、また、権利というものが誰が過去にその権利を行使したかによって定義されるのであれば、一般に受け入れられた慣行はそれ自体が継続的な正当化事由として仕え、新しい集団はかつて否定された権利を援用することができなくなるから、このアプローチが妥当しないことは本件でも当てはまるとして、そのアプローチを拒絶する(39)。

さらに、ケネディは、同性カップルの結婚の権利は、修正 14 条の平等保護条項からも引き出されるとして、2つの条項による保護の「相乗効果」に言及し $^{(40)}$ 、また、平等保護条項を解釈する上で、新しい洞察と社会全体の理解が、かつて気づかれず、争われなかった我々の最も基本的な制度の中にある不当な不平等を明らかにすることができるとした上で $^{(41)}$ 、同性カップルに結婚を否定する法律は「本質的に不平等」であり、同性カップルに対する結婚の権利の否定は「重大かつ継続的な害悪」を働かせ、この無能力をゲイとレズビアンに課すことは、「彼らを尊敬せず、従属させることに仕える」として、平等保護条項は、デュー・プロセス条項と同様に、結婚する基本的権利のこの不当な侵害を禁止すると結論づける $^{(42)}$ 。

このほかに、ケネディは、合衆国最高裁による同性婚合法化判決に反対する、時期尚早論、民主主義論、異性婚破壊論にそれぞれ反論し⁽⁴³⁾、また、修正1条は、宗教上の組織と個人が、自己の生活と信念にとって非常に達成感を与え、非常に中心的である原則を教えようとするときに、適切な保護を与えられるということを確保すると付け加える⁽⁴⁴⁾。最後に、「承認」問題についても、承認の禁止は、「実質的かつ継続的な害悪」を同性カップルに課すとして、州外で有効に行われた同性婚を承認することを州が拒否することは許されないと結論づける⁽⁴⁵⁾。

以上のケネディ裁判官の法廷意見は、法学的修辞というよりは、ややもすればポエムとも見間違うような言い回しが随所に見られる、ケネディ個人のあり余る思いのあふれた、同性カップルの自由と平等についての格調高いマニフェストとも評すべきものなっている。これをスカリーア裁判官の反対意見のように、「フォーチューン・クッキーの神秘的な金言」(46) のようだと酷評するかどうかは別にして、法廷意見には、ロバーツ反対意見が指摘するように、結婚の権利に対する制限の合憲性の問題とその定義の問題とは別である(47) とか、積極的資格付与が問われていない(48)、あるいは、複婚を承認する可能性が残されている(49)等の批判の余地がなお残されていよう(50)。しかし、ここでは、これらの問題の検討には立ち入らない。何よりもここで問題とすべきは、法廷意見が言及しなかったこと、即ち、ケネディが本件における2つの争点についての結論を導き出す際に、これまで下級審において積み重ねられ、学説上も激しく論じられてきた、そして、もちろんケネディ自身、熟知しているはずの、当該制定法に対して適用される審査基準につ

いての議論や、当該制定法は性的指向または性による区分のどちらに関わる問題なのかといった 論点に全く触れていないということにある。しかも、法廷意見の結論に与するリベラル派の裁判 官が、あたかも禁令が出されていたかのように、これらの点を補足する意見を何一つ述べること がなかったことは、法廷意見の特異さを一層、際立たせることとなっている。一体、この沈黙は、 どのように考えるべきなのであろうか。

この点、2014 年度開延期の終了後に、リベラル派の裁判官の中にあって最先任者であるギンズバーグが、合衆国最高裁判決のあり方についての一般論として、「単独の意見を持つことの方がより強力」となり、どのみち判決に従わなければならないのだから、「混乱させるよりもより明確な意見を持つことの方がよい」と述べて、合衆国最高裁は一つの声で語ることの方がよいとの見解を表明したことが注目される(51)。このような考え方は、リベラル派の裁判官の間でおそらくは共有されているのであろう。本件においても、多数意見に回った裁判官は、反対意見に対する応答も含めて、ケネディの書いた意見にあれこれと注文を付けることはなかった。確かに、本判決において多数意見の側が一つの声で語ったことは、結婚という、すぐれて市民の日常生活と密接に関連した制度を錯綜とした法的議論から解き放ち、簡潔かつ力強いメッセージを発信することに資することになったように思われる。しかし、そうした配慮とともに、合衆国最高裁としては、今や結婚をめぐる問題に決着をつけることができた以上、これから本格的に争われることになることが予想される、雇用差別や住宅差別といった性的指向に基づく市民的権利の制約に関わる論点を、法的紛争が具体的に生じる前に、一般的に考察することは回避したかったのではなかろうか。いずれにしても、本判決が未解明のままに残したこれらの論点をめぐる検討は、将来の判例法の展開に委ねられている。

3 同性婚運動の成果と課題

最後に、本判決と同性婚運動との関係についても一言触れておきたい。アメリカ合衆国における同性婚運動は、2011年6月に、ニュー・ヨーク州において、同性婚を合法化する州法が成立したことにより大きな弾みを得たが、運動が成功するためには、カミング・アウトの高まりによる可視化の推進と、世論に対する訴求力を獲得するための戦略的行動が不可欠の構成要素であったように思われる。即ち、運動の支持者を増やすためには、性的少数派がカミング・アウトすることによって、家族や友人たちの支持を得てゆくことが一つの有効な手段であり、例えば、身内にLGBTがいれば、有力な保守政治家であっても、公的世界で、表立った反対がしにくくなるという実際上の効果を得られることになる。また、同性婚運動を担った運動体は、自覚的に、世論の支持を調達するためのレトリックを駆使してきたのであり、例えば、「結婚の平等(marriage equality)」というスローガンの使用は、機会の均等を強く希求するアメリカ社会において、運動が求めているのは同性婚という新しい憲法上の権利なのではなく、あくまでも結婚の権利への平等なアクセスにすぎないのだとのメッセージを発信することに大きく寄与することとなっ

た。こうして、近年の同性婚運動は、アメリカ国民の社会的承認を勝ち取ることに成功し、世論調査を見ても、2001年には、35パーセント対 57パーセントの差で同性婚に対する反対が多数を占めていたのに対し、2011年を境に賛否が逆転し、2015年の調査では、賛成が55パーセント、反対が39パーセントとなっており⁽⁵²⁾、ここにおいて、アメリカ社会は、大きな社会的軋轢を生み出すことなく、比較的冷静に今回の同性婚合法化判決を受け入れることができたように思われる。

他方で、こうしたある種の同化政策的戦略に対しては、「結婚の平等」の追求は機会の平等の 貫徹を意味するのであるから、実質的平等概念を掘り崩すことになるかもしれず、さらに言えば、 現在の社会状況下においては、強欲な経済権力の利益を隠蔽する避雷針として機能することにな るとの批判が向けられることになる「SSI」。また、ケネディの法廷意見が、いわば既存の結婚制度を 神聖化し、結婚の権利を絶対視することによって同性婚に憲法上の保護を及ぼしたことに対して は、そもそも結婚制度は、それ自体が公私二分論を下支えする国家のイデオロギー装置であり、 異性愛者の結婚制度をモデルとする同性婚の承認は、一夫一婦制度の規範化、永続化をもたらし、 結果として、人間の多様な結びつきを排除することになってしまうのではないかとの根本的な懐 疑を呼び起こすことにもなる。こうした結婚制度に対する批判的視点が、法の世界に対して、ど のような影響を持ち得るかについては、にわかには判断し難いところがあるが、今回の同性婚合 法化判決は、LGBT のコミュニティにとっても、逆説的ではあるけれども、結婚の意味につい ての根源的な問いかけを突きつけるものとなっているように思われる。

おわりに

2015年6月26日の、この歴史的な判決が下された合衆国最高裁判所の法廷には、同性婚の承認を求めて活動してきた多くの弁護人や支援者たちだけでなく、何人かの原告たちの姿も見られたと報じられている(54)。結婚の平等を求めて法廷闘争を行ってきた当事者たちにとって、この日の合衆国最高裁判所判決は、まさに長年待ち焦がれてきた目標の到達点であり、ロバーツ長官が、その反対意見の末尾で述べたように、「もしあなたが、どのような性的指向であれ、同性婚を進展させることに賛成する多くのアメリカ人の中の一人であるならば、もちろん本日の判決を称讃するがよい。望ましい目標の達成を称讃するがよい。パートナーに対する献身の新しい表明の機会を称讃するがよい。新しい利益が利用できることを称讃するがよい」(55) との祝福が送られることになろう。原告の一人、ジェイムズ・オバーゲフェルは、判決の言い渡し後、「我々の愛は平等です(Our love is equal)」と述べ、心を揺り動かすスピーチでその喜びを素直に語っている(56)。他方、2005年から始まったロバーツ・コートの10年目という節目に、様々に保守性が指摘されるこの裁判所が、これまでの合衆国最高裁の判決の中でもおそらくは最もリベラルな判決の一つを出したことの意味は、今後の歴史の中で、その評価が下されることとなるであろう。

- (1) See Obergefell v. Hodges, 576 U.S. __, 135 S.Ct. 2584 (2015). なお, 本判決の紹介として, 井樋 三枝子「同性婚に関する連邦最高裁判決」外国の立法 264-2 号 4 頁 (2015), 駒村圭吾「同性婚と家族のこれから アメリカ最高裁判決に接して」世界 2015 年 9 月号 23 頁がある。
- (2) See Freedom to Marry, The Freedom to Marry Internationally, http://www.freedomtomarry.org/landscape/entry/c/international (last visited Aug. 20, 2015). 同サイトは, 2015 年 6 月 26 日現在の情報として,同性婚が認められた順に,オランダ,ベルギー,スペイン,カナダ,南アフリカ共和国,ノルウェー,スウェーデン,ポルトガル,アイスランド,アルゼンチン,デンマーク,フランス,ブラジル,ウルグアイ,ニュー・ジーランド,イギリス(イングランド,ウェールズ,スコットランド),ルクセンブルク,フィンランド,アイルランドの19 か国とアメリカ合衆国を挙げている。
- (3) 例えば、ニュー・ヨーク・タイムズ紙は、本判決の出される数日前に、「多くの解説者が予測するように、今月、合衆国最高裁が同性婚の権利を全国的に確かに拡大することになれば、ケネディ裁判官は、大きな評価を得ることであろう」と報じ、ケネディの同性愛者に対する寛容は、彼の故郷であるサクラメント時代に培われていたとする記事を掲載している。See Sheryl Gay Stolberg, Justice's Tolerance Seen in His Sacramento Roots, N.Y. TIMES, June 22, 2015, at A1.
- (4) See Romer v. Evans, 517 U.S. 620 (1996) (性的指向に基づく差別を禁じる州および地方の規定を事実上廃止する州憲法修正は平等保護条項に違反する). なお、同判決の判例評釈として、福井康佐「住民投票による同性愛者に対する差別と裁判所の役割 Romer v. Evans」学習院大学大学院法学研究科法学論集6号1頁 (1998)、紙谷雅子「性的性向に基づく差別から同性愛者を保護することを禁止するコロラド州憲法の修正2と第14修正の平等保護条項 Romer v. Evans, 116 S. Ct. 1620 (1996)」ジュリスト1148号333頁 (1999)、西條潤「性的志向に基づく差別から同性愛者を保護することを禁止するコロラド州憲法修正2がアメリカ合衆国憲法修正14条の平等保護条項に反するとされた事例」近大工学部紀要人文・社会科学篇38号53頁 (2008)、大野友也「同性愛者の保護を禁止する州憲法の連邦憲法適合性 ローマー対エヴァンス」谷口洋幸・齊藤笑美子・大島梨沙編著『性的マイノリティ判例解説』68頁 (2011)等、参照。
- (5) See Lawrence v. Texas, 539 U.S. 558 (2003) (同性間ソドミーを禁止する州法はデュー・プロセ ス条項に違反する). なお、同判決の判例評釈として、藤井樹也「ソドミー行為を禁止する州法が違 憲とされた事例」ジュリスト 1255 号 142 頁 (2003), 宮田智之「連邦最高裁判所, テキサス州のソド ミー禁止法に違憲判決」外国の立法 219 号 105 頁(2004),篠原光児「ソドミー法と同性愛者の権利 ---- Lawrence v. Texas, 539 U.S. __, 123 S. Ct. 2472 (2003) ---- 合衆国憲法第 14 修正のデュー・プ ロセス条項のもとで、同性間の性行為を禁止する州法を合憲とした1986年の先例、Bowers v. Hardwick をくつがえして、違憲とした事例」[2004] アメリカ法 69 頁、根本猛「実体的適正手続の 新たな射程 — いわゆるソドミー法をめぐって」静岡大学法政研究 9 巻 4 号 47 頁 (2005), 尾島明 「同性間の性的行為の処罰とプライバシーの権利」法律のひろば 2006 年 1 月号 73 頁,紙谷雅子「『自 由』の射程 — ローレンス対テキサスは何をどこまで認めたのか」法とセクシュアリティ 2号 27 頁 (2007), 志田陽子「ソドミー法の合衆国憲法適合性 — ローレンス対テキサス」前掲注(4)『性的マ イノリティ判例解説』6頁,大野友也「同性愛行為に対する憲法上の保護」樋口範雄・柿嶋美子・浅 香吉幹・岩田太編『アメリカ法判例百選』102頁(2012),松尾陽「文化戦争と反ソドミー法違憲判 決一The Story of Lawrence v. Texas, 539 U.S. 558 (2003)」大沢秀介・大林啓吾編『アメリカ憲法 判例の物語』197頁(2014)等,参照。Lawrence 判決は,Bowers v. Hardwick, 478 U.S. 186 (1986) を実質的に判例変更するものであった。Hardwick 判決の判例評釈として、上原正夫「プライバシー の権利拡張にストップをかけた米連邦最高裁判決 -- Sodomy 処罰法は合憲」判例タイムズ 605 号 4 頁(1986),内野正幸「同性愛をめぐる憲法問題 ― アメリカにおけるホモ権論をめぐって」法学セ ミナー 388 号 18 頁(1987),萩原滋「同性愛行為禁止の合憲性」判例タイムズ 630 号 72 頁(1987),

- 丸山英二「ソドミー禁止法の合憲性と合衆国最高裁」判例タイムズ 642 号 41 頁 (1987), 津村政孝「同性愛者のソドミー行為とプライバシーの権利 Bowers v. Hardwick, 478 U.S. 186 (1986)」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』295 頁 (1998) 等, 参照。
- (6) See United States v. Windsor, 570 U.S. __ (2013) (連邦法における結婚および配偶者の定義から 同性のパートナーを排除する結婚防衛法3条の規定は修正5条に違反する). なお、同判決の紹介と して、井樋三枝子「同性婚に関する2つの合衆国最高裁判決」外国の立法256-2号4頁(2013)、宍 戸常寿「合衆国最高裁の同性婚判決について」法学教室 396 号 (2013), また、判例評釈として、大 野友也「婚姻を男女間に限定するとした連邦法が違憲とされた事例 —— United States v. Windsor, 570 U.S. __, 133 S. Ct. 2675 (2013)」鹿児島大学法学論集 48 巻 1 号 63 頁 (2013),尾島明「同性婚の 相手方を配偶者と認めない連邦法の規定と合衆国憲法」法律のひろば 2014 年 2 月号 64 頁, 横大道聡 「『違憲』な法律の執行義務と擁護義務 — DOMA をめぐる政治と憲法」慶應義塾大学法学研究 87 巻 2 号 505 頁(2014),中曽久雄「Defense of Marriage Act の合憲性」愛媛法学会雑誌 40 巻 1・2 号 87 頁(2014),根本猛「同性婚をめぐる合衆国最高裁判所の 2 判決」静岡大学法政研究 18 巻 3・4 号 171 頁(2014),小泉明子「婚姻防衛法の検討 —— 合衆国の婚姻概念をめぐる攻防」和田仁考・樫 村志郎・阿部昌樹・船越資晶編『法の観察 — 法と社会の批判的再構築に向けて』98頁(2014), 秋 葉丈志「『婚姻防衛法』違憲判決,州の主権と人権拡張の新展開 — United States v. Windsor, 133 S. Ct. 2675 (2013)」比較法学 48 巻 2 号 85 頁 (2014), 白水隆「Hollingsworth v. Perry, 133 S. Ct. 2652 (2013) ― キャリフォーニア州憲法改正のための第8号州民発案の公式提案者は、その合憲性を合衆 国最高裁判所で争う当事者適格を有していない, United States v. Windsor, 133 S. Ct. 2675 (2013) ――婚姻を異性間に限定する連邦婚姻保護法第3条は、デュー・プロセスを定める合衆国憲法第5修 正に反し違憲である」[2014] アメリカ法 161 頁,有澤知子「同性婚と婚姻防衛法 —— United States v. Windsor 判決を中心に」大阪学院大学法学研究 40 巻 1・2 号 72 頁 (2014), 上田宏和「Windsor 判決からみる憲法理論の新展開 | 創価法学44巻3号1頁(2015)等,参照。
- (7) See National Federation of Independent Business v. Sebelius, 567 U.S. __ (2012). なお、一部報道によれば、本件で争点の一つとなっていたいわゆる個人への医療保険加入の義務づけ(individual mandate)を、通商条項および必要かつ適切条項の下では違憲としたものの合衆国議会の課税権限を根拠として最終的に合憲としたロバーツの行動は、「ロバーツの寝返りと保守派の結束」として描写されている。See Jan Crawford, Roberts Switched Views to Uphold Health Care Law, CBS News (July 2, 2012, 9:43 PM)、http://www.cbsnews.com/news/roberts-switched-views-to-uphold-health-care-law/、その詳細および当否の問題には、ここでは立ち入らない。
- (8) アメリカ合衆国における同性婚の歴史については、GEORGE CHAUNCEY、WHY MARRIAGE?: THE HISTORY SHAPING TODAY'S DEBATE OVER GAY EQUALITY (2004) (邦訳として、ジョージ・チョーンシー(上杉富之・村上隆則訳)『同性婚 ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』(2006))が今なお参照されるべき古典的名著である。その他、注目すべき最近の著作として、see, e.g., MICHAEL J. KLARMAN, FROM THE CLOSET TO THE ALTAR: COURTS, BACKLASH, AND THE STRUGGLE FOR SAME-SEX MARRIAGE (2013); DAVID BOIES AND THEODORE B. OLSON, REDEEMING THE DREAM: THE CASE FOR MARRIAGE EQUALITY (2014); KENJI YOSHINO, SPEAK NOW: MARRIAGE EQUALITY ON TRIAL (2015). なお、クラーマンの著作の紹介として、大野友也「同性婚を求める闘いと政治的反動の歴史」 [2013] アメリカ法 283 頁がある。
- (9) なお、アメリカ合衆国における同性愛問題に関する邦語文献として、松平光央「西欧文明、同性愛、バーガー・コート アメリカ連邦最高裁判所の同性愛処罰法合憲判決を中心に」法律論叢 60巻 2・3号 157頁 (1987)、竹中勲「性的結合の自由 憲法上の自己決定権の日米比較研究(1)、(2)」産大法学 27巻 1号 26頁 (1993)、4号 71頁 (1994)、奥平康弘「ホモフォビアからホモファイルへ ホモセクシャルについて」書斎の窓 447号 37頁 (1995)、志田陽子「セクシュアリティとプライヴァシー・平等保護 《性の自律》と《同性愛者の権利》をめぐるアメリカ憲法理論の傾向」早稲田大

学大学院法研論集 86 号 149 頁(1998)、羽渕雅裕「性的プライヴァシーの権利 — 合衆国における議論を素材に」法学雑誌 47 巻 1 号 75 頁(2000)、佐藤憲一「憲法の言説分析 — Bowers v. Hardwickを素材として」棚瀬孝雄編著『法の言説分析』163 頁(2001)、上村貞美『性的自由と法』(2004)、青山豊「Bowers 判決の意義 — 2003 年判決検討の前提作業として」早稲田大学社会科学研究科社学研論集 4 号 109 頁(2004)、青山豊「性的結合の寛容 — 合衆国最高裁判決にみるデュープロセスの手続的側面からの正当化可能性」ソシオサイエンス 11 号 191 頁(2005)、青山豊「Lawrence 判決を巡る"大袈裟な懸念"と"過剰な期待"」早稲田大学社会科学研究科社学研論集 5 号 205 頁(2005)、駒村圭吾「道徳立法と文化闘争 — アメリカ最高裁におけるソドミー処罰法関連判例を素材に」慶應義塾大学法学研究 78 巻 5 号 83 頁(2005)、青山豊「ソドミー規制違憲判断に見る含意の一端」同志社アメリカ研究 42 号 149 頁(2006)、加藤隆之「性モラル規制の限界」法学新報 113 巻 3・4 号 235 頁(2007)、阿部純子「プライヴァシー理論の新展開 — Lawrence v. Texas における liberty 概念を中心として」中央大学大学院研究年報法学研究科篇 37 号 27 頁(2008)、萩原滋「実体的デュー・プロセス論の再考 — Lawrence v. Texas, 539 U.S.558(2003)を契機に」白山法学 8 号 1 頁(2012)等、参照。

また、同性愛者の政治運動に関する邦語文献としては、早川武夫「同性愛者の権利のための闘争」、「クリントンと軍とのゲイ戦争」(同『続・アメリカ法の最前線』26 頁、33 頁(1993)、所収)、草野厚「同性愛者の政治的影響力 — 行動の態様と力の源泉」久保文明・草野厚・大沢秀介編『現代アメリカ政治の変容』206 頁(1999)、山元里美「アメリカ同性愛者擁護運動にみるゲイ・カップル婚姻権闘争の軌跡」日本女子大学英米文化研究34号229頁(1999)、佐藤美和「同性パートナーシップの法制化と『承認の政治』の可能性 — アメリカにおける議論を手がかりに」お茶の水女子大学ジェンダー研究11号91頁(2008)、小泉明子「アイデンティティと権利運動 — 合衆国の同性愛者をめぐって」法社会学70号243頁(2009)、中野聡「ゲイ権利運動とアメリカ政治 — クロゼット、カミングアウト、アウティング」木本喜美子・貴堂嘉之編『ジェンダーと社会 — 男性史・軍隊・セクシュアリティ』215頁(2010)等、参照。

さらに,同性婚に関する邦語文献については,石川稔「同性愛者の婚姻 ―― 同性婚は認められるか (その1), (その2)」法学セミナー 1984 年 7 月号 90 頁, 8 月号 56 頁, 棚村政行「同性愛者間の婚姻 は法的に可能か」法学セミナー 1994 年 8 月号 16 頁, ヘルマ・ヒル・ケイ (棚村政行訳)「抵触法に おける同性婚 ―― 提案されている婚姻擁護法についての検討」『21 世紀の民法 ―― 小野幸二教授還暦 記念論集』831頁(1996),鈴木伸智「アメリカ合衆国における同性婚と家族(1),(2・完)」青山社 会科学紀要 25 巻 2 号 27 頁 (1997), 26 巻 2 号 67 頁 (1998), 鈴木伸智「同性のカップルに対する法 的保護 — From Baker to Baker」青山法学論集 42 巻 4 号 242 頁 (2001), 南野佳代「結婚する権 利 — 法は愛を語れるか | 前掲『法の言説分析』202 頁(2001), 前田剛志「同性愛と法理論 ——『承 認』概念を手がかりに」阪大法学 54 巻 1 号 219 頁 (2004), 橋本祐子「リバタリアニズムと同性婚に 向けての試論 ― 私事化の戦略」仲正昌樹編『法の他者』97頁(2004),鈴木伸智「アメリカ合衆国 における同性婚をめぐる近年の動向」家族〈社会と法〉21号 172頁(2005),羽渕雅裕「同性婚に関 する憲法学的考察 — Lawrence v. Texas, 539 U.S. 558 (2003) を契機として」帝塚山法学 10 号 31 頁(2005), 駒村圭吾「法制度の刷新と市民社会 — 米国ヴァーモント州における同性婚論争の帰趨」 公共政策研究 5 号 96 頁 (2005), 小泉明子「婚姻のポリティクス (1), (2・完)」民商法雑誌 137 巻 2 号 27 頁, 3 号 34 頁 (2007),芹澤英明「現代アメリカ法における『婚姻 (marriage)』の解釈 ―― 立法論のコンテクストとしての制定法解釈論」辻村みよ子・河上正二・水野紀子編『男女共同参画の ために ― 政策提言』323 頁(2008), 井樋三枝子「カリフォルニア州最高裁同性婚容認 | 外国の立 法 236-1 号 2 頁 (2008), 井樋三枝子「カリフォルニア州最高裁の同性婚非合法化判決」外国の立法 240-1 号 5 頁 (2009), 大野友也「同性婚と平等保護」鹿児島大学法学論集 43 巻 2 号 17 頁 (2009), 駒村圭吾「同性婚論争とアメリカ」法学セミナー 2009 年 9 月号 62 頁,孫ピヤワン「アメリカ抵触法 上の同性婚に関する一考察」早稲田大学大学院法研論集 133 号 169 頁(2010),孫ピヤワン「アメリ

カ抵触法における婚姻擁護法(the Defense of Marriage Act)の意義」早稲田大学大学院法研論集 135号 151頁(2010), 石原圭子「同性結婚とアメリカの文化と法」東海大学総合研究センター紀要 31号23頁(2011), 井樋三枝子「ニューヨーク州の同性婚法成立」外国の立法248-2号4頁(2011), 小泉明子「家族の価値(family value) とはなにか — 宗教右派と同性婚(1), (2・完)」法学論争 170巻1号62頁,2号65頁(2011),駒村圭吾「同性婚論争とアメリカ」新井誠・小谷順子・横大道 聡編著『地域に学ぶ憲法演習』294頁 (2011), 井樋三枝子「アメリカの州における同性婚法制定の 動向」外国の立法 250 号 5 頁 (2011), 井樋三枝子「カリフォルニア州憲法同性婚禁止条項に関する 違憲訴訟」外国の立法 250-1 号 4 頁(2012),井樋三枝子「カリフォルニア州同性婚禁止法連邦高裁 - 違憲判決」外国の立法 251-1 号 25 頁(2012),井樋三枝子「ワシントン州,メリーランド州同性婚法 成立」外国の立法 251-1 号 4 頁 (2012), 秋葉丈志「アメリカの人種マイノリティを巡る憲法論と社 会実態 ― カリフォルニア州サンフランシスコ・ベイエリアを一例として」法社会学 77 号 35 頁 (2012), 鈴木伸智「ミニ・シンポジウム『同性婚』—— アメリカ合衆国」比較法研究 74 号 288 頁 (2012), 石田若菜「同性婚と異性婚における法的保護の平等 — 近時の婚姻防衛法 (Defense of Marriage Act) 違憲判決を素材として | 比較法雑誌 46 巻 3 号 313 頁 (2012), 中村恵「アメリカに おけるセカンド・ペアレント・アダプション ― 同性カップルの問題を中心として」東洋法学 56 巻 3号85頁(2013),井樋三枝子「デラウェア州,ロードアイランド州,ミネソタ州同性婚法成立」外 国の立法 256-1 号 4 頁 (2013), 石原圭子「結婚防衛法 (DOMA) をめぐる連邦最高裁判決と大統領・ 連邦議会の動向 ―― 同性結婚承認における州の多様性と連邦政府」東海大学総合研究センター紀要 34号49頁(2014), 井樋三枝子「同性婚合法化を促進する連邦最高裁の判断」外国の立法261-2号 24頁(2014), 石村耕治「同性配偶者に関する課税取扱と私法上の婚姻概念 — アメリカの同性配偶 者への控除否認処分違憲判決を素材に」白鴎法学 21 巻 1 号 79 頁 (2014), マーク・レヴィン, 榎透 「アメリカ合衆国における連邦憲法と州憲法の関係のダイナミクス ― 婚姻平等(同性婚)を例とし て」法時 87 巻 5 号 91 頁 (2015), 加藤友佳「同性婚と相続税・遺産税 — Burden 判決・Windsor 判決を中心として」一橋法学 14巻 2号 515 頁 (2015) 等,参照。

そのほか、アメリカ社会における同性愛をめぐる政治的議論の見取り図を描く著作の邦訳として、アンドリュー・サリヴァン(本山哲人・脇田玲子監訳、板津木綿子・加藤健太訳)『同性愛と同性婚の政治学 — ノーマルの虚像』(2015)、また、関連して、セクシュアリティないし性的指向と法に関する定評あるケース・ブックとして、see William B. Rubenstein, Carlos A. Ball, Jane S. Schacter, & Douglas Nejaime, Cases and Materials on Sexual Orientation and the Law (5th ed. 2014); William N. Eskridge, Jr. & Nan D. Hunter, Sexuality, Gender, and the Law (3d ed. 2011).

- (10) See, e.g., Mich. Const., Art. I, § 25; Ky. Const. § 233A; Ohio Rev. Code Ann. § 3101.01 (Lexis 2008); Tenn. Const., Art. XI, § 18.
- (11) See DeBoer v. Snyder, 973 F. Supp. 2d 757 (E.D. Mich. 2014); Henry v. Himes, 14 F. Supp. 3d 1036 (S.D. Ohio 2014); Obergefell v. Wymyslo, 962 F. Supp. 2d 968 (S.D. Ohio 2013); Bourke v. Beshear, 996 F. Supp. 2d 542 (W.D. Ky. 2014); Love v. Beshear, 989 F. Supp. 2d 536 (W.D. Ky. 2014); Tanco v. Haslam, 7 F. Supp. 3d 759 (M.D. Tenn. 2014).
- (12) See DeBoer v. Snyder, 772 F.3d 388 (2014). なお,この判決は2対1の多数による。多数意見を書いたのは、合衆国最高裁判所1991年度開廷期にパウエルおよびスカリーアの共同のロー・クラークを務めた経験を持ち、2001年5月にジョージ・W・ブッシュ大統領によって第6巡回区控訴裁判所裁判官に指名され、その後、2003年5月に任命された保守派の論客、ジェフリー・S・サットン(Jeffrey S. Sutton)である。See Federal Judicial Center, History of the Federal Judiciary, Biographical Directory of Federal Judges, Sutton, Jeffrey S., http://www.fjc.gov/public/home.nsf/hisj (last visited Aug. 20, 2015). ちなみに、サットンは、2011年6月、党派を超えて、オバマケアを支持する意見を書いた最初の共和党系の裁判官として知られている。See Thomas More Law

- Center v. Obama, 651 F. 3d 529, 549 (6th Cir. 2011) (Sutton, J., concurring in part).
- (13) See Obergefell v. Hodges, 135 S.Ct. 1039 (2015); Tanco v. Haslam, 135 S.Ct. 1040 (2015); DeBoer v. Snyder, 135 S.Ct. 1040 (2015); Bourke v. Beshear, 135 S.Ct. 1041 (2015).
- (14) See Obergefell v. Hodges, 135 S.Ct. 1732 (2015); Tanco v. Haslam, 135 S.Ct. 1732 (2015); DeBoer v. Snyder, 135 S.Ct. 1732 (2015); Bourke v. Beshear, 135 S.Ct. 1732 (2015).
- (15) 焦点のケネディは、「躊躇から受け入れに向かって動いているように見え」、「最低でも、未だなすべきことを多く熟考しているが、この段階では、同性婚に反対する投票ではないことは、明らかなように思われた」と評されている。 See Lyle Denniston, Argument Analysis: Justice Kennedy, hesitant but leaning, SCOTUSBLOG (Apr. 28, 2015, 4:22 PM), http://www.scotusblog.com/2015/04/argument-analysis-justice-kennedy-hesitant-but-leaning/.
- (16) 当日の法廷では、反対意見を執筆した裁判官のうち、ロバーツだけが自らの反対意見の抜粋を読み上げたが、ロバーツがそうしたのは、合衆国最高裁判所長官に就任して以来、初めてのことであった。 See Amy Howe, In Historic Decision, Court Strikes Down State Bans on Same-Sex Marriage: In Plain English, SCOTUSBLOG (June 26, 2015, 1:07 PM), http://www.scotusblog.com/2015/06/in-historic-decision-court-strikes-down-state-bans-on-same-sex-marriage-in-plain-english/.
- (17) See Hollingsworth v. Perry, 570 U.S. __ (2013) (州民発案による立法措置の公式の提案者は、その提案の合憲性を擁護する当事者適格を連邦法の下で有しない). なお、同判決の判例評釈として、根本・前掲注(6)、白水・前掲注(6)、紙谷雅子「合衆国憲法が規定する『事件争訟性』を満たす当事者適格」法律のひろば 2015 年 1 月号 53 頁、紙谷雅子「法執行は合憲、訴訟では違憲 行政機関が制定法の合憲性を支持しないとき」岡田信弘・笹田栄司・長谷部恭男編『高見勝利先生古稀記念憲法の基底と憲法論 思想・制度・運用』631 頁 (2015)等、参照。
- (18) See Kitchen v. Herbert, 755 F.3d 1193 (10th Cir. 2014); Bishop v. Smith, 760 F.3d 1070 (10th Cir. 2014).
- (19) See Bostic v. Schaefer, 760 F.3d 352 (4th Cir. 2014).
- (20) See Baskin v. Bogan, 766 F.3d 648 (7th Cir. 2014).
- (21) See Robert Barnes, Among Justices, Both Sides Had Motives for Not Taking Up Issues, WASH. Post, Oct. 7, 2014, at A4.
- (22) See Herbert v. Kitchen, 135 S.Ct. 265, (2014); Smith v. Bishop, 135 S.Ct. 271 (2014); Rainey v. Bostic, 135 S.Ct. 286 (2014); Schaefer v. Bostic, 135 S.Ct. 308 (2014); McQuigg v. Bostic, 135 S.Ct. 314 (2014); Bogan v. Baskin, 135 S.Ct. 316, (2014); Walker v. Wolf, 135 S.Ct. 316 (2014).
- (23) これで、同性婚を合法化する法域は、30 州とコロンビア特別区となった。See Robert Barnes, High Court Declines to Review Same-Sex Marriage Cases, WASH. Post, Oct. 7, 2014, at A4.
- (24) See University of Minnesota Law School, 2014-2015 Lectures, Ruth Bader Ginsburg, "A Conversation between Justice Ruth Bader Ginsburg and Professor Robert A. Stein", http://www.law.umn.edu/cle/14 15lectureseries/media.html (last visited Aug. 25, 2015).
- (25) Windsor の際には、合衆国控訴裁判所段階で 2 つの判決が存在していたが、いずれも、結婚防衛法 3 条を違憲とするものであった。See Windsor v. United States, 699 F.3d 169 (2d Cir. 2012); Massachusetts v. U.S. Dept. of Health and Human Services, 682 F.3d 1 (1st Cir. 2012).
- (26) See, e.g., Lyle Denniston, Many More Same-Sex Marriages Soon, but Where? (UPDATED), SCOTUSBLOG (Oct. 6, 2014, 3:35 PM), http://www.scotusblog.com/2014/10/many-more-same-sex-marriages-soon-but-where/; Amy Howe, First Monday Surprise on Same-Sex Marriage: In Plain English, SCOTUSBLOG (Oct. 6, 2014, 6:55 PM), http://www.scotusblog.com/2014/10/first-monday-surprise-on-same-sex-marriage-in-plain-english/; Scott Michelman, Symposium: Why the Nine Couldn't Count to Four, SCOTUSBLOG (Oct. 7, 2014, 10:07 AM), http://www.scotusblog.com/2014/10/symposium-why-the-nine-couldnt-count-to-four/.

- (27) See Latta v. Otter, 771 F.3d 456 (9th Cir. 2014), petition for rehearing en banc denied, 779 F.3d 902 (9th Cir. 2015).
- (28) なお、合衆国最高裁は、2015年1月12日に、ルイジアナ州法の合憲性に関わって、州法の規定を支持した合衆国地裁の決定の後、第5巡回区控訴裁判所での審理の前に、直接、合衆国最高裁での審理を求めていた同性カップル側の裁量上訴を斥けた。See Robicheaux v. George, 135 S.Ct. 995 (2015).
- (29) Obergefell, 135 S.Ct. at 2606.
- (30) 合衆国最高裁は、2014年10月10日および10月17日に、それぞれ、アイダホ州法に関わる違憲 判決およびアラスカ州法に関わる差止命令に対する州側からの停止申請を斥け(see Otter v. Latta, 135 S.Ct. 345 (2014); Parnell v. Hamby, 135 S.Ct. 399 (2014)), 次いで、11月12日には、カンザス 州法の合憲性に関わって、合衆国地裁によって出された暫定的差止命令に対する州側の停止申請を最 終的に斥けたが、ここでは、スカリーアとトーマスがこの決定に反対することを初めて記した。See Moser v. Marie, 135 S.Ct. 511 (2014). また, 11月13日には, 同性婚の争点とは無関係の事件で, トーマス(スカリーア同調)が、「我々は、下級裁判所の間に意見の不一致がない場合でさえも、州 法を違憲無効とする判決をしばしば審理する。……しかし、私の記憶に残らない理由から、とりわけ ここ数か月の間に、我々は、いかなる一貫性もないままに、そうしてこなかった」と述べ、その例と して、10月6日の決定からの4件 (Herbert, Smith, Rainey, Walker) を挙げるとともに、同性婚 禁止規定に関わって州側の停止申請を拒否した先の 10 月 10 日および 10 月 17 日の 2 件の決定にも触 れている。See Maricopa County v. Lopez-Valenzuela, 135 S.Ct. 428, 428 (2014) (Thomas, J., joined by Scalia, J., respecting denial of application for stay) (citations omitted). さらに, 11 月 20 日および 12 月 19 日にも、スカリーアとトーマスは、それぞれ、サウス・キャロライナ州とフ ロリダ州側からの停止申請を斥ける決定において、その決定に反対した。See Wilson v. Condon, 135 S.Ct. 702 (2014); Armstrong v. Brenner, 135 S.Ct. 890 (2014). そして, トーマス (スカリーア同調) は、合衆国最高裁が同性婚の争点を取り上げる決定をした後の2015年2月9日に、アラバマ州法に 関わる差止命令に対する州側の停止申請を斥けた合衆国最高裁の決定に改めて反対意見を書き、「裁 判所が州法を違憲と宣言し、州の公務員に州法の執行を差止めるときには、我々の通常の慣行は、上 訴審での審理が継続中には, 差止命令が効力を持つことを停止することである」として,「本申請も 何ら異なって取り扱われるべきではなかった」と述べた後に、合衆国最高裁が差止命令の停止を認め ないで「黙認することは、最高裁による[同性婚]問題の意図された解決の証拠と多分見られるだろ う。このことは、我々の憲法3条の責任を果たすための適切な方法ではない。そして、当法廷がそう であると装うことは、見苦しいことである」と付け加えている。See Strange v. Searcy, 135 S.Ct. 940, 940, 941 (2015) (Thomas, J., dissenting from denial of application for stay).
- (31) DeBoer, 772 F.3d 388, 430 (Daughtrey, J., dissenting).
- (32) See Washington Post, The Changing Landscape of Same-Sex Marriage, http://www.washingtonpost.com/wp-srv/special/politics/same-sex-marriage/ (last updated June 26, 2015); Freedom to Marry, States, http://www.freedomtomarry.org/states/ (last visited Aug. 30, 2015); Human Rights Campaign, Marriage Center, http://www.hrc.org/campaigns/marriage-center (last visited Aug. 30, 2015); see also Niraj Chokshi & Jeff Guo, Responses from Leaders in the 14 States That Did Not Allow Same-Sex Couples to Marry Before the Ruling, Wash. Post, June 27, 2015, at A13.
- (33) See Obergefell, 135 S.Ct. at 2593, 2597.
- (34) See id. at 2598.
- (35) See id. at 2598-99.
- (36) See id. at 2599-2602.
- (37) See id. at 2602.

- (38) See id. at 2598.
- (39) See id. at 2602.
- (40) See id. at 2602-03.
- (41) See id. at 2603.
- (42) See id. at 2604.
- (43) See id. at 2605-07.
- (44) See id. at 2607.
- (45) See id. at 2607-08.
- (46) *Id.* at 2630 n.22 (Scalia, J., dissenting).
- (47) See id. at 2619–20 (Roberts, C.J., dissenting).
- (48) See id. at 2620 (Roberts, C.J., dissenting).
- (49) See id. at 2621-22 (Roberts, C.J., dissenting).
- (50) なお、最後の点に関して言えば、ロバーツも認めるように (see id. at 2621 (Roberts, C.J., dissenting))、ケネディは、その行論の全体にわたって、2 者の結合を強調していることに留意すべきであろう。
- (51) See Andrew Hamm, Justice Ginsburg Discusses the Just-ended Term, SCOTUSBLOG (Aug. 3, 2015, 1:25 PM), http://www.scotusblog.com/2015/08/230798/. See also Nina Totenberg, Ginsburg: Liberal Justices Make a Point to Speak with One Voice, http://www.npr.org/sections/itsallpolitics/2015/07/10/421811833/ginsburg-liberal-justices-make-a-point-to-speak-with-one-voice (last visited Aug. 4, 2015).
- (52) See Pew Research Center, Changing Attitudes on Gay Marriage, http://www.pewforum. org/2015/07/29/graphics-slideshow-changing-attitudes-on-gay-marriage/ (last visited Aug. 25, 2015).
- (53) 2014年9月21日に東京大学で開催された、「法とセクシュアリティ ― 同性婚の次の課題」と題する日米法学会のシンポジウムにおけるフランシス・オルセン(Frances Olsen)教授の報告は、2014年の段階で、こうした批判的視点の重要性を指摘している。See Frances Olsen, On Marriage after Windsor and Perry 9-10 (Sep. 21, 2014) (unpublished manuscript) (on file with author). また、視点は異なるものの、2015年6月7日に国際基督教大学で開催された、アメリカ学会第49回年次大会、部会 E「LGBTQ とアメリカ」における兼子歩「同性婚運動と現代アメリカ・リベラリズムの限界」報告は、現在の同性婚運動と近年の新自由主義的改革との密接な関連性を指摘する。See also Ayumu Kaneko, The Same-Sex Marriage Campaign in the Age of Neoliberalism、26 The Japanese Journal of American Studies 169 (2015). この指摘は、主流派の運動が、「アイデンティティ・ポリティックスを主張するのではなく、消費者像として自らを打ち出してゆくこと」(当該部会の討論参加者、清水晶子発言)への批判的視点を提供する。
- (54) See Mark Walsh, A "View" from the Courtroom: A Marriage Celebration, SCOTUSBLOG (June 26, 2015, 6:13 PM), http://www.scotusblog.com/2015/06/a-view-from-the-courtroom-a-marriage-celebration/.
- (55) Obergefell, 135 S.Ct. at 2626 (Roberts, C.J., dissenting). 但し、そのすぐ後に続いて、ロバーツは、「しかし、合衆国憲法を称讃するのはやめてくれ。合衆国憲法は、同性婚とは何の関係もない」と結んでいる。See id. 同性婚の支持者を讃えるこの言明からは、長官としてのロバーツの評価に関わる興味深い論点を引き出すことができるのかもしれない。しかし、ここでは、この問題に立ち入る余裕はない。
- (56) 判決後の合衆国最高裁判所前の階段でのオバーゲフェルの会見については, see James Obergefell Reaction to Supreme Court Same-Sex Marriage Ruling, C-SPAN (June 26, 2015), http://www.c-span.org/video/?c4542176/james-obergefell-reaction-supreme-court-same-sex-marriage-ruling

(last visited Aug. 25, 2015).

※脱稿後、以下の邦語文献に接した。本文注(1)に関して、前澤貴子「アメリカ連邦最高裁による同性婚容認判決 — Obergefell v. Hodges」論究ジュリスト 15 号 230 頁(2015)、大林啓吾「同性婚問題にピリオド? — アメリカの同性婚禁止違憲判決をよむ」法学教室 423 号 38 頁(2015)。注(9)中の同性婚に関する邦語文献として、阿部純子「立法裁量に対する善の価値 — 同性婚をめぐるアメリカ憲法の議論を題材にして」日本法哲学会編『立法の法哲学 — 立法学の再定位』206 頁(2015)、紙谷雅子「同性婚:過去・現在・未来」[2015] アメリカ法 1 頁、ノア・ベン=アッシャー(紙谷雅子訳)「尊厳の付与 — 法的ホモセクシュアルの変容」[2015] アメリカ法 14 頁、フランシス・オルセン(紙谷雅子訳)「Windsor 判決と Perry 判決以降の婚姻」[2015] アメリカ法 27 頁。なお、最後の3つの文献は、注(53)で言及した日米法学会のシンポジウムにおける報告をまとめたものである。

(原稿受付 2015年10月26日)

※本稿は、拓殖大学政治経済研究所・2015年度個人研究助成の研究成果の一部である。

土地工作物をめぐる帰責理論の再検討

――「事実上の管理」と「瑕疵」を中心として ――

奥田進一

要 旨

伝統的村落共同体の崩壊や弱体化等に伴い、ため池や用排水路のような施設での事故が多発するようになり、その所有や管理主体に変化が生じているという問題意識から発し、工作物責任の帰責理論をめぐる学説・判例の分析ならびに民法施行以来の歴史的および社会的背景を分析したうえで、工作物の設置の瑕疵と保存の瑕疵を区別する実益はないとする伝統的な民法上の学説に疑問を呈する。まず、伝統的な学説の考え方が前提としている、設置の瑕疵と保存の瑕疵との連続性は、設置から相当な期間が経過した場合には瑕疵の判断基準が大きく異なると主張する。つぎに、近時の国家賠償法に関する判例において、設置の瑕疵と管理上の瑕疵(保存の瑕疵)とに分けて責任の所在を判断するものが出てきているとの認識から、これらの判例を分析したうえで、工作物責任においても両瑕疵を区別して考えるべきであることを提唱する。すなわち、客観説と結果回避義務違反説との学説の対立も、現実的問題解決と論理的整合性のいずれに重きを置くかの問題に過ぎず、被害者救済を手厚くしようという点においては共通しており、設置瑕疵については中間責任を想定する客観説を、保存瑕疵については結果回避義務違反説を採用できる可能性を指摘し、多様化する所有や管理主体の変化に柔軟に対応できるような考え方を提唱する。

キーワード:工作物責任、ため池事故、事実上の管理、設置瑕疵、保存瑕疵

はじめに

ため池とは、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるように築造された池のことを指す。しかし、学術的には、水稲耕作の灌漑用水源として築造された池との概念が自明の理として行き渡っていたことから、ため池を定義した例は少ないとされている⁽¹⁾。なお、法学的見地からの定義としては、「主として灌漑用水に充てる目的を以て築造したところの池」をため池とする見解がある⁽²⁾。ため池は全国に約20万箇所存在し、特に西日本に多く分布している。ため池の約70%は江戸時代以前に築造され、築造にあたっては、各地域において試行錯誤を繰り返して得られた経験をもとに造られたものと推測される。このように極めて古い時代に築造されたため池ではあるが、いまだに農業用水の約10%を担い、とくに瀬戸内海沿岸地域のような降雨量が少なく、河川から用水を十分に取水でき

ない地域での依存度は高いとされる③。

他方で、数百年という歳月による老朽化に加えて、ため池の所有や管理形態に係る変化に伴い、ため池をめぐる事故が多発するようになってきている。2015(平成27)年3月25日に、香川県三豊市のため池に5歳の児童が転落して死亡するという事故が発生したが、この事故は同じため池で5年前に死亡した児童の姉も転落死していたことから、インターネット上はもとより、新聞紙上でもいささか衝撃的に採り上げられた。毎年、6月から8月にかけて、気温が上昇して水遊びが盛んになる時期にため池での事故が多発している。農林水産省のホームページによれば、2005(平成17)年度から2014(平成26)年度にかけて発生したため池での死亡事故の総件数は217件で、毎年度平均21.7件の割合で発生しており、4月から9月にかけて集中している。また、死亡事故の経緯は釣りや水遊び等の娯楽中が30%を占めて最多であり、車両事故が25%と続いて多く、犠牲者のほとんどが10歳未満の児童と60歳以上の高年齢者である。

また、近年の気候変動は日降水量や時間降水量も増加傾向を表し、被災リスクが増加しており、ため池の堤体からの漏水量が多いものや洪水吐、取水設備において必要な施設規模となっていないため池の改修をこれまで以上に加速して進める必要がある。このような状況において、多くのため池の管理は、水利組合や集落などの受益者を主体とした組織によって管理されてきたが、農家戸数の減少や土地利用の変化から管理および監視体制の脆弱化が懸念されている。また、ため池の周辺には、都市化や混住化が進んでいるところも多く存在し、事故の危険性が増加しており、施設管理者における安全管理に対する意識の高揚、関係者間の連携などが重要になってきている。このような状況を承けて、農林水産省は平成19年度から平成24年度にかけて、ため池の安全対策に係る下記のような通達を相次いで発出している。

- ① 農業用ため池の安全対策について(平成19年11月30日付け防災課長通知)
- ② ため池等整備事業等(国庫補助事業)における安全対策の実施について(平成19年11月30日付け防災課長補佐(防災班),(国営・特殊防災班)事務連絡
- ③ ため池等整備事業等(国庫補助事業)における安全対策の検討について(平成19年12月19日付け防災課長補佐(防災班)、(国営・特殊防災班)事務連絡
- ④ 農業用ため池の安全対策について (平成 20 年 4 月 1 日付け防災課長補佐 (防災班)事 務連絡)
- ⑤ 農業用ため池の安全対策について(平成20年8月12日付け防災課長通知)
- ⑥ 梅雨期及び台風期における防災体制強化について(平成21年5月19日付け防災課長通知)
- ⑦ ため池等の土地改良施設の安全対策の徹底について(平成24年3月13日付け土地改良 企画課長・防災課長連名通知)
- ⑧ 農業用ため池の安全管理の徹底について(平成24年9月20日付け防災課長通知)

⑨ ため池等整備事業等における安全対策の実施について(平成 24 年 9 月 20 日付け防災課 長補佐(防災班)事務連絡)

さらに、2013(平成25)年5月には、農林水産省農村振興局防災課が「ため池の安全対策事例集」という資料を公布して、全国の自治体等に対して、ため池の管理・所有者は、安全施設が周辺住民の利用や管理者の施設管理において、安全を確保し生命を守るうえで非常に重要であるとともに、その整備は管理・所有者の責任であることを再認識することが必要であることを呼びかけている。しかし、このような行政によるため池等の整備および管理に関する認識を具体化するためには、ため池をめぐる何らかの事故が発生した場合の帰責理論についての再確認が予定されなくてはならない。

民法 717 条は、第一次的に占有者が、第二次的に所有者が責任を有するという帰責原則を規定 する。とくに、所有者の責任についてはほぼ無過失責任となっており、過失責任を帰責原則とす る民法においては極めて稀有な条文構成となっている。これは、立法時の議論において占有者よ りも所有者の方が経済的に優位であることを前提とした政策的配慮によるものであるという指摘 がなされている(4)。しかし、少なくとも、ため池等の管理をめぐる問題においては、そのような 経済的力関係は逆転し始めているといえよう。行政側としては、ため池の安全性の確保はあくま でもその管理・所有者にあるという認識であることは間違いないが、管理・所有者が不明あるい は財力不足などによって安全性の確保が覚束ない場合、あるいは行政が安全性の確保に対して一 助を行ったような場合に、その法的責任の構成が変わって来よう。本来の管理・所有者は民法 717条の土地工作物責任を有するが、近時のため池等の管理をめぐる動向は、土地工作物責任に 関する従来の学説や判例の見解に若干の再検討を促すような影響が生じていると思料される。前 述のとおり、ため池での転落事故は増加傾向にあり、その法的責任をめぐる判例も散見する。そ して、本稿において問題視しようとしている事象は、所有者の管理能力ないしは費用負担能力が 欠如していることを理由として、占有者が事務管理的に事実上の管理を開始した場合についてで ある。本稿は、伝統的な工作物責任の帰責構造に関する学説上の議論を確認しつつ、近時のため 池や用水路等をめぐる判例の動向から、事実上の管理者に焦点を当てた帰青理論を見出す作業を 試みようとするものである。

1. 土地工作物責任の法構造をめぐる学説の動向

(1) 無過失責任説

民法 717 条 1 項は、工作物責任の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときの責任者は第一次的には占有者であるとし、占有者に免責事由が認められる場合には第二次的に所有者が賠償責任を負担すると規定している^⑤。民法起草当時におけるこの規定の原案は、

占有者のみが責任を負う旨を定めていたが、審議の過程で占有者には賠償資力が乏しく被害者の 救済に欠ける等の理由により、所有者を責任主体とすべしという反対論が生じ、その妥協として このように定められたものであった^⑤。この点について、我妻榮博士は、建物その他の工作物の 占有者に限り、かつ損害防止に相当の注意をなしたることを挙証して責任を免れ得るものと定め ているドイツ民法 836 条^⑥を基盤としつつ、無生物による損害につきなお広く動産の占有者お よび建物の所有者について無過失責任を認めるフランス民法 1384 条 1 項^⑥ および同法 1386 条^⑥ の規定を大いに参考にして取り入れた結果であり、過失責任を原則とする民法に対する一大例外 であるとして、ここに民法 717 条の帰責原則は無過失責任であるとの認識を示されている^⑥。 同様に、できるだけ責任主体を一元化するような解釈論の構築を求めるべきとの見解もある^⑥ 。 ところで、現行民法において占有者が免責されるためには、「損害の発生を防止するのに必要

ところで、現行民法において占有者が免責されるためには、「損害の発生を防止するのに必要な注意」を尽くしたことを証明しなければならない(ロ)。そのため、無過失責任説は、占有者が負う責任は中間責任であり、他方で、占有者が免責された場合には所有者については免責事由が明記されていないことから、完全なる無過失責任であると解され、その根拠は危険責任(危殆責任)にあると考えてきた(ロ)。この無過失責任の根拠とされる危険責任という考え方は、大企業による経営を主軸とする鉄道業や鉱業などの近代的産業が発展してきた19世紀に入って登場するもので、1838年プロイセン鉄道法や1871年ドイツ帝国責任法において早くも採用されていると指摘されている(ロ)。危険責任の考え方によれば、危険物を管理する者は、それから生じた損害について賠償責任を負うべきであり、危険物の管理者に強度の注意義務として、とくに絶対的な注意義務を課すことになり、自ら危険を作り出したような者は、その危険について絶対的な責任を負うべきだと説明される(ロ)。

また、末川博博士は、工作物の設置や瑕疵をなしまたはその瑕疵を生ぜしめた人の行為がそれ自体で賠償責任を認めしめる根拠となっているわけではないのだから、不法行為とはいうものの、直接に人の行為を問題としてはないところに、民法 717 条所定の不法行為の特殊性が存すると考える(16)。さらに、土地の工作物責任の占有者や所有者の無過失責任が認められる根拠に関しては、専ら瑕疵のある工作物を占有しまたは所有しているという物に対する支配関係に責任を帰すべき根拠が求められている、すなわちもしかしたら他人に損害を与えるかもしれないという危険性をそれ自身のうちに包蔵している瑕疵のある工作物を物権的に支配している状態そのものがこの責任を生ぜしめる根拠となっているのであるという(17)。なお、末川博士は、無過失責任の根拠を危険責任に求めることを是としながらも、副次的には工作物の利用に伴う報償責任をも加味し、また工作物の占有者や所有者の不断の注意を喚起しようとするような政策的意味があると強調されている点も指摘しておかなければならない(18)。

このような末川博士の主張する工作物責任に関する所有者の無過失責任は、行為の違法性も要求されず、ただ他人に損害を加えるような危険性を伴う工作物を所有しているという状態だけが 賠償責任を生ずる根拠となっているという、極めて厳格な責任を予定しており⁽¹⁹⁾、その考え方 は今日の土壌汚染対策法において採用されている状態責任に通じるものがある。そして、この考え方に示唆を与えている論拠として、灌漑用ポンプの設置運用により隣地に騒音振動が及んだ場合につき所有者の工作物責任を認めた判例(大判大正 13 年 6 月 19 日・民集 3 巻 301 頁)を挙げ、さらに、地下鉄敷設のための地下掘削によって沿線の家屋が傾斜して井戸が枯渇するなどの損害が生じた場合に、その損害の発生の防止について現代の技術が可能とする十全の処置を講じたとしても、故意過失の立証がない以上は事業者の責任が免れないとした判例(東京地判昭和 5 年 7 月 4 日・法律新聞 3172 号 9 頁および東京地判昭和 10 年 12 月 27 日・法律新聞 3944 号 3 頁)について、これを批判的にとらえ、このような事例においても、故意過失を擬制しあるいは違法性を云々することなく、ただ工作物や工事に伴う危険性があることに関連して損害が生じたという事実がありさえすれば、なお損害賠償責任は認められるべきと解する②の。しかし、このようにしておよそ企業活動一般からもたらされる事故を民法 717 条の無過失責任の射程範囲に持ち込もうとする考え方に対しては、裁判所による解釈の枠内できたしうるところとしても困難であろうし〇の一段忍限度論などの考え方が登場している今日においてなおも説得力を有するのかは疑問であり、かなり厳格責任に傾倒しているきらいがあろう。

(2) 客観説と結果回避義務違反責任説

土地工作物責任に関して所有者が完全なる無過失責任を負うとする無過失責任説に対して、民法 717条の責任も、工作物の設置または保存に「瑕疵」があることを要件としているのであって、その限りでは完全な無過失責任ということはできず、いわば、客観的な瑕疵から主観的な過失を推定したものないしは主観的な過失を客観的な瑕疵の形で定型化したものというべきであるとする客観説が、加藤一郎博士によって提唱された(22)。客観説は、工作物の瑕疵の認定において物理的性状に着目しようとするが、それは占有者と所有者の主観的な意思を考慮せずに瑕疵の有無を判断すべきことを強調している(23)。そして、客観説は、加害者の主観的あるいは客観的な過失の有無によって損害賠償責任の成立を考慮しようとする民法 709条の枠組みを超えて、占有者や所有者の意思に関係なく、危険な工作物に対する責任をできるだけ広く認めようとしており、この点に大きな利点が存在するとされる(24)。

これに対して、民法 717 条の瑕疵を結果回避義務違反ととらえ、所有者に全く義務違反を問うことが期待不能な場合には免責させ、その代わりに民法 709 条の過失を幅広く弾力的に解することによって、瑕疵の造成者には無過失責任のごとき重い責任を課そうとする結果回避義務違反説が、沢井裕教授によって提唱される⁽²⁵⁾。沢井教授は、現行民法 717 条の草案起草者のひとりである穂積陳重博士は、不法行為の基礎には過失がなければならないという前提の下、工作物の設置保存の瑕疵は過失にほかならないと考えていたが、結果として占有者の過失を問わない厳重な責任を負わせ、さらに瑕疵自体も民法 709 条の故意・過失とは異質のものとして構成せざるを得なくなったのは、論理的な帰結というよりも公益上必要な観点から設けざるを得なかったのであ

り、このことを立法者は十分に了知していたことを指摘する⁽²⁶⁾。そして、この立法過程から見て民法 717 条は十分に練られた条文ではなく、立法者の意思を尊重する必要はないとして⁽²⁷⁾、民法 709 条と民法 717 条を連続的に捉え、さらに民法 709 条を弾力的に解釈して、物の占有者はその者の危険に相当しかつ占有者という地位に相当する程度の注意義務を負い、かつ注意義務違反は客観的に判断するということにして、民法 717 条の占有者責任を民法 709 条の注意規定にしようと考える ⁽²⁸⁾。しかし、結果回避義務違反責任説に対しては、現実的の瑕疵認定ないし義務違反認定においてどのような要素がどのように衡量されているのか、また衡量されるべきなのかという点に問題があり、その結論を義務違反という言葉で説明できるかどうかという疑問が投げかけられるとともに ⁽²⁹⁾、民法 717 条は民法 709 条(過失概念と予見可能性・損害回避義務)から離れて広く責任を認めてきたことは事実なのであるから、両条文を一体的に考えなければならない必然性はなく、このような性格の責任を自己の論理体系に包摂してあえて過失責任とする必要もないという厳しい批判も寄せられている ⁽³⁰⁾。

(3) 森島昭夫教授の見解

結果回避義務違反責任説に対しては、森島昭夫教授が客観説を擁護する立場から詳細な批判的 検証を行っているので、以下において森島教授の見解を紹介しながら、問題の所在を明らかにし たい。森島教授は、沢井教授が民法 717 条責任と民法 709 条責任の連続性を主張される際には、 民法起草者や伝統的な学説が前提としている過失概念とは異なった過失概念に立脚しているとい うことを見逃してはならないと指摘される(31)。他方で、結果回避義務違反説は、民法 717 条責 任を民法 709 条責任と法的性質のうえで連続するものとしてとらえ、損害回避義務違反という観 点から瑕疵認定の判断基準を示しているという点で、論理的に明快な構造を持っているとして、 その論理構造については一定の評価をされる噁。しかし,結果回避義務違反責任説のように, 瑕疵を義務違反と同視する考え方は、工作物責任の法的性質を過失責任として構成することにな り、過失がなかった場合には瑕疵がなかったとして責任を負わせることができないという。前述 のとおり、結果回避義務違反責任説は、こうした問題を回避すべく民法709条を弾力的に解釈す るというが、それは予見可能性の有無のみを以て瑕疵(過失)ありとするのか、いかなる方法に よって弾力性を持たせるのかについては十分な説明がなされていない。むしろ、客観説が、物的 瑕疵を強調することによって、これまでの民法709条責任ではカバーできなかったような広い責 任を認めてきたという事実は評価しなければならない(33)。たとえば、前所有者に瑕疵があり、 現所有者に瑕疵がない場合については、結果回避義務違反責任説では現所有者には回避義務がな かったのだから責任を問えないが、客観説の場合は瑕疵が現時点で存在しているという事実を以 て現所有者の責任を問うことができよう。

さらに、森島教授は、政策的判断の問題ではあるがという前置きをしながら、回避措置に巨額 の費用がかかる場合などにも、回避措置が考えられるからといって常に回避義務があるといえる だろうかという疑問を呈される $^{(34)}$ 。また,危険に対する予見可能性を厳格に認定し,また高度の注意義務を認めない伝統的な民法 709 条の過失の解釈を前提とする限り救済が困難であるような事例についても,客観説は民法 717 条によって救済を可能にしており,その意義は評価しなければならず,民法 717 条は民法 709 条の過失の枠にとらわれないという意味で無過失責任ということができるとして,客観説の優位性を示されている $^{(35)}$ 。

(4) 窪田充見教授の見解

客観説と結果回避義務違反責任説との差異に関しては、窪田充見教授が工作物の事故類型を興 味深い思考で分類しながらそれを明らかにしている。窪田教授は、工作物の事故を、攻撃型と守 備ミス型とに分類する(%6)。攻撃型とは,工作物が何もしない被害者に対して攻撃をしかけるタイ プで,たとえば,ビルの外壁が剥落して歩行者を負傷させたような場合を想定している。守備ミ ス型とは、工作物自体は、そのままでは積極的に危険をもたらすものではないが、被害者の関与 を通じて危険が実現するタイプのもので、たとえば、そのままでは危険は生じ得ないため池や用 水路に子供が近づいて転落したような場合を想定している。このような分類を手掛かりとして、 客観説と結果回避義務違反責任説との差異を考慮しようとすると、たとえばため池上のネットに 穴が開いていたために子供が転落したという場合に、客観説に拠れば客観的に安全性が欠如した 状態にあったといえ、結果回避義務違反責任説に拠れば管理者がなすべきことを怠っていたとい うこともでき、じつは両説にはそれほどの差異がないことがわかり、むしろ求められる措置に対 する期待可能性(実現可能性)の有無が差異としては考えられるという(37)。さらに、窪田教授は、 攻撃型の事例において判例は客観説を採用している傾向があることを踏まえて、危険個所の発見 や防止措置ということに関しては、現実の履行可能性を考慮した形で瑕疵の有無を判断している 判例もあり、守備ミス型の事案についてまで完全に客観説が貫徹されているかは明らかでないと いう重要な指摘をされる(38)。

そのうえで、窪田教授は、結果回避義務違反責任説に対する従前の批判的学説とほぼ同様の理由から、すなわち過失と瑕疵とを連続的に捉えることの必然性のなさや不自然さから、基本的に客観説の立場を採用する。そして、攻撃型の事例においては、結果回避義務違反責任説は妥当な結論をもたらすとはいえないが、守備ミス型の事例においては、実際に客観説に拠っても「占有者・所有者は何をすべきであったのか」ということを基準として考えざるを得ないことから、結果回避義務違反責任説の説明は比較的素直に受け入れることができると評価される。他方で、何をすべきであったのかという客観的な基準を考えることと、当該事故における回避可能性は完全に一致するわけではなく、最判平成2年11月8日・判時1375号65頁を参考事例として、結果回避可能性がなくても事故の瞬間に当該工作物が客観的にみて危険な性状を有していたとすれば、それに関するリスクを最終的には所有権の帰属という観点から正当化することは十分に可能であるとして、守備ミス型の事例であっても客観説に整合性を見出そうとされている(39)。

しかし、窪田教授が参考事例として挙げられた前出の最高裁判例は、スキーヤーがスキー場内のクレバスに転落した事例で、クレバスが発見されていたので管理者であるスキー場運営会社が危険を知らせる赤旗を立てていたにもかかわらず、事故発生の直前に当該赤旗が何者かによって持ち去られ、スキー場運営会社も事故現場付近のパトロールをしていなかったとしても、管理に過失はないとされた事例であり、じつは民法 709 条と民法 715 条の問題であって、民法 717 条の工作物責任の有無が争われた事例ではない。窪田教授は、当該判例に民法 717 条を当てはめて考察をされており、このようなケーススタディからただちに、守備ミス型の事例のすべてについて結果回避義務違反責任説が妥当性を欠くという結論を導きだすことは困難なのではないだろうか。

2. 私見の提起

これまでに、民法 717 条の工作物責任の帰責理論をめぐる学説の動向を具に検証してきたつもりであるが、この動向は民法施行以来およそ 120 年余りの歴史的および社会的背景を踏まえてさらに見つめなおす必要があろう。

まず、民法 717 条の起草時において、中間責任を採るドイツ民法の占有者責任に、無過失責任を採るフランス民法典の所有者責任を付加するという異質な構造を採ろうとした背景には、江戸時代以来の慣習的な建物賃貸借関係のあり方が影響しているようである。江戸時代以前の大家と店子という封建的主従関係ともいえる賃貸借の関係は、明治期に入ってようやく解消されて借家人と家主が平等となったが、借家関係は明治 31 年に民法が施行された後も修繕義務を家主の義務とする慣習は維持され、借家関係の実態を変えることはなかったという(40)。このように、民法717 条が当初担っていた役割は、慣習的な建物賃貸借関係の維持、ないしはいまだ経済的には解消されていなかった封建的な建物賃貸借関係を是正するための補完的機能であったのではないだろうか。

つぎに、危険責任理論に立脚する無過失責任説が登場した背景であるが、既述のとおり、欧米において大企業による経営を主とする近代産業が勃興すると、その生産手段たる企業施設に起因する事故の被害者救済が民法上の課題とされてきた。それらは不動産にとどまらず、多くの動産が包摂され、とくに鉄道や自動車などに起因する損害に対しては無過失責任を認める立法例も現れた⁽⁴¹⁾。このような欧米の新しい損害賠償責任に関する考え方や立法例は、明治末期から昭和初期のわが国にも移入されて広まった。折しも、明治末期頃からは、財閥企業を中心として商業資本から産業資本に経済の主役が移行し、足尾銅山鉱毒事件などの初期公害問題も発生し、大正時代に入るとロシア革命の影響も受けて労働運動が高まり、大正デモクラシーの状況のもとで、大企業が社会に対してなすべき責任や貢献なども、わずかではあるが意識されるようになった⁽⁴²⁾。こうした状況を背景として、民法においては、土地を基礎とする企業施設のすべてを以て土地の工作物と解釈して、多数人の労力を機械的に使用する場合に不可避的に発生する故障を、企業組

織自体に内在する瑕疵として企業の責任を問うべきだという考え方(43) に基づき,無過失責任説が 登場したといえよう。

そして、客観説と結果回避義務違反責任説は、いずれも第二次世界大戦後に社会問題として顕 現してきた公害問題とその被害者救済を背景として登場して大いに議論されてきたものである。 客観説は、民法 709 条の枠組みを超えて、占有者や所有者の意思に関係なく、危険な工作物に対 する責任をできるだけ広く認めようとした作業を行ったものであるが、他方で客観説は無過失責 任の及ぶ範囲をある一定のところで画そうとしていることも見逃してはならない。客観説の提唱 者ともいうべき加藤一郎博士は、無過失責任が今後さらに発展を加えても、個人間の日常ないし は普通の生活関係については、依然として過失責任の原則が残るであろうしまた残るべきで、あ る事項について無過失責任を認めた場合に、損害がいかに大きくてもそのすべてに対して無過失 責任を負うとするのは、とくに責める事由がないのに企業がつぶれるようなおそれもあることか ら問題であると主張されている(44)。一方で、結果回避義務違反責任説は、民法 717 条の瑕疵と民 法 709 条の過失とを法的性質のうえで連続するものとしてとらえ、損害回避義務違反という観点 から瑕疵認定の判断基準を示しているという点で、論理的整合性を極めて重視する点にその意義 があるのではないだろうか。結果回避義務が認められる場合には占有者も所有者も免責されるこ とから、民法 709 条の過失とそれに基づく救済の枠組みから抜け出せていないという批判が多く 寄せられていることは既述のとおりである。これに対して、主な提唱者である沢井裕教授は、以 下のような反論を述べておられる。

念を入れていっておきたいが、瑕疵の造成・維持者が現在の占有者でありかつ所有者である一般のニューサンスについては、筆者の説は通説より軽減されることには決してならないということである。また占有者と所有者が別人である場合、通常、社会的意識においても責任を負担すべきは、損害を発生しつつ工場を運営している現実の経営主体いいかえれば占有者であるが、係る占有者の責任を広く認めるためには、717条の所有者責任ではなくして709条の責任、すなわち損害回避義務違反責任でなければならない。現実の解釈に当たっては慎重になさねばならないが、筆者の見解は決して被害者救済にかけることにはならないこと、衡平な損害負担を意図するものであることを強調しておきたい(45)。

しかし、結局、民法 709 条を現実に解釈するに当たってこれを慎重になさねばならない、すなわち弾力的に解釈しなければ過失の認められる余地は狭まり、被害者救済は不十分になるきらいがあり、この問題について明快な解決方法が提示されていない点が、結果回避義務違反責任説が容易に受け入れられない理由といえよう。

もっとも、いずれの学説にせよ被害者救済を手厚くしようという点においては共通しており、 その差異は論理的整合性に重きを置くか、現実的問題解決(ここでは被害者救済)に重きを置く かの問題に過ぎないのではないだろうか。さらに、窪田教授の工作物責任の事例分類を用いると、 両学説の距離はいよいよ縮減されていると考えられないだろうか。以上の点を踏まえて、私見は さらに、客観説が軸とする瑕疵は設置者が負うべきものであり、結果回避義務違反責任説が軸と する義務違反(過失)は管理者が負うべきものと理解すると,両説は二者択一的なものではなく, 状況によっては併存させることが可能ではないかと思料する。私見がこのように思考するのは、 瑕疵の態様について、いままた生じている社会状況の変化に起因するものである。本稿の冒頭に おいて問題提起したため池の管理状況などは、第一次産業の衰退により、ため池の所有者であり 管理者(占有者)であった村落共同体(土地改良区ないしは水利組合等)も衰退ないしは崩壊し て,民法 717 条の帰責原則では説明がつかなくなってきているといえよう。すでにみてきたよう に、民法起草時ないしは公害問題が喧しかった昭和中期は、工作物の占有者よりも所有者の方に 資力があることが前提であったが、今日のため池をめぐる状況においてはその前提は逆転してい ることが多く見受けられる。また、所有者が形骸化して占有もできなくなったことから、危険除 去のために行政機関等が管理のみを引き受けるような状況も発生してきている。このとき、管理 を行う行政機関等を法的に占有者とするのか、あるいは間接占有者とするのかはまた新たな問題 である。また,仮に占有者だとしても,それは暫定的ないしは一時的に管理行為のみを行う場合 もあり、従前のような恒久的に固定された所有者と占有者という関係も崩れてきている。また、 後述するように、従前の学説はほぼ例外なく設置の瑕疵と保存の瑕疵との差異を認めてこなかっ たが、所有者と占有者を取り巻く状況変化は、こうした考え方にも変化を迫ってきているのでは ないだろうか。近時の判例をみるに、そこでは「事実上の管理」における瑕疵が問題とされてき ており、占有者の範囲を拡大させる傾向があるように思われる。

3. ため池等をめぐる判例

(1) 判例紹介

本章においては、近時のため池や用排水路に係る工作物責任または営造物責任をめぐる判例の動向を挙げ、判例がどのようにして瑕疵を判断しようとしているのかを明らかにする。なお、民法 717 条の土地工作物責任と国家賠償法 2 条の営造物責任とを同列に論じることに対しては批判もあり得るが、営造物責任は元来公権力の行使の関係ではなく私法上の責任と考えられており、国家賠償法のできる前から民法 717 条が適用され、国または公共団体の責任が認められており、国家賠償法はそれを明確にしただけであって、その内容は民法 717 条と同一であり、ただ土地の工作物が国または公共団体の設置し管理するものか、私人のものであるかによって、適用条文が違ってくるに過ぎないと見るべきであるという見解(46) に従い、両者の差異をとくに意識せずに議論することを予め断っておく。また、今回採りあげて紹介する判例は、その訴訟物を民法と国家賠償法とで分類すべきであるかもしれないが、本稿では歴史的および社会的背景の変化を中心的

視座においているため、これを時系列的に並べて判旨のみ紹介していることも予め断っておく。

① 土地改良区の定款に本件ため池を含む区内ため池の維持管理、改良事業が定められており、同ため池管理の権限と責任が土地改良区に帰属すると認められる場合に、その設置管理の瑕疵によりため池で魚釣りをしていた兄弟が滑り落ちて溺死した事故の発生につき、これが市営土地改良事業として行われた改修後のため池で生じたものであっても、土地改良区は国家賠償法2条1項に基づく損害賠償責任を免れないとされた事例(奈良地判昭和57年3月26日・判夕486号116頁)

「(ため池の管理の帰属に関して)被告改良区の定款には、同改良区の目的事業として本件ため 池を含む改良区のため池の維持管理及び改良事業が明白にうたわれていること、同改良区の平素 の事業は、同区内に存する四区が合同してこれを行うことはなく、各区が改良区分区又は地区改 良区として各々独自に行うのが通例であり、このため改良区としての予算も右区分の予算を合算 したものとなっていること等の事実も認められ、これらの事実によれば、本件ため池の管理権限 及び管理責任は被告改良区に帰属し、現実の管理とこれに要する経費負担等の簡略化と便宜の見 地から、黙示の合意又は慣行上事実上の管理が各区(すなわち地元受益者)に委ねられているに 過ぎないものと認められ、……被告改良区は、農業生産基盤の整備及び開発を図り、もって農業 生産性の向上等に資することを目的として土地改良法の規定に基づき設立された一の公共団体で あり、本件ため池は、その特定の公の目的に供される物的設備であるということができるから、 右設置・管理に瑕疵があり、これによって損害を及ぼした場合には、国家賠償法2条1項に基づ き,同被告は右損害賠償する責めに任じなければならないものというべきである。……本件事故 当時被告市は本件ため池を現実に管理してはいなかった事実を認めることができる。しかしなが ら、同被告は本件改修工事を市営土地改良事業として採択し、自ら行政主体となって同工事を直 接担当していること、従って少くとも右工事期間中は、本件ため池を管理しているほか、公示に 際し、事実上の管理者である地元受益者との協議により、工法、施行時期、附帯施設の設置時期 等の決定、選択を行いうる立場にあり、当該営造物の瑕疵による危険を有効に防止しうる立場に あったものであるから、右工事により営造物に瑕疵が生じ、もしくは従前からの瑕疵を放置した ような場合には、工事完成後といえども右営造物の管理者として国家賠償法2条1項による責任 を免れることはできないものというべきである」。

② 住宅地内の農業用ため池で幼児が溺死した事故につき国、県、市の国家賠償法 2条に基づく賠償責任が否定された事例(津地判昭和 58年2月25日・判時1083号125頁、判タ495号64頁)

「国家賠償法が適用されるためには、公の営造物が公の目的に事実上使用され、国又は地方公 共団体が(権限に基づく場合は勿論、権限に基づかない場合であっても)事実上これを管理して いれば足りると解するのが相当であるが、前認定の事実関係からすれば、野村町水利組合ないしその組合員は本件池に対して慣行水利権を有しているものと認むべきところ、本件池の慣行水利権者は、本件池自らの引水を必要とする野村地区の農地行為作者に限られているという地域限定性はあるとはいえ、その耕作権を享受する者の全てに及ぶという点からみれば、年月の経過に伴い、相続により一般承継はもとより、売買等による特定承継により変遷を重ねてきたもので不特定又は多数であったとみるのが相当であり、また本件池は野村町水利組合がこれを管理していることは明らかであるが、被告市もまた重畳的にこれを事実上管理していたものとみるに妨げはないものというべく、そうだとすれば、本件について、被告市に関し、前記法条の適用をみることは明らかといわなければならない。……造成民有地から本件池へ直接転落するといった危険性を有するものではなく、水際付近も遠浅の状態にあったもので5ないし6メートル以上も池の中心部にむかって進まない限り何等事故発生の危険性を有しないものであったと認められるから、かかる場合に親その他の監護者の保護をはなれた幼児らが右のような所為に出て事故発生に至ることを予見してこれを防止するため防護柵等の設備を設けるべき法的義務が当然に管理権者にあるものとは認めがたく、設置管理者に瑕疵ありとする原告らの主張は採用の限りでない」。

③ 普通河川を事実上管理する市が国家賠償法 2 条 1 項の責任を負う公共団体に当たるとされ た事例(最一判昭和 59 年 11 月 29 日・民集 38 巻 11 号 1260 頁)

「国家賠償法2条にいう公の営造物の管理者は、必ずしも当該営造物について法律上の管理権ないしは所有権、賃借権等の権原を有している者に限られるものではなく、事実上の管理をしているにすぎない国又は公共団体も同条にいう管理者に含まれるものと解するのを相当とする……上告人(国又は公共団体)は、地域住民の要望に答えて都市施設である排水路としての機能の維持、都市水害の防止という地方公共の目的を達成するべく、本件改修工事を行い、それによって本件溝渠について事実上の管理をすることになったものというべきであって、本件溝渠の管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国家賠償法2条に基づいてその損害を賠償する義務を負うものといわなければならない。そして、このことは、国又は京都府が本件溝渠について法律上の管理権をもつかどうかによって左右されるものではない。

④ 県が行った土地改良事業により生じた土地改良施設が土地改良区に管理委託されている場合でも、県は右施設の管理責任を負うとされた事例(新潟地判昭和61年5月23日・判タ623号153頁)

「地方自治法2条2項,3項1号及び6項によれば,地方公共団体はその固有事務として用排水路につき行政的管理責務を負うものであるが,亀田排水路は右の用排水路に該当する法定外公共物であることからすると,被告県は,地方公共団体としての存立目的に内在する固有の機能に基づく住民福祉行政の一環として公共排水路としての亀田排水路の管理責務が認められるもので

ある。そうすると、被告県は、新亀田排水路を被告改良区に管理を委託したことにより事実的管理行為については被告改良区の専権に任すことはできても、一切の管理責務を免れるものではなく、被告改良区と並んで新亀田排水路の管理者であるというべきである。

被告国は、新亀田排水路の設置者ではなく、単なる底地の所有者であるところ、底地はそれ自体排水路としての機能を持つものではなく、新亀田排水路に設置されている護岸施設等と一体をなすものであり、右施設は被告県が設置し、これについては被告改良区に管理が委託されていることに鑑みると、被告国の底地についての管理権限の範囲は、国有地についての国有財産法に規定する責務の範囲、すなわち財産管理にとどまり、行政的事実行為的管理についての権限は有しないものと解される」。

⑤ 営造物の設置後に所有権等の全てを引き渡した国の国家賠償法2条に係る設置責任を肯定 したうえで、設置者たる国の瑕疵を否定し、管理者たる市の瑕疵を認めた事例(神戸地裁尼 崎支部判昭和62年2月12日・判タ653号142頁)

「被告国は、本件樋門の設置者ではあるが、その竣工後は、その所有権を被告尼崎市に引き継いでいるから、それ以後はその管理者ではない。原告らは、被告国が、猪名川の河川管理者として、河川法75条により、河川に設置されていた工作物について監督処分をなすべき権限を有することを根拠に、被告国も本件樋門の管理者であると主張するが、右権限は、もっぱら治水目的から定められたもので、その目的とは無関係な河川区域内の工作物の一般的な安全性にまで及ぶものではないから、河川法75条の監督権限があることによって、被告が本件樋門の管理者であるとすることはできない。なお、被告は、本件事故当時本件樋門を管理していなかったことを理由として、本件樋門の設置についても国賠法2条の責任に問われることはないと主張するが、同条は、現に公の目的に供されている営造物について、その設置当初から存在した原始的瑕疵の場合は設置者に対し、その後に生じた後発的瑕疵の場合は管理者に対し、それぞれ責任を認めようとするものであり、その原始的瑕疵については、何人が現に管理しているかを問うことなく、その責任を追及しようとするものと解するのが相当であるから、被告国の右主張は失当である」。

⑥ ため池の堤塘工事を施行した地方公共団体が当該ため池を事実上管理しているものとはい えないとして国家賠償法2条1項の責任が否定された事例(最三判平成4年3月3日・判時 1453号125頁, 判夕815号140頁)

「原審の適法に確定した事実関係によれば、被上告人の施行した本件溜池の堤塘工事は、臨時石炭鉱害復旧法に基づく復旧工事であり、鉱害が復旧されたことによって目的を達成し、その構造上に欠陥もなく、被上告人が同種工事を継続又は反復することは予定されていない、というのである。……右の事実関係において、被上告人が本件溜池を本件工事終了後も事実上管理しているものとは認められないとし、したがって、本件溜池で発生した本件事故につき、被上告人は、

国家賠償法2条1項の規定する賠償責任を負うものでないとした原審の判断は,正当として是認することができる」。

⑦ 水門・用水路の事実上の管理者である町及び土地改良区が「公の営造物の管理者」にあたるとされた事例(宮崎地判平成9年1月31日・判時1637号110頁, 判タ964号113頁)

「国立公園内の法定外公共用物である湖の営造物管理者は、環境庁長官や、区域を接する町村ではなく、事実上機能管理している土地改良区と町であり、……霧島火山群中最大の火口湖である「御池」が法定外公共用物に当たり、その唯一の人工的な排水施設である用水路の水門開閉を通じて「御池」の水位調整を行ってきた町及び土地改良区が、その事実上の管理者である。……湖水の水門・用水路の事実上の管理者である町及び土地改良区は、「公の営造物の管理者」に当たる」。

⑧ 個人所有の耕作地内の農業用ため池につき民法 717 条 1 項の工作物責任が認められた事例 (浦和地裁熊谷支部判平成 9 年 3 月 27 日・判時 1634 号 126 頁)

「本件池は、隣接する道路の通行人が何の抵抗もなく、この池のふちまで歩いて行ける状態にあり、しかも池の周囲はぬかるみの状態で、冬場は氷も張って、滑りやすく、非常に危険な状態にあったこと及び本件池は、水中に転落したものが岸へ上がるのは大人でも非常に困難な状態にあったことが認められるから、万一このような場所に幼児が親の付添もないまま遊びに来て、池に近づけば、池への転落の危険性が極めて大きく、転落した以上独力で岸に上がるのは不可能で、助かる見込みはほとんどないと考えられる。……本件池の付近には被告の貸家も含めて多数の人家があり、その中には、当然、本件のように幼児のいる家庭も相当数あったはずであるから、被告としては、幼児が近づけば転落の危険性が極めて極めて大きいと考えられる本件池については、危険防止のため、その周囲に柵や金網を設置するなどの措置を講ずべき立場にあったにもかかわらず、何らの措置も講じないで危険な状態のままにしていたため、本件池に近づいた原告らの子供らが池の縁で足を滑らせて転落し、死亡するに至ったのである。したがって、本件事故は、本件池の「保存ノ瑕疵」(管理の瑕疵)によって発生したと認めるほかないものである」。

- ⑨ 自転車運転中の男性が防護柵のない用水路に転落して死亡した事故につき、当該用水路に 防護柵を設置しなかったとして、国家賠償法1条および2条に基づき県と市の損害賠償責任 が認められた事例(福岡地判平成25年4月10日・判時2199号40頁)
- (a) 県の国家賠償法1条責任ついて

「(本件土地は営造物に該当せず地方自治体は占有者ではないとしつつ)被告県は、本件土地及 び本件張出部分の所有者兼管理者として、本件県道を通行する歩行者等が本件土地を通って本件 用水路に転落する可能性を想定し、本件土地と本件県道又は本件用水路との境界に防護柵等を設 置するなどの転落防止の措置を講じるべきであったといえる。そうであるにもかかわらず、被告 県は、……本件事故が発生するまで、半年近くにわたり本件土地を見回るなどしてその状況を自 ら把握しようとすらせず、これを放置していたものであるから、転落防止措置を講じるべき上記 義務に違反したといわざるを得ない。したがって、被告県は、原告らに対し、国賠法1条1項に 基づく責任を負うというべきである」。

(b) 市の国家賠償法2条責任について

「本件土地、本件張出部分及び本件用水路には防護柵等の転落防止の措置は施されておらず、本件土地及びその周辺の状況等からすれば、本件県道の本件土地側の路側帯を那珂川町方面から宇美町方面へ向かって進行する歩行者等が、本件県道の車道を通行する車両との衝突を避けたりするために本件土地に進入し、そのまま直進することにより本件用水路に転落して、生命又は身体に係る重大な結果を生じる危険性があり、……本件用水路は、通常有すべき安全性を欠いていたというべきである。……被告市の予算や人員に限りがあり、……被告市は本件用水路の危険性に関する周辺住民等からの通報を受けたことがなかったことなどを踏まえても、被告市に予見可能性及び結果回避可能性がなかったまではいえない。以上のとおりであるから、被告市は、原告らに対し、国賠法2条1項に基づく責任を負うというべきである」。

(2) 判例検証

国家賠償法2条に定める国または地方公共団体の責任は、民法717条における所有者責任に相 当し、両者ともに免責が与えられないという点で共通している。また、民法 717 条に関する客観 説と同様に、国賠法2条に関しても、国または地方公共団体は他にその損害について責めに任ず べき者があると否とにかかわらず、また、その損害の発生について管理者の過失の有無を問わず、 これを賠償する責めに任ずるものと解するのが通説・判例とされる。この意味で、国家賠償法2 条の損害賠償責任は一種の無過失賠償責任の性質を有するものと解されるが、同条では営造物の 「設置又は管理の瑕疵」の存在を要件とするのだから、「完全な無過失責任又は絶対的責任」では なく、「瑕疵の存在による客観的責任」であるという指摘がなされており、民法717条の工作物 責任における議論とほぼ同様の状況が展開されている。「設置又は管理」というのは、民法 717 条の「設置又は保存」と同義で、設置の瑕疵とは、設計の不備、材料の粗悪などの設計・建造に 不完全な点のあることをいい、管理の瑕疵とは、その維持・修繕・保管に不完全な点のあること を指す。そして、その瑕疵判断に関しては、民法717条と同様に、本来の安全性を欠いていれば 足り、管理者の管理義務違反等の過失の有無を問わないとする客観説、公の営造物を安全良好な 状況に保つべき作為または不作為義務を課せられている管理者の義務違反とする主観説、営造物 自体の客観的瑕疵だけでなく、管理者の管理義務違反とも関連するとする折衷説があり、客観説 が通説とされている。係る学説の存在を踏まえて、上記判例がそれぞれ明らかにしたことを概観 してみる。

まず、①判例は、公益目的をもって設立された組織はその時点で公の営造物の管理者となり、その目的に沿った事業については管理責任を有し、他者(行政)の施工により営造物が設置されたとしても、管理者に責任があるとしている。①判例は、瑕疵判断よりは、管理主体を明確にすることでその責任主体を判断しようとしている点に特徴がある。なお、ため池に関する事例ではないが、福岡地判昭和51年2月26日・判時820号99頁は、公益上の目的を付与された民間施設であっても、「助成行政によって確保された児童広場の果たす実質的、社会的役割が、たとえ法令に基づき被告自らが用地を確保し開設するところの児童公園のそれと異なるところがないにしても、両者の間には、法制度的には大きな差異のあることを認めざるを得ない」として、当該公園は国家賠償法2条所定の「公の営造物」に該当しないと判示しており、こちらも、瑕疵判断よりは、管理主体の如何を以て判断基準としている点で参考になろう。

つぎに、②判例であるが、特定の営造物について行政組織とその他の組織とで「重畳的にこれを事実上管理」していた場合には、双方に管理責任があるとしつつ、一方の管理者が予見できない義務違反責任を負うものではないと判示しているが、この瑕疵判断は主観説に拠っているのではないだろうか。

そして、③、④、⑤、⑦判例においては「事実上の管理」という点から、その管理者の範疇を 広げる解釈がなされている。これは、公共用物の管理に際しては行政機関の間で権限が委譲、委 任あるいは代行されることがあり、その管理権の所在によって責任の有無も定まることによる。 そのため、管理権者に変化があったり、複数の管理権者が同時に存在したりするような場合には、 ⑤判例のように、設置者の瑕疵(原始的瑕疵)と管理者の瑕疵(後発的瑕疵)のいずれによるべ きかが問題とされることになる。なお、事実上の管理者については、芝池義一教授が管理行為の 内容を基準に峻別されている。それによると、(a)さまざまな管理行為を行い、またはそれに参画 してきており、管理全般にわたって関与しているとみることができる場合、(b)一定の限られた管 理行為のみを行ったにとどまる場合,(c)具体的な管理行為を行っていない場合,の3つに分類し, (a)の場合には法定の管理者と同様の管理責任を認め、(b)の場合には当該営造物の管理が義務であ るか否かに分け、義務のときには (a)と同じく管理責任を負い、その他のときには、具体的管理 行為に限定して責任を負い、(c)の場合は義務の場合のみ管理責任を負うとする(47)。また、⑦判例 は、「国家賠償法2条にいう「公の営造物」には、自然の状態のままで公共の用に供されうる実 体を備えた自然公物である御池(湖水)も含まれる」と判示して、「公の営造物」の概念を相当 程度拡大させることで、事実上の管理者をも拡大させており、やや疑問を抱かざるを得ない。こ のような事実上の管理の拡大傾向に対して、⑥判例はこれに一定の基準をもって制限しようとい う判断をしている(48)。⑥判例については、他にこの権限に基づいて管理する者がおり、当該溜池 への継続的または反復的な関与の権限がなければ、事実上の管理に当たらないと判断したもので あるという評価もなされている(49)。

最後に、⑧、⑨判例について検証する。⑧判例は、民法 717 条の責任を問うものであるものの、

その判断手法をみると、所有者の不作為義務違反をもって保存の瑕疵と構成しており、さらにその保存上の瑕疵認定についてもかなり詳細にわたって認定している点に注意すべきであろう。つまり、本件では占有者と所有者が一致しており、占有者の免責につながるような認定をするまでもなく、ため池の所有者が被告となっている以上は、その事実を以てして工作物責任を認定できるにもかかわらず、結果回避義務違反を問うている点が特徴的である。これは、民法 717 条の工作物責任の認定に際して、国家賠償法の営造物責任の認定手法を用いているのではないだろうか。また、⑨判例は、県道を走行中に県が所有する道路の張出部分に誤って進入して、市が設置管理する用水路に転落して死亡した事故につき、県については当該張出部分を営造物ではないと判断したうえで国家賠償法 1 条の責任を、市については国家賠償法 2 条の責任をそれぞれ認定した、極めて稀有な事例といえよう。とくに、県の責任については、営造物責任を否定しながら、公務員の行為義務違反を肯定して国家賠償法 1 条の責任を認定した点に特徴がある。⑧および⑨判例からは、民法 717 条の工作物責任であろうと、国家賠償法の営造物責任であろうと、設置瑕疵よりも管理(保存)瑕疵の有無によって、責任の所在を認定する傾向が極めて強くなっていることが指摘できよう。

4. 設置瑕疵と保存(管理)瑕疵

伝統的な民法上の学説は、設置の瑕疵と保存(管理)の瑕疵の差異を区別してこなかった。我妻博士は、設置の瑕疵か保存の瑕疵か、そのいずれの瑕疵であるかを決定することが困難な場合もあろうし、両方の瑕疵の競合する場合もあろうから、これをいずれかに決定する必要はないとする⁽⁵⁰⁾。また、末川博士は、桑の樹の上を通っている高圧電流の電線について、桑の樹は生育するに従ってこれに登って桑の葉や桑の実を採る者が電線に接触する危険が増大するから、桑の樹の生育に応じて安全な処置を講ぜぬ場合には瑕疵があるとした判例(大判昭和12年7月17日・法律評論27巻民法217頁)⁽⁵¹⁾をたとえとして、工作物についての危険性は周囲の事情の変化に伴って生ずることもあるとする⁽⁵²⁾。これは、設置の瑕疵と保存の瑕疵には連続性のようなものもあるということであろうか。

しかし、これらの考え方は、設置者と保存者(管理者)とが同一者であったり、設置行為と保存行為とに同一性があったりするような場合を前提としていたのではないだろうか。やはり、設置から時間的に経過した場合に、瑕疵のあり方は設置時点と管理段階では異なって来よう。森島教授は、瑕疵という概念は社会的ないし法的概念であるから、工作物(営造物)が一般の期待に反して危険な場合に、所有者や管理者が損害の回避が可能である(コストが相対的に低い)のに危険を放置しておいたときは、それを工作物(営造物)の保存(管理)の瑕疵として把握すればよいとされ、瑕疵判断にあたって、損害回避のためのコストを利益衡量の一要素とすることを一概に排除することはできないとして、損害回避コストという視点から瑕疵を捉えようとされる「830」。

また、工場設備のように、設備そのものに起因する瑕疵は設置瑕疵であり、設備のメンテナンス等を怠ったことに起因する瑕疵は保存瑕疵であり、その瑕疵の態様は大きく異なろう。さらに、本稿で問題視してきたため池等の瑕疵に関しては、⑨判例(浦和地裁熊谷支部判平成9年3月27日・判時1634号126頁)のように、設置時点では瑕疵がなかったはずのものが、時代や社会状況が変化して瑕疵あるものへと変化した場合に、管理者がその変化に気が付いて瑕疵の修補を行うか否かが問題となるような事象も生じている。

すでに検証した通り、国家賠償法に関する判例では、近時は、設置の瑕疵(原始的瑕疵)と管 理の瑕疵(後発的瑕疵)とに分けて責任所在を判断するものもあり、民法の工作物責任おいても 両瑕疵を区別して考えるべきではないだろうか。そのうえで、設置瑕疵は客観的な瑕疵が考慮さ れ、保存(管理)瑕疵には主観的な瑕疵(結果回避義務違反責任)が考慮され、両瑕疵は被侵害 利益の重大さおよび危険の源を創出・支配・管理するものであることに帰責の根拠が求められる ことになろう

「50」。また、占有者関係が複雑になった場合、たとえば間接占有との関係についても、 下級審判例では,直接占有者が責任を負うべきであるとして,間接占有者の責任は否定してきた (東京地判昭和 48 年 10 月 22 日・判時 736 号 61 頁)。学説も,直接占有者(例えば,賃借人)が 免責されるときにのみ、間接占有者(例えば、賃貸人)が第一次責任を負うべきだとの見解が有 力である(55)。しかし、この点に関して、平井宜雄教授は、直接占有者が第一次的に責任を負う点 については、間接占有者か否かにとらわれることなく安全性具備義務違反の有無という帰責原則 によって判断すべきであり(間接占有者も民法 717 条の関係では共同占有者となり得ると考える べきである), したがって, 直接占有者と間接占有者というような区別は意味がないと解すべき であるとされる(56)。また,近江幸治教授も,その工作物につき管理権限を有している場合には,占 有者を直接占有者に限定する必要はなく、直接占有者も間接占有者もともに占有者である以上は、 共同して占有者責任を負うべきであるとされる(57)。私見は、平井教授および近江教授の見解を踏 まえつつ,設置瑕疵と保存(管理)瑕疵とを区別して,さらに被侵害利益の程度や瑕疵の寄与度 によって責任の所在を判断し,場合によっては共同して占有者責任を負うこともあると考えてい る。

おわりに

最後に、瑕疵判断をめぐって、訴訟における証明責任の分配に関する問題を明らかにしながら、 今後さらに検討しなければならない問題を指摘しておきたい。民法 717 条但書により、占有者に ついては過失がなければ免責される。これを客観説で説明しようとするとき、被害者である原告 は、瑕疵の存在について証明責任を負うことになるのだろうか。事故発生後においては、その証 明が困難な場合も多く、原告にとっては相当な負担になるであろう。この点に関しては、事故の 発生は一応瑕疵の存在を推定させ、事実上は工作物の占有者または所有者が瑕疵のなかったこと

を証明しなければならない結果になることが多いであろうという見解がある⒀。つまり,占有者 は瑕疵の不存在に加えて過失のなかったことをも証明する重たい責任を負うことになるのである。 しかし、この事実上の推定については、推定の基礎事実を争う場合は反証で足りるが、推定事実 (この場合は瑕疵の存在) を争う場合は, 反証では足りず, 瑕疵が存在しなかったことの間接反対 事実証明によらなければならず(59)、被告側は抗弁としてほぼ本証を尽くすことになり、それに対 して再抗弁を行う原告の証明責任の負担はますます重くなろう。他方で、これを結果回避義務違 反責任説で説明しようとすると、被害者である原告は、民法717条本文により、瑕疵、すなわち 結果回避に向けた義務の違反に相当する事実を証明しなければならず,他方で占有者は,同条但 書により、結果回避のための義務を尽くしていたという事実を立証すれば免責されることになり、 それは原告の主張する要件事実に対する反証で済むため、やはり原告にとって証明責任の負担が 重くなり, 立証責任の分配としてはかなり奇妙な状況が生じることになるという指摘もある⁽⁶⁰⁾。 この点に関しては,民事訴訟法の観点からも検討する必要があろう。村上博已教授は,民法 717条1項但書規定の要件事実は、占有者に対する関係では、本文規定の損害賠償請求権の権利 成立事実に対する権利阻止事実であるが、所有者に対する関係ではむしろ、権利成立事実となる ものであるから、その意味で、完全な権利阻止事実と解することはできず、工作物の占有者に対 して損害賠償の請求をする被害者は、同項本文の要件事実、すなわち、占有者の占有する土地の 工作物の設置または保存に瑕疵があること、およびその瑕疵により他人(被害者)に損害が生じ たことの証明責任を負うと指摘される(61)。さらに、民法 717 条 1 項の帰責構造に基づく証明方 法から、工作物の所有者に対して損害賠償の請求をする被害者は、同項本文の要件事実のほか、 占有者に免責事由がある事実(占有者が損害の発生を防止するに必要な注意をした事実)の証明 責任を負うと解すべきであろうとされる(※2)。一方で、新堂幸司教授は、権利根拠事実とみるか、 権利阻害事実とみるかの判断には、法文の表現形式もその一助となるが、必ずしもこれだけで決 まるわけでなく、立法目的、規定の趣旨、公平かどうか、その事象の性格(例外的事情かどうか) 等に基づき証明責任の分配を実質的に判断して決める必要があるとされる(63)。いずれにせよ, 民 法 717 条は、被害者にとってその証明責任がどうしても加重になるという構造的問題をはらんで いることがわかる。

このように、民法 717 条は、論理性よりも政策的配慮を優先して生み出された立法の経緯に始まり、しかし時代を経ても立法時の政策的配慮が姿を変えて生き続けて、不可思議な法的構造を維持しながら今日に至っている。かつては、公共物が民営化されたりすることでその管理形態が変化することはあったが、今日では地域共同体の衰退や崩壊等により、施設管理者(所有者)の所在が不明になるなどした結果としてその管理が不能となり、当該施設の公物化や公的管理下に置くべき事態が進展している。こうした問題に対して、民法 717 条をめぐる従来の学説は十分に対応できていないのではないだろうか。他方で、国家賠償法が制定されてから後は、公物たる営造物の設置管理瑕疵をめぐる議論が進展し、むしろ、国家賠償法において関係する学説は発展し

てきたといえよう。このことは、本稿で紹介した判例の動向からも証左され、営造物の瑕疵をめぐって判例は設置瑕疵と管理瑕疵とを時に峻別し、とりわけ後者の瑕疵に関しては作為・不作為養務違反の有無をもって判断する傾向にある。私見は、国賠訴訟や関係学説を手掛かりに、現実的動向に即した形での解決策を提言したつもりである。しかし、結果可否義務違反責任説と同様に、瑕疵と過失とに連続性を見出すことに対する合理的な説明ができていない欠陥は自認するところであり、この点は今後引き続き研究する課題である。

*本稿は拓殖大学政治経済研究所・平成26年度研究助成の研究成果である。

《注》

- (1) 内田和子『日本のため池』(海青社, 2003年) 11頁。
- (2) 竹山増次郎『溜池の研究』(有斐閣,昭和33年)41頁。
- (3) 前掲内田書 191 頁。同書では全国の各地域別の農業用紙の水源別内訳やため池依存度の経年変化などについて豊富なデータを基に詳細な分析を行っている。
- (4) 加藤一郎編『注釈民法(19)債権(10)不法行為』(有斐閣,昭和40年)313頁(五十嵐清執筆担当)。
- (5) 松本克美「土地工作物責任における〈第一次的所有者責任・第二次的占有者責任論〉の可能性」『立命館法学』2008 年 5・6 号(321・322 号)461 頁は、「民法 717 条 1 項の文言自体は、「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う」ということと、「占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない」としているだけで、逆に、「占有者が賠償責任を負う場合には、所有者はその損害を賠償しなくてよい」ということを明文で規定しているわけではない」として、所有者責任を第一次的に、占有者責任を第二次的に構成しようと提唱する。
- (6) 幾代通 = 徳本伸一『不法行為法』(有斐閣,平成7年)171頁。なお,立法の経緯については,其木提「土地工作物責任の一考察:占有者の責任を中心に」『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル』No.4(1997年)218頁以下が,法典調査会における起草者である穂積陳重,梅謙次郎,富井政章の議論を詳細に紹介している。また,立法時に参考にされたとされる諸外国の法制については岡松参太郎『無過失損害賠償責任論』(有斐閣書房,大正5年)101頁以下において詳述されている。
- (7) ドイツ民法 836 条 1 項「建物または土地と結合した別の工作物の倒壊により、あるいはその建物や工作物の一部が剥落することにより人が死亡し、その身体や健康が害され、物が損傷された場合には、この土地の占有者は、倒壊や剥落が瑕疵のある設置または不完全な保存の結果である限りにおいて、被害者に対してこれによって生じた損害を賠償する義務を負う。ただし、この損害賠償義務は、占有者がその危険を回避する目的で取引上要求される注意をなした場合には生じない」。

同条 2 項「土地の前の占有者は、この倒壊や剥落がその者の占有が終了した後の 1 年以内に生じた場合には、損害に対して責任を負う。ただし、前の占有者がその者の占有期間内に取引上要求される注意をなした場合、あるいは後の占有者がこのような注意を払うことによって危険を回避することができたかもしれない場合にはこの限りではない」。

同条3項「本条の意味における占有者は、自主占有者をいう」。

- (8) フランス民法典 1384 条 1 項「自己の行為によって生じさせる損害だけなく,自己が責任を負うべき者の行為又は自己が保管する物から生じる損害についても,責任を負う」。
- (9) フランス民法典1386条「建物の倒壊が営繕の欠如の結果として、又は建築の瑕疵によって生じた

ときは、その所有者は、それによって生じる損害について責任を負うし

- (10) 我妻榮『事務管理・不當利得・不法行爲(新装版)』(日本評論社、昭和16年)179頁。
- (11) 平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』(弘文堂,平成4年)66頁。
- (12) 加藤一郎『不法行為(増補版)』(有斐閣,1974年)200頁は,占有者が免責される「損害の発生を防止するのに必要な注意」について,工作物の性質や利用者の種類によって十分かどうかを決めるべきであり、場合によっては立札でもよいこともありうるとする。他方で、前掲平井書65頁は、判例上、占有者の免責事由を認めたものは極めて稀であり、その限度で占有者の責任は実質的には所有者の責任に接近していると認めるべきで、占有者に一元化しても実質上差異は少ないとする。
- (13) 前掲我妻書 179-180 頁。なお、同書 183 頁は、危険責任は瑕疵から事実上生じた損害を賠償させようとするものであることから、瑕疵と損害との間に相当因果関係も必要ないとする。他方で、円谷峻『不法行為法・事務管理・不当利得 判例による法形成 (第2版)』(成文堂, 2010年) 262 頁は、特段の理由を挙げずに、瑕疵と損害との間には因果関係がなければならず、その立証は被害者である原告が負うとする。また、原龍之助『公物営造物法(新版)(オンデマンド版)』(有斐閣, 2004年) 205 頁も、公物の設置又は管理の瑕疵と損害の発生との間には、因果関係の存在が必要であるとする。
- (14) 前掲岡松書 618 頁。
- (15) 前掲(12)加藤書 20 頁。なお、大判昭 3 年 6 月 7 日・民集 7 巻 447 頁は、瑕疵がないと信じて買い 受け所有者となった者も責任を免れないとする。
- (16) 末川博『權利濫用の研究』(岩波書店,昭和32年)231-232頁。
- (17) 前掲末川書 234 頁。
- (18) 同上 235 頁。なお,前掲岡松書 768 頁は土地工作物責任の規定そのものの根拠が,工作物の利用による報償責任であるとの考え方をとる。報償責任に根拠を見出そうとする考え方に対しては,前掲(12)加藤書 193 頁などはこれをあまり適切ではないと評価する。
- (19) 前掲末川書 248 頁。
- (20) 同上 249 頁。
- (21) 同上 165 頁。
- (22) 前掲(12)加藤書 20 頁。
- (23) 森島昭夫『不法行為法講義』(有斐閣,昭和62年)59頁は,瑕疵は物の物理的性状だけから判断されるのではなく,物の用途,用法などの他の諸々の要素を考慮して相関的に判断されるとする。
- (24) 同上書 63 頁。
- (25) 沢井裕『公害の私法的研究』(一粒社,昭和44年)187頁。また,国家賠償法2条の営造物責任に関する議論ではあるが,植木哲『災害と法~営造物責任の研究』(一粒社,昭和57年)54頁は,営造物責任を義務違反説の観点から捉えるとき,工作物責任がこれから免れるものではなく,工作物責任も義務違反説によって解釈されなければならず,これが引いては損害賠償法の体系的構造分析にかなうのであると主張する。
- (26) 前掲沢井書 194-195 頁。
- (27) 同上 188 頁。
- (28) 同上 198 頁。
- (29) 前掲森島書 67 頁。
- (30) 近江幸治『民法講義IV 事務管理・不当利得・不法行為(第2版)』(成文堂, 2010年) 230頁。
- (31) 前掲森島書 55 頁。前掲沢井書 174 頁以下では、過失は結果を認識すべき注意を怠ったために、結果として損害を回避できなかったことを意味し、過失の本質は損害回避義務に認めるべきであるとし、賠償については被害が重大だから防止措置が不可能でも、結果の予見可能性がある以上賠償すべきであるとし、他方、将来の防止措置そのものについては、技術的経済的にみて、これをなす義務はないとする法律構成を採っており、今日の判例が拠る主観的過失説や学説が拠る客観的過失説とは異なる。
- (32) 前掲森島書 64 頁。

- (33) 同上63頁。
- (34) 同上65頁。
- (35) 同上65頁。
- (36) 窪田充見『不法行為法』(有斐閣, 2007年) 216 頁以下。
- (37) 同上 218 頁。
- (38) 同上 220 頁。
- (39) 同上 221 頁。
- (40) 前掲其木提論文 218-219 頁。
- (41) 前掲岡松書 101 頁。
- (42) 小林俊治「企業の社会的責任の課題 過去・現在・将来」『高崎経済大学論集』第 51 巻第 3 号 (2008 年) 97 頁。
- (43) 前掲我妻書 181 頁。
- (44) 前掲(12)加藤書 22 頁。
- (45) 前掲沢井書 188 頁。
- (46) 前掲(12)加藤書 194 頁。また、下級審判例ではあるが神戸地裁伊丹支部判昭和 45 年 1 月 12 日・判タ 242 号 191 頁も、「国家賠償法 2 条は、民法 717 条と同様な立法趣旨に基づくものであるから、若干の要件効果に相違が認められるにしても、対象物件の公物性の存否によって、両法条が択一的に適用される関係にある。したがつて、裁判所は両法条に関する要件事実の主張があるかぎり、当事者の法的主張に拘束されず、公物性の存否についての判断に基づいてどちらの法条を適用することも可能である」と判示している。
- (47) 芝池義一「判例批評(最判昭和59·11·29)」民商法雑誌93卷2号(1985年)258頁。
- (48) 木村実「溜池堤塘復旧工事の完了と施工者の国賠法二条の責任」『民商法雑誌』108巻4・5号(1993年)274 頁は、「国又は公共団体が、損害賠償責任を有するか否かは国賠請求の要件的審査であって、施設等が公の営造物といえるか否か、あるいは瑕疵があるか否かに関する国賠法の実体的要件とは厳に区別されるべきものと考える。……本件によって、国又は公共団体の「管理権のない公の営造物」で発生した事故に関しては、国又は公共団体は損害賠償責任を負わないとする国賠訴訟における一般的要件と考えるべき一つが確定したものということができる。なお、本件では、本件溜池の堤塘工事には、「その構造上に欠陥もなく」と判示されているが、これは瑕疵の判断であって、本件では念のための判示と解することができよう」と述べており、本件は要件審査の段階で判断が終了したものと評する。
- (49) 北河隆之 = 柳憲一郎『判例にみる工作物・営造物責任』(新日本法規,平成17年)373頁。
- (50) 前掲我妻書 183 頁。前掲(12)加藤書 197 頁も、設置の瑕疵と保存の瑕疵とを区別する実益はないとする。
- (51) なお、本件判決では、高圧電流を通ずる電線の架設に関する工作物の設置が取締法規等に従ったというだけでは免責されない、すなわち無瑕疵とはいえないと判断しており、末川博士も賛同している。
- (52) 前掲末川書 237-238 頁。
- (53) 前掲森島書 79-82 頁。ただし、森島教授は、道路瑕疵のように、人身損害に関し、かつ安全性に対する人々の期待も高い場合には、損害防止コストという要素にあまり重きをおくべきでないが、他方で、危険性に対する一般人の期待のそれほど高くない個人所有の建物の場合には、損害防止コストという要素は瑕疵判断にあたってある程度重視されてもよいと考えられる。
- (54) 前掲平井書 67 頁。
- (55) 前掲円谷書 255 頁。
- (56) 前掲平井書 67 頁。平井教授は、所有者も危険の創出等に関与していれば、共同占有者と解する解釈論を採るべきであり、所有者に対しても同時に訴訟を提起できると解するべきであると主張され、私見もこれに同調するものである。

- (57) 前掲近江書 231 頁。
- (58) 前掲(12)加藤書 197頁。
- (59) 村上博已『証明責任の研究(新版)』(有斐閣,昭和61年)297頁。
- (60) 前掲窪田書 222 頁。
- (61) 前掲村上書 297 頁。
- (62) 同上 298 頁。
- (63) 新堂幸司『新民事訴訟法 (第5版)』(弘文堂,平成23年)611頁。なお,この証明責任の分配に関して学説は,法律要件分類説が通説とされるが,その中でも各個の法条の表現形式を用いるとしても,必ずしもこれにこだわらず,より実質的な原理・考慮によって分類する立場が有力であるとされる。この立場からは,取引の安全を確保する趣旨から,無効を主張する者に第三者の「悪意」の証明責任を負わす立場も解釈上可能となるという。

(原稿受付 2015年11月11日)

日本におけるメインバンクシステムの変化と 企業のリストラクチャリングとの関係性について

石崎篤史

要 旨

日本のメインバンクシステムはバブル崩壊以降の失われた20年を経て大きく変容した。

バブル崩壊によって企業のバランスシートは大きく毀損したが、金融システム自体が機能しなくなるなかで、従来のようなメインバンク主導による企業再編といった危機回避手段に頼るのではなく、企業自らリストラクチャリングを行う必要に迫られることとなった。

本論文は、こうした状況の中で、メインバンクシステムを始めとする企業のガバナンス構造がどのように企業のリストラクチャリングに影響したのかを分析した。

この結果,リストラクチャリングを進めた企業は、外国人株主主導のような新たなガバナンス構造よりも、安定株主に支えられてメインバンクシステムが堅固な伝統的ガバナンス構造を持つ企業であったことが明らかとなった。

キーワード:リストラクチャリング,ガバナンス

1. はじめに

第二次安倍内閣の成長戦略(第三の矢)として平成 25 年 6 月にまとめられた「日本再興戦略」では,「民間活力」を引き出すための施策としての一環として,コーポレート・ガバナンスの見直しや公的資金等の運用のあり方を検討するために,会社法改正,スチュワードシップ・コード策定,公的年金等の運用改革,コーポレートガバナンス・コード策定の 4 つの柱を一体とした取組みが掲げられた $^{(1)}$ 。

まず、一つ目の柱である会社法改正は、有価証券報告書提出会社^② は社外取締役を最低 1 名設置するか、設置しないのであれば定時株主総会において設置しない理由を説明するというものである。次に二つ目の柱であるコーポレートガバナンス・コードは、2015 年 3 月に公表された「コーポレートガバナンス・コード原案」を元に企業に対する規律づけを定めたもので今年 2015 年 6 月 1 日から施行された。さらに三つ目の柱であるスチュワードシップ・コードは、2014 年 2 月に金融庁が「日本版スチュワードシップ・コード」として制定された内容を元に、全上場企業

を対象として投資家が積極的に企業と対話することで企業価値を高めるための基本原則を定めている。最後の四つ目の柱である公的年金運用改革は、2013年11月に「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議報告書」での検討結果を踏まえ、「公的年金」の運用資産約150兆円、「独立行政法人等」の余裕金約200兆円を対象として、従来の基本ポートフォリオが国債を始めとする国内債への偏重が顕著な状況や業務に関する運用権限・責任が理事長一人に集中する独任制であることの見直しを行うものである。

以上に見られる通り、「日本再興戦略」の成長戦略では、企業側に対する規律付けと機関投資家側に対する規律付けを同時に進めることによって企業価値の向上を促したうえで、株式の需要に対する刺激策を取ることで株式市場を活性化させることを主眼としている。この戦略のポイントは、2014年8月に公表された伊藤レポート⁽³⁾にも示されている通り、企業と株主とが「共創」的観点から「建設的対話」を行うことによって「持続的な価値創造」を果たすことにある。一方、そもそもこうした施策が可能となった背景を考えて見ると、メインバンクシステムと株式持ち合い制度等の安定的な株式保有構造に支えられていた伝統的な日本企業のガバナンス構造が大きく変化したことが決定的な要因を形成していると考えられる。

このように、伝統的な日本企業のガバナンス構造が大きく変化した経緯を辿ってみると、日本経済が、1990年代のバブル崩壊を契機として金融危機が発生したことが大きな要因となっていることがわかる。すなわち、本来、日本企業を支えるインフラ的存在であった金融システムが危機に瀕したため、日本経済が深刻な危機から脱却するには、危機に陥った企業が金融機関に頼らずに自力で立ち直る必要があったためで、そのためには伝統的な日本的経営システムを支えてきた仕組みを抜本的に見直さざるを得なくなった。こうした見直しの主なものが、制度的には、1997年 ストック・オプション制度の導入(商法)、持ち株会社解禁(独占禁止法)、1999年株式交換と株式移転制度の導入(商法)、2000年 会社分割制度の導入(商法)、民事再生法の成立、2001年 自己株式の取得・保有についての目的・数量・保有期間規制の撤廃(いわゆる金庫株の解禁、商法)等の一連の改革であり、会計的には、連結決算制度、時価会計の相次ぐ導入などの見直しがあった。こうした中で、日本企業はバブル崩壊以降の経営危機への対処を迫られていたにもかかわらず、金融危機の発生によって従来のようなメインバンク主導での再建ではなく、自力での再建を加速せざるを得なかった。

その背景には、メインバンクシステムに代表される間接金融システムの崩壊と株式持合いの解消とが同時に進行したことで、企業は間接金融に対する資金依存から脱却を図った結果、日本企業の株式保有構造が1990年代から徐々に変化し、2000年代になると金融機関や事業法人の株式保有割合が急速に低下する一方で、機関投資家や外国人株主の割合が急速に高まったことがある。そこで、現代日本企業のガバナンス構造を考えるうえで、伝統的日本企業のガバナンス構造が現在の状況へと変化するに至った「失われた20年」における、メインバンクシステムの変化と企業のリストラクチャリングに着目することが、ガバナンスの変革によって今後の日本企業がどの

日本におけるメインバンクシステムの変化と企業のリストラクチャリングとの関係性について ように変化していくのかを占う大きなヒントになると考える。

日本企業の株式保有構造はバブル崩壊後の1990年代から大きく変化した時期,多くの日本企業が経営危機に陥るなど事業再編を迫られていた。従来,企業が経営危機に陥った場合には,メインバンクは経営危機に陥った企業に対して事業再編を迫ることと引き換えに救済を行ってきたが,従来の伝統的な日本企業を支えたメインバンクシステムの崩壊と株式持ち合いの解消が同時に進む中で,メインバンクに代わって企業のガバナンスに大きな影響力を行使したのは,外国人株主や機関投資家であった。さらに,こうした外国人株主のような新たな株主が従来の伝統的な投資家と比較して新たな視点として重視したのが株主価値(企業価値)やROE,ROAといった資本効率性の指標であったが,これこそが現在のコーポレートガバナンス・コードの嚆矢とも考えられる。

本稿では、日本企業が「選択と集中」戦略に基づくリストラクチャリングを実施した際に、ガバナンス構造がどのような役割を果たしたのかを明らかにする。とりわけ、株主保有構造は金融 危機の発生をきっかけとして大きく変化し、メインバンクシステムや物言わぬ株主による従来型 のガバナンス構造から外国人や機関投資家を中心とする株主による新たなガバナンス構造に変化 したが、こうした新たなガバナンス構造の変化が企業のリストラクチャリングに影響を与えた可能性について分析する。

本稿の貢献は以下の3点である。第1に、企業のリストラクチャリング行動において典型的事例であるダイベストメント行動をサンプルとして、リストラクチャリングのメカニズムの中でどのようなガバナンス構造が影響を及ぼしたのかを検証した。第2に、リストラクチャリング行動を行う企業は様々な異なる財務構造の状態に置かれているが、財務構造の違いに応じてどのようなガバナンス構造が企業のリストラクチャリング行動にどのような影響を及ぼしたのかを検証した。第3に、以上を踏まえて株主やメインバンクによるガバナンスがどのように変化してきたのかについて明らかにした。

本稿の構成は次の通りである。まず、第2章において先行研究をもとにリサーチデザインと仮説の設定を行い、第3章においてサンプルとデータを提示した。第4章において、日本における株主保有構造の推移やダイベストメントの推移についてマクロ的な観点から分析したうえで、第5章において、財務構造の違いによるダイベストメント行動の違いを分析したうえで、ダイベストメント構造や財務構造の違いがどのような形でダイベストメント行動に影響を及ぼすのかを検証した。第6章において、分析結果の解釈を提示し論点を整理したうえで、第7章において結論と今後の課題を述べる。

2. 先行研究とリサーチデザイン

(1) 先行研究

こうした企業のダイベストメント行動がどのような動機に基づいて行われているのかについては、「効率的配置仮説(Hite, Owers and Rodgers (1987))」や「集中仮説(John and Ofek (1995))」、「資金調達仮説(Lang, Poulsen and Stultz (1995))」など様々な仮説がある。「効率的配置仮説」は、経営者は企業価値を最大化するべく資産の効率的配置(より資産効率の高い企業への資産売却)を行うため、資産効率が高く、対象資産に高い価値をつける企業に対し資産のダイベストメントを行うことによりリターンを獲得するというものである。また、「集中仮説」は、経営者は企業価値を最大化するため、「選択と集中」によってコア事業以外の資産を売却することで売却資産と企業内に残される資産との負のシナジーを解消や、効率性の向上によってコア事業の集中度を高めて業績改善を図るというものである。以上の2つの説は経営者が企業価値向上を目的としているという点で共通しているのに対し、「資金調達仮説」では、経営者は必ずしも企業価値向上だけを追求するというのではなく、時として株主の意向に反して事業規模や経営支配の極大化を重視することによって、プリンシパル=エージェントの問題を引き起こす存在であるが、過剰負債を抱えて倒産コストを回避する場合には、負債依存度を下げるために資産売却を行うというものである。

こうした先行研究に対し、石崎(2015)では、資産リストラの代表的な手法であるダイベストメントについて、資金調達仮説の妥当性の検証を通して企業行動、市場評価という2つの視点から実証分析を行った。その結果、企業行動については、「企業の資産リストラ行動を示すダイベストメントの大きさは、負債そのものの大きさ、負債削減額の大きさ(財務リストラの規模)と関係があり、負債や負債削減が大きいほどダイベストメントも大きい」ことが明らかになった。これに対し市場評価については、「企業が経営効率を向上させることで企業価値を高めようする資産リストラを実施しても、市場は財務リストラと一体であるかどうかを評価の基準としている」ことが明らかとなった。この結果、「企業のダイベストメント行動は、実施する企業側の意図とそれを評価する側の市場評価には大きな乖離が生じてしまう可能性がある」ことが明らかになった。

以上の通り、石崎(2015)では企業のダイベストメント行動が資金調達仮説と整合的であることを検証したが、企業のダイベストメント行動がどのようなガバナンス構造によってもたらされるものであるかが課題となっていた。

こうしたガバナンス構造が企業行動にどのような影響を及ぼすかといった観点について、これまでの先行研究を見ると、1990年代末までの日本のメインバンクを中心とするガバナンスシステムでは、メインバンクは顧客企業の業績が好調な時は経営に干渉しない一方、顧客企業の業績

日本におけるメインバンクシステムの変化と企業のリストラクチャリングとの関係性について が悪化すると監視を強めて業況の改善策を示したり現経営陣の経営責任を追及したりして必要に 応じて新たに経営権を掌握することで再建計画を策定したり、追加融資や債権カットなどの金融 支援策を提示してきた。このように企業の状態に応じてガバナンスが発揮される仕組みを Aoki (1994) は状態依存型ガバナンスと呼んだ。これに関連する先行研究では、Kang and Shivdasani (1997) は、1980 年代後半の東証 1 部上場企業を対象にメインバンクの役割を分析 した結果、メインバンクによる株式保有比率が高いほどリストラクチャリング(資産売却、雇用 の削減、外部取締役の解雇)を進めており、その役割が大きいと述べている(宮島(2011))。し かしながら、1997年の金融危機の発生以降、メインバンク以外の銀行は借手企業が経営難に陥 る可能性が高まると速やかにその資金を企業から引き上げるようになった。こうした状況はメイ ン寄せ40とも呼ばれ、メインバンクの負担を一層高める結果となっているとされる。小佐野・堀 (2011) は、「メイン寄せ」が生じた企業でメインバンクがどのような形で追加的融資を行ってい るかを実証的に分析した結果、業績の悪化した企業で「メイン寄せ」が生じたことにより、メイ ンバンクがそれらの企業に対して非効率な戦略に基づく追加的融資を行っている可能性を示した。 さらに、「メイン寄せ」を基礎とした新たなメインバンク関係と、かつての状態依存型ガバナン スとの違いについて、企業が財務危機に陥った際にメインバンクにしわ寄せされる負担が大きく なるため,メインバンクが主導権を持った形での企業再建を主導する局面が減少する一方で,財 務危機に陥った企業が清算される局面が増加すると予想し、ガバナンスの状態依存性が弱まると した(宮島(2011))。とはいえ、1990年代末以降、危機に陥った企業に対するメインバンクの 負債保有比率が上昇するとする先行研究が複数存在し、福田・鯉渕 (2006) は危機に陥った企業 の状況が悪化するにつれてメインバンクの当該企業に対する負債保有比率が上昇したことを示し た(宮島 (2011))。また、Arikawa and Miyajima (2007) も企業の総借入に占めるメインバン ク借入比率が1997年の金融危機以降に上昇したことを示した。

以上のように、1997年の金融危機以降、日本企業のガバナンス構造は大きく変化したと考えられるものの、リストラクチャリングを実施した企業に対して、どのようなガバナンス構造が影響したのかを示す先行研究は少ないのが現状である。そこで本稿では、企業のダイベストメント行動とそれに対する市場の評価に着目した石崎(2015)をもとに、それにガバナンス構造がどのような影響を及ぼすかといった観点で分析を行った。

(2) リサーチデザイン

本稿では、以下の図1の考え方をもとに、どのようなガバナンス構造がどのような財務構造の 場合にダイベストメント行動に影響を及ぼすかを検証した。

本稿では、まず日本企業の株式保有構造の変化について整理したうえで、企業がリストラクチャリング時に行うダイベストメントに着目する。ダイベストメントとは、企業が「選択と集中」戦略に基づいて事業の再構築を行うために企業に属する資産や事業、子会社などを売却することを

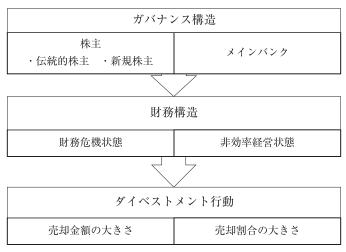


図1 ダイベストメント構造のメカニズム

指す。

ダイベストメントに注目する理由は、バブル崩壊後の日本企業が株主価値の最大化を目指して、 投資効率を高めるための経営への転換を迫られたが、資産や事業、子会社の売却等といった事業 再構築がそのもっとも典型的な行動であったと考えられるからである。

検証方法としては、まず、石崎(2015)で対象としたダイベストメント取引を行った企業について、ガバナンス構造がどのように企業の行動に影響を及ぼしたかについて、株主保有状況や取引金融機関の観点から分析を行う。また、ガバナンス構造の違いがダイベストメント行動にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにするために、金融機関や事業法人が主要株主となっている伝統的なガバナンス構造を持つ場合と外国人株主や機関投資家が主要株主となっている新たなガバナンス構造を持つ場合によってダイベストメント行動にどのような違いがあるのかについて比較を行う。さらに、財務の健全性が劣った企業とそうでない健全企業の場合とに分類したうえで、ガバナンス構造と企業の健全性の度合いに応じてダイベストメント行動にどのような違いがあるかといった観点から分析する。

まず、企業のダイベストメント行動を検証するための予備的な分析として、全サンプル (392) を負債割合 (有利子負債/総資産) の大きさによって 4 グループに分類し、表 6 でグループ別に ダイベストメントの大きさ (平均値) を比較した。次に、表 7 で 4 グループ別にガバナンス構造 として各株主の株主保有比率を比較した。さらに、表 8,9 で負債の大きさ、資産効率について 業界平均値を基準に高いか低いかで 4 グループに分類して各株主の株主保有比率を比較した。最後に表 10 でガバナンス構造、財務構造 (安全性、収益性、成長性)、負債削減、固定資産削減が ダイベストメントの大きさとの関係を総合的に分析するため、重回帰分析を実施した。

まず表6の予備的な分析では、ダイベストメントの大きさを示す代理変数として、ln(売却額)を、ダイベストメント割合の大きさを示す変数として売却額・時価総額、売却額・総資産を用い

日本におけるメインバンクシステムの変化と企業のリストラクチャリングとの関係性についてた。次に、表7では表6における4グループ別に株主保有比率を比較した。株主保有比率として用いたのは、10大株主、政府・地公体株主、金融機関株主、事業法人株主、外国人株主、機関投資家株主、個人株主である。ここで、10大株主は安定株主の度合いを示し、金融機関株主、事業法人株主はそれぞれ伝統的な安定株主の度合いを示すほか、金融機関株主にはメインバンクのガバナンスの度合いも示すと考えられる。一方、外国人株主や機関投資家株主は、企業にもの言う新たな株主の度合いを示すと考えられる。表8では、負債割合(有利子負債/総資産)、ROAの業界平均値で4グループ化したが、グループ1では財務構造が良好でありながらさらに資産効率を高めようとする攻めのリストラクチャリングを行う場合、グループ2では資産効率は劣るものの負債割合が低い段階で早めのリストラクチャリングを行う場合、グループ3では資産効率は高いものの財務リストラクチャリングが迫られる場合、グループ4では財務構造が悪化した状態における資産と財務両面のリストラクチャリングを迫られる場合を想定している。

表 10 では、以上を踏まえてガバナンス構造がダイベストメント行動に及ぼす影響を総合的に 検証するため財務構造をコントロール変数として以下のモデルを用いた重回帰分析を実施した。 その内容は以下の通りである。

① モデルの設定®

$$Div_{i,t} = \alpha_i + \beta_1 \cdot$$
がバナンス構造 $_{i,t-1}$ $+\beta_2 \cdot$ コントロール変数 $_{i,t-1}$ (負債の大きさ、負債削減・固定資産削減の大きさ、財務健全性) $+\beta_3 \cdot$ 年次ダミー $+\varepsilon_i \cdots (1)$

ただし、誤差項 ε_i は以下の仮定を満たすものとする。

$$E(\varepsilon_i) = 0, \text{var}(\varepsilon_i) = \sigma^2, \text{cov}(\varepsilon_i, \varepsilon_i) = 0, \ \varepsilon_i \sim N(0, \sigma^2) i.i.d.$$

② 変数設定

i) 被説明変数

• $Div_{i,t}$: i 企業の t 期のダイベストメントの大きさを示し、代理変数として、売却額の対数値、売却額/時価総額、売却額/総資産額を用いる。

ii) 説明変数(ガバナンス構造)

- ・株主によるガバナンス:i 企業の t-1 期のガバナンス構造を示し、代理変数として、 10 大株主保有比率、金融機関株主保有比率、事業法人株主保有比率、外国人株主保有 比率を用いる。
- ・メインバンクによるガバナンス:i企業のt-1期のガバナンス構造を示し、代理変数として、上位1行貸付残高/有利子負債割合、上位1行/上位10行貸出割合を用いる。

iii) コントロール変数

- $Debt_{i,t-1}$: i 企業 (t-1 期)の負債の大きさを示し、代理変数として、ln (有利子負債額)、負債割合、負債割合対業種平均比を用いる。
- ・ $\Delta Debt_{i,t}$: i 企業の負債削減の大きさ(t-1 期~t 期)を示し、代理変数として、負債削減額(t-1 期の負債額と t 期の負債額との差)あるいは、 $Debt_{i,t}/Debt_{i,t-1}$ (負債増加率)を用いる。
- ・ $\Delta Asset_{i,t}$: i 企業の資産削減の大きさ(t-1 期~t 期)を示し、代理変数として、t 期の固定資産額と t-1 期の固定資産額との差(資産増減額額)あるいは、 $Asset_{i,t}/Asset_{i,t-1}$ (固定資産増加率)を用いる。
- ・財務上の健全性など:i 企業 t-1 期の財務上の健全性を示す代理変数として、収益性・効率性(ROA)、成長性(売上高成長率)を設定し、具体的には、①ROA、②ROA 対業種平均比、③成長率(売上高成長率)、④成長率(売上高成長率)対業種平均比とした。また、株主による評価を反映した指標として、⑤PER、⑥PBR、⑦ROE を追加した。

(3) 仮説の設定

そこで、以上の問題意識から本稿では以下の仮説設定を行う。

本稿においても、財務状況が良い時に行う能動的なリストラクチャリングと財務状況が悪化した時に行う受動的なリストラクチャリングを区別して、能動的なリストラクチャリングについては外国人株主の影響が大きいと考えられる一方、受動的なリストラクチャリングについてはまさに状態依存型ガバナンスとしてメインバンクのガバナンスによる影響が大きいと考えられる。そこで、次のような仮説を立てて、株主構成やメインバンク等のガバナンス構造の違いがダイベストメント行動にどのような影響を与えるかを検証する。

- 仮説1 財務構造が健全な経営状態にある場合のダイベストメント行動には、事業会社や金融 機関のような伝統的株主よりも外国人株主のような新規株主が主体のガバナンス構造 が影響を持つ。
- 仮説 2 財務構造が財務危機状態にある場合のダイベストメント行動には、メインバンクによる状態依存型ガバナンス構造が影響を持つ。
- 仮説3 事業会社や金融機関のような株式持ち合い株主や安定株主はダイベストメント行動に 対する影響は少ない。

3. サンプルとデータ

本稿で実証研究を行う対象とするダイベストメントサンプルの期間は、2000年から2007年上期迄である。この期間を対象とした理由は、既述の通りダイベストメント実施に必要な体制整備が整った時期であると考えられるためである。即ち、90年代のバブル崩壊以降、97年の銀行危機、99年の商法改正に伴う一連の企業再編法制、00年の連結決算導入、01年商法改正による企業のリストラクチャリングや経営の効率性向上を目的としたスピンオフが認められたこと等によって、初めて事業(資産)の売買取引が活発化して企業再編が本格化した時期であった。サンプルの対象は、ブルームバーグ社のM&A検索データから抽出したダイベストメントを公表した全案件のうち、売却価額が明示され、売却企業、買収企業とも上場企業であり、07年時点で上場を維持し財務指標等のデータ取得が可能な上場企業間の売買取引392件である。また、分析に使用した財務データ(業種調整済財務指標を含む)は日本経済新聞社データを、ガバナンスデータは、日経ガバナンスデータを用いた。なお、データ分析は連結ベースである。

表 1 記述統計量

	N	平均	中央値	標準偏差	最小値	最大値
ln (売却額)	392	7.09	7.13	1.89	0.58	12.04
売却額/時価総額(%)	390	7.68	1.22	36.11	0.00	675.99
売却額/総資産(%)	392	2.26	0.33	13.72	0.00	265.80
売却額/EV (%)	390	3.08	0.46	17.86	0.00	345.13
有利子負債削減額 (百万円)	392	30,098	5,695	239,476	-2,200,000	996,316
ln(有利子負債額)	388	11.76	12.00	2.52	0.00	16.00
負債割合(%)	392	73.40	78.00	20.98	13.00	126.00
負債割合対業種平均比(%)	392	109.01	110.28	32.23	18.88	238.57
総資産利益率(ROA)(%)	381	3.53	3.27	4.99	-31.50	51.55
ROA 対業種平均比(%)	365	159.17	80.60	1,390.45	-808.86	26,500.00
成長率(%)	381	4.29	2.00	23.30	-28.60	261.60
成長率対業種平均比(%)	381	101.21	99.77	21.48	69.82	342.71
PER	392	19.24	14.73	91.52	-1,306.10	506.40
PBR	392	3.14	1.30	31.95	-88.36	625.23
ROE (%)	371	-1.65	4.51	41.34	-307.61	298.58
ln(総資産)	392	12.97	13.11	1.97	7.67	16.85
ln (時価総額)	392	11.68	11.74	1.90	6.93	16.56
10 大株主保有比率(%)	338	44.21	39.03	17.37	0.00	94.20
政府•地公体株主保有比率(%)	338	0.04	0.03	0.03	0.00	0.24
金融機関株主保有比率(%)	338	31.95	31.37	16.32	0.63	78.02
事業法人株主保有比率(%)	343	23.00	15.98	21.99	0.39	99.54
外国人株主保有比率(%)	338	14.06	10.88	12.66	0.00	68.30
機関投資家株主保有比率(%)	338	1.44	0.00	3.16	0.00	22.77
個人株主保有比率(%)	338	31.92	28.40	18.15	4.80	90.29
メイン兼大株主割合(%)	264	12.61	10.00	14.32	0.00	60.00
上位1行貸出残高/有利子負債割合(%)	249	15.06	10.94	14.13	0.00	100.00
上位 1 行/上位 10 行貸出残高割合(%)	249	35.24	30.92	17.85	13.30	100.00
上位 3 行/上位 10 行貸出残高割合 (%)	249	67.79	64.80	17.49	37.63	100.00

4. 考察1(日本企業の株主保有構造の推移とダイベストメントの推移)

(1) 日本企業における株主保有構造の推移

日本企業の株主保有構造を見ると、1990年代を境に金融機関や事業会社の持ち株割合が低下する一方で、外国人、機関投資家の持ち株割合が上昇した(図2参照)。

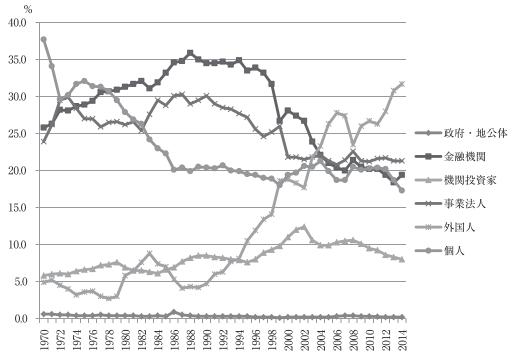
このように,主要株主が金融機関や事業法人等,株式の相互持ち合いに基づく株主から外国人, 機関投資家へと変化することにより,株式保有の意味や企業に対する要求内容にも変化が表れて いる。

これらの変化の原因は、バブル崩壊後の金融危機に加えて、日本の経済危機に対応するための 各種の制度改革(時価会計、連結決算など)を進めた結果によるものである。

(2) 日本におけるダイベストメントの推移

バブルが崩壊して以降、日本企業の多くは過剰設備、過剰負債、過剰人員等の問題が顕在化したため、「選択と集中」戦略に基づく事業の再構築を行う中で、子会社、事業、資産等を売却して資産・負債の圧縮を行った。

こうした日本における事業再構築等のリストラクチャリングは、企業の M&A 行動に顕著に



(出所) 東京証券取引所 2014 年株式分布状況調査の調査結果をもとに作成

図2 投資部門別株式保有比率の推移

表 2 M&A 案件推移	表 2	M & A	案件推移
--------------	-----	-------	------

(単位:件数)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
買収 (注1)	13	76	149	287	522	452	441	522	890	992
売却 (注 2)	11	69	171	201	592	658	493	543	804	990
合弁(注3)	0	0	0	0	1	1	9	12	11	69
買付(注4)	0	0	0	0	4	20	22	17	17	13
スピンオフ(注5)	0	0	0	0	1	2	2	1	0	0
計	24	145	320	488	1,120	1,133	967	1,095	1,722	2,064

- (出所) ブルームバーグデータより加工し作成
- (注1) 対象企業の5%以上もしくは総額2億ドル以上の普通株式取得(非上場も含む)
- (注2) 有形・無形資産の全売却案件
- (注3) 2つ以上の会社が各々の資産またはキャッシュを統合し別会社を設立する場合
- (注4) 自社株買付、ダッチオークション、市場を介さない株式買付を対象とする
- (注 5) 分離に伴って新たに発行される株式の取引状況にかかわらず、子会社または事業の一部門の分離によるスピンオフ

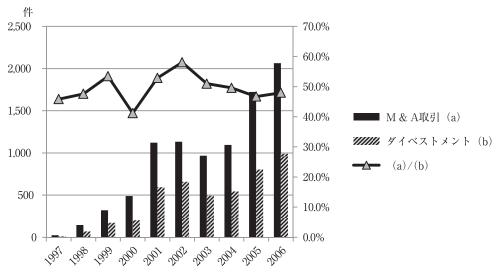


図3 M&A取引およびダイベストメント案件推移

表れている。日本における M & A 件数を見ると、1990 年代後半から 2000 年代にかけて急速に拡大し、その傾向はリーマンショックまで続いた(表 2、図 3 参照)。このように、日本におけるリストラクチャリングは、株主保有構造の変化と同時期に進んだことが大きな特徴となっている。

(3) 日本におけるダイベストメント実施企業のガバナンスについて

ここでは、(2)でとりあげたダイベストメント実施企業について、ガバナンス構造がどうであったか、また、どのように変化したかについて整理する。

そこで、本稿の分析対象としたサンプルは、2000年以降2007年までの資産等の売却を行ったダイベストメント取引のうち、売買がともに国内の上場企業で様々な企業情報の入手が容易な事例392件とした。このうち株主データが取得できたサンプルを対象として、各企業の株主保有状況について整理したところ以下表3の通りとなった。これに対し、上場企業全体の株主保有状況

は表4の通りである。

これら 2 つの表をもとに対象サンプルの株主保有状況を分析すると次の特徴がある。第 1 に,金融機関の株主割合の平均値(32.0%)は,全上場企業の平均値(2000 年 28.1% \rightarrow 2000 年 20.0%)と比較するとかなり高めになっている。第 2 に,外国人株主割合の平均値(13.9%)は全上場企業(2000 年 18.8% \rightarrow 2007 年 27.4%)よりもかなり低めになっている。第 3 に,個人の株主割合の平均値(32.7%)も全上場企業よりも高めとなっている。第 4 に,事業法人,機関投資家は概ね両者間に大きな差異は見られない。

こうした特徴から、ダイベストメント行動を行った企業の株主保有状況は、伝統的な株主(金融機関、事業法人)、中でも金融機関の株主割合が高く、新たな株主(外国人、機関投資家)、中でも外国人の株主割合が低いという点が特徴的である。

以上の分析結果から、ダイベストメント実施企業の株主保有状況から見たガバナンス構造は、 上場企業全体と比較すると持合株式による主要安定株主に支えられている一方で、新たな外国人 株主の株式保有は他の上場企業ほど進んでいないといえる。

表 3 対象サンプルの株主保有状況

(単位:%,件)

	10 大株主	政府•地公体	金融機関	事業法人	外国人	機関投資家	個人
平 均	44.21	0.04	31.95	23.00	14.06	1.44	31.92
中 央 値	39.03	0.03	31.37	15.98	10.88	0.00	28.40
標準偏差	17.37	0.03	16.32	21.99	12.66	3.16	18.15
最 小 値	0.00	0.00	0.63	0.39	0.00	0.00	4.80
最 大 値	94.20	0.24	78.02	99.54	68.30	22.77	90.29
サンプル数	338	338	338	343	338	338	338

(注) 対象期間は 2000 年~2007 年

表 4 2000 年以降の上場企業株主保有状況

(単位:%)

政府•地方 公共団体	金融機関	事業法人	外国人	機関投資家	個人
0.2	28.1	21.8	18.8	11.0	19.4
0.2	27.4	21.8	18.3	12.0	19.7
0.2	26.7	21.5	17.7	12.4	20.6
0.2	23.9	21.8	21.8	10.6	20.5
0.2	22.1	22.1	23.3	9.9	21.3
0.2	21.0	21.3	26.3	9.9	19.9
0.3	20.4	20.8	27.8	10.3	18.7
0.4	20.0	21.4	27.4	10.5	18.7
0.4	21.4	22.6	23.5	10.6	20.5
0.3	20.5	21.3	26.0	10.1	20.1
0.3	20.2	21.2	26.7	9.5	20.3
0.3	20.2	21.6	26.3	9.2	20.4
0.2	19.4	21.7	28.0	8.6	20.2
0.2	18.4	21.3	30.8	8.3	18.7
0.2	19.4	21.3	31.7	8.0	17.3
	公共団体 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.3 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.2 0.2	公共団体 金融機関 0.2 28.1 0.2 27.4 0.2 26.7 0.2 23.9 0.2 22.1 0.2 21.0 0.3 20.4 0.4 20.0 0.4 21.4 0.3 20.5 0.3 20.2 0.3 20.2 0.3 20.2 0.2 19.4 0.2 18.4	公共団体 金融機関 事業法人 0.2 28.1 21.8 0.2 27.4 21.8 0.2 26.7 21.5 0.2 23.9 21.8 0.2 22.1 22.1 0.2 21.0 21.3 0.3 20.4 20.8 0.4 20.0 21.4 0.4 21.4 22.6 0.3 20.5 21.3 0.3 20.2 21.2 0.3 20.2 21.6 0.2 19.4 21.7 0.2 18.4 21.3	公共団体 金融機関 事業法人 外国人 0.2 28.1 21.8 18.8 0.2 27.4 21.8 18.3 0.2 26.7 21.5 17.7 0.2 23.9 21.8 21.8 0.2 22.1 22.1 23.3 0.2 21.0 21.3 26.3 0.3 20.4 20.8 27.8 0.4 20.0 21.4 27.4 0.4 21.4 22.6 23.5 0.3 20.5 21.3 26.0 0.3 20.2 21.2 26.7 0.3 20.2 21.2 26.7 0.3 20.2 21.6 26.3 0.2 19.4 21.7 28.0 0.2 18.4 21.3 30.8	公共団体 金融機関 事業法人 外国人 機関投資家 0.2 28.1 21.8 18.8 11.0 0.2 27.4 21.8 18.3 12.0 0.2 26.7 21.5 17.7 12.4 0.2 23.9 21.8 21.8 10.6 0.2 22.1 22.1 23.3 9.9 0.2 21.0 21.3 26.3 9.9 0.3 20.4 20.8 27.8 10.3 0.4 20.0 21.4 27.4 10.5 0.4 21.4 22.6 23.5 10.6 0.3 20.5 21.3 26.0 10.1 0.3 20.5 21.3 26.0 10.1 0.3 20.2 21.2 26.7 9.5 0.3 20.2 21.2 26.7 9.5 0.3 20.2 21.6 26.3 9.2 0.2 19.4 21.7 28.0 8.6 0.2 18.4 21.3 30.8 8.3

(出所) 東証 投資部門別株主保有状況より加工して作成

日本におけるメインバンクシステムの変化と企業のリストラクチャリングとの関係性について 次に、ダイベストメント実施企業のガバナンス構造がどのように変化したかを分析するため、 ダイベストメント行動前の株主保有状況の推移を整理したのが以下の表5である。

表 5 対象サンプルの株主保有状況推移

(単位:%,件)

		10 大株主	政府• 地公体	金融機関	事業法人	外国人	機 関 投資家	個人
	平 均	43.40	0.75	33.67	22.91	11.59	1.45	31.43
	中 央 値	37.75	0.00	35.02	16.46	8.42	0.00	27.98
の批学	標準偏差	16.52	6.35	15.53	20.54	11.47	3.06	17.66
2期前	最 小 値	11.17	0.00	0.00	0.32	0.00	0.00	3.20
	最 大 値	97.59	66.77	78.02	99.54	75.63	23.16	97.43
	サンプル数	335	335	335	340	335	335	335
	平 均	43.70	0.72	32.83	22.66	12.90	0.02	31.91
	中 央 値	38.07	0.00	33.25	16.57	10.42	0.01	28.46
1 把盐	標準偏差	16.61	6.26	15.69	21.02	11.99	0.02	17.77
1期前	最 小 値	11.11	0.00	0.73	0.40	0.00	0.00	3.31
	最 大 値	94.06	66.76	78.02	99.54	70.00	0.16	97.43
	サンプル数	337	337	337	343	337	337	337
	平 均	44.21	0.04	31.95	23.00	14.06	1.44	31.92
	中 央 値	39.03	0.03	31.37	15.98	10.88	0.00	28.40
0 開発	標準偏差	17.37	0.03	16.32	21.99	12.66	3.16	18.15
0期前	最 小 値	0.00	0.00	0.63	0.39	0.00	0.00	4.80
	最 大 値	94.20	0.24	78.02	99.54	68.30	22.77	90.29
	サンプル数	338	338	338	343	338	338	338

(注) 2期前, 1期前, 0期前はそれぞれダイベストメント行動実施前の決算期を示す

対象サンプルの株主保有状況の推移は、金融機関の株主割合が減少傾向にある一方で外国人の 株主割合が増加傾向にある。また、10 大株主の株主保有割合やその他の株主の株主割合に変化 は見られない。

こうした傾向について、上場企業全体の推移と比較すると、金融機関の株主保有割合が減少して、代わりに外国人株主の株主保有割合が増加している傾向や、その他株主についてはあまり大きな変化が見られないという点で共通点がみられる。また、金融機関の株主保有割合の減少の程度(平均値で年1%程度)や外国人の株主保有割合の増加の程度(平均値で年1%程度)についても概ね同様の水準で変化しているといえる。

以上の分析結果から、ダイベストメント実施企業のガバナンス構造の変化は上場企業全体と同様の傾向が見られるものの、金融機関の株主保有割合の水準が依然として高い一方で外国人の株主保有割合の水準が依然として低い状況にあることから、株主保有状況で見たガバナンス構造の変化が他の上場企業と比較して進んでいない企業であると見られる。

5. 考察2(ガバナンス構造,財務構造の違いがダイベストメント行動に 及ぼす影響)

(1) 財務の健全性の違いによるダイベストメント行動の違い

ここでは、石崎(2015)をもとに、財務の健全性の違いによりダイベストメント行動にどのような違いがあるのかを整理したうえで、そうしたダイベストメント行動にはどのようなガバナンス構造が影響を及ぼしたのかを検証する。

全サンプルを負債割合(有利子負債/総資産)の高さによって4グループに分類し、各グループのダイベストメント行動にどのような違いがあるかを検証したのが以下の表6である。ダイベストメントの大きさを示す代理変数には、ダイベストメントそのものの大きさを示す ln (売却額)、ダイベストメント割合の大きさを示す売却額/時価総額、売却額/総資産を用いた。

		-	-					
各代理変数	各グループ	1 N=98	2 N=98	3 N=98	1+2+3	4 N=98	有意性 1+2+3	有意性 1と4
	負債割合(%)	44.22	69.18	83.57	65.58	96.39	と 4	1 4
In(売却額)	N = 391	6.82	6.97	7.17	6.98	7.37	*	**
売却額/時価総額(%)	N = 389	3.98	4.47	5.64	4.70	9.67	***	***
売却額/総資産(%)(参考)	N=391	2.51	1.87	0.85	1.75	1.09	*	***

表 6 負債割合別に見たダイベストメント行動(負債割合で 4 グループ化)

表 6 の分析結果から、石崎(2015)では、ダイベストメントの大きさを示す代理変数の平均値は、グループ 4 とグループ 1、グループ 4 とグループ(1+2+3)とで有意に異なる結果となり、 \ln (売却額)、売却額/時価総額については負債が大きいほどダイベストメントが大きい結果となった一方で、売却額/総資産は逆の結果となった^⑥。

次に、負債割合別に株主保有比率にどのような違いがあるかを整理したのが表7である。

これによると、主要株主である 10 大株主の保有比率は、負債割合が低いほど高い傾向にあるものの、負債割合が最も高い 4 グループでも比較的高い傾向を示している。また、金融機関株主の保有比率は、負債割合が高いほど高まる傾向にあるものの、負債割合が最も高い 4 グループでは比較的低い傾向を示している。また、事業法人は負債割合が最も高い 4 グループの保有比率が突出して高い。さらに、外国人は負債割合が最も高い 4 グループの保有比率が突出して低い。以上の通り、負債割合別に株主別の保有比率を見ると、1~3 G におけるように 10 大株主、金融機

⁽出所) 石崎(2015)

⁽注1) *は10%有意水準を、**は5%有意水準を、***は1%有意水準を表す。

⁽注 2) 本表では、全 392 サンプルについて、負債割合が高いサンプルから 4 分割したサブサンプルを用いて分析した。

⁽注3) 負債割合の分布(以下参照)は、ほぼ標準的で左右対称であるが、歪度が示す通り右に凸の傾向がある。 平均(73.40%)、中央値(78.00%)、標準偏差(20.98%)、最小値(13.00%)、最大値(126.00%)、分散(0.044)、歪度(-0.676)、尖度(0.091)

表 7 負債割合別に見た株主保有比率の違い

(単位:%,件)

	負債	割合グループ	10 大株主	政府• 公体地	金融機関	事業法人	外国人	機 関 投資家	個人
		平 均	50.27	0.04	26.45	22.11	17.37	1.80	29.82
		中 央 値	48.63	0.03	23.47	17.73	13.77	0.00	23.54
<i>h</i> .	1	標準偏差	17.38	0.04	17.64	19.03	14.30	4.20	21.88
負債割合低	1	最 小 値	0.00	0.00	0.63	0.39	0.00	0.00	4.80
割		最 大 値	94.20	0.14	71.67	65.82	65.36	22.77	90.29
合低		サンプル数	81	81	81	81	81	81	81
()		平 均	45.93	0.04	31.17	22.45	14.77	1.90	30.43
		中 央 値	41.63	0.03	29.44	16.69	13.27	0.00	23.98
	2	標準偏差	14.32	0.03	15.66	19.83	13.30	3.91	16.83
	4	最 小 値	23.34	0.00	0.86	1.10	0.00	0.00	7.90
		最 大 値	88.40	0.23	64.79	91.93	59.93	17.96	86.29
		サンプル数	87	87	87	87	87	87	87
		平 均	36.41	0.03	37.44	15.41	15.73	1.12	28.45
		中 央 値	34.50	0.03	39.52	10.61	13.36	0.00	27.34
	3	標準偏差	12.44	0.02	14.15	14.15	11.91	1.84	15.71
	3	最 小 値	11.30	0.00	2.63	0.61	0.00	0.00	5.44
٠,		最 大 値	77.07	0.12	59.35	77.00	68.30	6.80	82.48
貝 書		サンプル数	86	86	86	86	86	86	86
負責割合高		平 均	44.74	0.03	32.24	31.90	8.46	0.93	40.41
台		中 央 値	36.81	0.03	30.71	20.55	4.77	0.00	37.84
()	4	標準偏差	22.16	0.02	16.39	29.58	8.85	1.89	21.07
	4	最 小 値	9.07	0.00	0.86	3.02	0.00	0.00	4.75
		最 大 値	89.42	0.12	78.02	99.54	36.22	10.43	111.18
		サンプル数	85	85	85	85	85	85	85

関の保有比率の水準に一定の傾向がみられる場合と、4Gのように10大株主、金融機関、事業 法人の保有比率が他グループに比して比較的高い水準にある一方で、外国人の保有比率が他グルー プに比して比較的低い水準にある点が特徴となっている。

(2) ガバナンス構造の違いによるダイベストメント行動の違い

以上の分析を踏まえて、ここでは負債の大きさ(負債割合=有利子負債÷総資産)、資産効率 (ROA) の大きさ別に全サンプルを 4 グループ化してダイベストメント行動やガバナンス構造に ついて検証を行う。ここで、負債の大きさと資産効率の 2 つの変数について業界平均値を上回る 水準かどうかで 4 つのマトリクスにグループ化した。これが以下の表 8 である。

表8 負債の大きさ、資産効率の大きさ別 4 G 別比較(サンプル数)

	ROA 高い	ROA 低い	小計
負債小 負債大	(1 G) $N=69$ (3 G) $N=47$	(2 G) N=46 (4 G) N=204	(1 G+2 G) N=115 (3 G+4 G) N=251
小計	(a+c) N=116	(b+d) N=250	

(注) 負債の大きさは負債割合(有利子負債÷総資産)の業種平均比により算出 ROAの大きさについても業種平均比により算出 各グループの特徴を整理すると、1グループは負債割合が低い一方でROAが高いため、より高い資産効率を目指した能動的なリストラクチャリングを行っていると考えられる。2グループは負債割合が低い一方でROAは低いため、資産のリストラクチャリングを行う必要に迫られたグループと言える。また、3グループは負債割合が高いもののROAが高いことから、財務リストラクチャリングを行う必要に迫られたグループであると考えられる。2グループ、3グループともにリストラクチャリングには迫られているものの、実施のタイミングを失していないためにリストラクチャリングの効果が期待できると考えられる。これらに対して、4グループでは、負債割合が高いだけでなくROAも高いため、資産リストラクチャリングと財務リストラクチャリングを共に行う必要性に迫られており、財務危機に陥っている可能性も高いことから受動的なリストラクチャリングが不可欠な状態にあると考えられる。

以上の各グループの特徴から、どのようなガバナンス構造が影響しているかを考えると、1 グループでは特定のガバナンス構造が影響しているとは考えにくいのに対して、2 グループ、3 グループでは、伝統的な日本企業のメインバンクシステムが機能するならば Aoki(2004)の言う状態依存型ガバナンスが発揮されてリストラクチャリングが実施されると考えられる一方、株式持合の低下や取引銀行における下位行によるメイン寄せ⁽⁷⁾ によってメインバンクシステムに揺らぎが生じた可能性を考えると、例えば外国人株主といった新規株主のようにメインバンクとは異なるガバナンスが影響を及ぼした可能性も考えられる。これらに対して、4 グループは、財務危機に陥っている可能性を考慮すると、外国人株主の投資対象になるとは考えにくく、メインバンクシステムによる状態依存型ガバナンスが発揮される可能性が高いことが予想される。

以上の通り、図1で示したように、財務構造の違いによってどのようなガバナンス構造がダイベストメント行動に影響を及ぼしたかについて検証するために、各グループ別にダイベストメント行動の状況、ガバナンス構造について分析を行った。これが、表9である。

まず、株主によるガバナンスの状況を示す変数として、安定株主を示す 10 大株主、伝統的株主を示す金融機関、事業法人による持株比率を用いた。次に、メインバンクによるガバナンスの状況を示す代理変数としては、貸付残高が最上位のメインバンクの影響度を示す指標として、有利子負債全体に占める割合(上位 1 行/有利子負債割合)、上位 1 行の貸付残高が上位 10 行の貸付残高に占める割合(貸出割合)を用いた。また、複数行でメインバンク群を構成する場合も考慮して、同様な考え方から上位 3 行の貸付残高が上位 10 行の貸付残高に占める割合(貸出割合)を用いた。なお、伝統的なメインバンクの場合、貸出だけではなく、大株主としての役割も兼ねることによって影響力を行使しているとも考えられることから、貸出割合が上位 10 行の金融機関のうち、大株主も兼ねている場合の株主割合(メイン兼大株主割合)も用いた。

Panel A の株主によるガバナンスの状況を見ると、10 大株主持株比率は1 グループ、2 グループといった負債割合が低いグループで比較的高く、3 グループ、4 グループといった負債割合が高いグループで比較的低くなっている。これは、相対的に見ると負債割合が低く、健全な財務構

表 9 4 グループ (負債割合と ROA について業界平均で 4 つのマトリクスに分類) 別ガバナンス状況比較 (平均値の比較)

Panel A:	株主によるカ	バナンス状況
----------	--------	--------

Panel B: メインバンクによるガバナンス状況

10 大株主株	主保有比率				メイン兼大	株主割合			
10 7000	1 G	2 G	3 G	4 G		1 G	2 G	3 G	4 G
平 均	49.45%	44.06%	41.40%	42.78%	平均	10.68%	6.67%	15.00%	13.969
中央値	44.06%	42.02%	37.47%	36.30%	中央値	10.00%	0.00%	10.00%	10.009
標準偏差	16.42%	18.19%	13.56%	18.16%	標準偏差	13.36%	8.90%	17.78%	14.469
最 小 値	24.73%	0.00%	11.30%	9.07%	最 小 値	0.00%	0.00%	0.00%	0.009
最大値	94.20%	80.51%	71.15%	89.42%	最大値	50.00%	30.00%	60.00%	50.009
ナンプル数	58	40	44	179	サンプル数	44	33	32	13
<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>							の差の検定		- 10
1⇔2	一1.5168) 左の恢定	(1 1111)		1⇔2	一1.2327		(1 1111)	
1⇔3	-2.3273	**			1⇔3	1.314			
1⇔4	-2.5525				1⇔4	1.3319			
2⇔3	-0.7028				2⇔3	2.3747			
2⇔4	-0.4226				2⇔4	2.6516			
3⇔4	-0.4732				3⇔4	-0.3754			
0174	0.4102				0174	0.0104			
金融機関株					上位1行貸		引子負債割合		
	1 G	2 G	3 G	4 G		1 G	2 G	3 G	4 G
平 均	29.28%	28.40%	36.45%	33.99%	平均	19.66%	19.85%	9.75%	13.239
中央値	27.20%	26.52%	33.13%	33.67%	中央値	14.50%	14.72%	6.31%	9.999
標準偏差	16.02%	17.33%	13.20%	16.16%	標準偏差	15.06%	16.09%	8.09%	12.109
最 小 値	2.71%	0.86%	3.81%	0.73%	最 小 値	1.29%	2.69%	0.19%	0.009
最大値	61.98%	71.67%	63.57%	78.02%	_最大值_	61.63%	68.85%	29.31%	90.719
トンプル数	58	40	44	179	サンプル数	32	24	37	14
	間の平均値の	D差の検定	(t 値)				の差の検定	(t 値)	
1⇔2	-0.2693	**			1⇔2	0.0541	***		
1⇔3 1⇔4	2.251				1⇔3 1⇔4	-3.2903 -2.6325			
	1.9581								
2⇔3	2.3133				2⇔3 2⇔4	-3.0864 -2.4007			
	2.0081								
2⇔4 3⇔4	-0.9162	and the			3⇔4	1.5096			
	-0.9162 主保有比率					1.5096 上位 10 行貸	* 付残高割合		
3⇔4 事業法人株3	-0.9162 主保有比率 1 G	2 G	3 G	4 G	3⇔4 上位1行/」	1.5096 上位 10 行貸 1 G	* 付残高割合 2 G	3 G	4 G
3⇔4 事業法人株 平 均	-0.9162 主保有比率 1 G 23.85%	2 G 23.96%	17.78%	23.75%	3⇔4 上位1行/□ 平 均	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06%	* 付残高割合 2 G 43.62%	30.95%	33.029
3⇔4 事業法人株 平 均 中 央 値	-0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19%	2 G 23.96% 15.56%	17.78% 13.29%	23.75% 13.71%	3⇔4 上位1行/」 平 均 中央値	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50%	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55%	30.95% 25.28%	33.029 28.219
3⇔4 事業法人株 平 均 中 央 値	-0.9162 主保有比率 1 G 23.85%	2 G 23.96%	17.78%	23.75%	3⇔4 上位1行/□ 平 均	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06%	* 付残高割合 2 G 43.62%	30.95%	33.029
3⇔4 事業法人株 平 均 中 央 値 標準偏差 最 小 値	-0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19%	2 G 23.96% 15.56%	17.78% 13.29%	23.75% 13.71%	3⇔4 上位1行/」 平 均 中央値	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50%	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55%	30.95% 25.28%	33.029 28.219 15.269
3⇔4 事業法人株 平 均 中 央 値 標準偏差 最 小 値	-0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59%	2 G 23.96% 15.56% 21.45%	17.78% 13.29% 14.80%	23.75% 13.71% 24.27%	3 ⇔ 4 	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36%	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95%	30.95% 25.28% 18.06%	33.029 28.219 15.269 13.489
3⇔4 事業法人株 平 均 値 標準偏差 小 値 大 値	-0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87%	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05%	17.78% 13.29% 14.80% 0.61%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18%	3⇔4 上位1行/」 平 均 中央値標準偏差 最小値	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66%	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90%	30.95% 25.28% 18.06% 13.30%	33.029 28.219 15.269 13.489 96.179
事業法人株 事業法人株 平中央偏差値値 が大プル数 各グループ	-0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54%	3⇔4 上位1行/」 平 均 中央編差 最大値 サンプル数 各グループ	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00%	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58%	33.029 28.219 15.269 13.489 96.179
事業法人株 事業法人株 平中 央 値 標最最 大 が 値 トンプル数 各グループ!	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の 0.0236	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54%	3⇔4 上位1行/」 平 央 均 標準小 差 最 大 値 サンプル数 各グループ 1⇔2	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58%	33.029 28.219 15.269 13.489 96.179
事業法人株 事業法人株 平	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の 0.0236 - 1.3772	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54%	3⇔4 上位1行/」 平 央 均 標準小 最 大 抗値 サンプル数 各グループ 1⇔2 1⇔3	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58%	33.029 28.219 15.269 13.489 96.179
3 ⇔ 4 事業法人株 平 中 央 偏差 値 値 差 様 位 を が ループ! 1 ⇔ 2 1 ⇔ 3 1 ⇔ 4	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値。 0.0236 - 1.3772 - 0.0306	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54%	3⇔4 上位1行/」 平 央 特 標準小大 最 大 大 ループ 1⇔2 1⇔3 1⇔4	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** **	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58%	33.029 28.219 15.269 13.489 96.179
事業法人株 事業法人株 平中央偏値 最最大大値 トンプル数 各グループ! 1⇔3 1⇔4 2⇔3	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の 0.0236 - 1.3772 - 0.0306 - 1.2826	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54%	3⇔4 上位1行/」 平 均 中 央 値 標準偏差 最 大 値 サンプル数 各グループ 1⇔2 1⇔3 1⇔4 2⇔3	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** ***	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58%	33.029 28.219 15.269 13.489 96.179
事業法人株 平中央偏差 最最大大ル数 トンプル数 各グループ! 1⇔2 1⇔3 1⇔3 1⇔4 2⇔3 2⇔4	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の 0.0236 -1.3772 -0.0306 -1.2826 -0.0542	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 ひ差の検定	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54%	3⇔4 上位1行/」 平 均 中央値 標準偏値 最大値 サンプル数 各グループ 1⇔2 1⇔3 1⇔4 2⇔3 2⇔4	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** *** ***	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58%	33.029 28.219 15.269 13.489 96.179
事業法人株: 平中央偏差 根板 大 加数 を	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の 0.0236 - 1.3772 - 0.0306 - 1.2826	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 ひ差の検定	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54%	3⇔4 上位1行/」 平 均 中 央 値 標準偏差 最 大 値 サンプル数 各グループ 1⇔2 1⇔3 1⇔4 2⇔3	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** *** ***	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58%	33.029 28.219 15.269 13.489 96.179
事業法人株 事業法人株 均値 中標 長最 大プル 中標 最 値 値 トンプループ I 1⇔2 1⇔3 1⇔4 2⇔3 3⇔4	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の 0.0236 - 1.3772 - 0.0306 - 1.2826 - 0.0542 1.6089	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 立差の検定	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54%	3⇔4 上位1行/」 平 央値標準小板 最大大値 サンプル数 各グループ 1⇔2 1⇔3 1⇔4 2⇔3 2⇔4 3⇔4	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.5096 19.36% 19.66% 100.0096 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886 0.6527	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** *** ***	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58%	33.029 28.219 15.269 13.489 96.179
事業法人株 事業法人株 中 央 偏差値 値 大プループ! 1⇔2 1⇔3 1⇔4 2⇔3 2⇔4	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の 0.0236 - 1.3772 - 0.0306 - 1.2826 - 0.0542 1.6089	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 立差の検定	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54%	3⇔4 上位1行/」 平 央値標準小板 最大大値 サンプル数 各グループ 1⇔2 1⇔3 1⇔4 2⇔3 2⇔4 3⇔4	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.5096 19.36% 19.66% 100.0096 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886 0.6527	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** ** *** ***	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58%	33.029 28.219 15.269 13.489 96.179
事業法人株 事業法人株 平中標最最 サンプループ! 1⇔2 1⇔3 1⇔4 2⇔3 1⇔4 2⇔3 3⇔4 外国法人等	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の 0.0236 - 1.3772 - 0.0306 - 1.2826 - 0.0542 1.6089 株主保有比率 1 G 16.37%	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 立差の検定	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01% 44 (t 値)	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54% 179	3⇔4 上位1行/」 平 央値標準小板 最大大値 サンプル数 各グループ 1⇔2 1⇔3 1⇔4 2⇔3 2⇔4 3⇔4	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886 0.6527	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** *** *** 付残高割合	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58% 37 (<i>t</i> 值)	33.029 28.219 15.265 13.488 96.179 14
事業法人株 平中央偏値 最最最大アプル数 トンプル数 トンプルのプロ 1⇔2 1⇔2 1⇔4 2⇔3 2⇔4 3⇔4 外国法人等 平均	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値で 0.0236 - 1.3772 - 0.0306 - 1.2826 - 0.0542 1.6089 株主保有比率	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 立差の検定	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01% 44 (<i>t</i> 值)	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54% 179	3⇔4 上位1行/」 平 中 中 集	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886 0.6527 上位 10 行貸 1 G	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** ** *** †残高割合 2 G	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58% 37 (<i>t</i> 值)	33.029 28.219 15.269 13.488 96.179 14
事業法人株 平中標最最 中 中標最 中 中標最 長 レンプルレープ! 1⇔3 1⇔3 1⇔4 2⇔3 2⇔4 3⇔4 外国法人 与値	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の 0.0236 - 1.3772 - 0.0306 - 1.2826 - 0.0542 1.6089 株主保有比率 1 G 16.37%	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 ひ差の検定 * * * *	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01% 44 (t 値)	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54% 179	3⇔4 上位1行/」 平 均値標準偏差最小を値を表示をできます。 最大で値サンプル数 各グループ 1⇔2 1⇔3 1⇔4 2⇔3 2⇔4 3⇔4 上位3行/」 平 均	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.0096 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886 0.6527 上位 10 行貸 1 G 72.85%	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** *** *** †残高割合 2 G 74.95%	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58% 37 (t 値)	33.029 28.219 15.269 13.488 96.179 14 4 G 65.719 60.959
事業法人株: 平中標最最 と サ	1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 10.0236 -1.3772 -0.0306 -1.2826 -0.0542 1.6089 *** 1 G 16.37% 13.66%	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 立差の検定 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01% 44 (<i>t</i> 値) 3 G 15.92% 14.50%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54% 179 4 G 13.28% 9.46%	3⇔4 上位1行/」 平 中 中 集	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886 0.6527 上位 10 行貸 1 G 72.85% 74.56%	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** *** *** *** †残高割合 2 G 74.95% 78.61%	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58% 37 (<i>t</i> 値) 3 G 63.46% 60.92%	33.029 28.219 15.269 13.485 96.179 14 4 G 65.719 60.959 16.669
事業法人株: 平中標最最上ン各1000 を	1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 10.0236 -1.3772 -0.0306 -1.2826 -0.0542 1.6089 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 D差の検定 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01% 44 (t 値) 3 G 15.92% 14.50% 12.11%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54% 179 4 G 13.28% 9.46% 12.18%	3⇔4 上位1行/」 平中標準小大 均値差値 最大 プルプ 1⇔2 1⇔3 1⇔4 2⇔3 2⇔4 3⇔4 上位3行/」 平中準準	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886 0.6527 上位 10 行貸 1 G 72.85% 74.56% 16.72%	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** *** *** *** *** *** *** **	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58% 37 (t 値) 3 G 63.46% 60.92% 18.02%	33.029 28.219 15.266 13.489 96.173 14 4 G 65.719 60.959 16.666 40.439
事業 平中標最最 と と 各 に と と と と と と と と と と と と と と と と	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の - 0.0236 - 1.3772 - 0.0306 - 1.2826 - 0.0542 1.6089 株主保有比型 1 G 16.37% 13.66% 13.02% 0.00%	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 D差の検定 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01% 44 (t 値) 3 G 15.92% 14.50% 12.11% 0.53%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54% 179 4 G 13.28% 9.46% 12.18% 0.00%	3⇔4 上位 1 行/」 平中標最 最 ヤン アループ 1⇔2 1⇔3 1⇔4 2⇔3 2⇔4 3⇔4 上位 3 行/」 平中標本小	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886 0.6527 上位 10 行貸 1 G 72.85% 74.56% 16.72% 44.45%	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** *** *** †残高割合 2 G 74.95% 78.61% 18.63% 44.73%	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58% 37 (<i>t</i> 値) 3 G 63.46% 60.92% 18.02% 37.63%	33.029 28.219 15.266 13.489 96.179 14 4 G 65.719 60.959 16.666 40.439 100.009
事業 平中標最最 b ン 各 2 2 会 4 3 会 4 中標最最 b ン 各 2 2 会 4 女偏 値 値 数 プ l 会 4 大 均 値 差 値 値 数 プ l 会 4 大 切 値 差 値 値 数 プ l 会 4 大 プ ル レ り 値 差 値 値 数 サ 本 小 大 プ ル よ り 値 差 値 値 数 サ 本 小 大 プ ル よ り 値 差 値 値 数 サ 本 小 大 プ ル よ り 値 差 値 値 数 サ か よ か よ か は か は か は か は か は か は か は か は	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の - 1.3772 - 0.0306 - 1.2826 - 0.0542 1.6089 株主保有比型 1 G 16.37% 13.66% 13.02% 0.00% 53.50%	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 D差の検定 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01% 44 (t 値) 3 G 15.92% 14.50% 12.11% 0.53% 68.30%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54% 179 4 G 13.28% 9.46% 12.18% 0.00% 59.93%	3 ⇔ 4 上位 1 行/」 平中標最 最 サン がループ 1 ⇔ 2 1 ⇔ 3 1 ⇔ 4 2 ⇔ 4 3 ⇔ 4 上位 3 行/」 平中標最 最 大 ブルヴループ 1 ⇔ 2 1 ⇔ 3 2 ⇔ 4 3 ⇔ 4 上位 3 行/」	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886 0.6527 上位 10 行貸 1 G 72.85% 74.56% 16.72% 44.45% 100.00% 32	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** *** *** †残高割合 2 G 74.95% 78.61% 18.63% 44.73% 100.00%	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58% 37 (<i>t</i> 値) 3 G 63.46% 60.92% 18.02% 37.63% 100.00%	33.029 28.219 15.266 13.489 96.179 14 4 G 65.719 60.959 16.666 40.439 100.009
3 ⇔ 4 事業 平中標最最 ナン 各 ⇔ 2 ⇔ 4 中 準 小 大 ブ ル ー 1 ⇔ 3 1 ⇔ 3 ⇔ 4	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の - 1.3772 - 0.0306 - 1.2826 - 0.0542 1.6089 株主保有比型 1 G 16.37% 13.66% 13.02% 0.00% 53.50%	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 D差の検定 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01% 44 (t 値) 3 G 15.92% 14.50% 12.11% 0.53% 68.30%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54% 179 4 G 13.28% 9.46% 12.18% 0.00% 59.93%	3 ⇔ 4 上位 1 行/」 平中標最 最 サン がループ 1 ⇔ 2 1 ⇔ 3 1 ⇔ 4 2 ⇔ 4 3 ⇔ 4 上位 3 行/」 平中標最 最 大 ブルヴループ 1 ⇔ 2 1 ⇔ 3 2 ⇔ 4 3 ⇔ 4 上位 3 行/」	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886 0.6527 上位 10 行貸 1 G 72.85% 74.56% 16.72% 44.45% 100.00% 32	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** *** *** *** *** *** *** ***	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58% 37 (<i>t</i> 値) 3 G 63.46% 60.92% 18.02% 37.63% 100.00%	33.029 28.219 15.266 13.489 96.179 14 4 G 65.719 60.959 16.666 40.439 100.009
3 ⇔ 4 事業法人株: 平中標最最 サンプループ 1 ⇔ 2 1 ⇔ 3 ⇔ 4 外国 中標最最 プ 1 ⇔ 4 2 ⇔ 3 ⇔ 4 外国 中標 4 大 プ ループ ループ が 1 ⇔ 2 「	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の - 0.0236 - 1.3772 - 0.0306 - 1.2826 - 0.0542 1.6089 株主保有比率 1 G 16.37% 13.02% 0.00% 53.50% 58 間の平均値の	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 D差の検定 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01% 44 (t 値) 3 G 15.92% 14.50% 12.11% 0.53% 68.30%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54% 179 4 G 13.28% 9.46% 12.18% 0.00% 59.93%	3 ⇔ 4 上位 1 行/」 平中標最最 サングループ 1 ⇔ 3 1 ⇔ 4 2 ⇔ 3 2 ⇔ 4 3 ⇔ 4 上位 平中標最最 サングループ 1 均値差値値数 プレルーグルーグルーグルーグルーグルーグ 1 り間差値値数 プレッグルーグ 1 かん 1 か	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.5096 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886 0.6527 上位 10 行貸 1 G 72.85% 74.56% 16.72% 44.45% 100.00% 32 間の平均値	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** *** *** *** *** *** *** **	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58% 37 (<i>t</i> 値) 3 G 63.46% 60.92% 18.02% 37.63% 100.00%	33.029 28.219 15.266 13.489 96.179 14 4 G 65.719 60.959 16.666 40.439 100.009
3 ⇔ 4 事業 平中標最最大 中標最最大 中標最最大 大ブルー 1 ⇔ 4 2 ⇔ 3 2 ⇔ 4 3 ⇔ 4 大 均値差値値数プリー 1 ⇔ 4 2 ⇔ 3 4 会 4 大 均値差値値数プリー 1 ⇔ 4 2 ⇔ 3 2 ⇔ 4 大 少 グルー 1 ⇔ 4 2 ⇔ 3 2 ⇔ 4 大 り値差値値数プリー 2 ⇔ 3 4 会 4 大 り で り で り で り で り で り で り で り で り で り	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の - 0.0236 - 1.3772 - 0.0306 - 1.2826 - 0.0542 1.6089 株主保有比型 1 G 16.37% 13.66% 0.00% 53.50% 58 間の平均値の - 1.37% 13.66% 13.02% 0.00% 53.50% 58 間の平均値の - 0.0542 1.6089	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 D差の検定 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01% 44 (t 値) 3 G 15.92% 14.50% 12.11% 0.53% 68.30%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54% 179 4 G 13.28% 9.46% 12.18% 0.00% 59.93%	3⇔4 上位1行/」 平中標最最大プルラ をグループ 1⇔3 1⇔4 2⇔3 2⇔4 3⇔4 上位3 平中標準小大プループ 中標準小大プループ 特値差値値数 サンプループ 特値差値値数 サンプループ おかせのである。 サンプループ おいたがある。 おいたがある。 サンプループ はいたがある。 でもいたがある。 サンプループ はいたがある。 おいたがある。 サンプループ はいたがある。 おいたがある。 サンプループ はいたがある。 おいたがある。 サンプループ はいたがある。 おいたがある。 おいたがある。 おいたがある。 ないたがないたがある。 ないたがある。 ないたがある。 ないたがないがある。 ないたがある。 ないたがないたがある。 ないたがないがある。 ないたがないたがないがある。 ないたがないがないがないがある。 ないたがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないが	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.66% 100.0096 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886 0.6527 上位 10 行貸 1 G 72.85% 74.56% 16.72% 44.45% 100.0096 32 間の平均値 0.4552	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** *** *** *** *** *** *** **	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58% 37 (<i>t</i> 値) 3 G 63.46% 60.92% 18.02% 37.63% 100.00%	33.029 28.219 15.266 13.489 96.179 14 4 G 65.719 60.959 16.666 40.439 100.009
3 ⇔ 4 事業 平中標最最 	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の - 1.3772 - 0.0306 - 1.2826 - 0.0542 1.6089 株主保有比率 1 G 16.37% 13.66% 13.02% 0.00% 58 間の平均値の - 0.95% - 0.95% - 0.95% - 0.1784 - 0.1784 - 0.1784 - 0.1784	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 D差の検定 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01% 44 (t 値) 3 G 15.92% 14.50% 12.11% 0.53% 68.30%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54% 179 4 G 13.28% 9.46% 12.18% 0.00% 59.93%	3⇔4 上位 1 行/」 平中標最最 大プルプロ	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886 0.6527 上位 10 行貸 1 G 72.85% 74.56% 16.72% 44.45% 100.00% 32 間の平均値 0.4552 -2.2756 -2.1327	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 ** *** *** *** *** *** *** 2 G 74.95% 78.61% 18.63% 44.73% 100.00% 24 の差の検定	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58% 37 (<i>t</i> 値) 3 G 63.46% 60.92% 18.02% 37.63% 100.00%	33.029 28.219 15.266 13.489 96.179 14 4 G 65.719 60.959 16.666 40.439 100.009
事業法人株 事業法人株 中 中標最 大 プループ	- 0.9162 主保有比率 1 G 23.85% 18.19% 19.59% 0.87% 83.57% 58 間の平均値の - 0.0236 - 1.3772 - 0.0306 - 1.2826 - 0.0542 1.6089 株主保有比率 1 G 16.37% 13.66% 13.02% 0.00% 53.50% 58 間の平均値の - 0.2495 - 0.2495 - 0.1784	2 G 23.96% 15.56% 21.45% 1.05% 91.93% 40 D差の検定 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	17.78% 13.29% 14.80% 0.61% 62.01% 44 (t 値) 3 G 15.92% 14.50% 12.11% 0.53% 68.30%	23.75% 13.71% 24.27% 1.18% 99.54% 179 4 G 13.28% 9.46% 12.18% 0.00% 59.93%	3 ⇔ 4 上位 1 行/」 平中標最最 大プルプ 1 ⇔ 2 1 ⇔ 3 1 ⇔ 4 2 ⇔ 3 2 ⇔ 4 3 ⇔ 4 上位 3 行/」 平中標最最 フプルー 平中標最最 フプルー 1 ⇔ 2 1 ⇔ 3 1 ⇔ 4 2 ⇔ 3 2 ⇔ 4 3 ⇔ 4 上位 3 行/」	1.5096 上位 10 行貸 1 G 39.06% 35.50% 19.36% 19.36% 19.66% 100.00% 32 間の平均値 0.9811 -1.9528 -1.7917 -2.8094 -2.7886 0.6527 上位 10 行貸 1 G 72.85% 74.56% 16.72% 44.45% 10.00% 32 間の平均値 0.4552 -2.2756	* 付残高割合 2 G 43.62% 38.55% 22.95% 16.90% 100.00% 24 の差の検定 *** *** *** *** *** *** *** *	30.95% 25.28% 18.06% 13.30% 89.58% 37 (<i>t</i> 値) 3 G 63.46% 60.92% 18.02% 37.63% 100.00%	33.029 28.219 15.269 13.489 96.179

造にある企業の方が安定株主の割合が高いとも解釈できる(1 グループと3 グループ,及び1 グループと4 グループの差異については統計的有意(5%有意))。これとは対照的に,金融機関持株比率は1 グループ,2 グループといった負債割合が低いグループでは比較的低くなっているのに対し,3 グループ,4 グループといった負債割合が高いグループでは比較的高くなっている(1 グループと3 グループ,4 グループ,及び2 グループと3 グループ,4 グループの差異については統計的有意(5%有意))。一方,外国人持株比率を見ると,10 大株主の場合と同様に,1 グループ,2 グループといった負債割合が低いグループで比較的高く,3 グループ,4 グループといった負債割合が高いグループで比較的低いのが特徴となっている。これに対して,事業法人では各グループ間に傾向的な水準の差は見られない。

次に Panel B でメインバンクによるガバナンスの状況を見ると、これらに対して、メイン兼大株主割合を見ると、1 グループ、2 グループといった負債割合が低いグループでは比較的低くなっているのに対し、3 グループ、4 グループといった負債割合が高いグループでは比較的高くなっている(2 グループと3 グループ、4 グループの差異については統計的有意(1%有意))。また、上位 1 行の貸出残高が有利子負債全体に占める割合を見ると、1 グループ、2 グループといった負債割合が低いグループで比較的高く、3 グループ、4 グループといった負債割合が高いグループで比較的低くなっている(1 グループと3 グループ、4 グループ及び 2 グループと3 グループ、4 グループの差異については統計的有意(1%有意))。これらの傾向は、上位 1 行の貸出残高が上位 10 行の貸出残高に占める割合でも同様な傾向が見られた⁽⁸⁾。これらは、当初の仮説で想定した、財務危機にある企業ほどメインバンクシステムの影響が大きいとする内容とは相反する結果となった。

(3) ガバナンス構造がダイベストメント行動に及ぼす影響に関する回帰分析

ここでは、ガバナンス構造や財務構造がダイベストメント構造に及ぼす影響について重回帰分析を行った。以上の回帰分析の結果が表 10 である。

重回帰分析の結果、ダイベストメント行動に対するガバナンス構造の影響については、10大株主、金融機関、外国人、事業法人、メインバンクいずれの場合も何等かの影響を及ぼすことが有意に認められた。

これらを分析すると、パネル A では、ダイベストメント行動の大きさを示す ln (売却額)を被説明変数とするモデル式に対し、統計的有意性が確認されたのは外国人持株割合 (符号は十、1%有意)、メインバンク(上位 1 行/有利子負債割合 符号は一、1%有意、上位 1 行/上位 10 行 符号は十、5%有意)であった。これに対し、10 大株主割合の符号は十、金融機関持株割合の符号は一、事業法人持株割合の符号は一であったが、いずれも統計的有意性は確認できなかった。以上の結果から、パネル A については、外国人株主が多いほどダイベストメントの規模は大きいことが確認される一方で、メインバンクについては、有利子負債全体に占める上位 1 行の

表 10 ガバナンス構造がダイベストメント行動に及ぼす影響に関する回帰分析結果

パネル A

被説明変数	ln(売却額)											
項	推定値	t 値	推定値	t 値	推定值	t 値	推定値	t 値	推定値	t 値	推定値	t 値
切片	6.8754	8.5***	6.2035	5.23***	6.6007	6.04***	6.9770	6.41***	6.8941	5.89***	8.6338	5.33***
《コントロール変数》												
〈負債の大きさ〉												
Ln(有利子負債)	0.1455	3.35***	0.1666	3.44***	0.1645	3.16***	0.1179	2.53**	0.1404	2.9***	0.0918	1.36
〈負債削減・固定資産削減の大き	さ〉											
有利子負債削減額	-1.72E-07	-0.42	-2.36E-07	-0.57	-2.66E-07	-0.64	-1.87E-07	-0.46	-2.42E-07	-0.59	1.99E-07	0.27
〈財務上の健全性など〉												
ROA 対業種平均比(中分類)	-0.0034	-0.49	-0.0022	-0.3	-0.0025	-0.34	-0.0024	-0.33	-0.0024	-0.33	-0.0797	-0.89
成長率 対業種平均比(中分類)	-1.5041	-2.79***	-1.3661	-1.59	-1.3313	-1.55	-1.5952	-1.86*	-1.3963	-1.61	-2.6583	-2.2**
PER	0.0024	1.37	0.0024	1.28	0.0024	1.29	0.0019	1.04	0.0023	1.23	0.0009	0.41
PBR	0.0398	1.06	0.0267	0.68	0.0198	0.5	0.0167	0.43	0.0208	0.53	-0.0445	-1.01
自己資本当期利益率(ROE)	0.0009	0.35	0.0011	0.43	0.0008	0.3	0.0004	0.15	0.0010	0.4	-0.0012	-0.36
〈年次ダミー〉												
[2000]	1.0592	2.28**	0.8517	1.21	0.8125	1.16	0.8883	1.28	0.8227	1.17	1.2070	1.45
[2001]	-0.0712	-0.32	-0.1377	-0.58	-0.1193	-0.5	-0.0724	-0.3	-0.1163	-0.48	-0.0373	-0.14
[2002]	-0.2932	-1.09	-0.3237	-1.09	-0.2681	-0.9	-0.1838	-0.62	-0.2821	-0.95	0.2301	0.7
[2003]	0.1690	0.61	0.2409	0.82	0.2423	0.82	0.2681	0.92	0.2349	0.8	0.1601	0.5
[2004]	0.0213	0.08	0.2770	0.99	0.2881	1.03	0.3356	1.21	0.3049	1.08	0.6838	2.26**
[2005]	-0.0061	-0.03	-0.0420	-0.17	-0.0450	-0.18	-0.1661	-0.68	-0.0588	-0.24	-0.2352	-0.88
[2006]	-0.4023	-1.58	-0.4542	-1.71*	-0.4457	-1.68*	-0.4747	-1.8*	-0.4345	-1.64	-0.5694	-2.01**
《説明変数》												
10 大株主割合			0.6272	0.92								
金融機関持株割合					-0.4076	-0.53						
外国人持株割合							2.2226	2.6***				
事業法人持株割合									-0.3564	-0.63		
上位1行/有利子負債割合											-3.5878	-3.16***
上位 1 行/上位 10 行											1.7793	2.35**
自由度調整 R 2 乗	6.70%		5.47%		5.29%		7.35%		5.32%		13.85%	
サンプル数	347		305		305		305		305		223	
F 値	2.7755*	**	2.1732*	**	2.131*	nee.	2.6084*	***	2.1392*	c#c#	3.2312*	**

⁽注) *は10%有意水準を、**は5%有意水準を、***は1%有意水準を表す。

パネル B

被説明変数					3	売却額÷1	時価総額					
項	推定値	t 値	推定値	t 値	推定値	t 値	推定値	t 値	推定値	t 値	推定値	t 値
切片	0.2084	5.99***	0.1408	3.08***	0.1778	4.87***	0.1656	4.46***	0.1254	3.08***	0.3619	4.91***
《コントロール変数》												
〈負債の大きさ〉												
Ln(有利子負債)	-0.0103	-4.33***	-0.0079	-3.06***	-0.0066	-2.35**	-0.0070	-2.71***	-0.0067	-2.65***	-0.0145	-3.46***
〈負債削減・固定資産削減の大きる	\bar{z}											
有利子負債增減額/総資産	0.1108	1.96*	0.1323	2.2**	0.1329	2.22**	0.1334	2.24**	0.1256	2.11**	0.0881	0.87
固定資産増加率	-0.0180	-1.19	-0.0065	-0.41	-0.0083	-0.53	-0.0016	-0.1	-0.0012	-0.08	-0.0944	-2.21**
〈財務上の健全性など〉												
総資産事業利益率(ROA)(%)	-0.0033	-2.68***	-0.0026	-2.09**	-0.0022	-1.78*	-0.0017	-1.3	-0.0023	-1.82*	-0.0034	-1.68*
売上高伸び率(%)	4.94E-05	0.16	-0.0004	-0.99	-0.0004	-0.85	-0.0004	-0.8	-0.0004	-0.84	0.0003	0.36
PER	-4.03E-05	-0.41	-0.00007	-0.68	-5.69E-05	-0.55	-0.00006	-0.59	-7.08E-05	-0.7	-3.39E-05	-0.25
PBR	-0.0002	-0.96	-0.0002	-1.18	-0.0002	-1.17	-0.0001	-0.89	-0.0002	-1.31	-0.0002	-1.17
自己資本当期利益率(ROE)	0.0001	0.72	9.54E-05	0.65	3.30E-05	0.22	6.38E-05	0.44	0.0001	0.34	8.26E-05	0.42
〈年次ダミー〉												
[2000]	0.0509	2.21**	0.0713	2.45**	0.0673	2.32**	0.0628	2.17**	0.0602	2.09**	0.0898	2.37**
[2001]	-0.0017	-0.14	-0.0126	-1.02	-0.0092	-0.75	-0.0143	-1.16	-0.0129	-1.06	-0.0033	-0.21
[2002]	-0.0061	-0.43	-0.0302	-1.97*	-0.0223	-1.45	-0.0323	-2.11**	-0.0273	-1.81*	-0.0217	-1.11
[2003]	0.0032	0.21	0.0062	0.4	0.0069	0.45	0.0041	0.26	0.0074	0.49	0.0024	0.13
[2004]	0.0145	1.02	0.0185	1.27	0.0178	1.22	0.0178	1.23	0.0186	1.29	0.0288	1.61
[2005]	-0.0304	-2.44**	-0.0300	-2.35**	-0.0307	-2.42**	-0.0246	-1.91*	-0.0267	-2.11**	-0.0249	-1.53
[2006]	-0.0132	-0.93	-0.0161	-1.14	-0.0164	-1.16	-0.0132	-0.94	-0.0162	-1.17	-0.0247	-1.41
《説明変数》												
10 大株主割合			0.0621	1.69*								
金融機関持株割合					-0.0842	-2.1**						
外国人持株割合							-0.1268	-2.56**				
事業法人持株割合									0.0962	3.21***		
上位1行/有利子負債割合											-0.0237	-0.35
上位 1 行/上位 10 行											-0.0704	-1.48
自由度調整 R 2 乗	7.72%		9.22%		9.68%		10.31%		11.39%		10.47%	
サンプル数	364		318		318		318		318		236	
F 值	3.0257*	**	3.013*	**	3.124*	**	3.2781*	**	3.5469	**	2.6173*	**

⁽注) *は10%有意水準を、**は5%有意水準を、***は1%有意水準を表す。

被説明変数						売却額÷	総資産					
項	推定值	t 値	推定値	t 値	推定値	t 値	推定值	t 値	推定値	t 値	推定値	t 値
切片	0.0281	3.36***	-0.0041	-0.37	0.0322	3.53***	0.0240	2.57**	0.0152	1.63	0.0346	2.85***
《コントロール変数》												
〈負債の大きさ〉												
負債割合	-0.0375	-4.26***	-0.0269	-2.86***	-0.0302	-3.27***	-0.0377	-3.99***	-0.0361	-3.89***	-0.0290	-3.25***
〈負債削減・固定資産削減の大きる	7>											
有利子負債增減額/総資産	0.0346	2.09**	0.0474	2.62***	0.0494	2.75***	0.0551	2.98***	0.0514	2.81***	0.0231	1.12
固定資産増加率	0.0190	4.41***	0.0261	5.68***	0.0241	5.27***	0.0251	5.3***	0.0261	5.57***	0.0017	0.2
〈財務上の健全性など〉												
総資産事業利益率(ROA)(%)	-0.0013	-3.41***	-0.0014	-3.65***	-0.0012	-3.19***	-0.0013	-3.18***	-0.0013	-3.35***	-0.0011	-2.59**
売上高伸び率(%)	1.79E-05	0.21	-0.0003	-2.27**	-0.0003	-2**	-0.0002	-1.76*	-0.0002	-1.84*	2.60E-05	0.18
PER	3.33E-06	0.19	-1.22E-05	-0.4	-5.51E-06	-0.18	-2.19E-05	-0.7	-1.96E-05	-0.63	1.14E-06	0.04
PBR	0.0002	3.82***	0.0001	3.09***	0.0002	3.18***	0.0002	3.51***	0.0002	3.23***	0.0001	4.14
自己資本当期利益率(ROE)	0.0001	1.69*	0.0001	2.51**	7.81E-05	1.82*	0.0001	2.06**	8.88E-05	2.04**	-1.36E-05	-0.35
〈年次ダミー〉												
[2000]	0.0067	1.01	0.0105	1.21	0.0085	0.99	0.0079	0.89	0.0067	0.76	0.0113	1.49
[2001]	-0.0085	-2.46**	-0.0092	-2.54**	-0.0068	-1.87*	-0.0087	-2.35**	-0.0087	-2.35**	-0.0056	-1.75*
[2002]	-0.0077	-1.86*	-0.0112	-2.46**	-0.0063	-1.39	-0.0098	-2.1**	-0.0092	-2.01**	-0.0091	-2.29**
[2003]	-0.0009	-0.2	-0.0001	-0.02	0.0006	0.14	-0.0002	-0.04	0.0005	0.1	0.0004	0.1
[2004]	0.0065	1.58	0.0049	1.15	0.0045	1.04	0.0053	1.2	0.0052	1.2	0.0099	2.75***
[2005]	-0.0053		-0.0054	-1.44	-0.0065	-1.72*	-0.0058	-1.47	-0.0054	-1.4	-0.0047	-1.41
[2006]	0.0116	2.87***	0.0080	1.95*	0.0075	1.81*	0.0098	2.31**	0.0089	2.12**	-0.0031	-0.87
《説明変数》												
10 大株主割合			0.0428	4.16***								
金融機関持株割合					-0.0454	-4.39***						
外国人持株割合							-0.0114	-0.83				
事業法人持株割合									0.0242	2.83***		
上位1行/有利子負債割合											0.0154	1.31
上位 1 行/上位 10 行											0.0006	0.06
自由度調整 R 2 乗	15.57%		22.12%		22.59%		17.86%		19.79%		17.86%	
サンプル数	367		320		320		320		320		236	
F 値	5.4992*	**	6.6619	***	6.8182*	**	5.3338*	**	5.9181*	e alje alje	4.0047*	**

(注) *は10%有意水準を、**は5%有意水準を、***は1%有意水準を表す。

貸出残高の割合が少ないほど、また、上位 10 行の貸出残高全体に占める上位 1 行の貸出残高の割合が大きいほどダイベストメントの規模が大きいことが確認された。

また、パネルBでは、ダイベストメント行動の大きさを示す売却額/時価総額割合を被説明変数とするモデル式に対し、統計的有意性が確認されたのは10大株主割合(符号は+、10%有意)、金融機関持株割合(符号は-、5%有意)、外国人持株割合(符号は-、5%有意)、事業法人持株割合(符号は+、1%有意)であった。これに対し、メインバンクについては、有利子負債全体に占める上位1行の貸出残高の割合、上位10行の貸出残高全体に占める上位1行の貸出残高の割合はいずれも符号は一であったが、いずれも統計的有意性が確認できなかった。

さらに、パネル C では、ダイベストメント行動の大きさを示す売却額/総資産割合を被説明変数とするモデル式に対し、統計的有意性が確認されたのは 10 大株主割合(符号は+,1%有意)、金融機関持株割合(符号は-,1%有意)、事業法人持株割合(符号は+,1%有意)であった。

これに対し、外国人持株割合の符号は一、メインバンクについては有利子負債全体に占める上位 1 行の貸出残高の割合、上位 10 行の貸出残高全体に占める上位 1 行の貸出残高の割合はいずれも符号は+であったが、いずれも統計的有意性が確認できなかった。

以上を整理すると、ダイベストメントの大きさを被説明変数とするモデル式 1~3 に対し、ガバナンスの度合いを示す説明変数について、各モデル重回帰分析結果の符号が一致しているのは安定株主を示す 10 大株主割合の符号は+(パネル B で 10%有意、パネル C で 1%有意)、金融

日本におけるメインバンクシステムの変化と企業のリストラクチャリングとの関係性について機関持株割合の符号は一(パネル B で 5% 有意、パネル C で 1% 有意)であった。一方、重回帰分析結果の符号が一致していないのは、外国人持株割合(パネル A では符号が+(1% 有意)、パネル B では符号はー(1% 有意)、パネル C でも符号はー(有意性なし))、事業法人持株割合(パネル A では符号はー、パネル B では符号は+(1% 有意)、パネル C でも符号は+(1% 有意))、メインバンクについては有利子負債全体に占める上位 1 行の貸出残高の割合がパネル A ー(1% 有意)、パネル B ー(有意性なし)、パネル C +(有意性なし)、上位 10 行の貸出残高全体に占める上位 1 行の貸出残高の割合がパネル A +(5% 有意)パネル B ー(有意性なし)、パネル C +(有意性なし)となった。

以上の結果を総合すると、ダイベストメント行動にどのようなガバナンス構造が影響を及ぼすかについて、10大株主割合が多く安定株主の度合いが大きいほどダイベストメント行動が促進されること、また、金融機関株主の割合が少ないほどダイベストメント行動が促進されることが明らかとなった。さらに、事業法人株主の場合については、3つのモデルで符号は一致しなかったものの、統計的有意性が確認できたパネルB、Cでは事業法人株主の割合が多いほどダイベストメント行動が促進されることが確認された。

これに対し、外国人株主やメインバンクに関する影響については、パネル A~C 間で符号が分かれる結果となった。

6. 分析結果の解釈と論点の整理

今回の考察結果から、リストラクチャリング行動におけるダイベストメント事例を分析した結果、ダイベストメントを進めるガバナンス構造として考えられる条件とは次の通りである。第1に、メインバンクを含む金融機関株主による株式持合いが低い場合、第2に、10大株主保有比率、事業法人株主保有比率が高く、安定株主に支えられたガバナンス構造を持つ場合、第3に、全有利子負債に占めるメインバンクの貸出割合が低い一方で主要金融団に占めるメインバンクの貸出割合が高い場合である。これに対し、当初予想した外国人株主の存在がガバナンス構造に及ぼす影響の大きさについては、どちらとも言えないという結果となった。

これらの解釈をもとに論点を整理すると、日本企業は安定株主によるガバナンス構造の枠組みは維持される中で、金融危機の進行によりメインバンクのプレゼンスが低下して、取引企業に対する救済余力も低下したことで、企業自身がダイベストメントの実施によって自主的に資産と財務のリストラクチャリングに取り組んできたことが改めて確認できた。

7. 結論と今後の課題

本稿では、2000年~2007年のダイベストメントを実施した日本企業のデータを用いて、ガバ

ナンス構造がダイベストメント行動に及ぼす影響について分析した。その結果以下の点が明らかとなった。まず,仮説 1 「財務構造が健全な経営状態にある場合のダイベストメント行動には,事業会社や金融機関のような伝統的株主よりも外国人株主のような新規株主が主体のガバナンス構造が影響を持つ」という点については,むしろ逆の結論が導き出される結果となった。次に,仮説 2 「財務構造が財務危機状態にある場合のダイベストメント行動には,メインバンクによる状態依存型ガバナンス構造が影響を持つ」という点については支持される結果となった。さらに,仮説 3 「事業会社や金融機関のような株式持ち合い株主や安定株主はダイベストメント行動には影響を持たない」という点については支持されない結果となった。以上をまとめると以下の通りである。

第1に、ダイベストメント実施企業のガバナンス構造は、伝統的な安定株主によるガバナンス構造に支えられており、金融機関株主の保有比率が高く外国人株主の保有比率が低いというように、他の大企業のガバナンス構造と比較して変化の度合いが遅いという点が大きく異なる、第2に、ダイベストメント実施企業のガバナンス構造も他の大企業と同様に、金融機関株主の保有比率が低下する一方で外国人株主の保有比率が上昇するといった変化が進む中でダイベストメントが実施されている、第3に、ダイベストメント実施企業の財務構造の違いに応じてガバナンス構造には違いが見られ、負債割合が低い場合のダイベストメント実施企業ほど安定株主(10大株主)の保有割合が高いのに対し、負債割合が高い場合のダイベストメント実施企業ほど金融機関株主の保有割合が高い、第4に、安定株主の保有比率が高く金融機関の株主保有比率が低いガバナンス構造を持つほどダイベストメント行動が進む、第5に、全有利子負債に占めるメインバンクの貸出割合のプレゼンスが低い一方で、主要取引金融機関間におけるメインバンクの貸出割合は高い場合にはダイベストメント行動が進む、といったことが確認できた。

最後に今後の課題について述べる。今回の分析では、株主構成やメインバンクのガバナンス構造がダイベストメント行動に及ぼす影響に焦点を当てた。こうした分析は、まさしくガバナンス構造がメインバンクから株主へと変化する環境下においては、市場から見たガバナンス構造に対する評価がどう影響したかといった要因を総合的に分析することが今後の課題であると考えられる。

《注》

- (1) 二上(2015.4)「日本再興戦略と株式市場」日本証券経済研究所 1689号
- (2) 有価証券報告書提出会社は非上場会社を含む約9,500社。
- (3) 経済産業省が公表したレポート「持続的成長への競争力とインセンティブ 企業と投資家の望ま しい関係構築 — 」を指す。座長である一橋大学伊藤教授が中心となってとりまとめられたことから 「伊藤レポート」と呼ばれている。
- (4) 「バブル崩壊後に、日本の銀行部門が大量の不良債権を抱え込んだことを契機として、これまでのメインバンク関係に代わって、非メインバンクによる資金引き揚げ」の現象を言う(宮島(2011))。

- (5) モデル式(1)は、石崎(2015)で用いた企業のダイベストメント行動モデルをもとに、ガバナンス構造を示すコントロール変数を加えたモデル設定とした。なお、 α_i は定数項、 ϵ_i は誤差項を示す。また、コントロール変数の選択は、先行研究(効率的配置仮説(John and Ofek (1995))、資金調達仮説(Lang, Poulson and Stultz (1995)))を参考に変数を抽出したうえで、変数増減法を用いてモデルを構築するとともに、変数選択によって発生する多重共線性を避けるため、各変数の VIF 値が 1.0を大幅に超えていないことを確認して、最終的にはモデル全体の当てはまりについては F 検定によりモデルの妥当性を判断した。
- (6) 売却額/総資産, 売却額/企業価値については, 代理変数の特徴として負債が大きいほど分母も大きくなり, 指標として小さくなるという点で, ダイベストメントの大きさを図る指標には適切でないため検討から除外するが, 売却額/総資産は参考とした。
- (7) 「バブル崩壊後に、日本の銀行部門が大量の不良債権を抱え込んだことを契機として、これまでのメインバンク関係に代わって、非メインバンクによる資金引き揚げ」の現象を言う(宮島(2011))。
- (8) いずれも、2 グループと3 グループ、4 グループの差異については1%有意。1 グループと3 グループ、4 グループの差異については5%有意。

参考文献

- Aoki, M. (1994) "Monitoring Characteristics of the Main Bank System: An Analytical and Developmental View," in M. Aoki and H. Patric, eds., *The Japanese Main Bank System: Its Relevancy for Developing and Transforming Economics*, Oxford University Press, pp. 109–141.
- Arikawa, Y. and H.Miyajima (2007) "Relationship Banking in Post-Bubble Japan: Coexistense of Soft- and Hard-Budget Constrains," in M. Aoki, G. Jackson and H. Miyajima., eds., *Corporate Governance in Japan*, Oxford University Press.
- Hite., G. L., J. E. Owers and R. C. Rodgers (1987) "The market for interfirm asset sales: Partial sell-offs and total liquidations," *Journal of Banking & Financial Economics*, Vol. 18, pp. 229–252.
- Kang, J. and A. Shivdasani (1995) "Firm Performance, Corporate Governance, and Top Executive Turnover in Japan," *Journal of Financial Economics*, Vol. 46, pp. 29–65.
- John, K. and E. Ofek (1995) "Asset sales and increase in focus," *Journal of Financial Economics* 37, pp. 105–126.
- Lang, L., A. Poulsen, and R. Stulz (1995) "Asset sales, firm performance, and the agency costs of managerial discretion," *Journal of Financial Economics* 37, pp. 3–37.
- 石崎篤史 (2015)「企業の資産売却に対する市場評価の検証 —— 資金調達仮説に基づく企業行動と市場評価のメカニズムの比較 ——」『資産評価政策学』第 16 巻 1 号〈通巻 28 号〉, pp. 29–38.
- 花崎正晴(2008)『企業金融とコーポレート・ガバナンス ── 情報と制度からのアプローチ』東京大学出版会.
- 福田慎一・鯉渕賢 (2006)「不良債権と債権放棄 メインバンクの超過負担」『経済研究』第 57 巻第 2号, 110-120 頁.
- 宮島英昭 (2011)『日本の企業統治 その再設計と競争力の回復に向けて 』東洋経済新報社. 渡辺彰博・井上光太郎・佐山展生 (2005)『M & A とガバナンス』中央経済社.

(原稿受付 2015年11月13日)

資料 イタリアの新親子法

--- 2012 年・2013 年の民法典改正 ---

椎名規子

イタリアでは、2012年と2013年の二回にわたる法改正により、民法典の親子法の部分が大きく改められた。この改正は、家族法の領域としては、1975年の家族法改正につぐ大改正である。今回のイタリア家族法の改正は、わが国の家族法の今後の方向性を見出す上でも重要と思われるので、本稿においてこの改正条項について紹介したい。

イタリアにおける最初の民法典は、イタリア統一後の1865年に制定された統一民法典である。 この民法典は、フランスのナポレオン民法典の影響を受け、その特徴は、夫および父の優位であっ た①。夫は家族の長とされ、妻や子に対して強大な支配権を有した。その結果、妻は夫に対して 著しく不平等な地位に置かれ(民法典旧第 131 条),親権は父権(patria podestà)として,父 権の行使は父親のみが行い、父が行使できない障碍事由がある場合にのみ、母の行使が認められ た(民法典旧第220条3項)。そして法の保護を受ける「家族」は、カトリック思想の強い影響 を受け、正式な婚姻による夫婦とその父母から生まれた子によるものとされた。その結果、婚姻 外で生まれた婚外子は,「自然子」として嫡出子と区別され, 法的に著しい劣位の地位に置かれ た。「自然子」は、単純自然子、姦生子、近親子の3つの分類に分けられ、法の対応もそれぞれ 異なった。単純自然子は、単に婚姻していない父母から生まれた子であり、これに対して姦生子 は、妊娠の時点で父母が他の者と婚姻関係にある子である。そして近親子は、直系親族または直 系姻族または二親等の傍系親族関係により結婚が禁止された父母から生まれた子をいう。姦生子 および近親子は、父母の認知が認められなかった。姦生子は、法律上の婚姻に反する関係から生 まれた子であり、法律上の婚姻を法的・社会的基礎とする家族観の下で、その地位は否定された のであった。近親子は、近親の血族関係から生まれた子であるため、家族の不名誉としてその地 位が否定されたのである②。

イタリアでは、第二次世界大戦後の1948年にイタリア王国憲法は廃止され、イタリア共和国憲法が発効した。これにより、憲法上は平等原則が保障されるようになったが(イタリア共和国憲法第3条、同29条2項)、戦前の民法典は改正されずに引き続いて存続していた。そこで憲法の平等原則に合致しない家族法の規定を改正するため、1975年に家族法の大改正が実現した。改正により、親権は、「父権(patria potestà)」(3) から「親権(potestà dei genitori)」に改められ、親権についての父母の平等が実現した(民法典第143条)。なおそれまで姦生子は、親の認

知を受けることができなかったが、この改正により認知が認められるようになった(同第 250 条 1 項)。また婚外子の法定相続分は、嫡出子と平等に改められた(同第 566 条) $^{(4)}$ 。

その後、イタリアは、2001年から、「子の福祉」の実現のために様々な改革を実現するに至った。まず2001年には、民法と福祉法の垣根を取り払った「家族への子の権利法(2001年3月28日法律第149号)」を制定し、未成年養子法の改革を実現した(⑤)。さらに2006年には、「親の別居および子の共同分担監護に関する規定(2006年2月8日法律第54号)」により、離婚後の親子関係について、共同親権を原則的形態とする改正を実現した。この改正により、単独監護は、離婚後の親子関係の例外的形態となった(⑥)。

そして今回の 2012 年と 2013 年の改正により、親子法全般にわたる改革を実現した。この改正 は,1975年の家族法改正に次ぐ家族法の領域における大改正であり,2001年から続く「子の福 祉」のための改革の終着点である。これまで、婚外子については、民法上「自然子」と「嫡出子」 との区別が遺されており、また親子関係については、「親権(potestà dei genitori)」という文 言が用いられていたため,親の権利中心から子どもの権利を中心とした法改正が求められていた。 これらの問題の解決については、二段階で改革が行われた。第一段階として、2012年の「自然 子の認知に関する事項の規定」(2012 年 12 月 10 日法律第 219 号) により改正が行われた。この 2012年の改正は、子の間の平等の実現を目的とし、その結果、民法上の「自然子」と「嫡出子」 との区別が取り払われ、すべて「子」に一元化され、また「自然子」の文言も廃止された。この 2012年の改正の結果,子の法的地位は,親の婚姻から切り離されるに至った♡。また近親相姦か ら生まれた近親子については、親の認知が原則として認められなかったが、近親子も認知が認め られるようになった(民法典251条)。また婚外子の認知の効果として、親に対する関係だけで なく,血族との関係も形成するとの改正が行われた(民法典 258 条)。さらに 2012 年法は,子の 間のあらゆる差別を除去するために、12カ月以内に親子関係の法改正を行うように、政府に対 して命じた。このために制定された 2013 年 12 月 28 日第 154 号立法令が第二段階の改革である。 この立法令により、2012 年の改正では不十分であった民法典の条項だけでなく、刑法や民事訴 訟法や刑事訴訟法の規定も改正された®。また民法典の改正で重要な点は,「親権」を改め「親 責任」に改めたことである。それまでも解釈上は親責任とされていたが、民法典の条文では、 「親権(potestà dei genitori)」という語が用いられていた。その「親権(potestà dei genitori)」 を廃し,すべて「親責任(responsabilità genitoriale)」に改められた[®]。

このように、今回の 2012 年と 2013 年の改正は、親子関係における大改正である。そのため改正条文は、民法典だけでなく刑法典や民・刑訴訟法典など多岐に渡る。本稿では紙幅の関係があり、民法典の改正の紹介だけに留めたい⁽¹⁰⁾。なお、紹介は、改正された条文のみを中心とし、改正されていない条文については、改正規定を理解するために不可欠な条文のみに限ったことをお赦し願いたい。また、新規定における下線部分が今回改正された部分であるが、2012 年の改正については、下線部に(2012 の改正)と付記した。付記がない下線は、すべて 2013 年の改正である。

民 治	去 典
旧規定	新規定

第74条 血族

血族は同一の始祖から下る者の間の関係である。

第87条 血族, 姻族, 養子縁組および準養子縁 組

- 1. 以下の者の間では、婚姻を契約することができない。
 - 1) 嫡出または自然の,直系にある尊属と卑属
 - 2) 同父母, 異母または異父の兄弟と姉妹
 - 3) 叔父と姪、叔母と甥
 - 4) 直系姻族。この禁止は姻族関係の生じた婚姻が無効と宣告されもしくは解消され、またはそれによって民事上の諸効果の消滅が言い渡された場合にも存続する
 - 5) 2 親等内の傍系姻族
 - 6) 養親,養子およびその卑属
 - 7) 同一人の養子相互
 - 8) 養子と養親の子
 - 9) 養子と養親の配偶者,養親と養子の配偶者
- 2. 第6号, 第7号および第9号所定の禁止は準 養子縁組に適用される。
- 3. 第2号および第3号所定の禁止はその関係が 自然の親子関係にもかかる場合にも適用される。
- 4. 裁判所は、準養子縁組または自然の親子関係にかかる場合にも、利害関係人の請求に基づき、検察官の意見を聞き、評議室において審議された決定をもって、第3号、第5号所定の場合に、その婚姻を許可することができる。この許可は、その姻族関係が無効と宣告された婚姻から生じたときは、第4号所定の場合にも認められることができる。
- 5. 省略
- 6. 省略

第 128 条 想定婚

- 1. 省略
- 2. 有効な婚姻の諸効果は、無効と宣告された婚姻の継続中に生まれた子または懐胎された子、ならびにその婚姻前に生まれた子および無効を宣告した判決の前に認知された子に関しても発生する。 3. 省略

第74条 血族

親子関係が婚姻により生じる場合も、婚姻外で生じる場合も、子が養子の場合も、血族は、同一の始祖から下る者の間の関係である。血族関係は、第291条以下に定める成年者の養子の場合には、生じない(2012年に改正)。

第87条 <u>血族</u>, 姻族, 養子縁組(「準養子縁組」を削除)

- 1. 以下の者の間では、婚姻を契約することができない。
- 1) <u>(「嫡出または自然の」削除)</u> 直系の尊属お よび卑属
- 2) 同父母, 異母または異父の兄弟と姉妹
- 3) 叔父と姪,叔母と甥
- 4) 直系姻族。この禁止は姻族関係の生じた婚姻が無効と宣告されもしくは解消され、またはそれによって民事上の諸効果の消滅が言い渡された場合にも存続する。
- 5) 2 親等内の傍系姻族
- 6) 養親,養子およびその卑属
- 7) 同一人の養子相互
- 8) 養子と養親の子
- 9) 養子と養親の配偶者,養親と養子の配偶者 (第2項,第3項は2013年の改正により削 除)
- 4. 裁判所は、準養子縁組 (「または自然の親子関係」削除) にかかる場合にも、利害関係人の請求に基づき、検察官の意見を聞き、評議室において審議された決定をもって、第3号、第5号所定の場合に、その婚姻を許可することができる。この許可は、その姻族関係が無効と宣告された婚姻から生じたときは、第4号所定の場合にも認められることができる。
- 5. 省略
- 6. 省略

第 128 条 想定婚

- 1. 省略
- 2. 無効と宣告された婚姻は、子に対しては、有効な婚姻の効力を有する。
- 3 省略
- 4. 配偶者双方により悪意で契約され、後に無効 と宣告された婚姻は、婚姻中に出生した子または

- 4. 配偶者双方により悪意で契約され、後に無効と宣告された婚姻は、婚姻中に生まれた子または 懐胎された子に関しては有効な婚姻の諸効果を有 する。ただし、その無効が重婚または近親婚にか かる場合はこの限りではない。
- 5. 前項所定の場合において、有効な婚姻の諸効果が確認されない子は、その認知の認められている場合においては、認知された自然子の身分を有する。

第147条 子に対する義務

婚姻は、両配偶者に対し、子の能力、生来の性 向および希望を考慮して子を扶養し、訓育し、お よび教育する義務を負わせる。

第148条 責任の共同

配偶者は、それぞれの資産に応じかつその職業 的または家事的労働の能力に従い、前条所定の義 務を履行しなければならない。親が十分な生活手 段を有していないときは、他の嫡出または自然の 尊属は、その親等の順序により、子の対するその 責務を果たし得るよう、当該親に必要な生活手段 を供給する責に任ずる。

- 2. 不履行の場合には、裁判長は、それに利害関係を有する何人からの請求に基づき、不履行者の意見を聞きかつ諸般の情報を得て、義務者の収入の一定分を、その収入に応じ、直接他の配偶者または子の養育、訓育および教育の費用を負担している者に払い込むべき決定をもって命ずることができる。
- 3. 利害関係人および第三債務者に通知された決定は、執行名義を取得する。しかし当事者および第三債務者はその通知の日から20日の期間内に異議を申立てることができる。
- 4. この異議は、その適用され得る限りにおいて、 命令たる決定に対する異議に関する規範によって 規律される。
- 5. 当事者および第三債務者はつねに,通常の訴訟の方式をもって,その措置の変更および取消を求めることができる。

第155条 子に関する措置

- 1. 父母の協議別居の場合においても、子は、父母のそれぞれと等しい関係を継続的に維持する権利および父母による扶養、教育、訓育を受ける権利を有し、また親の尊属および血族との関係を保持する権利を有する。
- 2. 第1項に示された目的を実現するために、夫婦の協議別居を宣告する裁判官は、専ら子の物質

懐胎された子に関しては、有効な婚姻の諸効果を 有する。ただし、その無効が <u>(「重婚または」を</u> <u>削除)</u> 近親婚にかかる場合はこの限りではない。 5. 第 4 項所定の場合においては、子に関しては、 第 251 条が適用される。

第147条 子に対する義務

婚姻は、両配偶者に対し、第315条の2に規定されるところに従い、子の能力、生来の性向および希望を考慮して、子を扶養し、訓育、教育し、精神的に援助する義務を負わせる。

第148条 責任の共同

1. 配偶者は, 第 316 条の 2 に規定されるところ に従い, 第 147 条所定の義務を履行しなければな らない。

(本条2項以下は, 第316条の2に移動)

第155条 子に関する措置

1. 別居の場合は、子に関しては、第9章 第2節の諸規定が適用される。

(第 155 条乃至第 155 条の 6 は, 第 9 章第 2 節に 移動) 的精神的利益を考慮して,子に関する措置を講じ る。

父母双方に子の監護が継続される可能性を優先的に検討し、あるいは父母のいずれに子が監護されるかを定め、父母それぞれが、子の扶養、監護、訓育および教育に寄与しなければならない範囲および態様を定め、父母それぞれの下での期間および方法を定める。子の利益に反しない場合には、父母間の合意について書面を作成する。

子に関するその他の措置を行う。

- 3. 親権は、父母双方によって行使される。子の 訓育、教育、健康に関する子の最大の利益のため の決定は、子の能力、生来の性向、志望を考慮し て、合意によりなされる。合意できない場合は、 決定は、裁判官に移送される。通常の管理の問題 に関する決定にかぎり、裁判官は、親は権限を別々 に行使すると定めることができる。
- 4. 当事者によりなされた別な合意がある場合を 除いて、父母のそれぞれは子の扶養に各人の所得 に応じて、子の扶養を定める。

必要な場合には、裁判官は、比例原則(il principio di proporzionalità)を実現するために定期的扶養給付の支払いを定める。

- 1) 子の現実の必要
- 2) 父母双方との同居時に子が享受した生活の 程度
- 3) それぞれの父母の下で滞在する期間
- 4) 父母双方の経済的資力
- 5) 父母それぞれにより行われる監護および家 事の経済的評価
- 5. 扶養は、両当事者または裁判官により示された他の基準がない場合には、ISTAT(中央統計局)の指標が自動的に適用される。
- 6. 父母により供される経済的情報が十分に証明 されない場合には、たとえ名義が異なっていても、 裁判官は、異議の対象となる財産や所得に関して 税務警察の調査を命じる。

155条の2 単独監護と共同分担監護への異議

- 1. 裁判官は、理由を記した措置により、他方父母に子の監護を託することが子の利益に反すると解される場合には、子の監護を父母の一方に定めることができる。
- 2. 各父母は, 第1項に示す状況が存在する場合 には, いつでも, 単独監護を求めることができる。

裁判官は、申立てを認める場合には、可能な限り、155条1項により規定された子の権利を確保し、申し立てた親に、子の単独監護を命じる。

申し立てに明らかに根拠がないときには、裁判 官は、民事訴訟法96条(加重責任)を適用し、 子の利益のために措置を決定する目的で、申し立 てた父母の行為を判断することができる。

155条の3 子の監護に関する措置の再審理 1. 父母はいつでも子の監護, 子への権限の行使 の付与, 分担の範囲と態様に関するその他の措置 に関する措置の再審理を求めることができる。

155条の4 家族の家の分与と住居に関する権利 の消滅

1. 家族の住居の利用は、子の利益を優先して定 められる。分与については、裁判官は、所有の権 限その他を考慮して, 夫婦の経済的関係の調整に 配慮する。家族の住居の利用の権利は、家族の住 居に居住していない場合, 家族の家に定住するの を止めた場合, 同棲している場合, 若しくは再婚 した場合には, 効力を失う。

分与の措置およびその取消の措置は、2643条 により登記することができ、第三者に対抗できる。 2. 夫婦の一方が、住居または住所を変更する場 合には, 他方配偶者は, 変更が監護の態様に影響 する場合には, 合意または経済的措置を含めて適 用された措置の再審理を求めることができる。

155条の5 成人の子のための措置

- 1. 裁判官は、状況を判断して、経済的に独立し ていない成人の子の利益のために, 定期的扶養の 支払を命じることができる。かかる手当は、裁判 官の異なる決定がある場合を除いて、権利の所有 者に直接支払われる。
- 2. 1992年2月5日の法律104号3条3項により、 障害を持つ成人の子には、未成年の子のために規 定された措置を全面的に適用される。

155条の6 裁判官の権限と聴取を受ける子の権 利

- 1. 暫定的であっても、155条の措置を発する前 に,裁判官は,当事者の申立て若しくは職権で, 証拠を調べる。裁判官は、さらに12歳以上また は判断能力のある場合には, それ以下の年齢の子 でも、子の聴取を行うことができる。
- 2. 機会を見て、裁判官は、当事者に意見を聴い て, 親の同意を得て, 子の精神的物質的利益の保 護のための特別な配慮によって、合意に達するた めの調停を企図し専門家を利用し、155条の措置 の採用を延期することができる。

第165条 未成年者の能力

婚姻を契約することのできる未成年者は、婚姻

第165条 未成年者の能力

婚姻を契約することのできる未成年者は、婚姻 契約に関するすべての約定についても、同意する │ 契約に関するすべての約定についても、同意する ことができる。これらの行為はその親権を行使している父母により補佐されている場合,またはその後見人により,または第90条の規定により選任された特別後見人により補佐される場合,有効である。

第7章 親子関係

第1節 嫡出親子関係

第1款 嫡出子の地位

第231条 夫の父性

夫は、婚姻中に懐胎した子の父親である。

第232条 婚姻中の懐胎の推定

- 1. 婚姻の挙式から 180 日が経過したときおよび婚姻の無効、解消または民事効果の終了の日からなお 300 日が経過しないときに出生した子は、婚姻中に懐胎されたものと推定される。
- 2. その推定は、裁判別居の判決から、または合意別居の認可から、もしくは別居の判決または前項所定の判決の遅延により、夫婦が別々に生活することを許可されたときは、夫婦が裁判官の面前に出頭した日から300日経過した場合には行われない。

第233条 180日前の子の出生

婚姻の挙式から 180 日が経過する前に生まれた 子は、配偶者の一方または子自らがその父子関係 を否認しない場合には嫡出子と推定される。

第234条 300 日後の子の出生

- 1. 各配偶者およびその相続人は、婚姻の無効、解消または民事効果の終了から300日後に出生した子が、その婚姻中に懐胎したことを証明することができる。
- 2. 同様に子が、裁判別居の判決から、または合意別居の認可から、あるいは別居の判決または前項所定の判決が遅延して、夫婦が別々に生活することを認可されたときは、夫婦が裁判官の面前に出頭した日から300日後に生まれた場合には、その同居の期間中の懐胎であることを証明することができる。
- いずれの場合においても、子はその嫡出子の身分 に異議を申立てるため訴を提起することができる、

第235条 父子関係の否認

- 1. 婚姻中に懐胎された子の父子関係の否認のための裁判権は次の場合に限り認められる。
 - 1) 配偶者が子の出生前300日目と180日目との期間内において同居していなかった場合。

ことができる。これらの行為はその<u>親責任</u>を行使している父母により補佐されている場合,または後見人により,または第90条の規定により選任された特別後見人により補佐される場合,有効である。

第7章 子の地位

第1節 父子関係の推定

第231条 夫の父性

夫は、婚姻中に懐胎<u>または出生した</u>子の父親で ある。

第232条 婚姻中の懐胎の推定

- 1. 婚姻の無効,解消,または民事効果の終了の日からなお300日を経過しないときに出生した子は、婚姻中に懐胎したものと推定される。
- 2. その推定は、裁判別居の判決から、または合意別居の認可から、もしくは別居の判決または前項所定の判決の遅延により、夫婦が別々に生活することを認可された場合には、夫婦が裁判官の面前に出頭した日から300日超過した場合には行われない。

第233条 180 日前の子の出生

2013年の改正により削除

第234条 300 日後の子の出生

- 1. 各配偶者およびその相続人は、婚姻の無効、解消または民事効果の終了から300日後に出生した子が、その婚姻中に懐胎したことを証明することができる。
- 2. 同様に、裁判別居の判決から、または合意別居の認可から、もしくは別居の判決または前項所定の判決が遅延して夫婦が別々に生活することを認可されたときは、夫婦が裁判官の面前に出頭した日から300日後に子が出生した場合には、同居の期間中の懐胎であることを証明することができる。
- 3. <u>いずれの場合も、子は婚姻中に懐胎されたことを証明することができる。</u>

第235条 父子関係の否認

2013年の改正により削除

- 2) 上記の期間内に、単に生殖することについてだけであっても、夫が不能に罹患した場合。
- 3) 上記の期間内に、妻が不貞を行い、または 自己の懐胎および子の出生を夫に隠蔽してい た場合。かかる場合には、夫は、子が推定さ れた父のそれとは両立しない遺伝学的特徴も しくは血液型を示していること、または父性 を排除するためのあらゆる他の事実を立証す ることが認められる。
- 2. 母の単なる意思表示は父子関係を排除しない。
- 3. 否認の訴権は、父から行使されることのできるすべての場合に、母または成年に達した子によっても、行使されることができる。

第2節 嫡出親子関係の証明

第236条 出生証書と身分占有

- 1. 嫡出親子関係は、民事身分の登録簿に記録された出生証書により証明される。
- 2. この証書を欠く場合には、嫡出子の身分の継続的占有で足りる。

第237条 身分占有を形成する事実

- 1. 身分占有は、総合的に見て、親子関係およびある者が所属すると主張する家族との間の血族関係を示すに値する一連の事実から生じる。
- 2. いずれの場合でも、以下の諸事実と合致することを要する。

その者がその有すべきであると主張する父の氏 を常に称していたこと;

父がその者を子として扱い, およびその者の扶養, 教育および就業を子として付与したこと;

その者が社会的関係において子として継続的に みなされていたこと;

家族から上述の地位で認められていたこと;

第238条 身分占有に一致する出生証書

- 1. 第 128 条, 第 233 条, 第 234 条, 第 235 条, および第 239 条に規定される場合を除いて, 何人 も適法な子の出生証書および同証書と一致する身 分占有が子に付与する地位と反する地位を異議申 し立てすることはできない。
- 2. 同様に出生証書に一致する身分占有を有する者の嫡出性は争われることができない。

第239条 分娩の偽装または子の取替

1. 分娩の偽装または新生児の取替にかかるときは、たとえ身分占有に合致する出生証書のある場合においても、子は、241条の規定に従い、かつその制限内において証人の方法によってでも、親子関係の証明を行って、異なる地位を求めること

第 2 節 <u>(「嫡出」削除) 親子関係</u>の証明

- 第236条 出生証書と身分占有
- 1. (「嫡出」削除) 親子関係は民事身分の登録簿に記録された出生証書により証明される。
- 2. この証書を欠く場合には、(「嫡出」削除)子の身分の継続占有で足りる。

第237条 身分占有を形成する事実

- 1. 身分占有は、総合的に見て、親子関係および ある者が所属すると主張する家族との間の血族関 係を示すに値する一連の事実から生じる。
- 2. いずれの場合でも、以下の諸事実と合致することを要する:

(「その者がその有すべきであると主張する父の 氏を常に称していたこと」2013 削除)

父母がその者を子として扱い、およびその者の 扶養、教育および就業を子として付与したこと;

その者が社会的関係において子として継続的に みなされていたこと;

家族から上述の地位で認められていたこと;

第238条 出生証書により付与された地位と相反 する子の地位の請求不可 (irreclamabilità)

- 1. 第 128 条, 第 234 条, 第 239 条, **第 240 条お よび第 244 条**に規定される場合を除いて,何人も,婚姻から出生した子の出生証書および同証書と一致する身分占有が子に付与する地位と相反する地位を求めることができない。
- 2. (2013年の改正により削除)

第239条 子の地位の請求 (reclamo)

- 1. 分娩の偽装または新生児の取替に係わる場合には、子は異なる地位を求めることができる
- 2. 子の地位の請求の裁判は、養子縁組の判決が 介在する場合を除いて、婚姻中に出生したが不明 児と記録された者も行うことができる。

ができる。

2. 同様に、子の嫡出性は、前項に示されている 規定に従い、かつ制限内において、証人の方法に よってでも、前項の偽装または取替の立証を行い 争われることができる。

第240条 婚姻証書の欠缺

公然と夫または妻として生活し、そしてその双 方がともに死亡している二人の子の嫡出性は、こ の嫡出性が出生証書と矛盾しない身分占有によっ て立証されたときは、婚姻挙式の立証を欠くとい う単なる理由によって争われることはできない。

第241条 証人による証明

- 1. 出生証書および身分占有が欠けるとき、または子が虚偽の名前でもしくは不知の父母から生まれたものとして記入されているときは、親子関係の証明は、証人の方法によりなされることができる。
- 2. この立証は、書面による証明の原則があるとき、または推定および徴表がその証明の許容を決定するに極めて豊富であるときのほかは認められることができない。

第242条 書証による証明の原則

1. 書面による立証の原則は、家族の書類、記録、 その父または母の私的の書面から、争訟に関係す る当事者の一方から、または、その生存している 場合には、その争訟において利害関係を有するで あろうその他の者に由来する公私の証書から生ず る。

第 243 条 反証

反証は、異議申立者が母親と主張する女性の子で はないことまたは母子関係が証明された場合に、 子が母の夫の子ではないことを示すあらゆる文書 により行うことができる。

- 3. さらに、裁判は、父子関係の推定と合致する子の地位を求めるために、その推定に反して認知された者および他の父子関係の推定と合致して記録された者により、行うことができる。
- 4. <u>さらに裁判は</u>,前項の場合が却下されたときには,子の別な地位を求めるために行うことができる。
- 第 240 条 子の地位の異議申立て (contestazione) 子の地位は、第 239 条第 1 項および第 2 項の場合に異議申し立てることができる。

第241条 裁判による証明

- 1. 出生証書および身分占有を欠く場合には、親子関係の証明は、あらゆる方法によって裁判により付与することができる。
- 2. (2013年の改正により削除)

第 242 条 書証による証明の原則 (2013 年の改正により削除)

第 243 条 反証

(2013年の改正により削除)

第243条の2 父子関係の否認 (disconoscimento) 1. 婚姻中に出生した子の父子関係の否認の裁判は、夫、母および子自身により行うことができる。

- 2. 裁判を行う者は、子と推定される父親との間の親子関係が存在しないことを証明することが認められる。
- 3. 母の宣言だけでは、父子関係を排除しない。

第244条 否認の裁判の期間

- 1. 母からの父子関係の否認の裁判は、子の出生から6カ月の期間内に提起されなければならない。 2. 夫は、子の出生時に出生場所にいた場合は、出生の日から1年の期間内は、夫は子を否認することができる; 夫が遠方にいた場合には、夫が子の出生した場所または家族の住居に帰った日; いずれの場合も、上述の日々に出生の通知を受けなかったことを立証した場合には、その期間は通知を受けた日から経過する。
- 3. 父子関係の否認の裁判は、子からも、成年到達からまたは後に否認が認められる事実を知るに至った時期から1年以内は提起することができる。4. 訴権はさらに、16歳に達した未成年の子または子がそれ以下の場合には検察官の請求にもとづき、裁判官によって任命された特別財産管理人によっても提起されることができる。

第245条 期間の停止

1. 父子関係否認の裁判を提起する利益を有する 当事者が、その精神的疾患により禁治産の状態に ある場合には、前条所定の期間の進行は、その者 に対しては、禁治産の状態が続いている限り、停 止される。ただし裁判は、後見人によって提起さ れることができる。 第3節 子の地位の否認 (disconoscimento) の 裁判および子の地位の請求 (reclamo) 異議申立 て (contestazione) の裁判

第 244 条 否認(disconoscimento)の裁判の期 問

- 1. 母の側からの父子関係の否認の裁判は、子の 出生または懐胎時の夫の生殖不能を知るに至った 日より6カ月の期間内に提起されなければならな い。
- 2. 夫は子の出生時に出生場所にいた場合には、出生の日から1年の期間内は、夫は子を否認することができる; 懐胎時の自己の生殖不能の不知または妻の不貞行為を証明した場合には、期間はそれを知った日より経過する。
- 3. 夫が子の出生の日に出生場所にいなかった場合には、第2項の期間は、遠方にいた場合には、 夫が帰った日または家族の住居に帰ってきた日から経過する。
- いずれの場合でも、上記の期間において出生の 通知を受けなかったことを証明する場合には、そ の期間は、通知を受けた日から経過する。
- 4. 上記第1項,第2項の場合において,裁判は,いずれの場合も,出生の日から5年を越えて提起することはできない。
- 5. 父子関係の否認の裁判は、成年に達した子により提起されることができる。裁判は、子については、時効にかからない。
- 6. さらに裁判は、裁判官に指名された特別後見人が、略式陳述を得て、14歳に達した子または子がそれ以下である場合には検察官または他方父母の申立てにより、行うことができる。

第245条 期間の停止

- 1. 父子関係の否認の裁判を提起する利益を有する当事者が、精神疾患のために禁治産の状態にあり、または重大な精神疾患に日常的に置かれ、自己の利益のために措置を行うことができない場合には、第244条の期間は、その者に対しては、禁治産の状態または重大な日常的な精神疾患の状態が継続する限り、停止する。
- 2. 子が禁治産の状態にあり、または重大な精神疾患に日常的に置かれ、自己の利益のために措置を行うことができない場合には、裁判は、裁判官に選任された特別後見人が略式陳述を得て、検察官、後見人、他方父母の申立てにより、行うことができる。他の法的認可については、裁判は後見人により、後見人がいない場合には、裁判官の許可を得て、特別後見人により提起されうる。

第246条 裁判の承継可能性

- 1. 父子関係の否認の裁判の資格者がそれを提起することなくして死亡し、しかもその期間が経過する前である場合には、次の場合その者に代わって訴権を行使することが認められる。
- 1 推定される父または母の死亡の場合には、その卑属および尊属。新しい期間はその推定された父または母の死亡から、あるいは遺児にかかるときは子の出生から進行する。
- 2. 子の死亡の場合には、その配偶者または卑属。新しい期間は子の死亡からまたは各卑属の側からの場合はその成年到達から進行する。

第247条 受訴適格

- 1. 推定される父、母および子は、否認の裁判における必要的共同訴訟当事者である。
- 2. 当事者の一人が未成年者または禁治産である場合には訴権は、その訴の提起されることを要する裁判官によって選任された財産管理人を相手方として提起される。
- 3. 当事者の一人が、後見から解放された未成年 者または成年の禁治産者である場合には、訴権は 同様に裁判官によって選任された財産管理人によっ て補佐された本人に対して提起される。
- 4. 推定された父または子が死亡している場合には、裁判は前条所定の者に対しまたは、それらの者が欠けている場合には、同様に裁判官によって選任された財産管理人を相手方として提起される。

第 248 条 嫡出性の異議の裁判に関する適格, その不時効性

- 1. 嫡出性を争うための裁判は、子の出生証書から結果する者および利害関係を有する者にも属する
- 2. 訴権は時効にかからない。
- 3. 裁判が先死した者または未成年者その他の無能力者に対して提起された場合には、前条の規定に従う。
- 4. 裁判には父母双方が呼び出されなければならない。

第249条 嫡出性の請求

1. 嫡出子たる地位を求める裁判は、子に属する。 しかし子がそれを提起することなく、かつその

第246条 裁判の承継可能性

- 1. 父子関係の否認の裁判の資格者である推定される父または母が裁判を提起せずに死亡した場合で、第244条に規定された期間経過前の場合には、彼らの代わりに、卑属または尊属が提起することが認められる;新しい期間は、推定される父または母の死亡から、または死後に生まれた子の場合は子の出生から、または卑属の側の成年の到達から経過する。
- 2. 父子関係の否認の裁判の資格者である子が、裁判を提起せずに死亡した場合には、彼の代わりに、配偶者または子の死亡または卑属の成年の到達から1年の期間に、配偶者または卑属は裁判を行うことを認められる。

第244条第6項および第245条が適用される。

第247条 受訴適格

- 1. 推定される父、母および子は、否認の裁判における必要的共同訴訟当事者である。
- 2. 当事者の一人が未成年者または禁治産者である場合には、裁判は、その訴の提起されることを要する裁判官によって選任された財産管理人を相手方として提起される。
- 3. 当事者の一人が、後見から解放された未成年 者または成年の禁治産者である場合には、裁判は 同様に裁判官によって選任された財産管理人によっ て補佐された本人に対して提起される。
- 4. 推定される父または母または子が死亡している場合には、裁判は前条所定の者に対し、またはそれらの者が欠けている場合には、同様に裁判官によって選任された財産管理人を相手方として提起される。

第 248 条 子の地位の異議 (contestazione) の 裁判における適格と不時効性

- 1. 子の地位の異議の裁判は、子の出生証書から結果するその親および利害関係を有する者に属する。
- 2. 訴権は時効の対象とならない。
- 3. 裁判が先に死亡した者、未成年者または無能力者に対して提起された場合には、前条の規定に従う。
- 4. 裁判には、父母双方が呼び出されなければならない。
- 5. 第 244 条第 6 項および第 245 条第 2 項が適用される。

第 249 条 子の地位の請求(reclamo)の裁判に おける適格と不時効性

1. (「嫡出」削除) 子の地位を求める裁判は,子

未成年中または成年に達した後5年内に死亡した | に属する。 場合には、彼の卑属によって提起されることがで きる。

それは父母双方に対し、および、そのない場合 には、彼らの相続人に対し提起されることを要す

2. 訴権は、子に対しては消滅時効にかからない。

第2節 自然親子関係および準正

第1款 自然親子関係

第1項 自然子の認知

第 250 条 認知

- 1. 自然子は、たとえ懐胎時にすでに他の者と婚 姻している場合においても、第254条所定の方法 において, 父および母によって認知されることが できる。認知は共同でもまた単独でも行うことが できる。
- 2. 16歳に達した子の認知は彼の同意がなければ 効力を生じない。

16歳に達していない子の認知は、すでに認知を 行った他方の親の同意がなければ行われない。 同意は、その認知が子の利益に応えるものである 場合には、拒絶されることができない。異議があ る場合には、認知をしようと欲する親の請求に基 づき, 反対する親および検察官の介入する対審に おいて未成年者の意見を聴き、その請求を認める 場合には、その欠けた同意に代わる判決をもって 裁判所が決定する。

第251条 近親子の認知

1. 自然の血族関係にすぎなくても、無限の直系 の血族関係または2親等の傍系血族関係もしくは 直系姻族関係が存する者の間の者の間に出生した 子は、その親から認知されることができない。但 しこれらの者がその懐胎の当時、彼らの間に存在

- 2. 訴権は時効により消滅しない。
- 3. 裁判が先に死亡した者または未成年者または 無能力者に対して提起された場合には、第247条 の規定に従う。
- 4. 裁判には、父母双方が呼び出されなければな
- 5. 第244条第6項および245条第2項が適用さ れる。

第4節 婚姻外で出生した子の認知

第 250 条 認知

- 1. 婚姻外で出生した子は、たとえ懐胎時にすで に他の者と婚姻している場合においても、第254 条所定の方式により、母および父より、認知され ることができる。認知は、共同でも単独でも行う ことができる(2012)。
- 2. 14歳(2012)に達した子の認知は、その者の 同意がなければ, 効力を生じない。
- 3. 14歳(2012)に達していない子の認知は、認 知をすでに行った他方の父母の同意がなければ行 うことができない。
- 4. 同意は、子の利益に合致する場合には、拒否 することができない。子の認知を欲する父母は, 他方の父母の同意が拒否された場合には、管轄の 裁判官に求めることができ、裁判官は他方の父母 の申立について期間を定めて通知する。その通知 から30日以内に異議が申し立てられない場合に は、裁判官は欠けた同意に代えて判決で決定する。 異議が申し立てられた場合には、裁判官は、それ ぞれの適切な情報を得て、12歳に達した子また はそれ以下でも判断する能力がある場合には, 子 の意見を聴取し、明白な反対の理由がない場合を 除いて、関係を形成するための暫定的で緊急の措 置を行う。欠けた同意の代りとなる判決により, 裁判官は、第315条の2に従って、子の監護と扶 養、および第262条に従って子の氏に関する適切 な措置を行う。(2012)
- 5. 認知は、裁判官が、状況を判断し子の利益を 考慮して許可を行う場合を除いては (2012), 16 歳に達しない親によって行うことはできない。

第251条 認知の許可

1. 無限の直系の血族関係または2親等の傍系血 族関係もしくは直系姻族関係が存する者の間に出 生した子は、子の利益およびあらゆる子の不利益 を考慮して、裁判官の許可をあらかじめ得て、認 知されることができる。(2012)

する関係を知らず、または姻族関係の生じた婚姻 が無効と宣告されたときはこの限りではない。両 親の一方だけが善意であったときは、子の認知は その者によってだけなされることができる。

2. 認知は、子の利益および子の何らかの不利益 を避ける必要を考慮して、未成年者裁判所により 許可される。

第 252 条 自然子の監護および嫡出家族への編入 1. 配偶者一方の自然子が婚姻中に認知された場合には、裁判官は、諸々の事情を考慮して、その未成年の子の監護について決定し、かつ子の精神的物質的利益の保護のために、あらゆる他の措置を行う。

- 2. 配偶者一方の法定家族内への自然子の編入の可能性については、それが子の利益に反せずかつ他方の配偶者および16歳に達して同居している嫡出子ならびに認知した他方の自然の親の同意が確認されたときは、裁判官により許可されることができる。この場合においては、裁判官は、子を監護する親の遵守すべき諸条件および他の親の従うべき諸条件を定める。
- 3. 自然子が婚姻前に認知されているときは、その法定家族内への編入は、他方の配偶者の同意に依存する。ただしその子がすでに婚姻の証書にあるその親と同居しており、または他方の配偶者が自然子の存在を知っていた場合はこの限りではない。
- 4. その他認知した他方の自然の親の同意が求められる。

第253条 認知の不許

いかなる場合においても、その者の有する嫡出 子または準正子たる地位に反する認知は認められ ない。

第254条 認知の方式

- 1. 自然子の認知は、出生証書において、あるいは出生後もしくは懐胎後においては、戸籍吏の面前または後見裁判官の面前における所定の申述によって、またはその形式いかんにかかわらず、公正証書もしくは遺言においてなされる。
- 2. 裁判官に提出された自然子の準正の請求または公正証書または遺言において自然子を準正しよ

する関係を知らず、または姻族関係の生じた婚姻 2. 未成年の子の認知は、<u>**裁判官により**</u> (2013※) が無効と宣告されたときはこの限りではない。両 許可がなされる。

※2012 の改正で「未成年者裁判所」に改められたが、 2013 年の改正により「裁判官」に改められた

第 252 条 婚姻外で出生した子の監護と父母の家 族への編入

- 1. 配偶者一方の婚姻外で出生した子が婚姻中に 認知された場合には、裁判官は、諸々の事情を考 慮して、その未成年の子の監護について決定し、 かつ子の精神的物質的利益の保護のために、あら ゆる他の措置を行う。
- 2. 父母の一方の法定家族への婚姻外で出生した 子の編入の可能性については、それが子の利益に 反せず、かつ同居している他方の配偶者および 16 歳に達して同居している子ならびに認知した 他方の父母の同意が確認されたときは、裁判官に より許可されることができる。この場合において は、裁判官は、父母それぞれが遵守すべき諸条件 を定める。
- 3. (「自然」削除)子が婚姻前に認知されているときは、その (「法定」削除)家族への編入は、他方の配偶者の同意に従う。ただしその子がすでに婚姻の証書にあるその親と同居しており、または他方の配偶者が子の存在を知っていた場合はこの限りではない。
- 4. その他認知した他の父母の同意が求められる。
- 5. 父母の間で合意に達しない場合または同居する他の子の同意を欠く場合には、決定は子の利益を考慮して裁判官に送付される。措置を講じる前に、裁判官は、12歳に達した子または判断能力がある場合にはそれ以下でも、子の意見を聴く措置を行う。

第253条 認知の不許

いかなる場合においても、その者の有する (「嫡出または準正」削除)子の地位に反する認知 は、認められない。

第254条 認知の方式

- 1. 婚姻外で出生した子の認知は、その出生証書において、または出生後もしくは懐胎後においては、戸籍吏の面前(「または後見裁判官の面前で」削除)における所定の申述によって、またはその形式のいかんにかかわらず、公正証書もしくは遺言により行われる。
- 2. 2013 年の改正により削除

うとする親の明示的意思表示は、たとえその準正 が行われなかった場合においても、認知をともな うものとする。

第255条 先死した子の認知

その嫡出卑属およびその認知された自然子のため, 先に死亡した子の認知もまた行うことができる。

第256条 認知の撤回不可

認知は、撤回されえない。それが遺言に含まれている場合には、たとえその遺言が撤回された場合においても、遺言者の死亡の日からその効力を有する。

第257条 限定条項

認知の効果を制限するためのいかなる条項も無効である。

第258条 認知の効力

- 1, 認知はそのなされた親に関してその効力を生ずる。ただし法律に規定されている場合はこの限りではない。
- 2. 父母の一方のみによる認知の証書は他の親に 関する表示を含むことはできない。この表示は、 それがなされたときも、効果がない。
- 3. それを受理した公吏およびそれを民事身分の登録簿に再録した戸籍吏は、20ユーロ乃至82ユーロの行政罰に処せられる。当該表示は抹消されなければならない。

第 259 条一第 260 条

(1975年の改正により削除)

第261条 認知により父母に生じる権利と義務 認知は、子に対して有するすべての権利と義務を 親に生じる。

第262条 子の氏

- 1. 自然子は最初に彼を認知した父母の氏を称する。認知が父母双方から同時になされた場合には自然子は父の氏を採る。
- 2. 父に対する親子関係が確認され、または母による認知の後に父に認知された場合には、自然子は母の氏に付加し、もしくはそれに代えて父の氏を称する。
- 3. 子が未成年の場合には、裁判官は父の家名の採用に関し決定する。

第255条 先死した子の認知

その <u>(「嫡出および認知された自然」削除)卑</u> 属のために,先に死亡した子の認知もまた行うことができる。

第256条 認知の撤回不可

認知は撤回されえない。それが遺言に含まれている場合には、たとえ遺言が撤回された場合でも、 遺言者の死亡の日からその効力を生じる。

第257条 限定条項

認知の効力を制限するためのいかなる条項も無効である。

第258条 認知の効力

- 1. 認知は、行った父母およびその血族に対して 効力を生じる (2012)。
- 2. 父母一方のみによる認知の証書は、他方父母についての表示を含まない。この表示は、行われても、効力がない。

それを受理した公吏および民事身分の登録簿に 再録させた戸籍吏は、20 ユーロ乃至82 ユーロ行 政罰に処せられる。当該表示は抹消されなければ ならない。

第 259 条一第 260 条

(1975年の改正により削除)

261条 認知により父母に生じる権利と義務 (2013年の改正により削除)

262条 婚姻外で出生した子の氏

- 1. (「自然」削除)子は、最初に認知した父母の 氏を称する。認知が父母双方により同時に行われ た場合には、(「自然」削除)子は父の氏を称する。 2. 父に対する親子関係が確認された場合、また は母による認知の後に父に認知された場合には、 子は母の氏に付加し、母の氏に先置し、または母 の氏に代えて父の氏を称することができる。
- 3. 父母に対する親子関係が確認された場合, または戸籍吏により氏が付与された後に認知された場合には, 本条の第1項および第2項が適用される; その氏が個人の独立した証明 (identità) と

第 263 条 真実性の欠缺を理由とする認知無効の 由立て

- 1. 認知は、認知者により、真実性の欠缺を理由 として否認されることができる。
- 2. 否認は、準正の後でも、認めうる。
- 3. 訴権は、時効にかからない。

第264条 被認知者の側からする無効の申立て 1. 認知された者は、その未成年の間または精神 的疾患による禁治産の状態の継続中は、認知無効 の申立てすることができない。

2. 裁判官はしかし、検察官もしくは後見人また はこの者を有効に認知した他の親あるいは16歳 に達した子自身の請求に基づき,特別後見人を選 任して, 認知を否認するための許可を与えること ができる。

第265条 暴力を理由とする無効の申立て

- 1. 認知は、暴力を理由として、暴力が止んだ目 から1年以内に認知者から、無効を申立てること ができる。
- 2. 認知者が未成年の場合には、裁判は成年に到 達より1年以内に提起できる。

第266条 禁治産を理由とする認知無効の申立て 認知は、禁治産による無能力を理由として、無能 力者の代理人により、および禁止の取消の後、認 なる場合には、 はじめに子を認知した父母の氏に、 または父母双方による認知の場合にはその父母の 氏に、氏を付加し、また先置し、または代えて氏 を保持することができる。

4. 子が未成年の場合には、12歳に達した子また はそれ以下でも判断能力がある場合には、その子 の意見を聴いて、裁判官は父母の氏を称すること について決することができる。

第263条 真実性の欠缺を理由とする認知無効の 由立て

- 1. 認知は、認知者、認知された者および利害関 係を有する者により、真実性の欠缺を理由として 無効を申立てることができる。
- 2. 訴権は、子については、時効にかからない。
- 3. 認知者側からの無効申立ての裁判は、出生証 書に認知が記載された日より1年以内の期間に提 起されなければならない。認知者が懐胎時におけ る自己の不能の不知を証明した場合には、期間は 知った日より開始する;同期間内に、有効に認知 を行った母親は、推定された父の不能の不知を立 証することが認められる。いずれの場合でも、裁 判は、認知の記載から5年を経過して提起するこ とはできない。
- 4. 他の法的適格者による無効申立ての裁判は, 出生証書における認知の記載から5年の期間内に 提起されなければならない。第245条が適用され る。

第264条 未成年の子の側からの無効の申立て 真実性の欠缺を理由とする認知無効の申立ては、 さらに14歳に達した子あるいは子の年齢がそれ 以下の場合には、子を有効に認知した他方父母ま たは検察官の申立てにより、裁判官に選任された 特別後見人が略式陳述を得て提起することができ る。

第265条 暴力を理由とする無効の申立て

- 1. 認知は、暴力を理由として、暴力が止んだ目 から1年以内に、認知者から無効を申し立てるこ 上ができる。
- 2. 認知者が未成年の場合には、裁判は成年到達 から1年以内に提起できる。

第266条 禁治産を理由とする認知無効の申立て 認知は、禁治産による無能力を理由として、無能 力者の代理人により、および禁止の取消の後、認 知者より、取消から1年以内に、無効を申し立て │ 知者より、取消の日から1年以内に、無効を申し ることができる。

第267条 訴訟の承継

第265条および第266条に示された場合で,認知者が裁判を提起せずに死亡した場合で,期間が経過する前であれば,裁判は,卑属,尊属または相続人により提起されうる。

第268条 訴訟係争中における措置

認知が否認される場合には,裁判官は,訴訟係 争中は,子の利益のため適切と認める措置を行う ことができる。

第 269 条 父子関係および母子関係の裁判上の宣 告

- 1. 自然の父子関係および母子関係は認知が認められる場合には、裁判により宣告されることができる。
- 2. 父子関係および母子関係の証明は、あらゆる方法でなされることができる。
- 3. 母子関係は、子であると主張する者と母と推定される女性より出生した者の同一性を証明した場合は、母子関係は証明される。
- 4. 単なる母である旨の宣言および懐胎の時点で推定される父親と母親との間の関係の存在だけでは、父子関係の立証とはならない。

第270条 出訴適格およびその期間

1. 自然の父子関係または母子関係が裁判上宣告を得るための裁判は、子については時効にかからない。

立てることができる。

第267条 訴訟の承継

- 1. 第 265 条および 第 266 条に示された場合で、認知者が裁判を提起せずに死亡した場合には、期間が経過する前であれば、裁判は卑属、尊属または相続人により提起されうる。
- 2. 第 263 条第 1 項に示された場合で、同条第 3 項に規定された期間を経過する前に、認知者が裁判を提起せずに死亡した場合は、その者の卑属または尊属は、代りに認知者の死亡後 1 年以内に行使することが認められる。子が親の死亡後に出生した場合には、子の出生から、または各卑属の成年に達したときから 1 年以内とする。
- 3. 認知された子が、第263条の裁判を提起せずに死亡した場合には、その者の代りに、配偶者または卑属は、認知された子の死亡または卑属の側の成年到達から1年以内に行使することが認められる。
- 4. 認知者または認知された子の死亡は、利害関係のある者からの第263条4項の期間内における裁判の行使を妨げない。
- 5. 第244条6項および第245条が適用される。

第268条 訴訟係争中における措置

認知が否認される場合には、裁判官は、訴訟係 争中は、子の利益のため適切と認める措置を行う ことができる。

第5節 父子関係および母子関係の裁判上の宣告

第 269 条 父子関係および母子関係の裁判上の宣 告

- 1. (「自然の」削除) 父子関係および母子関係は、認知が認められる場合には、裁判により宣告されることができる。
- 2. 父子関係および母子関係の証明は、あらゆる方法でなされることができる。
- 3. 母子関係は、子であると主張する者と母と推定される女性より出生した者の同一性を証明した場合には、母子関係は証明される。
- 4. 単なる母である旨の宣言および懐胎の時点で推定される父親と母親との間の関係の存在だけでは、(「自然の」削除) 父子関係の立証とはならない。

第270条 出訴適格とその期間

1. (「**自然の」削除)父子関係および母子関係**の 裁判上の宣告を得るための裁判は、子については 時効にはならない。

- 2. 裁判を開始する前に子が死亡した場合には、死亡から2年内に、裁判は嫡出卑属、準正または認知された自然の卑属によって提起されることができる。
- 3. 子によって提起された裁判は、子が死亡した場合には、その嫡出卑属、準正または認知された自然の卑属によって遂行されることができる。

第 271 条一第 272 条

1975 年の改正により削除

第273条 未成年の子および禁治産者の利益のための裁判

- 1. 自然の父子関係または母子関係が裁判上の宣告を得るための裁判は、未成年者の利益のため、第316条所定の権能を行使する親からまたは後見人から提起されることができる。ただし後見人は裁判官の許可を求めなければならず、なお裁判官は特別後見人を選任することができる。
- 2. 子が16歳に達している場合には、裁判の提起または続行するためには彼の同意を必要とする。3. 省略

第274条 裁判の許容性

- 1. 父子関係または母子関係の裁判上の宣告の裁判は、正当と判断させる特別な事情が生じた場合のみ認められる。
- 2. 許容性については、裁判所は合議室で、理由を付した命令により、裁判を提起する意思のある者の申立てに基づいて、検察官または当事者の意見を聴き、事件の情報を得て決定する。命令に対しては、控訴裁判所に訴えることができ、控訴裁判所は、合議室で宣告することもできる。
- 3. 裁判所により行われた略式の調査は、公開されずに行われ、秘密が保持されなければならない。調査の期間については、その文書および書面は、書記局に提出され、書記局は上記の通知の伝達から15日以内に、調査し注釈報告書を提出できる能力がある当事者に通知しなければならない。
- 4. 裁判所は、裁判を認める以前であっても、未成年者または他の無能力者が問題となる場合には、法的に代理する特別後見人を選任できる。

第 275 条 認められない場合の刑 1975 年の改正により削除

第276条 受訴適格

1. 自然の父子関係または母子関係の宣告の申立ては、推定される父母、または親が欠ける場合には、その相続人を相手方として提起されなければ

- 2. 裁判を開始する前に子が死亡した場合には, 死亡から2年以内に,その(「嫡出,準正,自然の」 削除) 卑属により提起することができる
 - 3. 子によって提起された裁判が、子が死亡した 場合には、その(「嫡出、準正、自然の」削除) 卑 属により続行することができる。
 - 4. 第245条が適用される。

第 271 条一第 272 条

1975年の改正により削除

第 273 条 未成年の子または禁治産者の利益のための裁判

- 1. 父子関係または母子関係の裁判上の宣告を得るための裁判は、未成年の子の利益のため、第316条により規定される親責任を行使する父母または後見人より提起されうる。ただし後見人は、裁判官の許可を求めなければならず、なお裁判官は特別後見人を選任することができる。
- 2. 子が 14歳に達している場合には、裁判の提起 または裁判の続行について子の同意が必要である。 3. 省略

第274条 裁判の許容性

- 1. 父子関係または母子関係の裁判上の宣告の裁判は、正当と判断させる特別な事情が生じた場合のみ認められる。
- 2. 許容性については、裁判所は合議室で、理由を付した命令により、裁判を提起する意思のある者の申立てに基づいて、検察官または当事者の意見を聴き、事件の情報を得て決定する。命令に対しては、控訴裁判所に訴えることができ、控訴裁判所は合議室で宣告することもできる。
- 3. 裁判所により行われた略式の調査は、公開されずに行われ、秘密が保持されなければならない。調査の期間については、その文書および書面は、書記局に提出され、書記局は上記の通知の伝達から15日以内に、調査し注釈報告書を提出できる能力がある当事者に通知しなければならない。
- 4. 裁判所は、裁判を認める以前であっても、未成年者または他の無能力者が問題となる場合には、法的に代理する特別後見人を選任できる。

第 275 条 認められない場合の刑 1975 年の改正により削除

第276条 受訴適格

1. (「自然の」削除) 父子関係または母子関係の 宣告の申立ては、推定される父母、または親が欠 ける場合にはその相続人に対して提起されなけれ ならない。

2. 申立てに対しては、利害関係を有する者は誰でも反対の事実を主張することができる。

第277条 判決の効力

- 1. 自然の親子関係を宣告する判決は、認知の効力を生ずる。
- 2. 裁判官は子の養育,訓育および教育のために,および子の財産的利益の保護のため有益であると判断する措置を行うこともできる。

第278条 父子関係または母子関係に関する捜索 1. 父子関係または母子関係に関する捜索は、第 251条の規定に従い、不倫の子の認知が禁止され ている場合には、認められない。

2. 懐胎の期間に相当する間に拉致または強姦があったときは、裁判官によって認められることができる。

第279条 扶養および教育に対する責任

- 1. 父子関係または母子関係の裁判上の宣告のための裁判が提起できないいずれの場合でも、自然子は、扶養、訓育および教育を得るために提訴することができる。自然子が成年者であってもなお必要の状態にある場合には、自然子が扶養料を得るため提訴することができる。
- 2. 裁判は第 274 条所定の裁判官の事前の許可を 得て認められる。
- 3. 裁判は、未成年の子の利益のために、検察官またはその権能を行使している親の申立てに基づいて、裁判官によって選任された特別後見人により、提起されることができる。

第2款 自然子の準正

第 280 条 準正

- 1. 準正は、婚姻外で生まれた者に、嫡出の子の資格を付与するものである。
- 2. 自然子の親のその後の婚姻または裁判官の措置により、生ずる。

第281条 準正の禁止

1. 認知されえない子は、準正は生じることができない。

第282条 死亡した子の準正

死亡した子の準正は、嫡出のまたは認知された自然子の卑属のために生じることができる。

ばならない。それが欠ける場合には、申立ては、 裁判が提起されるべき裁判官により選任された後 見人に対して提起されなければならない。

2. 申立てに対しては、利害関係を有する者は誰でも反対の事実を主張することができる。(2012)

第277条 判決の効力

- 1. <u>(「自然の」削除) 親子関係</u>を宣告する判決は, 認知の効力を生ずる。
- 2. 裁判官は、さらに子の監護、扶養、訓育および教育のために、および子の財産的利益の保護のために有益と判断する措置を行うこともできる。

第278条 裁判の許可

無限の直系の血族関係がある者,2 親等の傍系の血族関係がある者または直系の姻族の関係がある者から出生した子の場合には、父子関係または母子関係を法的に宣告することを得るための裁判は、第251条による事前の許可がなければ提起できない。

第279条 扶養および教育に対する責任

- 1. 父子関係または母子関係の裁判上の宣告のための裁判を提起できないいずれの場合でも、婚姻外で出生した子は、扶養、訓育および教育を得るために提訴できる。婚姻外で出生した子が成年者であってもなお必要の状態にある場合には、第315条の2の趣旨の扶養の権利が守られない場合には、扶養料を得るために提訴することができる。2. 裁判は、第251条所定の、予め裁判官の許可
- 2. <u>裁判は、第 251 条所定の、予め裁判官の許可により、認められなければならない。</u>
- 3. 裁判は、未成年の子の利益のために、検察官または**親責任**を行使する父母の申立てに基づいて、 裁判官により選任された特別後見人により、提起 されることができる。

第2款 自然子の準正

第 280 条 乃至 第 290 条 は 2012 年の改正により 削除 第283条 その後の婚姻を理由とする準正の効果 と期間の到来

その後の婚姻を理由として準正された子は、婚姻の時点またはそれ以前に父母により認知された場合には、婚姻の日から、または婚姻の後に認知された場合は、認知の日より嫡出の子の権利を取得する。

第284条 裁判官の措置による準正

- 1. 準正は、子の利益に合致しさらに下記の要件に合致する場合には、裁判官の措置により認められる。
 - 1) 父母または父母の一方より求められた第250条5項で示された年齢に父母が達したこと
 - 2) その後の婚姻について父母が子を準正する ことが不可能または父母に重大な障害がある こと
 - 3) 請求者が婚姻関係にあり、法的に別居していない場合で他方配偶者の同意がないこと
 - 4) 準正となる子が16歳に達した場合に、その子の同意があること、または子がすでに認知されている場合を除いて、子が16歳以下の場合に、他方父母、または特別後見人の同意があること
- 2. 準正は、嫡出または準正の子がいる場合であっても求めることができる。その場合には、裁判所長は、16歳を越えている場合には、嫡出子または準正の子の意見を聴くことができる。

第285条 父母死亡後の準正による条件

- 1. 父母の一方が遺言または公的文書により,自然子を準正の意思を示した場合には,これらの者は,父母死亡後,準正を求めることができる。前条第2項に規定された条件が存する場合には,準正を求めることができる。
- 2. この場合には、申請は、尊属、卑属および配偶者または、それらがいない場合には、4 親等内の父母の親族間の二人に、通知されなければならない。

第286条 尊属より申請された準正

認知された子の準正の申立ては、父母が準正する子と対立するいかなる意思を示していない場合には、父母死亡の場合には、嫡出尊属の一方により行われる。

第287条 代理による婚姻を基礎とした準正

1. 代理による婚姻に同意する場合には、その後の婚姻による準正の要件に合致する場合には、裁

判官の措置による自然子の準正は、委任者の死亡により挙式を行うことができない場合には、婚姻の契約の代理を基にして申し立てることができる。 2. 子が認知されていない場合には、申し立てるためには、代理により、認知または準正の意思の結果を生じることが必要である。

第 288 条 手続

- 1. 理由を示す書面を伴う準正の申立ては、申請者が住所を有する裁判所長に向けられなければならない。
- 2. 裁判所は、検察官に意見を聴いて前条の定められた条件の存在を判断し、合議室で、準正の申立てについて決定する。
- 3. 検察官および当事者は、通知から20日以内に、控訴裁判所に、異議を申し立てることができる。 裁判所から裁判の異議を申し立てられた控訴裁判 所は、合議室で、検察官の意見を聴く。
- 4. いずれの場合でも、申立てを認める判決は、 子の出生証書の末尾に、注釈を記される。

第289条 準正の後の実行しうる裁判

- 1. 裁判官の措置による準正は、284 条第 1 項、285 条、286 条および 263 条の規定が有効として287 条に示された条件の欠缺による準正された子の状態の異議申立てを理由とする通常訴訟を妨げることはない。
- 2. 284条の3号に示された条件を欠く場合には、 異議申立ては、同意を欠く配偶者によってのみ行 うことができる。
- 第290条 裁判官の措置による準正の効果と期間 1. 裁判官の措置による準正は、その後の婚姻に よる準正と同様の効果を生ずる。ただし措置の期 日からのみ、準正が生じた父母に対してのみ、生 ずる。
- 2. 父母の死亡後,措置が生じた場合には,効果は,準正の申立てがその期日より1年後に提起された場合であっても,死亡の期日に遡る。

第8章 成年養子 第291条乃至第314条(省略)

第9章 親権

第315条 父母に対する子の義務

子は、父母を敬わなければならず自己の資産お よび収入に応じて、同居する限り家族の扶養に寄 与しなければならない。 第8章 成年養子 第291条乃至第314条 省略

第9章 親責任と子の権利義務

第1節 子の権利と義務

第 315 条 親子関係の法的地位 すべての子は、同一の法的地位を有する (2012)。

第 315 条の 2 子の権利と義務 (2012)

1. 子は、その能力、生来の性向、志望により、

第316条 親権の行使

- 1. 子は成年または未成年解放に至るまで父母の 親権に服する。
- 2. この権能は父母双方により共同の合意の上行使される。
- 3. 特別重要な問題に対する意見対立の場合には、 各父母は方式を必要とせず、より適切と認める措 置を示して裁判官に相談することができる。
- 4. 子にとって重大な損害の起こる危険がある場合には、父は緊急かつ延引しえない措置をとることができる。
- 5. 裁判官は、父母および 14 歳以上である場合には子の意見を聴き、子および家族全体の利益においてより有益であると認められる決定を示唆する。意見の対立が永続する場合には、裁判官は、個々の場合に関し、子の利益を配慮するにつきより適切であると認められる父母の一方にその決定の権限を付与することができる。

父母から扶養,教育,訓育および精神的に援助を 受ける権利を有する。

- 2. 子は、家族の中で成長し、親族との重要な関係を保持する権利を有する。
- 3. 12 歳に達し、またはそれ以下でも判断能力のある子は、子に関するすべての問題および手続において意見の聴取を受ける権利を有する。
- 4. 子は父母を敬わなければならず,自己の能力, 自己の資力,収入について,子と同居する家族の 扶養を分担しなければならない(2012)。

第 316 条 親責任

- 1. 父母双方は、子の能力、生来の性向、志望を 考慮して、合意によって行われる親責任を負う。 父母は、合意によって、子の住居を定める。
- 2. 特に重要な問題について父母が対立する場合 には、各父母は、より適切と思われる措置を示し て、形式を問わず、裁判官に訴えることができる。
- 3. 裁判官は、父母から意見を聴取し、および12歳以上およびそれ以下の年齢でも判断能力がある場合には、子の意見の聴取を行い、子および家族の一体性の利益のために、より有用であると判断される決定を提示する。対立が続く場合には、裁判官は、個々の場合に、子の利益の配慮について適切と判断される父母の一方に決定権を付与する。4. 子を認知した親は、その子に対する親責任を行う。婚姻外で生まれた子の認知が父母双方によ
- 4. 子を認知した親は、その子に対する親責任を 行う。婚姻外で生まれた子の認知が父母双方によ り行われる場合には、親責任は父母双方に帰属す る。
- 5. 親責任を行わない父母は、子の訓育、教育および生活の状態について監守する。

第316条の2 扶養の競合

- 1. 父母は、各々の資力に応じておよび職業労働能力または家事労働能力によって、子に対する親の義務を履行しなければならない。父母が十分な資力を有しない場合には、子に対する親の義務を履行できるように、他の尊属は、親等に従って、必要な資力をその父母に供することが考慮される。
 2. 不履行の場合には、裁判所長は、利害関係人の申立により、不履行者から聴取し、かつ情報を得て、義務者の収入における分担額を、他方の父母または、子の扶養、訓育および教育の費用を負
- 3. 命令は、利害関係人および第三債務者に告知された上で、執行権限を生じる。ただし当事者および第三債務者は、告知から20日以内の期間に 異議を申し立てることができる。

担する者に直接に支払う旨の命令を発することが

できる。

第317条 父母の一方の障碍

- 1. 両親の一方にその権能の行使を不可能ならしめる遠出、無能力またはその他の故障がある場合には、権能はもっぱら他方によって行使される。
- 2. 両親共同の権能は、別居、婚姻の解消、取消 またはその民事的効果の消滅の結果、子が両親の 一方に託されたときも消滅しない。
- 3. その権能の行使は、かかる場合には、第155条に規定されているところに従って規律される。

第317条の2 権能の行使

- 1. 自然子に対する権能は、彼を認知した親に属する。
- 2. 認知が父母双方によってなされた場合には、その権能の行使は同居しているときはその双方に属する。第 316 条の規定が適用される。父母が同居していない場合には、その権能の行使は子と同居している親に、またそのいずれとも同居していない場合には、最初に認知した者に属する。裁判官は、もっぱら子の利益のため、別段の処分をすることができ、なお後見人任命の措置をして、父母双方を権能の行使から排除することもできる。権能を行使しない父母は、未成年の子の訓育、教育およびその生活状態を監視する権限を有する。

第318条 父母の家の放棄

子は、自己に対し権能を行使する父母または父母の家または父母によって自己に指定された居所を放棄することはできない。許可なくしてそこを離れたときは、必要の場合、両親は後見裁判官に相談して、彼を呼び戻すことができる。

第319条 子の非行

1975 年の改正により削除

第320条 代理と管理

- 1. 親責任を共同で行う父母,または単独で行う 父母の一方は,民事上のすべての行為について, すでに出生している子または胎児を代理しその財 産を管理する。使用についての一身専属権の譲渡 または取得の契約を除き,通常の管理行為は,父 母それぞれにより単独で行うことができる。
- 2. 合意のない場合または合意した決定とは異な 独で行うことができる。

- 4. 異議は、適用可能な限りにおいて、略式履行命令への異議に関する規定により規律される。
- 5. 当事者および第三債務者は、通常の裁判手続の方式により、いつでも措置の修正または取消を求めることができる。

第317条 父母の一方の障碍

- 1. 父母の一方に、**親責任**の行使を不可能にする 遠隔地、無能力または他の障害がある場合には、 他方により単独で行われる。
- 2. 父母双方の親責任は、別居、婚姻解消、民事効果の終了、婚姻の取消、無効によって終了しない;かかる場合には、本章の第2節により規律される。

第317条の2 尊属との関係

- 1. 尊属は、未成年の孫と重要な関係を維持する 権利を有する。
- 2. かかる権利の行使を妨げられた尊属は、専ら子の利益のために、より適切な措置が採られるように、子の常居所地の裁判官に訴えることができる、第336条第2項が適用される。

第318条 父母の家の放棄

子は、**成年に達するまで、または解放に至るま** $\underline{\mathbf{c}}$, 自己に対し親責任を行使する父母または父母の家または父母によって自己に指定された居所を放棄することはできない。許可なくしてそこを離れたときは、必要の場合、両親は後見裁判官に相談して、彼を呼び戻すことができる。

第319条 子の非行

1975年の改正により削除

第320条 代理と管理

1. 親責任を共同で行う父母、または単独で行う父母の一方は、民事上のすべての行為についてすでに出生した子または胎児を、成年または未成年解放に至るまで、代理しその財産を管理する。使用についての一身専属権の譲渡または取得の契約を除き、通常の管理行為は、父母それぞれにより単独で行うことができる。

される。

- 3. 父母は、子の明らかな必要もしくは有益のた めに後見裁判官の許可を得た後でなければ, いか なる名義であれ子に帰属する財産を譲渡し, 抵当 に供し、または質に入れることはできず、または 死亡を原因とする場合でも、相続の放棄をし、遺 贈を受け、共有の解消を措置し、消費貸借の契約 を行い、または9年を超える賃貸借または貸借を 契約し、または通常の管理を越えるその他の諸行 為を遂行することはできず、また上記諸行為に関 する訴訟を勝手に提起し、和解をなしまたはこれ を危うくすることもできない。
- 4. 元本はその使用を決定する後見裁判官の許可 なくして取り立てられることができない。
- 5. 商業的企業の運営は、後見裁判官の意見に基 づく裁判所の許可をもってでなければ継続される ことができない。後見裁判官は,請求に基づき, 裁判所が審議決定するときまで、企業の一時的な 運営を許可することができる。
- 6. 同一の権能に服する子の間、または子と父母 双方または単独で親責任を行う父母との間に財産 的利害の対立が生じた場合には、後見裁判官は子 に特別後見人を任命する。対立が子と権能を行う 父母の一方との間に生じた場合には, 子の代理は もっぱら他方親に属する。

第321条 特別後見人の選任

父母が共同して, または排他的に権能を行使し ている父母の一方が、通常の管理を越える一つも しくは数個の、子の利益となる行為を遂行するこ とができずあるいは欲しないすべての場合に、裁 判官は, 当該の子, 検察官またはそれに利害関係 を有する血族の一人の請求に基づき、かつ父母の 意見を聴き, 上記行為の遂行を許可してその子に 特別後見人を任命することができる。

第322条 前記諸規定の不遵守

本章の全数条の規定を守ることなく遂行された 諸行為は,権能を行使している父母もしくは子ま たはその相続人もしくは権利承継人の請求に基づ き取消されることができる。

第323条 父母に禁じられる諸行為

- 1. 子に対する権能を行使している父母は、たと え公の競売においてであっても, 子の財物および 諸権利の直接または中間介在人による取得者とな ることができない。
- 2. 省略

- る形態の行使の場合には、第316条の規定が適用 | 2. 合意のない場合または合意した決定とは異な る形態の行使の場合には、第316条の規定が適用 される。
 - 3. 父母は、子の明らかな必要もしくは有益のた めに後見裁判官の許可を得た後でなければ, いか なる名義であれ子に帰属する財産を譲渡し、抵当 に供し、または質に入れることはできず、または 死亡を原因とする場合でも、相続の放棄をし、遺 贈を受け、共有の解消を措置し、消費貸借の契約 を行い、または9年を超える賃貸借または貸借を 契約し、または通常の管理を越えるその他の諸行 為を遂行することはできず、また上記諸行為に関 する訴訟を勝手に提起し、和解をなしまたはこれ を危うくすることもできない。
 - 4. 元本はその使用を決定する後見裁判官の許可 なくして取り立てられることができない。
 - 5. 商業的企業の運営は、後見裁判官の意見に基 づく裁判所の許可をもってでなければ継続される ことができない。後見裁判官は、請求に基づき、 裁判所が審議決定するときまで、企業の一時的な 運営を許可することができる。
 - 6. 同一の親責任に服する子の間, または子と父 母双方または単独で親責任を行う父母との間に財 産的利害の対立が生じた場合には、後見裁判官は 子に特別後見人を任命する。対立が子と親責任を 行う父母の一方との間に生じた場合には, 子の代 理はもっぱら他方父母に属する。

第321条 特別後見人の選任

父母が共同して, または排他的に**親責任**を行使 している父母の一方が、通常の管理を越える一つ もしくは数個の, 子の利益となる行為を遂行する ことができずあるいは欲しないすべての場合に, 裁判官は、当該の子、検察官またはそれに利害関 係を有する血族の一人の請求に基づき、かつ父母 の意見を聴き、上記行為の遂行を許可してその子 に特別後見人を任命することができる。

第322条 前記諸規定の不遵守

本章の全数条の規定を守ることなく遂行された 諸行為は、親責任を行使している父母もしくは子 またはその相続人もしくは権利承継人の請求に基 づき取消されることができる。

第323条 父母に禁じられる諸行為

- 1. 子に対する親責任を行使している父母は、た とえ公の競売においてであっても、子の財物およ び諸権利の直接または中間介在人による取得者と なることができない。
- 2. 省略

権益または債権の譲受人となることができない。

第324条 法定用益権

- 1. 権能を行使する父母は、子の財物の用益権を 有する。
- 2. 省略
- 3. 次の財物は法定用益権に服しない。
 - 1) 自己の労働の収入をもって子によって取得 された財物
 - 2) その経歴、技術または職業を修得するため 子に残されたまたは贈与された財物
 - 3) 権能を行使する父母またはその一方が、そ の用益権を有しないという条件で残されたま たは贈与された財物。この条件はしかし遺留 分の権原名義で子に帰属した財物については その効果を有しない。
 - 4) 相続, 遺贈, または贈与によって子に帰属 した財物でかつ権能を行使する父母の意思に 反して子の利益のため承認されたもの。父母 の一方だけがその承認に賛成した場合には, 法定用益権はもっぱらその者に属する。

第325条 法定用益権に内在する義務 省略

第326条法定用益権の非譲渡性、果実に対する執 行

省略

第327条 父母の一方だけの法定用益権 排他的に権能を行使する父母は, 法定用益権の 単独の名義人である。

第328条 新たな婚姻

省略

第329条 法定用益権終了後の財物の享有 省略

第330条 子に対する権能からの失効 裁判官は、父母がこの権能に内在する義務に違反 しもしくは懈怠し、またはそれに関する権限を子 に対する重大な損害をもって濫用したときは、 そ の権能からの失効を言い渡すことができる。

2. かかる場合において、重大な事由があるとき は,裁判官は家族の住居から子の退去を命ずるこ とができる。

第331条 親権の母への移転

3. 権能を行使する父母は、子に対する何らかの \mid 3. 親責任を行使する父母は、子に対する何らか の権益または債権の譲受人となることができない。

第324条 法定用益権

- 1. 親責任を行使する父母は、成年に達するまで、 または解放まで、共同で、子の財物の用益権を有 する。
- 2. 省略
- 3. 次の財物は法定用益権に服しない。
 - 1) 自己の労働の収入をもって子によって取得 された財物
 - 2) その経歴,技術または職業を修得するため 子に残されたまたは贈与された財物
 - 3) 親責任を行使する父母またはその一方が、 その用益権を有しないという条件で残された または贈与された財物。この条件はしかし遺 留分の権原名義で子に帰属した財物について はその効果を有しない。
 - 4) 相続,遺贈,または贈与によって子に帰属 した財物でかつ親責任を行使する父母の意思 に反して子の利益のため承認されたもの。父 母の一方だけがその承認に賛成した場合には、 法定用益権はもっぱらその者に属する。

第325条 法定用益権に内在する義務 省略

第326条法定用益権の非譲渡性、果実に対する執 行

省略

第327条 父母の一方だけの法定用益権 排他的に親責任を行使する父母は、法定用益権 の単独の名義人である。

第328条 新たな婚姻 省略

第329条 法定用益権終了後の財物の享有 省略

第330条 子に対する親責任の失効

- 1. 裁判官は、親が有する義務に違反または懈怠 し、または権限を濫用し、子に重大な損害をもた らす場合は、親責任の失効を言い渡すことができ
- 2. かかる場合には、重大な事由がある場合には、 裁判官は, 家族の住居から, または子を虐待また は濫用する親または同居者から子の退去を命じる ことができる。

第331条 親権の母への移転

1975年の改正により削除

第332条 親権の復帰

裁判官は、失格した父母について、失格が言い渡された理由が消滅し、子に対する損害のあらゆる危険が除かれたときは、権能へ復帰させることができる。

第333条 子に害をもたらす親の行為

1. 親の一方または双方の行為が、第330条の失効の判決を言い渡すには至らないが、しかし子に損害が見られる場合には、裁判官は、状況に応じて、子の利益に適する措置を行うことができ、また家族の住居から、または子を虐待する父母または同居者から、子の退去を定めることもできる。2. かかる措置は、いつでも取消すことができる。

第334条 財産管理からの排除(省略)

第335条 管理の行使における再許容(省略)

第336条 手続き

- 1. 省略
- 2. 裁判所は、情報を収集しかつ検察官の意見を聴き、評議室において措置する。措置が父母と対立する場合には、この父母の意見が聴取されなければならない。
- 3. 緊急の必要がある場合には、裁判所は、その職権をもってでも、子の利益のため暫定的な措置を講じることができる。
- 4. 前項の措置については、父母および子は、国費によっても、弁護人により援助される。

1975年の改正により削除

第 332 条 親責任の復帰

裁判官は、失格した父母について、失格が言い渡された理由が消滅し、子に対する損害のあらゆる危険が除かれたときは、親責任へ復帰させることができる。

第333条 子に害をもたらす親の行為

1. 親の一方または双方の行為が、第330条の失効の判決を言い渡すには至らないが、しかし子に損害が見られる場合には、裁判官は、状況に応じて、子の利益に適する措置を行うことができ、また家族の住居から、または子を虐待する父母または同居者から、子の退去を定めることもできる。2. かかる措置は、いつでも取消すことができる。

第334条 財産管理からの排除(省略)

第335条 管理の行使における再許容(省略)

第336条 手続き

- 1. 省略
- 2. 裁判所は、情報を収集しかつ検察官の意見を聴き、評議室において措置する; さらに子が 12歳に達し、またはそれ以下でも判断能力がある場合には、子の意見を聴取する。その措置が父母と対立する場合には、この父母の意見が聴取されなければならない。
- 3. 緊急の必要がある場合には、裁判所は、その職権をもってでも、子の利益のため暫定的な措置を講じることができる。
- 4. 前項の措置については、父母および子は、弁護人により援助される。

第336条の2 子の意見の聴取

- 1. 子は、12歳以上および判断能力がある場合は それ以下の年齢でも、裁判所長または、子に関し て措置を講じられなければならない手続において 委任を受けた裁判官により意見を聴取される。意 見の聴取が子の利益と対立し、または明らかに不 要な場合には、裁判官は、理由となる措置を伴う 証書を供し、履行の手続きは行わない。
- 2. 意見の聴取は、専門家その他の援助者の利用 も得て、裁判官により行われる。訴訟の当事者の 場合であっても、父母、当事者の代理人弁護士、 選任されている場合は、子の特別後見人、および 検察官は、裁判官によって許可された場合には、 子の意見の聴取への参加が認められる。それらの 者は、実施前に、議題と問題の深化を、裁判官に

第337条 後見裁判官の監督

後見裁判官は、裁判所が権能の行使および財物の 管理について定めた条件の遵守に関して監督しな ければならない。

提案できる。

3. 意見を聴取する手続の行う前に、裁判官は、意見聴取の手続の本質と効果について、子に情報を提供する。実施については、子の態度が記述され、またはビデオで記録された裁判調書が作成される。

第337条 後見裁判官の監督

後見裁判官は、裁判所が親責任の行使および財物の管理について定めた条件の遵守に関して監督 しなければならない。

第2節

別居,婚姻の解消,婚姻の民事効果の終了,婚姻の取消,無効または婚姻外で出生した子に関する手続の効果としての親責任の行使

第337条の2 適用の範囲

1. 別居,婚姻の解消,婚姻の民事効果の終了,婚姻の取消,無効および婚姻外で出生した子に関する手続の場合には,本節の規定が適用される。

第 337 条の 3 子に関する措置

- 1. 未成年の子は、父母のそれぞれと等しい関係を継続的に維持する権利および父母による監護、教育、訓育および精神的援助を受ける権利を有し、また尊属および父母それぞれの血族との重要な関係を保持する権利を有する。
- 2. 第1項に示された目的を実現するために、337 条の2における手続においては、裁判官は、もっぱら子の精神的物質的利益を考慮して、子に関する措置を行う。

父母双方に未成年の子の監護が継続される可能性を優先的に検討し、若しくは父母のいずれに子が監護されるかを定め、父母それぞれが、子の扶養、監護、訓育および教育について分担しなければならない範囲および態様を定め、父母それぞれの下において子が過ごす期間および方法を定める。子の利益に反しない場合には、父母間の合意について書面を作成する。

子に関するその他の措置を行う。父母の一方に子を監護させることが一時的な不可能な場合には、家族監護もそれに含まれる。子の監護に関する措置を実行するについては、事実審の裁判官が、および家族監護の場合には職権によっても、行われる。かかる目的で、監護措置の写しが、検察官により、後見裁判官に送付される。

3. 親責任は、父母双方によって行使される。子 の訓育、教育、健康および子の日常の住居の選択 に関する子のより重要な利益の決定は、子の能力、

生来の性向、志望を考慮して、合意によりなされる。合意できない場合は、決定は、裁判官に移される。通常の管理の問題に関する決定にかぎり、裁判官は、親は別々に親責任を行使すると定めることができる。父母が前記の条件に従わない場合には、裁判官は、監護の態様を変更する目的でも前記の行為を評価する。

- 4. 当事者による異なる合意がある場合を除いて、 父母のそれぞれは、各人の所得に応じて、子の扶養を行う。必要な場合には、裁判官は、比例原則 を実現するために、定期的扶養給付の支払いを定める。
 - 1) 子の現実の必要
 - 2) **父母双方との同居時に子が享受した生活の** 程度
 - 3) それぞれの父母の下で滞在する期間
 - 4) 父母双方の経済的資力
 - 5) **父母それぞれにより行われる監護および家**事の経済的評価
- 5. 給付は、両当事者または裁判官により示され た他の基準がない場合には、ISTAT (中央統計 局) の指標が自動的に適用される。
- 6. 父母により供される経済的情報が十分に証明されない場合には、たとえ名義が異なっていても、裁判官は、異議の対象となる財産や所得に関して税務警察の調査を命じる。

第 337 条の 4 単独監護と共同分担監護への異議 1. 裁判官は、理由を記した措置により、他方の 親に子の監護を託することが子の利益に反すると 解される場合には、子の監護を父母の一方に定め ることができる。

2. 各父母は、第1項に示す状況が存在する場合には、いつでも、単独監護を求めることができる。 裁判官は、申立てを認める場合には、可能な限り、第337条の3第1項により定められた子の権利を確保し、申し立てた親に、子の単独監護を命じる。

申立てに明らかに理由がない場合には、裁判官は、民事訴訟法第 96 条(加重責任)を適用し、子の利益のために措置を決定する目的で、申し立てた父母の行為を判断することができる。

3. 単独で子を監護する各父母は、裁判官による 異なる措置がある場合を除いて、子に対する親責 任を単独で行使する。その者は、裁判官により決 定された条件に従わなければならない。異なる定 めがある場合を除いて、子のためのより重要な利 益の決定は、父母双方により行われる。子を監護 しない父母は訓育および教育について監守権利義 務を有し、そして父母の利益に損害を生じる決定 がなされたと判断される場合には、裁判官に訴え

ることができる。

第337条の5 子の監護に関する措置の再審理
1. 父母はいつでも子の監護,子についての親責

は行体についてのはち、公田の範囲と能様に関す

任行使についての付与、分担の範囲と態様に関するその他の措置に関する定めの再審理を求めることができる。

第337条の6 家族の住居の分与と住居に関する 権利の消滅

1. 家族の住居の利用は、子の利益を優先して定められる。分与については、裁判官は、所有の権限その他を考慮して、夫婦の経済的関係の調整に配慮する。家族の住居の利用の権利は、家族の住居に居住していない場合、若しくは家族の住居に定住するのを止めた場合、または同棲している場合、若しくは再婚した場合には、効力を失う。

分与の措置およびその取消の措置は、2643条により登記することができ、第三者に対抗できる。
2. 未成年の子がいる場合には、父母それぞれは、他方に対して、住居または住所の変更を30日の上訴権消滅期間内に、通知することが義務づけられる。通知の欠缺によって、その者の発見が困難となり、夫婦または子に対して損害が生じる場合には、その損害の賠償を義務づける。

第337条の7 成年の子のための措置

- 1. 裁判官は、状況を判断して、経済的に独立していない成人の子の利益のために、定期的扶養の支払を命じることができる。かかる手当は、裁判官の異なる決定を除いて、権利の所有者に直接に支払われる。
- 2. 障害を持つ成年の子には、未成年の子のために規定された措置が全面的に適用される。

第 337 条の 8 裁判官の権限と聴取を受ける子の 権利

- 1. 暫定的であっても、第 337 条の 3 の措置を発する前に、裁判官は、当事者の申立て若しくは職権で、証拠を調べる。裁判官は、さらに 12 歳以上、および判断能力のある場合には、それ以下の年齢の子でも、子の聴取を行う。子の監護の条件について、父母の合意が認定され、または公的に記録された手続において、子の利益に反する場合または明らかに不要な場合には、裁判官は、子への意見の聴取を行わない。
- 2. 子の精神的物質的利益の保護のための特別な 配慮を行った上で、夫婦が、合意に達するために、 専門家を利用して調停を行うことに同意するため に、裁判官は、当事者を聴聞し、かつ親の同意を

第 338 条乃至第 341 条 1975 年の改正で削除

第 342 条

1944年の改正で削除

第343条 後見の開始

- 1. 父母双方とも死亡し、またはその他の原因によって親権を行使することができない場合には、子の事務および利益の主たる本拠のある場所の区の裁判所において後見が開始する。
- 2. 後見人が他の区に住所を有しまたは住所を移転した場合には、後見は裁判所の決定をもってそこに移されることができる。

第348条 後見人の選任

- 1. 後見裁判官は、最後に親権を行使した父母によって指定された者を後見人に選任する。その指定は、遺言により、公正証書または公正力ある私書証書によってなされることができる。
- 2. 省略
- 3. 裁判官は、後見人選任の手続きをする前、16歳に達した子の意見を聴取する措置を行う。
- 4. 省略

第356条 未成年の子のための贈与または遺言処 分

- 1. 未成年の子のため贈与をなし、または遺言をもって処分する者は、たとえこの未成年の子が親権に服している場合でも、その贈与または遺贈された財物の管理につき特別後見人を選任することができる。
- 2. 贈与者または遺言者が、別段の定めをしなかった場合には、特別後見人は通常の管理を超える行為の遂行については第374条および第375条所定の方式を守らなければならない。
- 3. いずれの場合も, 第384条は特別後見人に適用される。

第371条 教育および管理に関する措置

- 1. 財産目録が完成されたときは、後見裁判官は、後見人の請求に基づきかつ補助後見人の意見を聴き、次の事項を決定する。
 - 1) 子が 10 歳に達している場合には、その子 の意見を聴き、かつ、それが適当であるとき は、近親者および子の保護者会の意見を求め、

得て, 第 337 条の 3 条の措置の採用を延期することができる。

第 338 条乃至第 341 条 1975 年の改正で削除

第 342 条

1944年の改正で削除

第343条 後見の開始

- 1. 父母双方とも死亡し、またはその他の原因によって**親責任**を行使することができない場合には、子の事務および利益の主たる本拠のある場所の区の裁判所において後見が開始する。
- 2. 後見人が他の区に住所を有しまたは住所を移転した場合には、後見は裁判所の決定をもってそこに移されることができる。

第348条 後見人の選任

- 1. 後見裁判官は、最後に**親責任**を行使した父母によって指定された者を後見人に選任する。その指定は、遺言により、公正証書または公正力ある私書証書によってなされることができる。
- 2. 省略
- 3. 裁判官は、後見人選任の手続きをする前、12 歳に達した、またはそれ以下でも判断力のある子 の意見を聴取する措置を行う。
- 4. 省略

第356条 未成年の子のための贈与または遺言処 分

- 1. 未成年の子のため贈与をなし、または遺言をもって処分する者は、たとえこの未成年の子が親 責任に服している場合でも、その贈与または遺贈された財物の管理につき特別後見人を選任することができる。
- 2. 贈与者または遺言者が、別段の定めをしなかった場合には、特別後見人は通常の管理を超える行為の遂行については第374条および第375条所定の方式を守らなければならない。
- 3. いずれの場合も, 第384条は特別後見人に適用される。

第371条 教育および管理に関する措置

- 1. 財産目録が完成されたときは、後見裁判官は、 後見人の請求に基づきかつ補助後見人の意見を聴 き、次の事項を決定する。
- 1) 子が 10 歳に達している場合およびそれ以下でも判断力がある場合には、その子の意見を聴き、かつ、それが適当であるときは、子

子が養育されるべき場所およびその勉学また は技能、職技、もしくは職業に関する指針;

- 2) 余分の収益の使用の態様を定める場合には、 子の扶養および訓育のためならびに財産の管理のため必要となる年々の費用;
- 3) 子の財産中に存する企業を継続するか、または譲渡するか、ないしは清算するかの適否ならびにそれに関する態様および担保;
- 2. 省略

第401条 規律適用の限界

- 1. 本章の規定は、親の知れない子または子を扶養することが不可能な母のみによって認知された自然子にも適用される。
- 2. 省略

第402条 扶助施設に存する後見の権能

1. 公の扶助施設は、収容されているまたは扶助されている子に対し、後見人の任命があるまで、および親権または後見の行使が妨げられているすべての場合に、本編第10章第1節の規定に従い、後見の権能を行使する。扶助の団体もしくは養育院に後見を付与し、または第354条の規定に従い後見人を任命する後見裁判官の権限はそのまま妥当する。

父母が再び親権の行使をする場合には、施設は後 見裁判官に、この行使につきその必要に応じて制 限または条件を定めることを請求しなければなら ない。

第417条 禁治産または準禁治産の申立

- 1. 省略
- 2. 禁治産にある者または準禁治産者にある者が、親権の下にあり、または父母の一方が後見人としてある場合には、禁治産または準禁治産は、その親または検察官の請求に基づくほか行われることはできない。

第 13 章

第433条 義務を負う者

扶養料を供する義務を負う者は、次のような順序 による。

- 1. 配偶者
- 2. 嫡出子または準正された子およびそのない場合には、近親の卑属
- 3. 父母, ない場合には, 近親の尊属
- 4. 婿および嫁
- 5. 義父および義母
- 6. 全血のまたは半血の兄弟姉妹。但し全血は半

の近親者の意見を求め、子が養育されるべき 場所およびその勉学または技能、職技、もし くは職業に関する指針;

- 2) 余分の収益の使用の態様を定める場合には, 子の扶養および訓育のためならびに財産の管理のため必要となる年々の費用;
- 3) 子の財産中に存する企業を継続するか、または譲渡するか、ないしは清算するかの適否ならびにそれに関する態様および担保;
- 2. 省略

第401条 規律適用の限界

- 1. 本章の規定は、親の知れない子または子を $\underline{\mathbf{x}}$ 養することが不可能な父母の $\underline{\mathbf{z}}$ にも適用される。
- 2. 省略

第 402 条 扶助施設に存する後見の権能

1. 公の扶助施設は、収容されているまたは扶助されている子に対し、後見人の任命があるまで、および親責任または後見の行使が妨げられているすべての場合に、本編第10章第1節の規定に従い、後見の権能を行使する。扶助の団体もしくは養育院に後見を付与し、または第354条の規定に従い後見人を任命する後見裁判官の権限はそのまま妥当する。

父母が再び親責任の行使をする場合には、施設は後見裁判官に、この行使につきその必要に応じて制限または条件を定めることを請求しなければならない。

第417条 禁治産または準禁治産の申立

1. 省略

2. 禁治産にある者または準禁治産者にある者が、 親責任の下にあり、または父母の一方が後見人と してある場合には、禁治産または準禁治産は、そ の親または検察官の請求に基づくほか行われることはできない。

第433条 義務を負う者

- 1. 扶養料を供する義務を負う者は、次の順序による:
 - 1) 配偶者;
 - 2) 養子を含む子,ない場合には,近親の卑属;
 - 3) 父母, ない場合には, 近親の尊属, 養親;
 - 4) 婿および嫁
 - 5) 義父および義母
 - 6) 全部または半血の兄弟姉妹, 但し全血は, 半血に先行する。

血の兄弟姉妹に先行する。

第436条 養親および養子間の義務

養親は養子に対しその嫡出または自然の親に先 行して扶養料を負担する。

第 468 条 主体

1. 代襲相続は、直系にあっては、嫡出子、準正子および養子の各卑属、ならびに故人の自然子の卑属の利益のために、そして、傍系にあっては、故人の兄弟姉妹の利益のために行われる。

2. 省略

第 467 条 概念

1. 代襲相続は、尊属が相続または遺贈を承認することができないまたは欲しないすべての場合に、嫡出または自然の卑属をしてその尊属の地位および親等に代襲させるものである。

2. 省略

第 468 条 主体

1. 代襲相続は、直系にあっては、嫡出子、準正子および養子の各卑属、ならびに死者の自然子の卑属の利益のために、そして、傍系にあっては、死者の兄弟姉妹の卑属の利益のために行われる。

第 480 条 消滅時効

- 1. 相続を承認する権利は、10年にして時効によって消滅する。
- 2. その期間は、相続開始の日からそして、条件付の相続人指定の場合には、その条件の成就した日から進行する。
- 3. 省略

第536条 遺留分権利者

1. 法がその利益のため相続財産の一定分または相続におけるその他の諸権利を留保する者は以下の者である: 配偶者, 嫡出子, 自然子, または嫡出の尊属である。

第436条 養親および養子間の義務

養親は養子に対しその 父母 (「嫡出または自然 の」削除) に先行して扶養料を負担する。

第448条の2 子に対する親責任により権利を有する者の失効を理由とする終了

1. 養子を含む子、および子がいない場合には近親の卑属は、親責任の失効が宣告された親に対しては、扶養を供する義務を負わず、また第 463 条(筆者注: 絶対的相続欠格事由)による欠格の事由を構成しない事実については、その者を相続から排除することができる(2012)。

第 468 条 主体

1. 代襲相続は、直系にあっては、養子を含む子の各卑属の利益のために、そして、傍系にあっては、故人の兄弟姉妹の利益のために行われる。

2. 省略

第 467 条 概念

1. 代襲相続は、尊属が相続または遺贈を承認することができないまたは欲しないすべての場合に、 **卑属**をしてその尊属の地位および親等に代襲させるものである。

2. 省略

第 468 条 主体

1. 代襲相続は、直系にあっては、養子を含む<u>卑</u> 属のために、傍系にあっては、故人の兄弟姉妹の 卑属の利益のために行われる。

2. 省略

第 480 条 消滅時効

- 1. 相続を承認する権利は、10年にして時効によって消滅する。
- 2. その期間は、相続開始の日から進行し、そして、条件付の相続人指定の場合には、その条件の成就した日から進行する。親子関係が裁判による立証の場合は、期間は、同親子関係の判決の確定より進行する。
- 3. 省略

第536条 遺留分権利者

1. 法がその利益のため相続財産の一定分または相続におけるその他の諸権利を留保する者は以下の者である:配偶者、(「嫡出子、自然子」を削除)子、(「嫡出の」削除)尊属である。

- 2. 準正子および養子は嫡出子と同等である。
 - 3. 嫡出または自然子の地位において相続に参加する,嫡出または自然子の卑属の利益のため,法は嫡出または自然子に留保されているものと同一の諸権利を留保する。

第537条 嫡出および自然子の利益のための遺留 分

- 1. 第542条に規定されている限りのものを除き、親が、嫡出または自然の、唯一人の子を遺している場合には、この者には財産の二分の一が留保される。
- 2. 子が数人である場合には、三分の二の割合が 留保され、嫡出および自然の、すべての子の間で 等しい割当額で分割される
- 3. 嫡出子は、それに異議を申立てない自然子に帰属する分け前を金銭をもってまたは相続財産の不動産的財物をもって満足せしめることができる。 異議申立ての場合には、その身上および財産的事情を考慮して裁判官が決定する。

第538条 嫡出の尊属のための遺留分

- 1. 死亡した者が嫡出の子も自然子も遺していないが、しかし嫡出の尊属を遺している場合には、第544条に規定されている限りのものを除き、これらの者の利益のため財産の三分の一が留保される。
- 2. 尊属の複数の場合には、遺留分は第569条所定の基準に従い当該の者の間に分配される。

第542条 配偶者と子の競合

- 1. 死亡した者が、配偶者のほか嫡出または自然の、唯一人の子を遺している場合には、この子には財産の三分の一が留保されそして他の三分の一は配偶者に属する。
- 2. 嫡出または自然の子が複数の場合には、これらの者には合計して財産の二分の一が留保されそして配偶者には死者の財産の四分の一が帰属する。嫡出および自然のすべての子の間の分割は、平等の持分で実行される。
- 3. 第537条第3項が適用される。

第 544 条 嫡出の尊属と配偶者の競合

- 1. 死亡した者が嫡出の子も自然の子も遺さないが、しかし嫡出の尊属と配偶者を遺したときは、配偶者には財産の二分の一のそして尊属には四分の一が留保される。
- 2. 尊属が複数の場合には、前項の意味において彼らに付与された遺留分の分け前は、当該の者の間に第569条所定の基準に従って分配される。

- 2. 養子は子と同等である。
- 3. 子の地位において相続に参加する (「嫡出または自然」削除)子の卑属の利益のため、法は(「嫡出または自然」削除)子に留保されるものと同一の諸権利を留保する。

第537条 <u>(「嫡出および自然」削除)子</u>の利益の ための遺留分

- 1. 第 542 条に規定されている限りのものを除き、 親が、(「嫡出または自然の」削除) 唯一人の子を 遺している場合には、この者には財産の二分の一 が留保される。
- 2. 子が数人である場合には、三分の二の割合が 留保され、すべての(「嫡出または自然の」削除) 子の間で等しい割当額で分割される。
- 3. 2013年の改正により削除

第 538 条 <u>(「嫡出の」削除) 尊属</u>のための遺留分 1. 死亡した者が <u>(「嫡出も自然も」削除)子</u>を遺 していないが,しかし <u>(「嫡出」削除) 尊属</u>を遺 している場合には,第 544 条に規定されている場 合を除き,これらの者の利益のため財産の三分の 一が留保される。

2. 尊属の複数の場合には、遺留分は第569条所定の基準に従い当該の者の間に分配される。

第542条 配偶者と子の競合

- 1. 死亡した者が、配偶者のほか嫡出または自然 の、唯一人の (「嫡出または自然」削除)子を遺 している場合には、この子には財産の三分の一が 留保されそして他の三分の一は配偶者に属する。
- 2. <u>(「嫡出または自然」削除)子</u>が複数の場合には、これらの者には合計して財産の二分の一が留保されそして配偶者には死者の財産の四分の一が帰属する。すべての<u>子</u>の間の分割は、平等の持分で実行される。
- 3. 削除

第 544 条 (「嫡出の」削除)尊属と配偶者の競合 1. 死亡した者が子を遺さないが、しかし(「嫡出 の」削除)尊属と配偶者を遺したときは、配偶者 には財産の二分の一のそして尊属には四分の一が 留保される。

2. 尊属が複数の場合には、前項の意味において 彼らに付与された遺留分の分け前は、当該の者の 間に第569条所定の基準に従って分配される。

第565条 相続しうる者の範囲

法定相続においては、相続財産は本章に定められている順序および規定に従い、配偶者、嫡出および自然の卑属、嫡出尊属、傍系血族、その他の血族および国家に帰属する。

第566条 嫡出および自然子の相続

- 1. 嫡出および自然子は、平等の割合で、父および母を相続する。
- 2. 第537条第3項が適用される。

第567条 準正子および養子の相続

1. 準正子および養子は嫡出子と等しく扱われる。 養子は養親の血族の相続には無縁の者である。

第573条 自然子の相続

1. 自然子の相続に関する諸規定は、その親子関係が認知されまたは裁判上宣言された場合に適用される。但し第580条によって定められている限りのものを妨げない。

第578条 自然子に対する親の相続

自然子が子孫も配偶者も遺すことなく死亡した 場合には、彼の相続財産は彼を認知した父母の一 方またはその者の子とされた者に到来する。

子が父母双方の子と認知されまたは宣言された 場合には、相続財産は折半して彼らの各々に属す る。

父母の一方だけが子を準正した場合には、他方 は相続から排除される。

第579条 配偶者および両親の競合

子も,両親も遺すことなく死亡した自然子に, 配偶者が生存する場合には,相続財産は全部この 者に到来する。

両親がいる場合には、相続財産は三分の二は配 偶者に、そして他の三分の一は両親に到来する。

第580条 認知されえない自然子の諸権利

第 279 条の規定に従い、扶養、訓育および教育 について権利を有する自然子に、その親子関係が 宣言されまたは認知されたとすれば、その者に帰 属したであろう相続分の年金額に等しい終身的手 当が帰属する。

2. 自然子は、その請求に基づき、前項の規定に 従って、金銭であるいは法定相続人の選択による 相続財産について、彼らに帰属する手当を元本化 する権利を有する。

第565条 相続しうる者の範囲

1. 法定相続においては、相続財産は、本章に定められている順序および規定に従い、配偶者、 (「嫡出または自然の」削除) 卑属、尊属、傍系血族、他の親族および国家に帰属する。

第566条 子の相続

子は、平等の割合で、父および母を相続する。

第567条 養子の相続

- 1. 養子は、子と等しく扱われる。
- 2. 以下の項は省略。

第573条 婚姻外で出生した子の相続

1. **婚姻外で出生した子**の相続についての規定は、 その親子関係が認知され、または裁判上宣言され た場合に適用される。

第578条 自然子の相続

2013年の改正により削除

第 579 条

2013年の改正により削除

第 580 条 認知されえない**婚姻外で出生した子**の 権利

- 1. 第 279 条の規定に従い、扶養、訓育および教育について権利を有する婚姻外で出生した子に、その親子関係が宣言されまたは認知されたとすれば、その者に帰属したであろう相続分の年金額に等しい終身的手当が帰属する。
- 2. **婚姻外で出生した子**は、その請求に基づき、前項の規定に従って、金銭あるいは法定相続人の選択による相続財産について、彼らに帰属する手当を元本化する権利を有する。

第581条 子と配偶者の競合

配偶者が嫡出の子または自然の子,あるいは嫡出および自然の子と競合する場合は,配偶者は,その相続に唯一人の子と競合するときは,相続財産の二分の一,その他の場合には三分の一について権利を有する。

第582条 嫡出の尊属、兄弟姉妹と配偶者の競合配偶者が、嫡出の尊属またはたとえ半血でも兄弟姉妹と、あるいはその一方および他方と競合する場合には、配偶者には相続財産の三分の二が到来する。この後の場合には残余の部分は、第571条の規定に従い、尊属、兄弟姉妹に到来する。但しいずれの場合も尊属の相続財産に対する四分の一の権利を妨げない。

第583条 配偶者のみの相続

嫡出または自然子,尊属,兄弟姉妹がいない場合には、相続財産の全部が配偶者に帰属する。

第594条 認知されえない自然子に対する手当相続人、受遺者および受贈者は、第279条所定の自然子に対し、その親がその子のために贈与または遺贈の処分を行わなかった場合には、第580条に定められている限度内において、その受けた額に比例して、終身的手当を支払うべき義務を負担する。親がその子の利益のために処分を行っていた場合には、子は処分を放棄し手当を求めることができる。

第643条 胎児の相続人の場合における管理

- 1. 前2条の規定は、現存する特定人の子であれば、未だ懐胎されていない者が相続に呼び出された場合にも適用される。胎児の代理権は、たとえその相続財産の管理人が他の異なる者である場合でも、彼の相続上の権利を保護するため、この現存する特定人に属する。
- 2. 胎児が呼び出された場合には、管理権はその父に属して、父のない場合には、母に属する。

第687条 子のその後の出現による撤回

1. 遺言の時において、子または卑属を有しないまたは有していることを知らなかった者によってなされた包括または特定名義の処分は、たとえその後に出現した子が、養子であっても、遺言者の嫡出子または卑属の存在またはその後の出現によ

第581条 子と配偶者の競合

1. 配偶者が (「嫡出または自然または嫡出と自然 の」削除)子と競合する場合には、配偶者は、その相続に唯一人の子と競合するときには、相続財産の二分の一、その他の場合には、三分の一について権利を有する。

第 582 条 <u>(「嫡出の」削除) 尊属</u>, 兄弟姉妹と配 偶者の競合

1. 配偶者が、(「嫡出の」削除) 尊属またはたとえ半血でも兄弟姉妹と、あるいは一方および他方と競合する場合には、配偶者には、相続財産の三分の二の権利が帰属する。この場合には、残余の部分は、第571条の規定に従い、尊属、兄弟姉妹、に帰属する。但しいずれの場合も、相続財産の四分の一の権利が帰属するのを妨げない

第583条 配偶者のみの相続

(「嫡出または自然の」削除)子, 尊属, 兄弟姉妹がいない場合には, 相続財産の全部が配偶者に帰属する。

第 594 条 認知されえない**婚姻外で出生した子**の 手当

1. 相続人、受遺者および受贈者は、第 279 条所 定の**婚姻外で出生した子**に対し、その親がその子 のために贈与または遺贈の処分を行わなかった場 合には、第 580 条に定められている限度内におい て、その受けた額に比例して、終身手当を支払う べき義務を負担する

親がその子の利益のために処分を行っていた場合には、子は処分を放棄し手当を求めることができる。

第643条 胎児の相続人の場合の管理

- 1. 前2条の規定は、現存する特定人の子であれば、未だ懐胎されていない者が相続に呼び出された場合にも適用される。胎児の代理権は、たとえその相続財産の管理人が他の異なる者である場合でも、彼の相続上の権利を保護するため、この現存する特定人に属する。
- 2. 胎児が呼び出された場合には、管理権は、父および母に帰属する。

第687条 子のその後の出現による撤回

1. 遺言の時において、子または卑属を有しないまたは有していることを知らなかった者によってなされた包括または特定名義の処分は、たとえその後に出現した子が、養子であっても、遺言者の(「嫡出」削除)子または卑属の存在またはその後

- 撤回されたものとする。
- 2. 撤回は、子が遺言の時に懐胎されていた場合 にも、また、準正された自然子にかかるときは、 たとえそれが遺言前に遺言者からすでに認知され ておりそしてその後に準正されたに過ぎない場合 にも発生する。

これに反し、 遺言者が子またはその卑属が存在 しまたは後に出現する場合につき予め考慮してい たときは、撤回は発生しない。

3, 4, 省略

第715条 分割障碍の場合

- 1. 相続に呼び出された者の中に胎児がある場合 には, 分割は, 当該胎児の出生前に行われること はできない。同様に分割は、訴訟の有利な結果の 場合には、相続に呼び出される者となるかもしれ ない者の, その嫡出性, または自然の親子関係に 関する訴訟の係属中は行われず、また第252条第 4項の認知の許可のため、または相続人に指定さ れた団体の設立許可のため行政手続きの進行中に も行われることはできない。
- 2. 裁判所は、しかし、適当な担保を定めて、分 割を許可することができる。
- 3. 前項の規定は、相続に呼び出された者の中に、 まだ懐胎されていない将来生まれるであろう者が 含まれている場合にも適用される。

第737条 持戻しに関する主体

- 1. 相続に競合する配偶者,嫡出および自然子な らびに彼らの嫡出および自然の卑属は、直接また は間接に贈与により、故人から受けたところのも のをすべてその共同相続人に持ち戻さなければな らない。ただし, 死者がそのことから免除した者 については、この限りではない。
- 2. 持ち戻しからの免除は、処分可能分の範囲内 でなければその効力を生じない。

第803条 子のその後の出現による撤回

- 1. 贈与の当時、嫡出子または卑属を有せずもし くは有していることを知らなかった者によってな された贈与は、贈与者の嫡出子もしくは卑属の出 現または存在により、撤回されることができる。 さらに贈与から2年内になされた自然子の認知に よっても撤回されることができる。ただし贈与の 当時,贈与者が子の存在を知っていたことが証明 されるときはこの限りでない。
- 2. 撤回は、贈与者がすでに子を懐胎していた場 合にも請求されることができる。

り、あるいは自然子の認知により、法律上当然に | の出現により、あるいは婚姻外で出生した子の認 知により、法律上当然に撤回されたものとする。

- 2. 撤回は、子が遺言の時に懐胎されていた場合 にも、発生する。
- 3, 4, 省略

第715条 分割障碍の場合

- 1. 相続に呼び出された者の中に胎児がある場合 には, 分割は, 当該胎児の出生前に行われること はできない。同様に分割は、訴訟の有利な結果の 場合には、相続に呼び出される者となるかもしれ ない者の, 親子関係に関する訴訟の係属中は行わ れず, また第252条第4項の認知の許可のため, または相続人に指定された団体の設立許可のため 行政手続きの進行中にも行われることはできない。 2. 裁判所は、しかし、適当な担保を定めて、分 割を許可することができる。
- 3. 前項の規定は、相続に呼び出された者の中に、 まだ懐胎されていない将来生まれるであろう者が 含まれている場合にも適用される。

第737条 持戻しに関する主体

- 1. 相続に競合する配偶者, (「嫡出および自然」 削除)子ならびに彼らの(「嫡出および自然の」 削除) 卑属は,直接または間接に贈与により,故 人から受けたところのものをすべてその共同相続 人に持ち戻さなければならない。ただし、死者が そのことから免除した者については、この限りで はない。
- 2. 持ち戻しからの免除は、処分可能分の範囲内 でなければその効力を生じない

第803条 子のその後の出現による撤回

- 1. 贈与の当時、子または卑属を有せずもしくは 有していることを知らなかった者によってなされ た贈与は、贈与者の子もしくは卑属の出現または 存在により、撤回されることができる。さらに子 の認知によっても撤回されることができる。ただ し贈与の当時、贈与者が子の存在を知っていたこ とが証明されるときはこの限りでない。
- 2. 撤回は、贈与者がすでに子を懐胎していた場 合にも請求されることができる。

第804条 裁判に対する期間

1. 子のその後の出現による撤回の裁判は、最後の嫡出子もしくは卑属の出生、または子もしくは卑属の存在を知り、あるいは自然子の認知のあった日から5年ないに提起されなければならない。
2. 贈与者は、子もしくは卑属の死亡後は、訴を提起しまたはそれを続行することはできない。

第1023条 家族の範囲

1. たとえ権利の発生した時その者が婚姻を締結していなかった場合でも、使用または居住の権利が始まった後生まれた子は、家族に含まれる。

さらに権利が既に発生した後行われた養子縁組, 認知または準養子縁組であっても,養子,認知された自然子および準養子は含まれる。最後に権利 者またはその家族に奉仕するため権利名義人と同 居する人々が含まれる。

第1916条 保険者の代位権

- 1. 賠償金を支払った保険者は、賠償金の限度で、その責に任ずる第三者に対し被保険者の諸権利に代位する。
- 2. 悪意の場合を除き、代位はその損害が、子、準養子、尊属、その他の血族もしくは同居する被保険者の姻族または家事従事者によって生じた場合には行われない。
- 3. 省略

第 2941 条 当事者間の関係による停止 次の者の間では、時効は停止されたままとする;

- 1) 配偶者間;
- 2) 第316条による親権またはそれに関わる諸権能を行使する者とそれに服する者との間;

第804条 裁判に対する期間

- 1. 子のその後の出現による撤回の裁判は、**婚姻** から出生した最後の子の出生または卑属の出生、または子もしくは卑属の存在を知り、あるいは婚姻外で出生した子の認知のあった日から5年内に提起されなければならない。
- 2. 贈与者は、子もしくは卑属の死亡後は、訴を提起しまたはそれを続行することはできない。

第1023条 家族の範囲

1. たとえ権利の発生した時その者が婚姻を締結していなかった場合でも、使用または居住の権利が始まった後生まれた子は、家族に含まれる。 さらに権利が既に発生した後行われた養子縁組または認知であっても、養子および認知された子は含まれる。 最後に権利者またはその家族に奉仕するため権利名義人と同居する人々が含まれる。

第1916条 保険者の代位権

- 1. 賠償金を支払った保険者は、賠償金の限度で、その責に任ずる第三者に対し被保険者の諸権利に代位する。
- 2. 悪意の場合を除き、代位はその損害が子、 (「準養子」を削除)、尊属、その他の血族もしく は同居する被保険者の姻族または家事従事者によっ て生じた場合には行われない。
- 3. 省略

第 2941 条 当事者間の関係による停止 次の者の間では、時効は停止されたままとする; 1) 配偶者間;

2) 第 316 条による**親責任**またはそれに関わる諸 機能を行使する者とそれに服する者との間;

《注》

- (1) Michele Sesta, *Diritto di famiglia*, CEDAM, 2005, p. 429 ss. 椎名規子「見捨てられた婚外子 国家の保護を受ける「家族」の陰に」『イタリア国民国家の形成』日本経済評論社(2010 年)181 頁。
- (2) 椎名·前掲論文 171 頁以下。
- (3) 1942 年に 1865 年の民法典が改正され,「patria podestà」から「patria potestà」に改められた。
- (4) 松浦千誉「イタリア家族法の改正」ケース研究 156 号 2 頁以下参照。
- (5) 椎名規子「親権制限と未成年養子制度における「子の福祉」―イタリアにおける「家族への子の権利」専修大学法学研究所紀要 35 (2010) 44 頁。
- (6) 椎名規子「イタリアにおける子に対する共同親権の新制度 —「両親とともに成長する権利 (Il diritto alla bigenitorialità) の意義」— (1)」 専修法学論集第 113 号 (2011) 113 頁, 「同 (2・完)」 同論集第 116 号 (2012) 95 頁。
- (7) 2012 年の民法典の改正については、Dossetti, Moretti, La riforma della filiazione, Aspetti

personali, successori e processuali, l. 10 dicembre 2012, n.219, Zanichelli, 2013. を参照した。

- (8) Mirzia Bianca (a cura di), Filiazione, commento al decreto attuativo, Giuffrè, 2014.
- (9) 椎名規子「イタリア法」『親権法の比較研究』床谷文雄・本山敦編,日本評論社 (2014) 202 頁以下。
- (10) 旧規定については、風間鶴寿訳『全訳イタリア民法典〔追補版〕』法律文化社(1977)を参照した。

(原稿受付 2015年11月11日)

〇拓殖大学 研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学(以下,「本学」という。)に附置する,経営経理研究所,政治経済研究所,言語文化研究所,理工学総合研究所及び人文科学研究所(以下,「研究所」という。) が発行する紀要は,研究成果の多様な学術情報の発表の場を提供し,研究活動の促進に供することを目的とする。

(種類)

- 第2条 研究所は、次の紀要を発行する。
 - (1) 経営経理研究所 紀要『拓殖大学 経営経理研究』
 - (2) 政治経済研究所 紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
 - (3) 言語文化研究所 紀要『拓殖大学 語学研究』
 - (4) 理工学総合研究所 紀要『拓殖大学理工学研究報告』
 - (5) 人文科学研究所 紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』

(投稿資格)

- 第3条 研究所が発行する紀要の投稿者(共著の場合,投稿者のうち少なくとも1名)は、原則として研究所の研究員でなければならない。
- 2 研究所の編集委員会(以下「編集委員会」という)が認める場合には、研究員以外も、投稿 することができる。

(著作権)

- 第4条 研究所が発行する紀要に掲載された著作物の著作権は、研究所に帰属する。
- 2 研究所が必要と認める場合には、投稿者の許可なく、著作物の転載や引用を許可する。ただ し、事後に投稿者に報告するものとする。
- 3 研究所の紀要に掲載した著作物は、電子化しコンピュータネットワークを通じて、本学のホームページ等に公開するものとし、投稿者はこれを許諾しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

- 第5条 投稿する原稿は、研究所の執筆要領の指示に従って作成する。
- 2 投稿する原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。
- 3 学会等の発行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、研究所の紀要に投

稿することはできない (二重投稿の禁止)。

(原稿区分他)

- 第6条 投稿区分は、別表1、2のとおり、定める。
- 2 投稿する原稿の区分は、投稿者が選定する。ただし、研究所の紀要への掲載にあたっては、 査読結果に基づいて、研究所の編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 研究所の紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は 600 字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを 3~5 個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究成果発表(原稿)の投稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けて、既に学会等で発表した研究成果(原稿)は、抄録として掲載する ことができる。

(投稿料他)

- 第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。
- 2 投稿者には、掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は、 超過分について有料とする。

(正誤の訂正)

- 第8条 印刷上の誤りについては、投稿者の申し出があった場合、これを掲載する。ただし、印刷の誤り以外の訂正や追加は、原則として取り扱わない。
- 2 投稿者の申し出があり、研究所の編集委員会がそれを適当と認めた場合には、この限りでない。

(その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、研究所の編集委員会の議を以て決定する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営員会委員長が決定する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1 原稿区分(理工学総合研究所以外)

(1) 論 文	研究の課題,方法,結果,含意(考察),技術,表現について明確であり, 独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2) 研究ノート	研究の中間報告で、将来、論文になりうるもの(論文の形式に準じる)。 新しい方法の提示、新しい知見の速報などを含む
(3) 抄 録	研究所研究助成要領第 10 項(2)に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿(判例研究,解説論文,調査報告,資料,記録,研究動向,書評等)については,編集委員会において取り扱いを判断する。
	また、編集委員会が必要と認めた場合には、新たな種類の原稿を掲載することができる。

別表 2 原稿区別(理工学総合研究所)

- (1) 展望・解説, (2) 設計・製図, (3) 論文, (4) 研究速報, (5) 抄録(発表作品の概要を含む),
- (6) 留学報告, (7) 公開講座, (8) 学位論文

拓殖大学政治経済研究所

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領

1. 発行回数

本紀要は,原則として年2回発行する。その発行のため,以下の原稿提出締切日を厳守する。

- (1) 5末日締切-9月発行
- (2) 10 月末日締切-3 月発行

上記の発行に伴い、政治経済研究所(以下「研究所」という)のホームページにも掲載する。

2. 使用言語

用語は, 日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会 (以下「編集委員会」という)に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とするが、必ず 外国語に通じた人の入念な校閱を受け、日本語訳も添付する。

3. 様 式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿(A4 用紙を使用し、横書き、1 行 43 字×34 行でプリント)2 部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字(及び欧文)の場合は、ダブルスペースで43行。1行の語数は日本語43文字分。
- (3) 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。 なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。
 - ① 論文 40,000字(1行43字×34行で27頁)以内

A4 縦版•横書

- ② 上記以外のもの 20,000字(1行43字×34行で14頁)以内 上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。 投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。 ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。
- (4) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

4. 投稿原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。
- (2) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (3) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長(以下

「所長」という)より、その旨を執筆者に通達する。

5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に 挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定するする。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使用し、作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注•参考文献

- (1) 注は、本文中に(右肩に片パーレンで)通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。
- (2) 英文表記の場合は、例えば、The Chicago Manual of Style 等を参考にする。

7. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を、各 号の決められた日までに提出する。

8. 原稿の提出

投稿原稿と一緒に,『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入,「拓殖大学政治経済研究所ホームページへ公表承認印」を捺印し,原稿提出期日までに提出する。

9. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正、あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

10. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4版用紙(縦版、横書き)にプリントした完成原稿1部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、コンピューターの機種名と使用 OS とソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿論文データを保管しておくこと。

11. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三校を行う。 この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。 校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。 校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

12. 改 廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、政治経済研究所長が決定する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付記:「その他」の区分・定義について

① 判例研究:裁判事案の判決(要旨)の紹介とその解説及び批評等。

② 解説論文:他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。

③ 講 演:研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。

④ シンポジウム:研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。 紙上のシンポジウムを含む。

⑤ 書 評:専門領域の学術図書についての書評。

⑥ 随 想:自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。

⑦ 通 信:個人、特定の団体に向けて書かれた通信文。

教育・研究に関する主題に限る。

8 報告:学界展望など。 研究所からの通知を含む。

⑨ 資 料:上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。

執筆者紹介(目次掲載順)

大倉 正雄(おおくら・まさお) 政 経 学 部 教 授 経済学,経済思想史

小竹 聡(こたけ・さとし) 政 経 学 部 教 授 憲法学, アメリカ憲法学

奥田 進一(おくだ・しんいち) 政 経 学 部 教 授 民法,環境法

石﨑 篤史(いしざき・あつし) 政経学部講師(非常勤) 企業財務, リストラクチャリング

椎名 規子(しいな・のりこ) 政経学部教授民法,国際私法

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は、昭和30年(1955年)の第9号を「創立55周年記念」とするに際して、本学第10代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

編集委員

高橋智彦 井上治 岡崎哲郎 奥田進一 椎名規子 服部哲也 山本尚史

拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第 18 巻第 2 号 ISSN 1344-6630

(拓殖大学論集 301) ISSN 0288-6650

2016年3月15日 印 刷 2016年3月25日 発 行

編 集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 高橋 智彦

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397 (研究支援課)

印刷所 ㈱外為印刷

THE REVIEW OF TAKUSHOKU UNIVERSITY: POLITICS, ECONOMICS and LAW

Vol. 18 No. 2		March 2016	
Articles Masao Okura	The Social and Economic Visions of William Pet in his Early Days	cty (1)	
Satoshi Kotake	The U.S. Constitution and Same-Sex Marriage: A Comment on Obergefell v. Hodges	(55)	
Shinichi OKUDA	A Review on Liability for Structure on Land	(87)	
Atsushi Ishizaki	Corporate Restructuring and Main Bank System in Japan	(111)	
Material Noriko Shiina	The New Filiation Law in Italy: The Reform of the Italian Civil Code in 2012 and 201	3 (135)	
Submission of Manuscript		(173)	
Instructions for Contributors ······(176)			

Edited and Published by

INSTITUTE FOR RESEARCH IN POLITICS & ECONOMICS TAKUSHOKU UNIVERSITY

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8585, JAPAN